

平成29年第2回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（6月13日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	13
3. 欠席議員氏名	13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	13
5. 議会事務局職員出席者	13
6. 開 会・開 議	14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2 会期の決定	14
9. 日程第3 報告	14
10. 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	15
11. 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について）	18
12. 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）	18
13. 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）	22
14. 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
15. 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度志布志市一般会計補正予算（第12号））	25
16. 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号））	28
17. 日程第11 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について	29
18. 日程第12 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	31
19. 日程第13 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	33
20. 日程第14 議案第36号 財産の無償貸付けについて	35
21. 日程第15 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	40
22. 日程第16 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	52

23. 日程第17 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	53
24. 散 会	53

## 第2号（6月14日）

1. 議事日程	54
2. 出席議員氏名	55
3. 欠席議員氏名	55
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	55
5. 議会事務局職員出席者	55
6. 開 議	56
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	56
8. 日程第2 一般質問	56
野村 広志	56
西江園 明	77
小野 広嗣	91
9. 延 会	119

## 第3号（6月15日）

1. 議事日程	120
2. 出席議員氏名	121
3. 欠席議員氏名	121
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	121
5. 議会事務局職員出席者	121
6. 開 議	122
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	122
8. 日程第2 一般質問	122
八代 誠	122
平野 栄作	136
丸山 一	162
市ヶ谷 孝	176
9. 散 会	193

## 第4号（6月16日）

1. 議事日程	194
2. 出席議員氏名	195

3. 欠席議員氏名	195
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	195
5. 議会事務局職員出席者	195
6. 開 議	196
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	196
8. 日程第2 一般質問	196
小園 義行	196
9. 散 会	218

### 第5号（6月28日）

1. 議事日程	219
2. 出席議員氏名	220
3. 欠席議員氏名	220
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	220
5. 議会事務局職員出席者	220
6. 開 議	221
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	221
8. 日程第2 報告	221
9. 日程第3 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について	221
10. 日程第4 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	222
11. 日程第5 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	223
12. 日程第6 議案第36号 財産の無償貸付けについて	225
13. 日程第7 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）	226
14. 日程第8 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	236
15. 日程第9 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	237
16. 日程第10 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について	238
17. 日程第11 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について	240
18. 日程第12 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて	241

19. 日程第13	発議第3号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	242
20. 日程第14	議員派遣の決定	243
21. 日程第15	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長)	243
22. 日程第16	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	244
23. 閉 会		244

平成29年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月13日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程
14日	水	本会議	一般質問
15日	木	本会議	一般質問
16日	金	本会議	一般質問
17日	土	休 会	
18日	日	休 会	
19日	月	休 会	
20日	火	委員会	常任委員会
21日	水	休 会	
22日	木	休 会	
23日	金	休 会	
24日	土	休 会	
25日	日	休 会	
26日	月	休 会	
27日	火	休 会	
28日	水	本会議	委員長報告 質疑 討論・採決

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度志布志市一般会計補正予算(第12号))
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第5号))
議案第33号	志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号	志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	財産の無償貸付けについて
議案第37号	平成29年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
議案第38号	平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
議案第39号	平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
陳情第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
発議第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について
発議第3号	志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて
議員派遣の決定	
閉会中の継続審査申し出について	(総務常任委員長)
閉会中の継続調査申し出について	(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 野村 広志	1 政治姿勢について	(1) 本田市政3期12年の最終年度を迎え、これまでの行財政運営の総括と、次期市長選挙(4期目)に対する考えを問う。	市長
	2 財政運営について	(1) 地方自治体の財務会計制度は専門性が高く、処理方法も複雑で分かりづらいため、市民に財政の状況を分かりやすく情報開示することは、市の重要な責務でもある。そこで、本市の具体的な財政の状況について問う。	市長
2 西江園 明	1 志布志港内(さんふらわあ発着場前)の若浜運動公園の管理について	(1) 今回、補正予算で計上されている「市民が親しむ港づくり推進事業」の内容を問う。 (2) 公園内にあるソフトボール場の今回の計画を問う。 (3) 来年度以降の管理計画を問う。 (4) 大浜緑地のように将来的に市で引き取り、管理する計画はないか。	市長 市長 市長 市長
	2 福祉タクシーについて	(1) 福祉タクシーの現状を問う。 (2) 志布志地区、有明地区、松山地区、それぞれの現状を問う。 (3) 以前、協議する場を設けると答弁があったが、その結果を問う。 (4) 先進事例を視察したようだが、感想を問う。 (5) 福祉タクシーも含めた、今後の本市の公共交通計画について問う。	市長 市長 市長 市長 市長
3 小野 広嗣	1 地方公会計の整備促進について	(1) 本年度は、国が示した統一的な基準による地方公会計の整備促進の完了年度であるが、本市の取り組みの現状と、整備された財務書類を基にした財政状況を、市民に分かりやすく開示するための在り方について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
3 小野広嗣	2 情報化の推進について	<p>(1) 情報化の推進については、「志布志市情報化基本計画」及び「志布志市情報化実施計画」を、来年度から「志布志市情報化計画」へ一本化する予定となっているが、策定に向けた推進状況について問う。</p> <p>(2) 各地の地方自治体では、自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリやWEB用アプリを開発し、地方情報、観光、防災、健康、福祉等、便利な情報を住民及び観光客などに提供している。このような自治体用のアプリについての認識を示せ。</p>	市長 市長
	3 文化芸術の振興について	(1) 国の文化芸術振興基本法の成立以降、現在、第4次基本方針（2015～2020年度）に沿って施策が展開されている中、自治体の文化芸術施策の根拠となる条例づくりも各地に広まっている。施策の展開にはビジョンとなる柱が必要と考える。本市でも文化芸術振興条例の策定を検討してはどうか。	市長 教育委員長
	4 読書環境の充実に ついて	(1) 本市では、子供の読書活動を推進するためのキャッチフレーズとして「1日20分読書～いつも身近に1冊の本を～」と掲げているが、その現状と学校等において子供たちの読書意欲を高め、読書活動を積極的に進めるための方策について問う。	教育委員長
4 八代 誠	1 告知放送端末管理 事業について	<p>(1) 本市が平成22年度に導入した「地域情報通信基盤整備推進事業」について</p> <p>① 導入の経緯について問う。</p> <p>② 導入時の財源内訳について問う。</p> <p>③ 導入完了から現在までの経費について問う。</p>	市長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
4 八代 誠	1 告知放送端末管理事業について	(2) 行政告知放送端末と防災行政無線戸別受信機の違いについて問う。 (3) 今後の告知放送端末管理事業の個人負担の在り方について問う。	市長 市長
	2 市内農業者の雇用について	(1) 今年度における一番茶の実績について問う。 (2) 立地企業に対して本市が取り組んでいる「企業立地促進補助金等交付事業」の内容について問う。 (3) 農業者への雇用促進に対する補助制度は検討できないか問う。	市長 市長 市長
5 平野 栄作	1 環境行政について	(1) メリケントキンソウについては、平成26年6月に、この植物の生態と市内における繁殖状況について、平成27年9月に、駆除に向けた取り組みの現状と進捗状況についての質問があった。 ① その後、市当局としては駆除した実績をどの程度と見ているか。 ② 駆除に成功した場所、繁殖が拡大した場所があると思うが、その認識を問う。 ③ 関係団体との駆除に対する連携は構築されているのか。 ④ 2019年撲滅を早い段階で宣言したが、今後のタイムスケジュールについて問う。	市長 教育委員長
	2 有害鳥獣対策について	(1) 有害鳥獣への対策は、自己防衛策に加えて公的側面の捕獲作業を組み合わせることが重要だと考える。 ① 市内における被害発生箇所等のマップを作成し、周知等に活用する考えはないか。 ② 捕獲等を推進するために、他組織との連携や、人材の育成を図る考えはないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 平野 栄作	3 公民館活動について	<p>(1) 校区公民館の運営については、自治会加入率等による構成員数や高齢化の進展状況等、地区により活動内容に大きく差が生じてきていると感じるが、全体的な活性化に向けての対応が必要であると考えます。</p> <p>① 今後、どのような活性化策を検討しているのか。</p> <p>② 公民館長の充て職の改善は考えられないか。</p> <p>③ 校区公民館の構成員の減少は、コミュニティの欠如につながると思うが、市としてのバックアップ体制をどう考えているのか。</p>	市長 教育委員長
6 丸山 一	1 農道整備について	(1) 通山地区のコスモス祭りは、スタートから12年経って広域的に知られるようになり、来場者も2千人を超え、喜ばしい限りである。しかし、駐車場の不足や渋滞の対応など、周辺の整備が必要となっている。その対応策は考えられないか問う。	市長
	2 道路行政について	(1) 県営ラフォーレ松原団地横の市道は、雨が降るたびに30cm程冠水している。安楽川方面への排水対策はできないか問う。	市長
	3 鳥獣被害対策について	(1) 本市の鳥獣被害は増加傾向にあり、農家にとっては死活問題となっている。このことについて昨年9月議会で3人が一般質問したが、その後の対応と効果は上がったのか問う。	市長
7 市ヶ谷 孝	1 婚活事業について	(1) 人口減少社会の中、婚姻率も減少傾向をたどっているが、婚活事業はその対策の一つとして年々重みを増している。行政に限らず、市内で行われている関連事業について、情報の集約と発信をより効率的・効果的に行い、事業効果を更に高めていく考えはないか問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
7市ヶ谷 孝	2 自殺予防対策について	(1) 若者の自殺率の増加傾向は近年大きな社会問題として取りざたされているが、本市における現状と対策はどのようになっているか。	市 長
		(2) 5月15日に「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」が取りまとめた報告書では、若者の自殺対策を重視するとともに、地域の実情に応じた細かな施策を実施していくことが挙げられている。厚生労働省が5月30日に公表した「平成29年度版自殺対策白書」の内容とあわせて、今後、市としてどのように対応していくのか問う。	市 長
8小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況について問う。	市 長
		(2) 市長の退職手当は見直しをすべきと思うが考えを問う。	市 長
	2 嘱託職員等の待遇改善について	(1) 安心して働ける環境づくりをすべきと思うがどうか。	市 長 教育委員長
		(2) 市長部局以外の職場についての考え方を問う。	市 長 教育委員長
	3 保健行政について	(1) 在宅寝たきり老人等介護手当支給事業の見直しは考えられないか。	市 長
		(2) 介護保険で実施している家族介護用品支給事業について問う。	市 長
	4 福祉行政について	(1) 敬老祝金を75歳以上の全ての人に支給するように見直す考えはないか。	市 長

## 平成29年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成29年6月13日（火曜日）午前10時09分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度志布志市一般会計補正予算（第12号）)
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）)
- 日程第11 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第36号 財産の無償貸付けについて
- 日程第15 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時09分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成29年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、上村環君と福重彰史君を指名いたします。

—————○—————

### 日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月28日までの16日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月28日までの16日間に決定いたしました。

—————○—————

### 日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
第93回全国市議会議長会定期総会において、本議会から2名が表彰を受けておりますので、報告いたします。

特別表彰、議員20年以上、福重彰史君。一般表彰、議員15年以上、岩根賢二。  
以上であります。

ここで、伝達のためしばらく休憩いたします。

—————○—————

午前10時11分 休憩

午前10時14分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。  
受章者を代表して、福重彰史君にあいさつをお願いいたします。

○20番（福重彰史君） それでは、二人を代表いたしまして、一言御礼を申し上げます。  
ただいま永年勤続の表彰をいただきましたけれども、誠に身に余る光栄と存じます。このことは、ひとえに、これまで御支援や、そしてまた、お力添えを賜りました支持者の方々はもちろんのことではございますけれども、市民の方々や、また議会の同志の方々のお陰でもございます。衷心より感謝とお礼を申し上げます。

今、志布志市は合併をいたしまして、11年が経過をいたしておりますが、旧3か町の垣根やわ

だかまりというものも薄らいでまいりまして、志布志市は将来に向けまして、確実にその前進の一途にあるところでございます。

私も今回のこの受章を励みといたしまして、更に研さん・努力を重ねながら、大変微力ではございますけれども、地域や市政発展のために尽くしていきますことをここにお誓い申し上げまして、非常に簡単ではございますけれども、お礼のごあいさつに代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

[拍手]

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 次に、議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第3号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から平成28年度事業報告及び決算書、平成29年度事業計画及び予算書、資金計画並びに監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

#### 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

報告内容の説明を申し上げます。

報告第2号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

平成28年度志布志市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） おはようございます。

それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、補足して説明申し上げます。

一般会計の平成28年度から平成29年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、報告申し上げます。

なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしております付議案件説明資料の1ページから2ページを御覧ください。

繰越計算書にございます2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費の通知カード・個人番号カード関連業務交付金253万5,000円は、国の交付決定済額であり、翌年度繰り越しを想定しており、年度内にその支出が終わらなかったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

3款、民生費、1項、社会福祉費の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業8,030万2,000円は、国の補正予算における経済対策事業として、12月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性

質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものです。

3款、民生費、1項、社会福祉費の既存高齢者施設等の防犯対策強化事業136万4,000円につきましては、国の事業採択を1月末に受けて、それに係る補正予算を3月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、繰り越したものでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費の農業施設復旧支援事業650万1,000円につきましては、台風16号で被害のあった農業施設の復旧に対する支援で被災者が発注した資材等が不足し、調達が困難であったことから、年度内にその支出が終わらなかったため補助金の一部を繰り越したものでございます。

同じく、次の産地パワーアップ事業（茶振興対策）1億5,415万3,000円は、国からの事業採択を平成28年10月に受けて、それに係る補正予算を12月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

次の畜産クラスター事業1億3,596万8,000円は、国からの事業採択を8月初旬に受けて、それに係る補正予算を9月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

次の団体営中山間地域総合整備事業（有明地区）5,456万3,000円ですが、湧水処理に不測の日数を要したことにより工事が遅延し、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費及び委託費の一部を繰り越したものです。

説明資料は2ページになります。

6款、農林水産業費、2項、林業費の森林整備・林業木材産業活性化推進事業8億9,286万円ですが、国の平成28年度補正予算における内示を受けて、それに係る補正予算を12月議会へ計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものであります。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業1億9,900万円は、平成28年11月に国の補正により、社会資本整備総合交付金が増額されたため、吉村・山之口1号線道路改良工事及び安楽大橋架設工事関連（香月線）の工事を行いました。関係機関の協議・許可に不測の日数を要し、年度内にその支出が終わらなかったため、工事費を繰り越したものでございます。

10款、教育費、2項、小学校費の小学校施設老朽化改修事業1億7,410万円及び3項、中学校費の中学校施設老朽化改修事業1億1,170万円は、国の第二次補正予算案が、平成28年8月に閣議決定されたことを受けて、それに係る補正予算を12月議会で計上しましたが、事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため繰り越したものでございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農林水産施設災害復旧費1,118万1,000円は、災害査定が12月下旬に行われたため、工事着手時期が遅延し、工期・工程等における年度内完成が見込めず、その支出が終わらなかったため、工事費の一部を繰り越したものでございます。



11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業4,323万9,000円は、平成28年度に発生した公共土木施設災害復旧事業が大隅管内に集中し、施工時期が重なったことから、工事用資材入手が困難となり、年度内完成が見込めず、年度内にその支出が終わらなかったため、工事請負費の一部を繰り越したものであります。

以上、13件で18億6,746万6,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源は8万9,000円でございます。未収入特定財源は18億6,157万9,000円で、このうち国県支出金が15億4,392万1,000円、市債が3億960万円、その他の財源として基金が805万8,000円でございます。また、一般財源が579万8,000円でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願ひします。

この民生費の臨時福祉給付金、これは対象者への今の進捗状況ってどれくらいになっているんですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 臨時福祉給付金の支給状況であります。5月末現在で97.3%というふうになっております。

○18番（小園義行君） おおむね全員というような状況です。残りの対象者の人に対する対応というのは、どういう状況で現在展開されているんですかね、申請されていない方に対して。

○福祉課長（折田孝幸君） 申請されていない方に対しては、最初の段階で申請書を同封した形で送付しておりますが、その後も再三にわたり、まだ申請がお済みでない方について送付をしているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 以上で質疑を終わります。

以上で繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第5、承認第1号から、日程第10、承認第6号まで、以上6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第6号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市過疎地域産業開発促進条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種について、情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成29年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第1号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○税務課長（野邊孝蔵君）** 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明いたしますので、説明資料の6ページをお開きください。

今回の税制改正のうち、市税に関係する主な改正事項ですが、始めに軽自動車税のグリーン化特例の見直しでございます。

平成28年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例について、燃費基準の見直しを行った上で適用期限を2年間延長するものでございます。平成29年度及び平成30年度に環境負荷の小さい軽自動車を取得した場合、1年限りで軽自動車税を減免するもので、電気軽自動車等、天然ガス自動車では75%軽減、2020年度燃費基準プラス30%達成車では50%軽減、2020年度燃費基準プラス10%達成車では25%軽減するものでございます。

次は、固定資産税の特例措置でございます。

一つ目は、地域の中小企業に対する設備投資の支援としまして、平成28年度の税制改正で機械、装置といった償却資産について課税標準額を3年間2分の1とする特例措置が創設されたところですが、特例措置の対象に工具、器具・備品等を追加するものでございます。

二つ目は、保育の受け皿の整備促進のための措置としまして、市の許可を受けた者が行う家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業に使用する家屋及び償却資産について固定資産税の課税標準額を2分の1とする地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例を適用するものでございます。

三つ目に、災害に関する税制上の措置の常設化としまして、一つは災害等により滅失等をした償却資産に代わる償却資産等について、固定資産税の課税標準額を最初の4年度間2分の1とする特例措置を創設するものでございます。

次は、震災等による被災住宅用地のうち、家屋または償却資産の用に使用されている土地以外の土地について、住宅用地とみなして2年間の課税標準の特例措置を講じているところ、被災市街地復興推進地域に指定された場合は、震災等の発生後4年度分に限り、固定資産税の課税標準額を、被災の翌年度から4年度間2分の1に軽減する特例措置を講ずるものでございます。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、説明資料の8ページをお開きください。

第33条関係ですが、第4項は、上場株式等の配当所得について、第6項は、上場株式等の譲渡所得について、市民税の申告書が提出された場合は、申告書に記載された事項を基に市民税の課

税方式を選択できる旨を規定するものでございます。

9ページを御覧ください。

第48条及び11ページの第50条は、法律改正に伴う字句の整理等でございます。

12ページを御覧ください。

第61条第8項は、先ほど御説明しました震災等の償却資産に関する固定資産税の課税標準の特例について規定するもので、第61条の2は、固定資産税の課税標準の特例について、条例でわがまち特例の割合を新たに定めるものでございます。具体的には、先ほど御説明しました市の許可を得た者が行う家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業に使用する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準額を2分の1とするものでございます。

第63条の2は、タワーマンションの固定資産税の案分方法についての規定でございます。

第63条の3は、震災等により被災した共用の土地について、市街地復興推進地域に指定された場合、震災等の発生後4年度分に限り、申し出により、被災前の案分と同様の扱いを受けられるよう規定を整備するものでございます。

14ページを御覧ください。

第74条の2は、先ほど御説明しました震災等により、被災した住宅用地について被災市街地復興推進地域に指定された場合、震災等の発生後4年度分に限り固定資産税の課税標準額を2分の1とする規定を加えるものでございます。

附則の8条ですが、肉用牛の売却による事業所得について、市民の課税を免除する特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

第10条は、法律改正にあわせた読み替え規定となっております。

15ページを御覧ください。

第10条の2は、法律改正にあわせて、固定資産税の課税標準のわがまち特例の割合を定めるもので、第13項は、企業主導型保育事業に使用する施設について固定資産税の課税標準額を5年間2分の1とするものでございます。

第14項は、都市緑地法に規定する緑地推進法人が使用するに市民緑地について、固定資産の課税標準額を3年間3分の2とするものでございます。

第10条の3は、長期優良住宅について、固定資産税の減免の適用を受けようとする際の申告について規定するもので、17ページの第9項では、耐震改修された認定長期優良住宅、第10項では省エネ改修された認定長期優良住宅を追加するものでございます。

18ページ、19ページを御覧ください。

第16条第5項から第7項は、冒頭説明を申し上げました軽自動車税のグリーン化特例について燃費基準を見直した上で適用期限を2年間延長するものでございます。

第16条の2は、法規定の新設に合わせまして、軽自動車税の賦課徴収の特例を定めるものでございます。

20ページを御覧ください。

第16条の3第2項は、上場株式等の配当所得について、特定配当等申告書を提出した場合に限り市民税の課税方式を選択する旨を規定するものでございます。

第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得について、市民税の課税の特例を3年間延長するものでございます。

21ページを御覧ください。

第20条の2第4項は、台湾を通じた利子及び配当所得について。

第20条の3第4項は、租税条約締結相手国を通じた利子及び配当所得について提出された申告書等に記載された事項を基に市民税の課税方式を選択できる旨を規定するものでございます。

附則でございしますが、附則第1条は、施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。ただし、附則第6条については公布の日、附則第5条については、平成31年10月1日、附則第10条の2第13項の次に1項を加える改正規定については、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

補足説明は以上でございします。御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） 1点のみお伺いしますけれども、説明資料12ページの63条の3の一番下の行にあります「按分」という字がありますけれども、字が変わっているんですけども、これは両方とも正しいのか、はたまた何か意味があって、この字を書いたのか、どうなんでしょうか。

○議長（岩根賢二君） 丸山議員、もう一遍その箇所を言ってください。

○9番（丸山 一君） 説明資料12ページの一番下の行です。63条の3ところで「按分」という字が変わっているんですよ。だから、これは旧条の方の「案（あん）」という字が正しいのか、新の方の「按（あん）」の方が正しいのか。はたまた両方とも正しいのか、なぜ字が変わったのか。

○税務課長（野邊孝蔵君） ただいまの質問でございしますが、上位法の改正に合わせたものでございします。

新の方が正しいということになります。

○9番（丸山 一君） 今の答弁では、旧条の方は間違っているということにはなりませんけれども、それが条例の中で使っている文字に違いがあるということは、今の説明では納得できませんよね。

○議長（岩根賢二君） しばらく休憩いたします。

○

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○税務課長（野邊孝蔵君） 平成22年に常用漢字の改正がございまして、それに伴い上位法の改正があったところでございまして、その上位法の改正に合わせて、今回は新しい改正後の姿に改

正したところでございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（鶴迫京子さん） 説明資料の6ページの下段の方ですが、固定資産税、第61条の2ということで、ここに事業名が書いてありますが、この3事業を行っている事業所があるのか、無いのか、本市の現状がどうなっているのかお示してください。

○税務課長（野邊孝蔵君） 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、それから事業所内保育事業についてでございますけれども、家庭的保育事業とは、自宅開放型の定員5人以下の保育ということでございますが、現在のところ市内にはございません。いずれの事業につきましても、現在、市内にはございません。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（上村 環君） ただいまの6ページの一番下の償却資産に係るところでございます。「滅失等をした償却資産に変わる償却資産等」という、このところが非常に複雑で分かりにくいわけですが、再度説明をお願いいたします。

○税務課長（野邊孝蔵君） 震災等により滅失した場合に、新たに償却資産を取得した場合のことでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第2号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例措置等の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成29年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

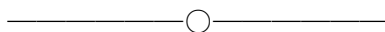
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第3号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。



#### 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、緊急に志布志市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（野邊孝蔵君）** 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて補足して説明を申し上げます。付議案件説明資料で説明をいたしますので、24ページをお開きください。

国民健康保険税は、応益割額、応能割額の合計額によって賦課されておりますが、国民健康保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、説明資料にありますように、応益分の国民健康保険税について、7割、5割、2割軽減する措置が講じられているところであります。

こうした低所得者に対する軽減措置の拡充は、平成28年度の税制改正において行われたところですが、今回の改正においても、経済動向等を踏まえ、5割、2割軽減基準の軽減判定所得の見直しを行うものでございます。

具体的には、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗ずる金額を「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗ずる金額を「48万円」から「49万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するもので、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税に適用するものでございます。

補足説明は以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○**議長（岩根賢二君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

○**18番（小園義行君）** 今回こういう形で変わりますね。もう昨年度の所得が確定をしているわけですが、この5割と2割、ここについての対象世帯がどれぐらいなんでしょうかね。

それと、そこについては申請主義ということで、こちらの方から教えないと、なかなか分からない部分もあるというふうに感じます。そこに対しては、これまでどおりきちんと、こうですよと対応はされているのかどうかということについてお願いします。

○**税務課長（野邊孝蔵君）** 今回の改正におきましての影響ということですが、28年度分で試算いたしますと、5割軽減世帯は16世帯の増、2割軽減世帯は11世帯の増となります。

金額につきましては、約87万円の軽減額の増となるところでございます。

後段の質問につきましては、しばらくお待ちください。

○**議長（岩根賢二君）** 課長、質疑に対する答えになっていないんじゃないですか。

○**税務課長（野邊孝蔵君）** 28年度分の試算でいきますと、5割軽減世帯は1,030世帯が1,046世帯となります。2割軽減世帯は661世帯が672世帯となるところでございます。

それから、後段の質問でございますけれども、広報等を活用して周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩根賢二君）** 以上で質疑を終わります。



これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

—————○—————

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度志布志市一般会計補正予算（第12号））

○議長（岩根賢二君） 日程第9、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に平成28年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、平成29年3月31日に平成28年度志布志市一般会計補正予算（第12号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） 承認第5号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第12号）について、補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、規定の予算に5,713万2,000円を追加し、予算の総額を264億3,325万9,000円と定めたものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、起債同意額の確定により合併特例事業など3件の地方債を総額5,390万円減額、変更したものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、8ページをお開きください。

2款、地方譲与税は、自動車重量譲与税の国の確認に伴い、1,222万5,000円を増額しております。

9ページをお開きください。

3款、利子割交付金は、国の確定に伴い93万2,000円を減額しております。

10ページをお開きください。

6 款、地方消費税交付金は、国の確定に伴い3,347万6,000円を増額しております。

11ページをお開きください。

8 款、自動車取得税交付金は、国の確定に伴い719万1,000円を増額しております。

12ページをお開きください。

10款、地方交付税は、特別交付税の確定に伴い6,225万3,000円増額し、交付総額は72億594万5,000円となっております。

13ページの15款、県支出金、2 項、県補助金は、県の交付決定に伴い1,017万円を増額しております。

14ページの16款、財産収入、1 項、財産運用収入は、預金利子等の確定及び財源調整に伴い29万8,000円を増額しております。

15ページの17款、寄附金は、ふるさと志基金の額の確定及び市民からいただいた福祉のための寄附金、合わせて3,850万5,000円を増額しております。

16ページの18款、繰入金は、事業確定に伴う財源調整のため、5,215万4,000円を減額しております。

17ページの21款、市債は、事業費の確定に伴い全て減額でございますが、農林水産業債を700万円、土木債を3,690万円、教育債を460万円、災害復旧債を540万円、それぞれ減額しております。

次に、歳出予算について、主なものを説明申し上げます。

18ページの2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費は持続可能な財政基盤確立のため、基金の利活用や残高を考慮し、財政調整基金積立金を1,827万2,000円増額しております。

4 項、企画費は、特定寄附等をふるさと志基金に積み立てるべき額を4,704万8,000円増額しております。

19ページをお開きください。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は、歳入でも御説明いたしましたとおり、市民からいただいた福祉のための寄附金を地域福祉基金に積み立てるべき額を10万5,000円増額しております。

22ページをお開きください。

7 款、商工費、1 項、商工費、3 目、観光費でございますが、平成28年4月に発生した熊本地震により被災した熊本県を支援するため、ふるさと納税の受け付け事務を代理し、集められた寄附金を熊本県に送るための寄附金の額が確定したことに伴い、829万3,000円を減額しております。

その他、歳出予算につきましては、地方債等の財源振り替えをいたしております。

以上が承認第5号の概要でございます。御審議の方、よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 財源のことをお聞きしますけれども、例えば20ページ歳出のほうですけれども、農林水産業費、農地整備費で地方債が全額減額して、一般財源が500万円、その分の財源の組み替えなんですけれども、こういうのは、結局起債の対象にならなかったから、こういう

ことがあり得るのか、当初の見込みというのは、どういう見込みで計上したのか。

あと、額の小さいのも、砂防費なんか20万円とか、こういうのもありますけれども、学校管理費なんかも地方債で300万円計上していたけれども削って、それがそのまま一般財源になっていますけれども、こういう経緯になった理由は何ですか。

○財務課長（仮重良一君） 地方債の借り入れ等につきましては、事業費の確定等に伴いまして、精算をしていくわけですけれども、今回、年度末ということで、事業の確定によります財源の組み替えという形になるところでございます。

地方債の起債をすることに替えまして、一般財源で支払う分については、一財で支払うというような形での財源の組み替えになったところでございます。

○8番（西江園 明君） 結局ですよ、私が聞いているのは、地方債の申請をしたけれども、駄目だったのか。それとも今、財源は減ったけれど、トータルの予算は変わってないですよ、補正前と。だから、中で変わったのは、当然起債の方が有利ですよ、市のためにはですよ、交付税措置があるわけですから。それが100%一般財源になったということは、何か理由があったからというか、市債を申請したけど、起債を申請したけど認めれなかったのか、それとも何か他に理由があるのかをお聞きしてるんですけど。

○財務課長（仮重良一君） 事業費については、変わっておりませんが、財源としての借り入れ分を減らして一財で支出をするというような組み替えの関係でございます。

[西江園明君「そうなった理由は。起債の方が有利ですよ、交付税措置は」と呼ぶ]

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

建設課分につきましてはですけれども、これは最終の専決処分でございます。この前に3月補正で事業費が確定しまして、事業費自体を落としておりますので、ですから、もともとの枠は、この以前に事業費が減額しておりまして、ということは、最初に充てた起債対象になる額が減っていますので、最終的に充てられる起債も減ったということで、最終で調整をしているという格好になっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

しばらく休憩いたします。



午前11時10分 休憩

午前11時12分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

答弁準備のために、11時25分まで休憩いたします。



午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○財務課長（仮重良一君） 先ほど説明しましたがけれども、誤っておりましたので答弁をいたします。

今回の財源振り替えにつきましては、事業の事業費の歳出予算額の執行の確定に伴いまして、起債額が確定するものでございます。申請額が認められなかったというものではないわけでありまして、最終的な事業費に応じた借入額に合わせまして、歳入の市債を補正をするというもので、歳出予算は補正しないため、その差は一般財源となるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

[西江園明君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号））

○議長（岩根賢二君） 日程第10、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、地方債の同意額の確定に伴い、緊急に平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を補正する必要が生じ、平成29年3月31日に、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第5号）を専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,890万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の市債は、140万円減額するものであります。7ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を140万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

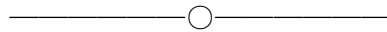
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。



日程第11 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志港港湾計画の一部変更に伴い、志布志港若浜地区における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を緩和する措置を講じるため、第3種区域の範囲の志布志港港湾計画に定めのある区域に関する規定を削るものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、条例の一部改正の経緯についてでございます。工場立地法では、敷地面積9,000㎡以上、

又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上で、製造業等を営む工場は周辺環境との調和を図るため、全国一律で全敷地のうち、緑地面積20%以上を含む環境施設面積25%以上を設けることが義務付けられております。平成23年に工場立地法が一部改正され、平成24年度からは緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び届出受理変更命令等が全ての市へ権限移譲されたことから、本市においても、平成25年9月に地域の実情を勘案した地域準則条例を制定し、緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を国の基準の範囲内で緩和したものであり、これにより企業誘致をより一層推進してまいりました。

工場立地法における区域区分には、第1種区域から第4種区域まであり、第1種区域は都市計画の用途指定における住宅、商業地域を対象とするもので、第2種区域は同じく、準工業地域、第3種区域は工業地域を対象としております。第4種区域は、第1種から第3種区域に該当しない区域であり、都市計画区域外を含む用途地域の定めが無い地域を指すものであります。

付議案件説明資料27ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例を制定した平成25年9月時においては、第3種区域の範囲設定に当たり、志布志港若浜地区も工業地域として検討対象でありましたが、この地域は、昭和54年3月の志布志港港湾計画において緑地面積率は20%を確保することとされているため、第3種区域から除外されていたものであります。

しかし、鹿児島県において、本年3月に志布志港港湾計画の一部を変更したことに伴い、志布志港若浜地区における緑地面積率は、工場立地法の緩和措置に準ずるとされたことから、今回条例の一部を改正する本案を上程するものであります。

改正内容は、第3条の表、「第3種区域内の志布志港港湾計画に定めのある区域を除く」に関する規定を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） ちょっと確認ですけれども、確かに港にある企業にとっては、この緑地の規制というのが非常に大きいというか、負担が大きいという話は前からも聞いて、非常にいい措置だとは思いますが。この条例うんぬんに対してということじゃないですけれども、この上の26ページの図面を見ていると、今の説明、第3種区域で、「志布志港港湾計画区域を除く」とありますけれども、この削除する文の定めというのは、この上の図面で見ると、この黄色の部分指着しているということですか、まず最初に、これをお伺いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回除く部分については、若浜地区の黄色い部分、ここを除くというところがございます。

○8番（西江園 明君） すると、この赤の部分ですよ、規制が厳しいまま、100分の25という、網が被った2種ですよ、市が造成した所、開発公社が造成、この工業団地ですよ、あの一帯、安楽川の向こう、3工区、4工区やったか、あっちを含めた、それといちばん最初にできた港の

あの辺は、まだ2種のままという考え方ですかね、まず、その確認。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この赤い部分については、第2種区域のままで、15%の緑地率を保つということになります。

○8番（西江園 明君） 今回議案には無かったですけれども、今日議会説明がありますけれども、新しい企業立地する企業がありますよね、臨港道路沿いに、民間で造成した土地ですよ、株式会社桜島、名前を出すと都合が悪かったら、議長、削除してください、ああいう所はどうなるんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） この赤い部分については、今回工業団地等も含まれておりますので、今回譲渡した対象業種は製造業でないことから、この規定には対象とならないというふうに。

[西江園明君「対象にならない」と呼ぶ]

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） はい、そういうことでございます。

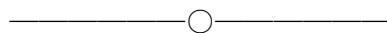
[西江園明君「はい、分かりました」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第12 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行う等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（野邊孝蔵君） 議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

議案は、市税条例の附則第5条第1項中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

現行では、納税義務者の配偶者の合計所得が38万円以下の場合、納税義務者の所得に関係なく配偶者控除を受けられるところですが、改正後は、配偶者の合計所得が38万円以下であっても、納税義務者の所得が1,000万円を超えた場合は、配偶者控除を受けられないこととなります。

そうしたことから、控除対象配偶者と控除対象とならない配偶者とを区別するため、名称を変更するものでございます。

それでは、付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の28ページをお開きください。

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、平成31年度以降の個人市民税の配偶者控除及び配偶者特別控除について、次のように見直すものでございます。

一つ目の配偶者控除の見直しですが、控除対象配偶者、または老人控除対象配偶者を有する納税義務者の前年の合計所得金額に応じて、配偶者控除の額を定めるものでございます。

なお、前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用は無くなるところでございます。

二つ目の配偶者特別控除の見直しですが、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を現行では「38万円超76万円未満」としているものを「38万円超123万円以下」まで範囲を広げ、納税義務者の合計所得金額に応じて控除するものでございます。

なお、前年の合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用は無いところでございます。

議案に戻っていただきまして、附則第1条で施行日を平成31年1月1日としております。

附則第2条では、今回の改正後の規定は、平成31年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、従前の例によるものとするものでございます。

補足説明は以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） この説明資料の「同一生計」というのは、どういう意味なんですか。同じ所帯の中で生計を成り立てているという意味なんですか、あまり聞きなれない言葉なんですけど。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————  
午前11時46分 休憩  
午前11時47分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○税務課長（野邊孝蔵君） 失礼しました。「同一生計者」とは、居住者の配偶者で、その居住者と生計を一にする者のことでございます。

以上です。

○9番（丸山 一君） 大体想像はして、僕にはあまり関係ない話なんですけれども、そうだと



うとは思いますが、わざわざ、旧条文の「控除配偶者」、これでも意味は同じじゃないかなと思うんですけれども。これを言ったところで、一課長が答弁というのはなかなか、上位法の改正ですから、こうなったんですけれども、なんでまた、こういうことにするのかと思うんですけれども、答弁が難しければいいです。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） この「段階的に縮小」という、ちょっとここがよく分かりにくいわけです。実際法の施行は、平成31年1月1日から123万円に拡大しますよということですよ。この「段階的に縮小」という、ここの123万円に行く、ここにイメージ図が書いてあるんですけれども、ちょっとここを説明してください。

○税務課長（野邊孝蔵君） 縮小の意味でございしますが、控除金額が配偶者の所得に応じて段階的に小さくなっていくという意味でございします。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、総務常任委員会に付託いたします。



### 日程第13 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、市営住宅、単独住宅及び特定公共賃貸住宅の新たな入居者と既存入居者との連帯保証人の取り扱いの公正を期すため、既存入居者が連帯保証人の変更をする場合において、特別な事情がある場合は必要としないこととする措置を講じるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（假屋真治君） 議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例について、補足して説明申し上げます。

市営住宅等に入居する場合、二人の連帯保証人の連署する誓約書の提出を求めておりました。

また、既存入居で連帯保証人に変更等があった場合、市長の承認を得ることとなっております。高齢者等にとって二人の連帯保証人の確保が難しいとの窓口相談もある状況の中、継続的に対策を協議してまいりました。

新たな入居者の場合においては、市長が特別の事情があると認める者に対しては、誓約書に連帯保証人の連署は必要としないことができるようになっておりますので、必要な事項を要綱に定めまして、連帯保証人の猶予ができるように、既に本年2月1日から施行しているところであります。

具体的には、連帯保証人の猶予を受けられる対象者を65歳以上の高齢者、身体障がい者等の手帳を交付された者、配偶者からの暴力の被害者、生活保護法による要保護者、建て替え事業の対象者などです。この要綱によりまして、新たな入居者の場合、連帯保証人の猶予措置ができるようになったところでありますけれども、既存入居で連帯保証人に変更等があった場合については、猶予ができない状況であります。

そこで、今回条例に「市長は特別な事情があると認める者に対して、連帯保証人の変更を必要としないことができる」の条文を設け、新たな入居者と既存入居者の連帯保証人の猶予の公平を措置するために条例改正するものであります。

それでは、付議案件説明資料の31ページの新旧対照表をお開きください。

第1条関係、志布志市営住宅管理条例、第12条の第2項として、「市長は、特別な事情があると認める者に対しては、前項の規定による連帯保証人の変更を必要としないこととすることができる。」の条文を新設いたします。

次に、第2条関係、志布志市営単独住宅条例第11条の第2項として、「市長は、特別な事情があると認める者に対しては、前項の規定による連帯保証人の変更を必要としないこととすることができる。」の条文を新設いたします。

次に、付議案件説明資料の32ページの新旧対照表をお開きください。

第3条関係、志布志市営特定公共賃貸住宅条例第10条で、市内居住の保証人の連署を求めています。実情に合わせまして、「市内に居住し、かつ、」の条文を削除いたします。

また、第11条の第2項として、「市長は、特別な事情があると認める者に対しては、前項の規定による連帯保証人の変更を必要としないこととすることができる。」の条文を新設いたします。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（丸山 一君） 先ほど説明の中で、市長が特別と認める場合、65歳以上とありましたが、それをもう一度言ってください。ちょっと聞き取れなかったのです。

○建設課長（假屋眞治君） 2月1日付けで要綱を定めました。その中での連帯保証人の猶予を受けられる者を、一つ目が65歳以上の高齢者というふうに要綱で定めておるところでございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） その他も。

○建設課長（假屋眞治君） 失礼しました。その他が身体障がい者等の手帳の交付を受けた者、配偶者からの暴力の被害者、生活保護法による要保護者、建て替え事業の対象者などでございます。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

[丸山一君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第35号は、産業建設常任委員会に付託します。



#### 日程第14 議案第36号 財産の無償貸付けについて

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第36号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、旧田之浦中学校の跡地利用に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 議案第36号、財産の無償貸付けについて補足して説明申し上げます。

今回議案として提案しておりますのは、平成26年3月に閉校した旧田之浦中学校の跡地利活用に伴い、学校跡地等利用候補者選定委員会において選定した、利用候補者を貸し付けの相手方として、建物を無償で貸し付けることにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

それでは、資料に基づき説明いたします。

1の無償貸付けを行う建物の概要につきましては、旧田之浦中学校の管理教室棟、便所及び給食コンテナ室であります。数量、建築年については記載のとおりであります。

管理教室棟につきましては、昭和43年の建築でございますが、平成21年に耐震診断をした結果、現在の耐震診断の基準を満たしているということでございます。

2の貸付けの目的につきましては、特用林産物アラゲキクラゲの栽培施設として使用することにより、施設の有効活用を図り、もって地域の活性化に資するものであります。

3の貸付けの期間につきましては、貸し付け契約の日から、平成34年3月31日までの約5年間としております。

4の貸付けの相手方につきましては、鹿児島県曾於郡大崎町の有限会社羽子田人工授精所、代表取締役羽子田幸一氏とするものであります。

この募集の概要につきましては、文部科学省の「みんなの廃校」プロジェクトのホームページ、市のホームページ及び市報しぶし3月号を活用し、広く募集を図ったところであります。

公募期間につきましては、平成29年3月1日から31日までの1か月間とし、この間、電話での

問い合わせ等は数件ありましたが、結果的に応募団体数は1団体となったところであります。

6の選定経過につきましては、志布志市立学校跡地等利用候補者選定委員会を開催し、利用候補者の選定を行いました。

委員は11人で、その構成は中小企業診断士、税理士、地域代表、副市長、関係課長となっております。第1回の選定委員会において公募概要の説明、書類審査、現地調査等を行い、第2回の選定委員会において面接審査及び採点を実施したところであります。

次のページでございます。選定に当たりましては、募集要項で示された評価基準に基づく採点を行った結果、この表の下、合計の欄のとおり、2,200点満点の1,626点、総点の73.9%を獲得し、選定委員会で当該施設の跡地等利用候補者として適正であると判断されたものであります。

選定委員会の講評としましては、申請者は、これまで主に畜産業等での実績もあり、事業内容についての計画性も十分認められ、経営能力も問題ないと考えられる。当該業務は、新規事業の取り組みであり、地域の活性化を地元雇用という面から支え、特用林産物を将来的に地元の特産品にしたいという意向は、地域における産業振興が見込める提案だと思われる。

また、当該事業計画は、年次的に計画されていることから、大幅な変更が無いよう努めていただきたいという意見が付されたところであります。

7の具体的な事業計画等につきましては、まず(1)の特用林産物栽培事業の取り組みとしまして、キクラゲの国内の流通市場では、中国産の乾燥したキクラゲが大半を占めておりますが、国産の生製品の需要が拡大しているため、ビニールハウス内で栽培できる技術を活用し、年間を通して生産をし、商品及び地元特産品の開発に取り組むものであります。

(2)の地域交流の取り組みにつきましては、事務休憩室として使用する管理棟、1階の事務室及び保健室を地域交流スペースとして開放するものであります。

(3)の土地及び建物の利用計画につきましては、校庭にビニールハウス3棟、1,542㎡を整備するとともに、従業員等の駐車場として使用し、管理教室棟は、事務室、加工室及び保存施設として使用するとともに、残りの空き部屋につきましては、平成30年以降に改修して菌床室として使用する計画であります。

(4)の雇用促進につきましては、施設管理責任者、栽培管理・収穫・加工調整を行う従業員等につきましては、地元住民を優先して雇用することとしており、全体で15名の雇用を計画しているものであります。

(5)の同種及び類似事業の実績等につきましては、平成29年、本年5月から薩摩川内市の旧高城西中学校跡地を活用しまして、本市と同様のキクラゲ栽培事業を実施することで進められております。

以上でございますが、羽子田人工授精所の学校跡地利用に係る具体的な事業計画は、施設の有効利用を図り、もって地域活性化に資するものであると考えております。

そして、旧田之浦中学校のその他の施設につきましては、プールは田之浦小学校が利用して、体育館は地域住民のコミュニティ施設として活用していくことから、今回の貸し付けの対象には

含まれておりません。

なお、今回の議案は、建物の無償貸し付けであります。土地の貸し付けにつきましては、無償ではなく、本市の条例、規則に基づく有償での貸し付けとなります。本議案の対象とはなっていないところでございます。

以上で、議案第36号、財産の無償貸付けについての補足説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） 当議案の質疑につきましては、午後から行うことといたします。

これから昼食に入ります。午後は、1時15分から再開いたします。

○

午後0時06分 休憩

午後1時13分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

これから、議案第36号についての質疑を行います。

○議長（岩根賢二君） 質疑はありますか。

○5番（小辻一海君） 本案は、地域活性化につながるもので、大変喜ばしいことだと思っております。今後、総務委員会に付託されることになっていますが、所管外となっておりますので、執行部から提出された説明資料に基づきまして、念のため、いくつか質疑させていただきます。

まず1点目に財産管理について、土地は有償ということですが、本市の公的施設を個人、民間事業に貸し付けする場合に、土地、建物の普通財産貸付料などの算定基準は、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

2点目に、地域の跡地等利活用再生委員会の中で様々な要望、御意見があったと思うのですが、実際どのような提案がされたか。

また、中学校が閉校して3年経過し、その間利活用再生委員会等を再三開催したにもかかわらず、跡地利用が進まなかった主な理由は何だったのか、お示しいただきたいと思っております。

3点目ですが、候補者の事業計画等の中で説明資料34ページ、7の（1）特用林産物栽培事業の取り組みにあります、アラゲキクラゲがどのようなもので、食べ物だけに使用するものか、どれだけの需要が見込まれ、どれだけ採算が取れるのか、そのあたりの具体的な事業計画の説明は無かったものか、お尋ねします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） まず、土地の貸し付けの関係でございますけれども、土地につきましては、貸し付けを公募する際に、企業、その他の団体も可能ということで、営利目的のある企業等も想定していることから、有料ということでございます。

具体的な積算としましては、貸付敷地の評価額、今回の場合には近傍地でございますけれども、その評価額に行政財産使用料条例の第5条を適用し5%を乗じまして、年間貸付料を算定してい

るところでございます。

以前の旧八野小学校跡地利用と同じ考え方で整理をしているところでございます。

それから2点目でございます。

地域の皆様方との利活用再生委員会を開催してきたわけでございますけれども、平成26年12月から地域代表の11名の方と一緒に活用について検討してまいりました。また、地域の皆様方は、この施設を体育館などを使用されますかということも聞きながら進めてきたところでございます。平成26年度に2回、27年度には4回、28年度に1回、計7回開催してまいりました。その再生委員会で出た意見としまして、施設活用の案が出たわけでございますが、竹林等があることから、竹細工を活用した交流、みそや焼酎などの加工施設はどうか、住宅の分譲、それから宿泊施設等々の都市との交流や、スポーツ合宿、グリーンツーリズムなどの活用等が出たところでございます。交流、それから雇用をテーマにした意見が多かったところございました。

また、この他に地域説明会ということで、約20名の参加でキクラゲの事業説明等も行っているところでございます。

そして、平成29年、今年の1月28日には田之浦校区のふれあい移動市長室の中で、「跡地利活用を早く進めていただきたい」という意見もいただいたところございました。

地元の意見を聞きながら丁寧に進めてきたとの思いでございますけれども、活用計画の中で、地域の活性化案ということが、いくつか示されたわけですが、その具体的な計画の精査をしながら進めていったという形で、最終的にキクラゲの振興ということになっているところでございます。

それから、なぜキクラゲに着目したかというようなことの御質問だったと思っておりますけれども、キクラゲについては、国内消費量の98%が輸入に頼っているということで、その輸入国が中国ということでございますが、最近、国内生産の量が倍増してきて、そのほとんどがアラゲキクラゲということで、キクラゲの一番代表的名称がアラゲキクラゲということでございます。

その他、黒キクラゲ、白キクラゲ等があるところでございます。

最近、アラゲキクラゲの菌種の菌のメーカーから、新たな菌床栽培用の技術が開発されまして、優れた品が開発されて国産品が流通されてきている状況でございます。

キクラゲの栽培には一定の温度と湿度が必要であり、温暖な九州が適しているということで、現在国内では熊本、鹿児島が産地ということでございます。最新の安定的な菌種の提供によって、大きな収量が期待できて、収益性が高い事業が見込まれるということで、今回この事業に取り組まれているということでございます。

今回の生産については、食用のみの生での生産ということでございますけれども、将来的には、そのキクラゲを活用して、化粧品類とか、そういった6次加工も進めていきたいということで、そういった専門業者と提携していきたいという計画でございました。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） 1点目の件でございますが、このたびの民間企業へ5年間無償で使用さ

せる案が提案されているところでございますが、先ほど説明がありましたが、建物の財産貸し付け算定基準があるにも関わらず、公平性の観点から無償にすることについての何か規定や基準が設けられているのか。また、無償、有償にする基準は、どのようになっているのかお尋ねします。

2点目として、跡地利用が進捗しなかった理由も答弁いただきましたが、もう少し急ぐべきではなかったかと思うところですが、市当局側も、地元の意向に沿うよう慎重に審議され、今議会に案が提案されているところでございますので、理解はしましたが、先ほどの説明では、ここに提案する前に跡地等利用候補者選定委員会で審議されたと思いますが、もう一度、委員11人の構成はどのような構成か。また、旧田之浦中学校区域から何人選定があったのか。また、11人の方々からどのような質疑・意見・要望が具体的に出されたか、分かる範囲でお示しいただきたいと思えます。

次に、3点目として、候補者の事業計画等の土地及び建物の利用計画が資料に示されていますが、単なる利用だけではなく、どのような範囲で利用をするのか、校舎・グラウンドをどのような形で利用して、新たな施設を整備するのか、改修していくのか。また、雇用が地域から15名ほどということですが、仕事の用途によって、地域の人たちに雇用の機会が年次的に広がっていくものか。あわせて地域貢献度、そのあたりの具体的な計画の説明は無かったものか。

それとグラウンドは、現在ドクターヘリの離着陸場所となっていますが、今後利用できなくなる可能性があるが、その後の対応は協議されているのか、そのあたりについてお尋ねいたします。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** まず、1問目でございます。

土地は有料ということで説明しました。建物が無償なのかという御質問だったかと思えます。

本市の学校跡地利用に関する基本方針を定めておりますが、その中で跡地の活用の形態につきましては、「市の施設への転用、または民間事業者への無償貸与」というふうにしているところがございます。

そして、具体的に平成24年に旧八野小学校跡地利用の公募を行う際に市の方針を定めたわけでございますが、建物につきましては、地域活性化に向けた利活用を促進していくということから無償としているところがございます。大きな理由は、それでございますけれども、補足して申し上げますと、国庫補助金を使っているということで国立学校整備補助金等の財産処分の手続きにおきまして、建物を有償で貸し付ける場合には、国庫補助金の返納、もしくは国庫返納金の積み立てというようなことがあるわけでございますけれども、無償で貸し付ける場合には、そういった制限が何も無いということでございまして、本市におきましては、無償での貸し付けということを当時決定しているということでございます。

貸し付けについては、以上でございます。

次に、田之浦の再生委員会のメンバーということでございますけれども、全部で11人ございまして、田之浦地域の方が5名でございます。森山が4名、四浦が2名ということで、合計11名でございます。

それから、選定委員会で、どのような意見があったかということでございますけれども、まず

事業概要の説明を詳しく聞いたわけでございますけれども、特に環境面とか、騒音とか公害とかということは無いかということでございましたけれども、そういったものは無いと、室外機等の音の程度であるということでございました。

それから、農薬等の使用は無いのかということでありましたけれども、そういったことも無いということでございました。

また、先ほどありましたキクラゲを次の産業展開として、化粧品等にも活用していきたいというような説明があったところでございます。

先ほど地域の代表の方のお話をしましたけれども、選定委員会の委員の中身でございますけれども、中小企業診断士が1人、税理士が1人、それから田之浦中学校区、森山、四浦、田之浦校区の館長さん3名ということでございます。それから、庁内員は両副市長、それから関係課長ということで、11人での審査ということでございました。

審査の内容は、今申し上げたとおりでございまして、環境のこと等への質問等が出たところでございます。

それから、今後の事業計画の御質問でございましたけれども、1期から2期、3期という形で計画をされているようでございます。

まず、第1期ということで、運動場の東側に3連棟のハウスを整備する予定でございます。そして、第2期としまして、現在ある校舎を生産加工室として整備していくという考え方でございます。その後、3期ということで、栽培エリアをもう一つ設けるということでございます。

雇用につきましては、先ほど全体で15名と申しましたけれども、第1期の段階で、15名を計画しているということでございます。

その次、第2期につきましては、その後の状況を見ながら増やしていきたいというようなことでございました。

それから、地域との交流というようなことでございますけれども、施設については見学もできますし、キクラゲを使った料理の紹介や交流などもできるということでございます。

また、教室の一部を改良しまして、休憩室や自動販売機等を設置しますけれども、市民の皆さんとの交流スペース、それから、御在所岳登山の休憩地点として、トイレとか自動販売機を利用させていただきたい、そういった交流をしていきたいというようなことでございます。

それから、ドクターヘリの離発着所の関係の御質問もありました。

現在、田之浦中学校跡地の運動場については、ドクターヘリの離発着所になっているところでございまして、その件につきましては、関係課で協議をしてきたところでございます。ドクターヘリの離発着所につきましては、その機能を田之浦中学校から田之浦ふるさと交流館の方に移していくということで、消防署などの関係機関との協議を進めているところでございます。

また、そういった地域からの要望もあるところでございます。今回の補正予算の中で、田之浦ふるさと交流館の敷地整備の予算等も出されて、ドクターヘリ離発着時の区画線の整備等も計画されているところでございます。そういった形で調整をしているところでございます。



以上でございます。

**○5番（小辻一海君）** 最後になります、1点目についてですが、本事業は雇用の拡大や地域経済の波及効果を大いに期待したいと思いますが、一方では営利事業であることは間違いのないわけですので、そのことから有償か無償かの一つの基準というのも当然求められていくものだと思いますので、その点をもう1回お考えをお聞きしたいと思います。

2点目については理解いたしましたので、3点目、校舎の事業計画の最後としては、地域活性化及び地元雇用促進のため、事業者は無償で貸し付けて事業を促進されていくわけですので、事業者には大変失礼とは思いますが、万が一ということも考えられますので、事業者が目的を達成しているかどうか、施設管理者としてできる範囲での事業検証も重要だと思います。事業者と連携を取りながら調整を図っていく担当課は、どこの課になっていくのか、あわせて検証結果を議会にもお示しできないかお伺いいたします。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 跡地活用につきましては、今回2件目ということでございます。これまで市の方で定めておりました建物については、地域活性化に向けた利活用の促進ということから無償にするということ。

それから土地につきましては、もろもろの管理費等もあって企業等も想定しているということから有償での貸し付けということでございますので、現在は、そういった考え方でございます。

また、そのことをもう1回整理しながら、今後については、他の所の状況も調べながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

現在のところ、その方針で進めているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、新たに契約をしていった場合の進捗や通常の管理状況をしっかり把握しなさいということだったと思っておりますけれども、契約をいたしますので、その段階で定期的に経営状況等を求めたりできるような形での契約も、また調査もできるようにしていきたいと思っております。

現在の普通財産の貸し付け等については、支所の地域振興課と連携しながらしておりますので、また企画政策課、地域振興課と連携しながら進捗状況を確認してまいりたいと思っております。必要な状況につきましては、また議会の皆様方にも御報告していきたいと思っております。

**○議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はありませんか。

**○18番（小園義行君）** 今回のような財産の無償貸し付けということで、公募した段階で1法人、こういった時の審査の在り方というんですかね、非常に、これ大変厳しくする必要はないかというふうに思います。競合するものが無いからですね、そういった点で、こういった場合の1団体しかなかったわけですが、そこについて、学校等跡地利用候補者選定委員会という中でですね、1社しかない場合の選定委員会の中での議論の仕方としては、非常に難しいなというふうに思うんですよね。

2社、3社あれば、その中で具体的なもので比較ができますけど、そういったものに対しての今後も旧出水中学校とか、まだあるわけですが、そこに対しては、今回のこの提案にあ

たって、こういった議論がされたものだろうかというものがあります。1点目です。

二つ目に、今回総合点で1,626点ということで、73.9%の点数ですね、評価ですね。ここをそれぞれが了とされたんでしょうけれども、一つ一つ見てもですね、すごく100点に近いところで足りないものとか、評価の点があるんですが、それについては了とされたというのは、全ての点ですというふうに点数を取ったからいいよということですが、1点だけですね、先ほど小辻議員の方もありましたけれども、遂行能力ということで、新規事業ですよ、ここを440点ですけど、321点、120点ほどマイナスですね。ここについては、本来だと満点が出てくるぐらいのものでないといけないなというふうに、個人的には思います。

そういった意味で、今回の1,626点、73.9%が選定委員会の中で、もろ手を挙げて、やっとなら来ていただいたから良かったね、というふうになったのか。そこについては、ここにいろいろ書かれていますけど、どういうことだったのかということです。

あと具体的に三つ目は、管理棟がありますね、その上の木造の建物がありますね、そこは今回の中には、多分教室、コンテナ室ということじゃないと思いますが、一部だけ無償貸し付けという形ですけど、管理棟の上の建物は、どういうことになっていくのかということが三つ目です。

もう一つは、校庭にビニールハウスを建てられるということで、1,542㎡ですけど、今後、5年後終了というか、この事業が終わった時ですよ、撤退とか、もうしませんよとした時、ハウスの撤去とか、そういったものについても、きちんと考えられているというふうに思いますけれども、そこについては、どういうお考えですか。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 今回の応募につきましては、1社ということでございました。いろいろなホームページ等や情報は出したんですけども、結果的に1社ということでございました。

審査会の中で、そのことについては、結果的に1社だったので、そのことについては仕方がないだろうということでございました。

審査の方法につきましては、1社だったけれども、それが適正かということで、個別に審査をしながら、点数化して評価をしましょうという形になったところでございます。

そして、最終的な評点でございまして、合計で73.9%ということで、ちょっと関連しまして、指定管理等での評価には70点という基準がございまして、そういった基準を上回って評価ができるのではないかということの意見が多かったところでございます。

それから、事業遂行能力ということのところで御質問でございましたけれども、事業計画が先ほど言いましたように、第1期、第2期、第3期ということで、全体的な計画はなされていたんですけども、詳細計画がまだはっきり分かってない面、それから資金計画等がはっきりしてない面、補助金等の導入とか融資のことは説明があったんですけども、そういったことで、この中でいうと高い方の得点でなかったのかなということを今、担当としては感じているところでございます。

それから、木造校舎についてでございますけれども、今回の貸し付けには含まれていないとこ

ろでございます。

地域説明会の中で、この木造校舎については、非常に歴史のある建物であるので、できるだけ現在の形で残して欲しいという御意見もございましたし、申請者の方からは、今回は、この木造校舎までは希望しないというようなことでもございましたので、今回の計画からは外しているところでございます。

また、次の計画の段階で貸し付け希望を行うときには、お願いしたいというふうなことでもございましたので、これについては、今回含まれていないということでもございます。今後の検討ということでもございます。

それから、ビニールハウスを第1期工事として、強化ビニールハウスということで、普通のビニールハウスではなくオーバーフェンスということで二重になっているビニールハウスであります。そういった形で整備していくということでもございますけれども、要項の中にも「貸付期間が満了した時には、速やかに現状に回復して返還する」ということをうたっておりますので、また契約の時に、しっかりとそこはうたい込んでいきたいと思っております。原状回復ということでもございます。

**○18番（小園義行君）** その木造の校舎については、管理は今後やっぱり市の方でしていくということですよ。適正にやっていただいて、この羽子田さんについては、地元の雇用等々を含めてやりますよということですので、大いに努力してやっていただきたいというふうに思うところですが、その木造校舎のそういった部分をちゃんと、按分をきちんとした上で、一筆という形じゃなくて、そこは市のほうでやるわけですから、そこらについての利用料とか、そこらについての積算というのは、きちんと対応がされているというふうに思いますけど、そういうものも明確にしていきたいというふうに思うところです。

それと、地元雇用、地元優先という、そういうことですが、それぞれ本市は40%に近い高齢化率の状況ですのでね、ここにとらわれると、非常に難しくなる場合も想定されるということもあります。

田之浦地域だけということではなくて、いわゆる、そういう志布志市という状況の考え方も当然あっていいのかなというふうに思ったところです。これをそのまま読むと、「地元住民」となると、それぞれ高齢の方々も大変多くなってきている実情がありますので、ここの捉え方は田之浦地区だけというふうにするのかね、それとも、もっと広くというふうに思うのか、そこについて、少し「地元住民」ということが書いてありますので。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 1点目の質問でございますけれども、敷地の線引きといいますか、そういったことについてということでもございました。申請者と、私どもと、地域振興課と一緒に現地を回りまして、くい打ちをしまして、測量をしっかりと済ませてありますので、境界の確定もしているところでございます。しっかりと管理をしてまいりたいと思っております。

地元の雇用の活性化ということでもございます。第1期が15名ということでもございますので、田之浦校区を中心に声掛けをすることになるかと思っておりますけれども、第2期、第3期もございま

すので、市内全体からというようなことになっていこうかと思えます。またしっかりと協議をしながら、地元の皆さんとも協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第15 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、伊崎田中学校特別教室棟改築事業、過疎地域等自立活性化推進交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（仮重良一君） 議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に1億4,707万1,000円を追加し、予算の総額を241億3,707万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、伊崎田中学校特別教室棟改築事業等に伴い、合併特例事業を2,790万円追加し、また、志布志運動公園人工芝サッカー場整備の財源組み替えに伴い、過疎対策事業を1億1,250万円減額し、総額1億750万円減額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。8ページをお開きください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、過疎集落等の維持及び活性化を図る過疎地域等自立活性化推進交付金を1,723万4,000円計上。2目、民生費国庫補助金は、国の交付基準変更に伴う保育所等整備交付金を672万6,000円増額、6目、教育費国庫補助金は、理科観察実験支援事業及び学校・家庭・地域連携協力推進事業の交付決定に伴うものを合わせて154万円計上しております。

9ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は、志布志運動公園人工芝サッカー

場整備工事及び宝満寺公園園路整備事業石橋復元工事等に係る地域振興推進事業として1億515万円計上。4目、農林水産業費県補助金は環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P P協定の大筋合意を踏まえ、産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援する産地パワーアップ事業補助金の茶振興対策に1,494万6,000円を計上。計画的な茶樹の更新により生葉の生産の安定及び高品質化を図るための管理用機械の導入を補助する農業・農村活性化推進施設等整備事業の産地づくり対策に594万2,000円をそれぞれ計上しております。

11ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,362万3,000円を減額し、4目、施設整備事業基金繰入金は田之浦ふるさと交流館駐車場舗装工事及び伊崎田中学校特別教室棟改築事業に充当する経費として300万円を計上。15目、ふるさと志基金繰入金は、財源組み替え等により3,123万5,000円を減額しております。

12ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、スポーツ振興くじ、サマージャンボ宝くじ市町村交付金配分の特例による市町村振興協会交付金等を合わせて1億3,161万1,000円を計上しております。

13ページの21款、市債は1億750万円を減額し、総額で20億7,850万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の14ページ、補正予算説明資料は1ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、過疎集落等の維持及び活性化を図るため、山重地区ふるさとづくり委員会を事業主体とした過疎地域等自立活性化推進交付金事業を1,723万4,000円計上。自治意識を盛り上げ、地域の活性化を図るためのコミュニティ助成事業を380万円計上しております。

予算書の16ページをお開きください。説明資料は4ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、保育所等整備交付金交付要綱の改正に伴い、交付基準額が見直されたため、978万3,000円を増額しております。

予算書の18ページをお開きください。説明資料は、5ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、歳入でも申し上げましたが、環太平洋パートナーシップ協定、いわゆるT P Pの大筋合意を踏まえ、産地の高収益化に向けた取り組みを総合的に支援する産地パワーアップ事業補助金の茶振興対策に1,494万6,000円を。計画的な茶樹の更新により、生葉生産の安定及び高品質化を図るための管理用機械の導入を補助する農業農村活性化推進施設等整備事業の産地づくり対策に594万2,000円をそれぞれ計上しております。

19ページを御覧ください。説明資料は8ページをお開きください。

2項、林業費、3目、林道整備費は、林道八野線に係る国・県の事業費内示に伴う工事請負費を1,900万円増額しております。

予算書の21ページ、説明資料は2ページから3ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、ふるさと納税に係る寄附返還の申し出がある

際の返還金として594万円を計上。4目、港湾振興費は市民に港をなお一層身近に感じてもらうとともに、更なる観光客の増加に向け、志布志港のイメージアップ及び有効活用を図るための市民が親しむ港づくり推進事業に900万円、国際バルク戦略港港湾整備促進大会を開催するための志布志港湾振興協議会への負担金を300万円増額しております。

23ページ、説明資料は9ページをお開きください。

8款、土木費、6項、住宅費、1目、住宅管理費は、空き家のリフォーム及び家財道具の処分等に対して助成を行う空き家リフォーム助成事業の利用者が増加したことに伴い、165万円を増額しております。

27ページ、説明資料は10ページをお開きください。

10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費は、危険建物と判定された伊崎田中学校の特別教室棟の改築に要する工事の実施設計に係る費用を2,000万円計上しております。

予算書の31ページ、説明資料は8ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、4月の豪雨で被災した農地及び農業用施設のうち、補助災害復旧工事の対象とならない箇所について、市単独として災害復旧の実施及び6月の豪雨対策として、766万円を増額しております。

以上が、補正予算（第1号）の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 歳入ですけれども、12ページです。市町村振興協会交付金、これは、おれんじ鉄道とか、そういったところに金を出していた、そういった協会の交付金ということではないんですか。ここをちょっと中身を教えてください。

それと22ページです。道路新設改良費、先ほどの補正のところでもいろいろありましたが、今回地方債を2,700万円減額して、一般財源に振り替えてますね。これの中身がよく分かりませんので、ちょっと教えてください。

○財務課長（仮重良一君） まず歳入の市町村振興協会交付金でございますが、サマージャンボ等の宝くじの振興分でございます。

全国に配分されて、市町村振興協会の交付金ということで、サマージャンボ宝くじの益金でございます。

それと歳出の22ページの財源組み替えでございますが、橋の点検を行うということでの事業でございましたけれども、起債採択の方に該当にならないということで、起債の方を減額して、一般財源という形で今回補正を行っているところでございます。

○18番（小園義行君） この13ページの市債の道路橋りょう費というところで、橋の長寿命化、そういったところでの公共施設適正管理推進事業、これが国の事業に乗っからなかったということですね。今後は、橋の点検そういったもの、道路は、またもちろんいろいろでしょう。橋に関

しては、今後一切そういう起債は、駄目だよというふうなことなんですかね。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

志布志市で管理してます橋りょうが、186橋ございます。これを全部5年に1回点検をしないといけないというふうに長寿命化の中であってるところでございます。

今回、29年度は40橋を点検するということで予定しております、それを当初の段階で、公共施設等適正管理推進事業債、というものを充て込んでおりました。その中、今回申請しましたところ、点検後、翌年度に修繕をする場合は、起債の対象としましょうと。今年点検した分、予定しているものが翌年度工事が見込めないような橋りょうとなったものですから、今回起債の対象にはなりませんよということになりました。ということで、財源組み替えになるわけですが、今回、私どもは、これ以外にも事業費を削減したりとかいうことで、一般財源の確保、それから他の財源が確保できないかという、有利な財源を探したり、それからまた、私ども職員で何橋かは自分たちで点検をして、一般財源の支出を減らすというような努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○財務課長（仮重良一君） 先ほどの答弁に漏れがありましたので、市町村振興協会につきましては、議員がおっしゃいますおれんじ鉄道への交付金を出している団体ということでございます。

○18番（小園義行君） 「宝くじ」っておっしゃったからね、それは取り消された方がいいですよ。もう1回、ここを教えてください。全部です、それぞれの市町村に、たくさん交付されているというふうに思うんですよ、この金額ですね。全体でどれぐらいだったのかなというふうな思いがあって、上村議長の時でしたかね、おれんじ鉄道のそういった報告が議会であって、そのお金をどう使うんだろうという、少し関心があったところでしたけど、今回は、諸収入というところに入っています。おれんじ鉄道なんかには支援金を出しますよといった、そういった団体のところのというふうに理解していいですか。もう1回明確にお願いします。

○財務課長（仮重良一君） この交付金の、全国で全体の額ということにつきましては、今資料を持っていませんので、後もって答弁させていただきたいと思えます。

[小園義行君「おれんじ鉄道を支援しているところの交付金ということでいいんですかね。」と呼ぶ]

○財務課長（仮重良一君） 市町村振興協会におきましては、おれんじ鉄道を支援している団体でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 21ページに関係するもので、説明資料は2ページになりますけれども、ふるさと納税の返還金ですけれども、納税返礼品が期限内に送れないというようなことが、実際発生したことによって、もしも返してくれという場合、そのための準備金として594万円が計上されたという意味でよろしいんですかね。

次のページの、市民が親しむ港づくり推進事業の中で、親水性のある施設というのはどこを差すのかないうのがあります。

それともう1点、最後に枯れ松のところがありますけれども、37本の枯れ松は、どこを対象とするものかなという、以上3点をお願いします。

**○港湾商工課長（柴 昭一郎君）** まず、ふるさと納税の過年度寄附返還金ということで、594万円お願いをしているところです。このことは、志布志市のふるさと納税協力事業者、いちごの生産者の返礼品になります。年度末の長雨等によりましてカビの発生、そして、そういったカビの拡大等により、生育に影響が出てきたと。そういったことから、29年3月の寄附申込者に対して発送する予定であった返礼品が送れなくなったという案件が発生したところでした。このことについては、平成28年5月31日まで、そういったキャンセルがあった分については、年度内の出納閉鎖期間ということで処理できたんですけども、6月以降そういったキャンセルがあった場合に、そういった給付申込額を返戻するための予算措置が無かったことから、今回この金額をお願いするところでもございます。

「28年5月」と言ったみたいですので、「29年5月」の間違いです。申し訳ありません。

そういった関係で6月以降は、そういったキャンセル等は来ていないところです。そういった対象者の方には、29年5月末までに返礼品を送ることができないと、難しくなりましたということで、平成29年11月以降のいちご収穫のシーズンを迎えた際に発送させていただきますというメールを送っておりますので、それに対しては、何もいろいろな問い合わせとか、そういったことは、まだ来ていない状況です。

今後、そういった時期になった時、キャンセルがあった場合に、この予算で対応させていただくというものでございます。

それから、市民が親しむ港づくり推進事業の親水性のある施設と、これは観光船バースのことを指しているところでございます。

以上でございます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 説明資料の6ページの松伐倒駆除作業委託の件でございますが、場所につきましては、通山の有明病院敷地内の松が枯れていて、今後発生する台風が来ると倒れるという状況でありますので、安全を期して、今回補正をさせていただくことと予定してございます。

**○9番（丸山 一君）** ふるさと納税については理解しましたけれども、この観光船バースの施設のことで、あの周りに市が管理する緑地がいっぱいありますよね。ああいう所は、これは含んでいないんですか。観光船バースの左側の社がいくつか並んでいる所に緑地がありますよね。ああいうところも年間の維持管理をしてですよ、市民が憩えるような場所にしたらどうか。実際は市民から、いろんな電話がまいて、「カヤ畑は、どげんかならんとか」と。行って見ますと、カヤがいっぱい茂っている中に、ごみが捨ててあるわけですよ。だから、やっぱり市民の人も相当目に付くんだらうということで、であれば、そこを含めての、これは予算措置なのかなというのがあります。

それと先ほどの耕地林務水産課長の答弁中で、僕は気付いたのは、やっぱり医師会立有明病院



の中がいっぱい枯れているから、あれのことだろうなどは思っていたんですけども、あれは前からそうですけれども、医師会とはそういう業務協定か何かを結んで、その対応をしているという理解でいいんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回お願いしている市民が親しむ港づくり推進事業につきましては、今議員のおっしゃるエリアも対象としているところでもございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この敷地内につきましては、以前から医師会と協議をいたしまして、松の伐倒については、こちらの方で除去するというようなことで、正式な協定書等は入れておりませんが、協議はしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 医師会立有明病院の中の松林は、僕らが小さい時から親しんでいまして、でかい松がいっぱいあったわけですよ。ところが、だんだんだんだん減ってきて、今はパラパラしか生えてない、かろうじて生えているような松が、今度はでかいのが枯れてくる。だから、枯れたから伐採、枯れたから伐採じゃなくて、樹幹注入か何かされて、少しでも景観の維持管理に努められたらどうかなと思うんですよ。

ですから、ああいう病院敷地内にある憩いの松ですから、やっぱり枯れて無くしてしまっただけじゃなくて、やっぱり植栽もすべきではないかと思うんですよ。今は抵抗性松というのがあるわけですから、そういうのを植栽をされて、地元の我々を含んでですよ、病院関係者も憩えるような場所、緑地を獲得されなければ、何か意味がないんじゃないか、枯れたから切る、枯れたから切るだけでは、何か心もとないような気がするんですけどね、そこまでは含めて対応できないですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃるとおり、年々敷地内の松も枯れて、昔の風景は大分変わっている状況があるところでございますが、議員が今提案される樹幹注入、植生につきましては、また医師会等と協議して、どちらでやるか、そこら辺を含めまして、また協議はしていきたいと思えます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 私も、ちょっと先ほどの観光費の返還金、その他返還金の594万円、これは今の説明では座置き的なやつでというふうに理解していいんですね。

それが594万円という、端数が出ているもんだから、何か具体的な数字が、これだけ出たのかなというふうに思ったんですけども、じゃあ594万円予算措置を今回補正するけれども、これに対しての今のところ支出の請求は無いかということが1点。

それと予算書の25ページの予算で、教育総務費の事務局費のところ、補正じゃないかと思うぐらい細かい減額が出てきているんですけども、この時期に6月補正で、こういう補正が出てくる、特に3目の教育指導費、嘱託職員報酬が、もう既に減額を全部あわせて180万円ぐらい減額になっていますけれども、この時期に減額せんないかん理由が何かあるのかというのが1点。

それと27ページの学校管理費の中で一番上の伊崎田中学校やったですかね、2,000万円の委託料、2,000万円という委託料は、これはどういう、どの程度の規模、この特別教室棟うんぬんというぐ

らしい規模だったら、そんなかかるか、どの程度の事業費を見込んだ2,000万円もかかる委託料なのか、その内容を説明してください。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） このふるさと納税につきましては、1万円の返礼の二つの商品が、こういった事案が発生しているところです。

5月31日までにキャンセルがあったのは2件、5月31日までは28年度予算で対応させていただいたところでした。6月以降については1件問い合わせが来ているだけで、キャンセルまでは至っていないところです。そういった状況でございます。

○学校教育課長（福田裕生君） 今御質問のありました件についてお答えいたします。

補正予算書の25ページでございます。

10款、教育費、事務局費並びに3の教育指導費の減額についてでございますが、本市で雇用しておりますALT、外国人の英語指導助手が、指導員が5月17日に急死いたしました。

その関係で、その後の彼の予定しておりました給与等についての減額をしなければならなかったということとあわせて、彼の代替を配置していただくための今手続きもしているところなんですけれども、2年目に入るALTが死去いたしましたので、今回代替で入る者は1年目、新人さんとなりますので、1年目と2年目では給与の差も生じるわけでございます。そこがはっきりと数字上算定できましたので、今回このような補正で減額をさせていただいた次第です。

以上です。

○教育総務課長（徳田弘美君） 予算書27ページ、学校管理費、中学校費の学校管理費、13節、委託料の2,000万円の御質疑でございます。

伊崎田中学校の特別教室棟の改築に伴う実施設計の委託料を計上させていただいているところでございます。これにつきましては、昨年伊崎田小学校、伊崎田中学校の特別教室の耐力度調査を実施をさせていただきました。その結果、両特別教室とも危険校舎であるとの判定結果が出たところでございます。

そこで、今回早急に防災上の観点からも適切な環境整備を図りたいということで、特別教室を伊崎田中学校の特別教室跡に一応改築をしたいということで、実施設計をお願いするところでございます。その中には、危険校舎であります伊崎田小学校の音楽室、家庭科室も共用して使うような形で整備を予定しているところでございますが、算定につきましては、国の算定基準に基づいて算定しております。県内の同規模の事業の物も参考にいたしながら、一応2,000万円を計上させていただいているところでございます。

○8番（西江園 明君） 答弁漏れなんですけれども、25ページの3番の嘱託職員の部分をまるっきり落としていますけれども、これは何かあったんですか。

○学校教育課長（福田裕生君） 失礼いたしました。嘱託職員の報酬の件につきましては、当初嘱託職員をふれあい教室「松風」の職員として雇用する予定にしておりましたが、ふれあい教室「松風」につきましては、再任用の職員が配置されることになりました関係で、この分が減額ということになったところでございます。

失礼いたしました。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（東 宏二君） 先ほど出ました観光船バースの管理ということで、私は3月議会で一般質問したわけですが、ここは県の管理地であると思うんですが、県がしないから、市でやろうということですか。県との話し合いの中で、こういうことになったんですか。その辺はどうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 志布志港の緑地及び歩道等のそういった管理については、この市議会でも一般質問等で取り上げられたところでした。そういったことから、私どもも県の駐在、港湾空港課等々と、いろいろ協議をさせていただいたところでした。

そういった中で、県の方も今回予算の増額をしていただいたところでした。そういったことから、当然市も関与した形で志布志港のイメージアップを図るための予算措置を、今回の市民が親しむ港づくり推進事業として、計上をお願いしているところです。県が600万円、市が300万円で、今回のこの事業に取り組むところでございます。

○17番（東 宏二君） 観光船バースだけじゃなくして、臨港道路の川沿いの所から、ずっと工業団地の方まで、すごくカヤが茂ったりとかしているわけです。全体的にしないと、市のイメージアップにはつながらないと思うんですが、その辺の考え方はどうなんですか、その辺まで含まれた予算なのか、その辺はどうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今回の事業については、志布志港全体の緑地、そして歩道等を考えているところです。

ただ、しおかぜ公園側に行く松林の山林については、今回の対象地区とはしていません。それ以外の緑地等については、全てを対象として整備を図ることによって、イメージアップが図れると、そういうふうに理解しているところでございます。

○17番（東 宏二君） 県が今度初めて志布志市も300万円という予算を使って一緒に整備をしていくという、環境づくりをしていくということなんですが、やはり見てみますと、去年なんかも地元の業者じゃなくして、鹿児島の方から来ているような業者が伐採をしたりとかしているわけです。このこともですよ、やはり地元業者を対象にしていかないと、やはり予算を組んでいくわけですので、この辺のこともしっかりと県と協議をしながら、地元業者も今は忙しいかもしれませんが、やはり地元雇用のためにもですよ、そういうことも、やっていただければと思っているんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾関係企業、そして地元の建設同志会、そういった方々も年間にボランティア等で港湾の緑地等、歩道等も整備に取り組んでいただいているところでもございます。

当然、今回市が関与した形で、お願いしていくということでもございますので、そういったことも含んで、お願いができるのではないかなというふうに思っておりますので、今議員のお話のあったようなことも考慮しながら、そういった管理に努めていきたいと、そのような形で進めて

まいりたいと思っております。

○財務課長（仮重良一君） 先ほどの小園議員の御質問で、答弁の方が残っておりましたので、答弁します。

今回の市町村振興協会交付金につきましては、平成28年度のサマージャンボの宝くじの売り上げの益金ということでの配分でございます。28年度のサマージャンボの宝くじが541億円、全国で販売がされた。その37.2%を収益金として発売元であるも都道府県に配分をして納められる。それから市町村振興協会を通じて各市町村に交付がされたということで、今回、全国では201億6,000万円ほど交付となっております。県内の全体で約30億円の交付金となっているようでございます。

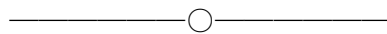
以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



#### 日程第16 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第38号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金及び還付加算金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,275万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。

歳入の諸収入の延滞金、加算金及び過料は延滞金を10万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の諸収入の償還金及び還付加算金は、還付加算金を3万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を10万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、還付加算金を3万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第38号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第17 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第39号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,942万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を48万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を48万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日14日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後2時25分 散会

## 平成29年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成29年6月14日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

野 村 広 志

西江園 明

小 野 広 嗣

八 代 誠

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、上村環君と福重彰史君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） おはようございます。

真政志の会の野村でございます。

先週、九州南部地区、この志布志も梅雨入りをいたしまして、毎年心配されますように、大雨による災害が懸念されるわけですけれども、今年度より本市においても、危機管理室を新たに設け、備える体制については、各課をまたいで一元的に、その対応にあたっていただけるものと強く期待をしているところであります。心配されるような事案が発生しないことを願いつつ、常時の備えについては、万全を期していただきたいと願っております。

では、早速通告しておりました1点目、政治姿勢についてお伺いをいたします。

我々議員も同じく、市長も同様に任期の最終年度を迎えるわけですが、本田市政3期12年を振り返り、これまでの行財政運営について、自身の公約とされるマニフェストを踏まえ、総括をお聞かせいただきたいと思っております。

また、その上で次期、志布志市市長選挙、4期目になりますけれども、お気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、野村議員の御質問にお答えします。

まず、総括についてでございますが、本年度は市長就任後3期目の最終年度を迎えているわけですが、私は、これまで「市民のための市民に開かれた、そして、市民の目線に立った行政」の信念の下、少しもぶれることなく、志あふれるまちづくりを基本理念として、共生・協働・自立のまちづくりに取り組んでまいりました。

3期目の就任にあたりまして、三つの約束と市政に対する五つの公約を掲げておりましたので、そのことを中心に申し述べたいと思っております。

まず、三つの約束としましては、「市民に寄り添う市政の継続」、「心を動かし感動を共有できる市政」、そして、「志の精神」でありまして、この基本的な考えの下、第1次志布志市振興計画後期基本計画に基づき、様々な施策を進めてまいったところでございます。



まずはじめに、「市民が輝く志あふれるまちづくり」についてであります。何と申しましても本市のまちづくりの基本理念は、「志のあふれるまち」でありまして、志布志市民憲章を今年1月1日に制定いたしました。

昨年4月24日「しぶし（4.24）の日」には、歌舞劇やPR動画の上映など、本市ならではの市制施行10周年記念式典が開催できたのではないかと、そしてまた改めて、志布志の人たちの「志民力」に感激したところであります。

また、志布志ブランド確立のために様々な日本一づくりに取り組んでまいりました。「リサイクル率日本一」をはじめ、スポーツ合宿や志布志市の認知度向上のための情報発信、特産品の開発、ふるさと納税の取り組みなど、市民の皆様の御協力によりまして、成果が現れてきているところであります。

特に、ふるさと納税の取り組みにつきましては、平成28年度は22億4,000万円を超える寄附額を全国の方々からいただき、本市の様々な事業に活用させていただいているところであります。

また、「日本一早い志布志の夏そば」の取り組みにつきましても、7年目を迎え、東京都調布市にある深大寺での「夏そばを味わう集い」への招待を受けるなど、今年度は大阪市の露天（つゆのてん）神社でも志布志の夏そばを振る舞う予定となっております。年々志布志の認知度が全国に広まりつつあると実感しているところであります。

また、昨年度から取り組んでおります「目指せ日本一チャレンジ応援事業」につきましても、「日本一高いかき氷」や「日本一長い恵方巻き」など、見事日本一を獲得していただきまして、多くのマスコミの方々に取り上げてもらったことで、志布志は本当に元気のあるまちとしてPRできたと思っております。

教育の分野におきましては、確かな学力の育成や、学力向上日本一に向けた取り組みとしまして、鹿児島大学との連携やタブレットパソコンなどの導入を進めているところであります。

小中学校一貫教育の推進につきましては、平成30年度の実施に向け、施設の調査等、必要な準備を進めております。

2番目に、「循環する経済により産業が発展するまちづくり」についてでございますが、臨海工業団地につきましては、昨年土地売買契約を締結しました3社のうち、東洋埠頭株式会社と5月末に増設に伴う立地協定を締結しました。今後30名の新規雇用が予定されており、志布志港や地域産業への更なる発展への貢献も期待されております。

3月に立地協定を締結しました外山木材におきましても、現在造成中でありまして、操業時には40名の雇用が見込まれております。引き続き工業団地の造成につきましては取り組んでまいりますとともに、この4年間で11社と立地協定の締結が行われたところでございます。

今後、更なる雇用の拡大と地域経済の活性化が期待されているところでございます。

農畜産業の更なる振興につきましても、何と申し上げまして、本市の基幹産業でありますので、国・県の補助事業を活用しながら、市単独の補助事業にも取り組み支援してまいりました。

今年度は、農業公社の研修ハウスの新規ハウス建設支援も行いまして、移住・定住に非常に効

果の高い事業となっているところでございます。

また、お茶につきましても、平成27年、28年とアメリカのシアトルに出向き、輸出に向けたトップセールスも行ってまいりました。

3番目に、「人ともものがゆきかう豊かなまちづくり」についてでございますが、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されました志布志港が、本年度におきまして新規事業化が決定し、新若浜地区に水深16mの岸壁などを整備することが決定したところであります。志布志と大阪を結ぶフェリーさんふらわあにつきましても、来年の4月と7月に新船が導入される予定となっております。

都城志布志道路や東九州自動車道の整備促進につきましても、着々と用地買収や工事が進められておりまして、有明北、有明東間が本年度中に供用開始予定となっております。

このように港の整備をはじめ、インフラの整備が着々と目に見えて進められていることにつきましては、これまでの関係者の皆様方の要望活動をはじめ、議会や市民の皆様方の熱い思いが実を結んだものと思うところであります。深く感謝申し上げる次第であります。

おもてなしの観光振興の取り組みにつきましても、おもてなしの玄関口でございますJR志布志駅は、現在定期的に「ぽっぽマルシェ」が開催されるなど、にぎわいが生まれてきておりますが、今年度志布志を通過する全てのバスが志布志駅へ乗り入れをするよう、バスターミナルの整備についても行うところでございます。

そして、ご当地グルメグランプリの取り組みにつきましても、全国ご当地どんぶり選手権におきまして、「志布志発かごしま黒豚三昧丼」が2年連続グランプリを獲得してきております。このことの取り組みにつきましても、事業者、商工会、行政が一体となった取り組みとなって評価を得ているところでございます。

4番目に「安心・安全でぬくもりあふれる元気なまちづくり」についてですが、保健、医療、福祉分野におきましても、商工会と共同で市内の店舗の協力を得ながら割引等の特典を受けられる事業を展開しながら、特定健診受診率向上にも取り組むとともに、「ころばん体操」などの普及を図るなど、健康増進に努めているところでございます。

また、「子育て日本一」を目指しまして、高校生までの医療費無料化や、子育てメールマガジンの配信、そして、今年度から新たに多子世帯への第3子以降の給食費の無料化を実施しているところでございます。

市民の生命・財産を守るために、本年度は危機管理室を新設し、あらゆる危機事象に迅速に対応することといたしました。

平成26年には、女性消防隊も設置しまして、防災意識の高揚や火災等の啓発活動の強化を図ってきております。

津波対策としまして、避難経路の整備や案内看板等の設置を行い、防災対策の強化も図ってまいりました。

平成32年に開催されます国民体育大会の成年男子サッカー会場となっていることと、サッカー

合宿の聖地を目指すことから、大隅地域初となる人工芝サッカー場を今年度整備してまいります。

最後に、「行財政改革が進んだ健全なまちづくり」についてでございますが、本市の最上位の計画であります第1次志布志市振興計画に基づき、目指すべき将来像に向けて、行財政改革大綱や集中改革プランにより、財政の健全化を進めるとともに、限られた人材で効率的かつ合理的な行政運営を進めるために、人事評価制度を導入しまして、より効果的な人材育成も取り組んでまいりました。あわせて、「あいさつ日本一」の市役所を目指して、職員の接遇向上に取り組んできております。

更には、都市部からの人材誘致など、移住の取り組みとしましても、地域おこし協力隊事業の活用も積極的に行い、地域活性化を進めてまいります。今後は、本年3月に策定しました本市の最上位の計画でございます第2次志布志市総合振興計画に基づき、将来像であります「未来へ躍動する創造都市 志布志」を目指して取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

そのほか、地方創生の国の交付金を活用しまして、紙おむつ再資源化事業や、岩ガキ等養殖ブランド化事業など、本市の地域資源を最大限に生かした取り組みが展開されているところでございます。

以上が五つの公約に基づき取り組んだ主なものでございますが、これらの取り組みが実現できましたことは、ひとえに市民の皆様の多大な御協力により達成できたものと、改めて深く感謝する次第でございます。

これまで市民の皆様や議員各位の期待に応えられるよう、誠心誠意努力してまいりましたが、財政状況が厳しい中で、全てに応えることはできなかつたところであります。

しかしながら、共生・協働・自立のまちづくりが浸透し、行政と市民が一体となって取り組んできた結果、このような成果となり、また、様々な日本一づくりの取り組みができ、市民の方々が志布志に生まれて良かったと、志布志に住んで良かったと思えるまちづくりが確実にできているものと感じております。

以上が、これまで市政運営にまい進してきた私の今の率直な感想でございます。

そして、次にお尋ねになられております次期市長選挙に対する考えでございます。

新生志布志市が誕生して、早くも11年が経過し、12年目も半年過ぎようとしております。この間、3回の市長選挙、市議選が開催され、私自身も3回連続して市長選挙に臨み、多くの市民の皆様への負託を受け、市長として当選させていただいたところであります。

私は、その結果を受け、1期目にしましても、2期目にしましても、3期目にしましても、全力を挙げて市政運営に取り組んでまいりました。おかげさまで、ただいま申し述べました総括のとおり、多くの市民の皆様をはじめとして、議会の皆様、市内諸団体の皆様、企業の皆様方の御理解と御指導の下、かなりの成果を挙げられてきたと思うところであります。このことにつきましては、改めて皆様に心より感謝申し上げたいと思っております。

私は、2期目、3期目に臨む際、今回のように6月議会の冒頭で議員の皆様への御質問にお答え

するという形で出馬の表明をさせていただいたところでございます。

前2回とも任期が半年以上残っている中での表明ということについては、いささか早すぎるなというような思いもありながら、毎回出馬の表明をさせていただいたところでございます。

今回も正直まだまだ残された期間が、精一杯取り組んでいかなければならないという思いはあるところでございますが、そしてまた、表明については、しばらくお時間をいただきたいと思うところでございますが、先程来申し述べましたように、総括について、絶え間ない市政の推進を考えた時、そしてまた、共生・協働・自立のまちづくりの推進、更に日本一の志布志市づくりにまい進している時、また、その流れがいよいよ具現化しようという時、更に今後10年のまちづくりに関して、第2次総合振興計画を策定した今、この大きな課題に市民の皆さんと一緒にになって取り組み、「未来へ躍動する創造都市 志布志」を実現するために、次期の市政運営につきましては、後援会の皆様をはじめ、多くの市民の皆様方から励ましの言葉もいただきまして、引き続いて挑戦させていただければというふうに考えているところでございます。

どうか、多くの皆様方の御理解、御指導を賜るよう、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

**○3番（野村広志君）** ただいま市長より行財政運営の総括と、自身のマニフェストを踏まえまして、次期志布志市市長選挙への思いが語られたところでございます。このことは、市長のお気持ちもでございますので、再質問はございませんけれども、山積する本市の課題について、真摯に受け止めていただきまして、施政方針にもございましたとおり、市民のために、市民に開かれた、市民の目線に立った行政の政治理念の下で、誠心誠意全力で取り組んでいただけるものだと御期待を申し上げたいと思います。

では、現在まで市長が取り組まれてこられました成果として、今後の方針について、2番目の項目になりますが、財政運営の点から詳しくお聞きしてまいります。

3月議会において、平成29年度の施政方針の中で、「厳しい財政状況の中で歳入歳出の両面にわたり、行財政改革に取り組む必要性について、国・県の動向を十分に注視しながら、引き続き効果的な運営に努める」と強く表明をされておられます。

また、第2次志布志市総合振興計画の中においても、無駄の無い行財政経営として、健全な財政運営が推進されるまちを個別目標に、施策体系へ位置付けされ、現状と課題について明記がなされておりました。

いずれにおいても、中長期的な展望の下で、持続可能で健全な財政運営を推進する必要性に迫られていると言えます。

しかしながら、近年における経済情勢の低迷など、厳しい財政状況が継続する中、予算規模の適正化等、更に求められているものと思われまます。

今回この質問に立たせてもらうにあたりまして、財政の仕組みについて少し、更に学ばせていただいたところですが、この地方自治体の財務会計制度というのは、非常に制度上専門性が高く、処理方法も非常に複雑であり、一般の市民の方々におかれましても、なかなか理解がしづらいも

のではないかなと感じたところでありました。

しかしながら、市民に対して、市の財政状況をできる限り分かりやすく情報開示することは、市の大切な義務とも言えます。また、税金を納めていただいている方々に対する説明の責任もあると言えます。

それで、お伺いいたしますが、まだ28年度は決算が認定されておりませんので、平成27年度における一般会計は、実質収支額が5億5,495万2,000円の黒字決算であったわけですが、それをもって本市の財政の状況は良いということで捉えてよいのでしょうか。実質的な視点から、まずは財政の状況について、御説明をいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、お話がありましたように、財政というのはかなり難しいところがございますので、このことにつきましては、市民の皆様方に分かりやすい形での広報、情報提供というものには取り組んでまいりたいというふうには思っております。

そこで、平成27年度分についての財政状況についてのお尋ねでございますが、平成27年度一般会計決算につきましては、監査委員による決算審査の意見書において、「全ての会計の実質収支で黒字になっている。これは、諸課題に対応するための予算を積極的に編成しつつ、施策の重点化等により、健全な財政運営に努められたことによるものである」というような評価をいただいているところでございます。

○3番（野村広志君） ただいま全ての決算に対して黒字ということで、27年度の決算の実質収支額だけを見て黒字という表現がなされておりますけれども、このことだけを見て市の財政状況を表しているというのは、少し疑問を感じたところでございます。確かに見た目と申しますか、表現上はそういったことなんでしょうけれども、一方では地域の経済の低迷であるとか、市税収入の伸び悩み、また地方交付税の合併算定替えによる縮減期間を迎えているなど、予断を許せない状況にあると言えるのではないのでしょうか。

また、歳出においても社会環境の変化に伴い、義務的経費の増加については、避けては通れない大きな課題であるといえるのではないのでしょうか。

そこでお聞きしますが、同規模の自治体における財政指標において比較した場合、本市の財政の状況について分析されていることを教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

類似団体や、県内の市の平均値と比較しまして、おおむね同程度ということを示しておりますので、健全な財政運営というふうに認識しております。

○3番（野村広志君） このところで、将来負担比率においてでございますけれども、県の平均が30.9%と、市の平均が28.8%と、いずれにおいても27年度でございますけれども、本市が55.4%であるということでございますが、以前質問があった時からすると、大分下がってきていると思っておりますけれども、ここについての見解はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○財務課長（仮重良一君） 財政力指数についての御質問でございます。財政力指数につきましては、指数が高いほど普通交付税の算定上の留保財源が大きいというものです。

訂正をいたします。将来負担比率についての御質問ということでございました。申し訳ございません。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来的に負担することになっております実質的な負担額と、負債の償還に充てることができる基金等の額を控除した額の割合というようなことになっているようです。

志布志市の場合、議員がおっしゃいましたように、27年度の決算におきまして、55.4%、県内の市の平均については、28.8%というようなことで、高い数字になっているところでございます。

主に、この負担額につきましては、債務負担行為に基づきます支出予定額及び退職手当支給の予定額に係る一般会計負担見込額が減少したために、一方、充当可能財源等のうち財政調整基金等の基金額が増加したことから比率が改善をし、前年比でいきますと8.8%の減になっているところでございますので、類似団体との平均を上回ったというようなことになっているようでございます。

今後につきましては、後世への負担を少しでも軽減できるように新規事業の実施について精査し、地方債の発行を抑制するなど、健全化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（野村広志君） この将来負担比率というのは、やはり将来負担していかなければならない公債等の比率であろうかと思えますけれども、県また市全体の比率から見ますと、まだ高い数字を示しております。これがなかなかいろいろな資料を見ても、どの数字と申しますか、どこを基準にしながら適正化だということが、なかなか読み取れないところでありますけれども、しっかりとそういったことを踏まえながら、将来への負担比率ということについても取り組みを進めていただければなと思えます。

もう一つお聞きしますけれども、経常収支比率でございますが、これも平成27年度の決算で88.9%であり、徐々にではありますけれども、財政の硬直が進んでいると思われれます。このことについては大きく捉えて、義務的経費が一般財源に占める割合だということで認識をしておりますが、この数字は、やはり県内または類似団体においても、近年どの地方自治体においても厳しい状況ということを象徴しているかのように本市と同じような数字が出ているようでございますが、しかし、国の示す理想としては「75%程度が望ましい」ということで出ているようでございます。また、「80%を超えると要注意水準である」と示されております。

以前、同僚議員の答弁の中でも、「弾力を失いつつあると認識をされ、長期的に視点に立って効率的な健全な財政運営を図る」と答弁がなされております。このことで具体的な、かつ市長が認識のとおり、やはり長期的視点の中で取り組まなければならないと理解をしておりますが、今一度このことについて市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

経常収支比率につきましても、類似団体、そしてまた県内の市の平均と比較しましても同程度

ということではございますが、若干数値が悪化傾向にあるということでございます。

これは先程来お話がありますように、市税をはじめとする自主財源の確保ということが大きな前提条件となろうかと思いますが、その自主財源の増高ということにつきまして、今現在本市では様々な形での企業進出が進んできているということでございますので、将来的には、この数値というのは改善されるというふうには考えているところでございます。

そしてまた、事務事業の見直しというものも進め、削減に取り組んでいながら、この数値の向上につきましては、取り組みをしまいたいと思います。

**○3番（野村広志君）** この財政については、先ほども述べましたとおり、非常に専門性が高く、処理方法についても非常に複雑でありまして、一般の市民の方々にはなかなかなじみづらいものなのかなと思われております。

そこで、市民の目線の中で考えてみたときに、一番気がかりだと思われることが、やはり志布志市として将来にわたって安定的に安心して暮らしていけるかという点ではなかろうかと思われるます。

私も様々な所で市民の方々と、いろいろなお話をさせていただくわけですが、本市のことは当然ながら、国や県の動向も、抱えている課題についても、少なからず理解をしていращやと思います。志布志市が将来に渡り持続し、発展していけるか、魅力あるふるさととなるか、市長がよく語られます「訪ねてみたい市」「住んでみたい市」になっているだろうかということを考えます。市民憲章のくだりにもございます。「青い海と緑の大地に恵まれたすばらしいふるさと」ということで、市民が誇りを持ってふるさと志布志に住んで良かったと、今後とも思い続けられるか、市民の切実な願いに対して市長のお考えをもう一度お聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

市民の方々が本市に住んで良かったというふうに思われる。そしてまた、将来においても、この市は誇りの持てるまちだという形で、感じていただけるまちになるということならば、財政の面からいくと、先ほどのお話ありました将来負担率というものが大きな指標になってくるのではないかなというふうに思っています。

そのような意味合いからも、私どもは、先ほども申しましたように経常収支比率も改善を努めながら、この将来負担率につきましても、逡減の方向を示すということの様々な取り組みを市民の方々と積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

先ほども述べましたように、本市においては、志布志港を中心として、この後様々な企業誘致が、またどんどん図られてくるというふうに思っているところでございます。そのことが、市民にとりましても、本当に良いまちに住んだと、そしてまた、更に発展するまちなんだという誇りを持てるようなまちになっていくというふうに思うところでございます。

**○3番（野村広志君）** どうか夢を持てるようなふるさと志布志であっていただきたいと願っております。

では、次に予算編成について、お聞きをしまいたいと思います。

第2次総合振興計画においても、中期財政計画に基づいて、事業内容の妥当性、投資効果、緊急性などを検討し、選択と集中による重点的な効率的な財政運営に努めるところで、施策の方向性としては、十分に理解するところであります。

しかしながら、我々のところには市民の方々より多くの相談や質問・要望があるところがございます。これも現実でございます。限られた予算の中で市民のニーズへの対応など、質・量共に落とさずに、適正かつ公正に事業の推進を進めていただきたいものだと思っております。

そこで、本市は平成20年度より簡素で効率的な質の高い行財政運営を確立するために、行政評価システムを導入しておりますが、マネジメントシートという形になるのでしょうか、予算編成におけるところの活用と効果について、現在までどのように生かされてきたのか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

予算編成の場合、補正予算についても同じでございますが、特に新規事業につきまして、マネジメントシートを作成いたしまして、企画政策課及び財務課において審査するということになっております。

そして、このマネジメントシートによりまして、事業の検証も重ねていくということございまして、毎年度の予算編成の資料としていただいております。

○3番（野村広志君） では、この事務事業マネジメントシートは、十分に生かされて予算編成されているということで理解をしたところですが、同時に導入されております人事評価制度がございすけれども、これとの連携については、どのような形で進んでいるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年度策定の第2次行政改革大綱で、1番目に行政基盤の充実・強化、2番目に健全な財政運営の推進を改革の目標としております。人材の育成の強化、行政組織の体制強化、健全で安定した財政運営の推進、歳入の確保、計画的な施設更新と公有財産の有効活用を重点目標としております。

特に、職員数が減少する中で、専門化、複雑化する行政ニーズへ対応していくということが求められておりますので、人事評価制度の積極的な活用によりまして、人材の育成と職員の適正化に努め、効率的で健全な行財政運営を図っているところでございます。

○3番（野村広志君） 答弁いただいたように、この人事評価制度も含めて、活用されているということでございますので、このところ予算編成については、歳入の確保、歳出の抑制、両面においてもろもろの知恵を出し合いながら、計画的に運営を行い、より精度を上げていかなければならないわけですが、前中期財政計画、これは平成23年度から27年度までのものであるかと思えますけれども、当初計画において歳入歳出の予算規模の縮小の検討が必要であるという認識があり、また第2次総合振興計画の中でも、そのように縮小しなければならないなどという認識がなされていたようでございます。

現実には、平成27年度の決算を見ますと、歳入の総額が219億7,000万円となり、計画値171億



4,000万円からすると大幅な増額決算となっております。

また、本年度29年度の一般会計の当初予算案においても239億9,000万円とし、前年度対比で7億4,000万円、3.18%増額の予算が示されておりました。財政計画の中では予算規模の縮小を計画しているにもかかわらず、実際のところ示された予算は拡大をしているというのが現状であります。

また、この予算は予算編成の段階で試算をしたということで、策定時における地方行財政制度を前提としており、政治経済の情勢の変化等を踏まえながら、計画の内容については必要に応じて見直しを行うということも付け加えられております。

そこで、現在の中期財政計画の中には、この歳入歳出の予算の規模の圧縮であるとか、縮小を含め、どのような計画がなされ、将来の展望を持ちながら策定がなされたのか、お示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

将来の展望についてでございますが、財政的なものでは、中期財政計画の策定を平成28年3月に行っております。この時点での平成29年度予算は、196億円余りを見込んでおりました。このかい離の大きな原因は、ふるさと納税関係の予算でございます。影響額は、寄附額の20億円を基金に積み立てる同額の歳出予算、返礼品事業に充てる13億円あまりの歳出。また、寄附を受けたことで実施できる、いわゆる充当事業を5億円余り、合わせて38億円程度でございます。つまり、ふるさと納税を除いた平成29年度予算の規模は202億円程度になるところでございます。中期財政計画とは6億円弱のかい離でございます。

平成29年度の予算は、歳入歳出両面にわたる徹底した見直しや、新たな歳入確保策の導入を行うとともに、義務的経費、国・県補助事業等を除く経費について、原則1割減という方針の下、編成を実施したところではありますが、中期財政計画と比較しまして、補助費や扶助費等が上回る結果になったところがございます。

平成29年度予算は無駄を徹底的に削減しまして、必要な投資を確保しつつも、将来負担を最低限に抑制した予算編成になっているところがございます。

○3番（野村広志君） この中期財政計画でございますけれども、私が確認した時には、ホームページ等でまだ確認ができなかったわけですが、この質問をするにあたりまして、当局の方々といろいろとやり取りをする中で、いろんな要因がありまして、歳入歳出の不確定な要素もあったということで、策定はされたけれども、なかなか公開するところまでは至っていなかったということも、お聞きしたところございました。

計画の内容の見直しについては、先ほども述べたように理解するところがございますけれども、様々な要因ということ等を踏まえながら、今説明がありましたように、ふるさと納税等々の問題も含めて、計画の策定そのものが遅延をしたりとか、公開ができないようなことがあると、すごく非常に心配をされるところでございます。

この計画については、5年間の計画になろうかと思っておりますけれども、その中期財政計画に基づ

いての年度計画が立てられ、なおかつその上で本来の計画の見直しがなされるものであると思います。

財政の計画ということでございますので、もろもろの社会情勢やら予測できない事態については、往々にして起こり得ると予測できます。

しかし、そのような不確定な要素があるとしても、本来、中長期的な財政計画を基本としながら、修正や見直しをすることが、あるべき姿ではないかなと思っております。

市民に対して、なるべく分かりやすく敏速に情報の開示をして、理解を深めていくということは、冒頭に申し上げましたとおり、行政の責務ではなかろうかなと思っております。

実際公開されたということでございましたけれども、できているのかどうか等を含めて、市長の見解をお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 中期財政計画につきましては、平成28年3月に策定済みでございます。計画期間の平成28年度から32年度まで5か年計画としておりまして公表しているところでございます。

ホームページへの掲載はしておりませんでしたので、この計画につきましては、公開したところでございます。

そしてまた、この財政計画についての見直しということでございますが、先ほど申しましたようにかい離が生じている内容については、主にふるさと納税の関係のものが含まれて、かい離が生じておりますので、この部分について、市民の皆さん方に分かりやすい形で、公開はしてまいりたいというふうに思っています。

**○3番（野村広志君）** 市長は、そのような認識でおられますので、更なる行財政の改革と、その必要性と施策重点化、または市税等の収納率の向上、公共施設の効率的な運用等々、取り組むべき課題については、市長の方は高い認識を誰よりもお持ちであろうかと思っておりますので、このところ、しっかりとした財政計画の下で、この予算編成、並びに市政運営にあたっていただきたいものだとお願いをしておきたいと思っております。

この歳入歳出の予算の肥大化、これはふるさと納税が入って大きくなったということ、今答弁ございましたけれども、類似団体規模と比較してみたらどうなのかなと気になるころではございますが、確かに予算の規模だけ、大小だけでは図れないものがあるのかなと思われま。考え方や方向性は何回も市長述べられるように、中長期的な展望を持ちながら編成されているということでございますので、将来の展望をしっかりと見据えて取り組む必要性が更にあると思っております。

また、御指摘のとおり、社会保障費や公債費などの義務的経費の増大等も避けては通れない課題かなと思っております。

先ほど答弁がありましたとおり、行政評価システムの効率的な運用と、導入されております人事評価制度なども連動させながら、行政の経営資源を有効的に、積極的に活用していただきたいものだと思います。

では、この歳入と歳出について個々に見てまいりたいと思っております。

まず、歳入についてでございますが、確かに安定的な歳入確保は必須であると言えますが、自主財源である税収はもとよりですが、依存率も高く、とりわけ懸念されますのが合併特例法に基づき交付をされておりました合併算定替えによる地方交付税の措置が、平成33年度までに段階的に縮減され、一元算定されることによる財源不足ではないでしょうか。5年間にわたって段階的ではありますけれども、普通交付税が減少していくわけですので、非常に心配がされます。まずは、このことについて、どのような見解、見通しを立てているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中期財政計画では、平成32年度まで毎年1億2,500万円の逡減になるというふうに見込んでおります。

しかしながら、平成28年度の実績で2億247万円の減となっております、予想より8,000万円を上回る減額となっております。平成29年度も国の予算で2.2%の減となっております。今年度は対前年比2億円弱が減少するというふうに見込んでおります。

今後も、このような率や額で推移するのかは不明でございますが、厳しい見積りをしながら、今後の事務事業推進においてはスクラップアンドビルドということで、考えを徹底していくよう指示をしているところでございます。

○3番（野村広志君） これは5年間縮減されるということでございますけれども、当初90%から毎年20%縮減されるということでございますが、これは金額ベースにしますと、この計算率が毎年変わるということで、若干予測できない分もあろうかと思っておりますけれども、現段階でつかんでいらっしゃる交付税の金額に換算した場合、削減される金額が分かれば教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

28年度交付税算定ベースで申しますと、1本算定と合併算定の差額は6億9,000万円程度と推算されております。今後は1年あたり1億3,800万円程度の減額を見込んでおります。

○3番（野村広志君） 年あたり1億3,000万円ということで、非常に大きな金額が毎年削減されるということで、非常に心配される場所ではございますけれども、この地方交付税の削減、最小限に抑えることが大変重要になってくるのかなと思っております、この影響ですね。

削減される金額等も予測されておりますので、先ほどから申し上げておりますように、この財政計画等にしっかりと盛り込んでいただきまして、反映をしていただければなと思っております。

もう一つ伺います。

繰入金についてでございますが、多くは基金による繰り入れであろうかと思っております。平成27年度の決算で確認できた基金が24個、これは個と申しましょうか、基金でございますので、事業と呼ぶべきなのかもしれませんけれども、確認できたところでございました。今年度の歳入予算においても、33億9,116万円の繰り入れを行って、歳入と歳出のバランスを取られておりました。

そこで、お聞きいたしますが、この基金は当然毎年度積み上げも同時に行っているかと思っておりますけれども、基金全般としての運用の状況と、この基金の中で一部枯渇しているような基金も見受けられるようでございます。そのあたりについての見解を少しお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

基金は、定額で運営をするものの他、特定の目的を達成するために積み立てられたり、条例により取り崩しの基準が設けられておりますが、御指摘のとおり一部基金については枯渇している状況でございます。

健全な財政運営のためにも基金の活用等につきましては、慎重に行わなければならないということの認識はしているところでございます。

○3番（野村広志君） では、この基金でございますけれども、毎年どの程度積み上げをされていらっしゃるでしょうか。

○市長（本田修一君） 平成27年度は積み上げたのは2億8,706万円です。なお、平成28年度は4億3,906万円が積み上げられる額となる見込みとしております。

○3番（野村広志君） 当然、この基金の積み上げについても、予算立てをして積み上げをされるかと思っておりますけれども、実際に27年度、28年度積み上げられておりますけれども、予測どおり積み上げられておりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度は、総額で約11億4,616万円は積み立てましたが、8億5,910万円を一般会計へ繰り出しております。

平成28年度は、25億3,811万円は積み立てましたが、20億9,905万円を繰り出しております。これに伴いまして、先ほど申し上げました積み上げ額になりますが、こちらは良好なバランスを維持しているというふうに考えるところでございます。

○3番（野村広志君） 良好なバランスをとということですが、これは繰出額が積立額を上回らないようにするというところで、そういう理解でよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） はい、そのとおりでございます。

○3番（野村広志君） 大変重要なことかなと思います。

では、この基金の繰り替え運用について、次にお聞きしますが、実際に基金を繰り替えながら運用していくということが行われるということでございますけれども、つなぎ資金等々ということもあろうかと思っておりますけれども、その実情について、少しお示しいただけますか。実績があれば実績も示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

予算上は、歳入歳出同額で編成いたしますが、一時的に現金が不足することがあるため、繰り替え運用、または一時借入れの方法によりまして、資金を調達する必要があるということでございます。

○3番（野村広志君） では、この繰り替えを行わなければ、またつなぎ資金として資金がショートするということは、繰り替えをしていかなければ予算が組めないような状況にあると、そのような予算になっているということでの理解でよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） 先ほど申しましたように、一時的に現金が不足する可能性があるというこ

とでございますので、そのような場合には、繰り替えというような運用になるということでございます。

○3番（野村広志君） それは規定の中で行われているということですか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、規定で定めてございます。

○3番（野村広志君） では、規定の中で、その繰り替え等がつなぎ資金という形で運用されているということで理解をいたしました。

では、基金のところでもう一つ、起債による基金の積み増しについてでございますけれども、どのように今行われているのか。これについては、25年から合併特例債の基金造成事業というのが実施されているようでございますし、もう1点、この積み増しのところで関連して、旧町間にあった基金を整理して、地域づくり推進基金等々が造成されているようですが、この目的についても、あわせて分かれば教えていただけますか。

○市長（本田修一君） 現在、地域づくり推進基金を平成25年度から29年まで毎年1年あたり2億5,000万円ずつ積み立てる予定としております。その財源としまして、合併特例債を2億3,750万円、残り1,250万円を一般財源で賄っているということで、今後、合併特例債が充てられなくなったときに、その後の事業に対応しようということでございます。

○3番（野村広志君） これは起債として有利な合併特例債を基金として積み上げられる事業ということで、非常に有利な事業なのかなと思っております。

では、歳入のところでもう1点お聞きします。

地方債について、これは市債についてでございますけれども、これは先ほど財政指標のところでも少し話しましたが、地方債は借入金で、いわゆる市の借金となるわけでございますけれども、このところの歳出の公債費とあわせて見ていかなければならないと思っておりますが、本年度29年度の予算において、歳入で21億8,600万円の借金をし、歳出において26億254万円の返済をするという予算が計上をされました。

そこで、お聞きをいたしますが、合併特例事業債の元金償還が平成22年度から始まり、地方債における新たな起債による歳入と、公債費による歳出のバランスはどのように見込まれているのか。

また、起債発行が公債費を上回ることは避けなければなりませんけれども、そのことについての見通し等についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的な考えは、新たに起こす起債の額が、その年度の元金償還額を超えないように起債の残高を減らすようにしているところでございます。

○3番（野村広志君） 起こす起債が元金を超えないようにということが、基本的な考えになるかと思えます。

では、基礎的な財政収支といわれるプライマリーバランスについてですが、本市においては借金ですね、この地方債において借金に頼らないで行政サービスが実施できているかという認識に

ついてお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

平成27年度の決算額で申し上げますと、歳入の総額は219億7,429万2,000円。これから市債によります歳入額24億2,930万円を差し引いたものが、195億4,499万2,000円となります。

一方、歳出の総額は、214億1,684万6,000円から、公債費の26億608万1,000円を差し引きますと、188億1,076万5,000円で、差額は7億3,422万7,000円となりまして、プライマリーバランス上は黒字となります。

したがいまして、本市は借金に依存しない行政サービスは実施できているという認識でございます。

○3番（野村広志君） 黒字で借金には、依存してないということで、答弁をいただきましたが、実質公債費比率のところ、9.6%ということで、本市が出ておりますけれども、ずっと遡ってみますと高止まりをしているのかなと思っておりますが、これ財政上のバランスは取れているのでしょうか。

県の平均が7.8%、市の平均が7.3%ということでございますけれども、ここについての見解がございませうか。

○財務課長（仮重良一君） 公債費比率におきます見解ということでございます。

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらずに、公債費や公営企業救済に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた自主的な公債費の相当額ということに充当されるものの占める割合というようなことございまして、県の平均が27年度の決算の分でございますけれども、県内の市の平均が8.7%でございます。

志布志市におきましては、9.6%というような数字になっているようでございます。これについては県内の市の平均を上回るというようなことございますので、今後この公債費比率の削減につきましては、振興計画並びに過疎計画等に基づく計画的な事業実施による起債の運用というようなことに努めまして、交付税導入率の高い起債を積極的に活用するなどして、財政の健全化を図るというふうに考えているところでございます。

○3番（野村広志君） なかなか非常に分かりづらいわけでございますけれども、このプライマリーバランスにおいては、全般的に黒字ということでありまして、公債費や個々に見ていくと、数値的には、まだ県や市の平均には至っていない部分もあるということでございますので、個々に見ていかなければならないのか、全体としてのバランスが取ればいいのかという、非常につかみ得ないところでございますけれども、しっかりとそこについては、財政の支出等のバランスをとりながら進めていただけていると認識をしまして、次にいきたいと思っております。

では、歳入のところの最後にお聞きしますけれども、先ほどからあります有利な起債としての合併特例事業債でございますけれども、合併から15年発行できるものということで、当然、これは無制限に発行できるものではないと思うわけですが、この合併特例事業債の起債の発行余力と申しますか、起債制限比率と申しますか、お聞かせいただきたいなと思っております。

それと、主だった起債の今後、発行する計画等があれば、どのような計画を立てているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 合併特例債につきましては、合併時の市町村の態様によりまして、起債できる上限額があるということで、志布志市の場合は、約138億5,100万円が起債上限額となっております。

平成28年度までの合併特例債の起債の実績では、29年度当初予算ベースの借り入れ予定額を合わせますと、102億5,800万円となっております。

平成32年度までに、あと35億9,300万円程度を起こすことができるということでございます。

今後も充当率や交付税措置率が、より良い過疎債や合併特例債などを積極的に選択しまして、将来の財政負担が軽減できるようにしてまいりたいと思います。

今後の合併特例債の活用につきましては、担当課長に答弁させます。

○財務課長（仮重良一君） 合併特例債の事業についてでございますけれども、本年度におきましても、先ほど出ましたように合併特例債の充当を行ったところでございます。

今後におきます事業の予定というのは、今のところございませんですけれども、当初予算編成時におきまして、充当できるものについて有利な起債ということで充当を考えております。

今まで、この事業におきます分については、志布志支所庁舎の改修整備事業とか、いろんなものに使われておるわけですが、農林水産業費関係の施設整備の分とか、「予算と仕事」の中でも事業を示しています。

失礼しました。

本年度におきます起債の合併特例債の充当事業でございますけれども、大型車庫の屋根の改修工事に充てております。

それと旧田之浦中学校の教頭住宅解体工事、それと志布志支所のサーバー室の空調機器の改修工事、松山支所の空調機器の改修工事等に充てているところでございます。

○3番（野村広志君） 大変有利な起債であろうかと思えますけれども、36億ほどが余力ということでございますが、これは償還をしていくと、この上限額というのは変わっていくものなんですか。

○市長（本田修一君） 変わりはないということでございます。

○3番（野村広志君） ということは、全体の上限額が138億程度ですかね、というのが確定していれば、償還をしていっても、その金額は32年度まで上下はしないということよろしいわけですね。

はい、分かりました。

本年度の起債の予定については、これ予算書にございますけれども、今後についても有利な事業を活用しながら進めていくということでございますので、大きな予測されるようなことは、まだ現段階では無いということよろしいわけですね。

○市長（本田修一君） 現在の段階では、まだございません。

○3番（野村広志君） では、続きまして、歳出についてお聞きをしてみたいです。

歳出の中において、義務的経費における扶助費の割合が毎年増加傾向にあるようでございますが、その最たる要因について、まずは見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

性質別歳出決算における扶助費を見ましたときに、前年度より大きく増加したように見られておりますが、このことは、それまで直接経費として、様々な性質別で計上しておりましたみどり保育所の運営経費を民間移管したということで扶助費となったということでございます。

また、志布志幼稚園、カトリック志布志幼稚園につきましては、国から直接経費として園に歳入していたものを「認定こども園」に移行したことに伴いまして、市を介しての扶助費となったことによりまして、大きく増加したという形になっているところでございます。

○3番（野村広志君） では、この扶助費でございますけれども、今後ともこういった形で増えていくという予測を立てていらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 扶助費の増減につきましては、国の制度や社会情勢等の変化によりまして、大きく変化するということが、一概には申し上げることはできませんが、少子高齢化等への対応から歳出額は増加傾向にあるということをご考慮しますと、今後も増加の傾向になるのではないかなというふうに考えております。

○3番（野村広志君） 歳出のところで、この扶助費の割合というのが非常に大きな割合を占めますので、非常に心配されるところでございますけれども、しっかりとした何か対策等があれば、対策を打たなければということを感じるわけですが、あともう1点気になる所が、この歳出のところで、物件費についてでございます。これについては、28年から大きく膨れ上がっているということがうかがえるわけですが、要因について、お示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

主たる要因は、ふるさと納税関連事業でございます。その額は、約13億3,000万円ということになっております。

○3番（野村広志君） このふるさと納税、非常に貴重な財源であるわけですが、先ほども答弁をいただきましたけれども、このことが将来にわたって恒久的に続くかどうかというのは、非常に疑問に感じているところであります。

中期財政計画の中においても、そのあたりについては十分に注視しながら計画の策定にあたらなければならないかと思っておりますけれども、このふるさと納税についての将来的な考え方について、少し市長、見解をお示しいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、事業が始まりまして、もう10年ぐらい経つところでございますが、税の控除につきまして2割まで対応できるということになってから、にわかに、このふるさと納税制度が全国的な取り組みになってきたところでございます。

しかしながら、その取り組みについて、余りにも過剰な面があるということがございまして、



今年において、特に総務省の方から、その内容についてのチェックが入りまして、返礼率については3割以下に抑えるようにということの指示が出ているところでございます。

現段階では、まだふるさと納税自体をどうこうするというような流れというか、そういった考え方は示されていないところでございまして、この制度につきましては、私ども、大都市以外のほとんどの地方の自治体においては、非常に有り難い制度だということで、今後も引き続いて事業を継続していただきたいという希望がございまして、しばらくは続けていただけるのではないかなというふうに思っています。ただ、先ほども申しましたように、内容についての修正というのは若干今後もあるのではないかなというふうには考えております。

**○3番（野村広志君）** 今も申し上げましたように、このふるさと納税、非常に貴重な財源で有り難い事業なのかなと思っておりますけれども、やはり中長期的に財政という面で考えたときに、これが無くては財政、予算が組めないというようなことであっていいのかということもすごく疑問に思うところです。当然、これは言葉は悪いですがけれども、打ち出の小づちではございませんので、限りあるものというか、どこまでこれが付いていくのかというのは、非常に不透明な部分があるかと思えます。

しかし、先ほどお話をしました中期財政計画においては、やはりベースとなるべき、基本となるべきものについては、やはり揺るがないものでなければならないのかなと思えます。

そういったものを踏まえながら、このふるさと納税についてもしっかり捉えていかなければならないのかなと、私自身は思っているところです。

では、この中期財政計画に盛り込まれていると、これも思いますが、全体として、今歳出についてお聞きしてまいりましたけれども、歳出全体の抑制策について、具体的な案について、今扶助費であるとか、物件費等々お話をしましたけれども、この具体案について今考えていること、見解を示していただけませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

中期財政計画では、公共施設の建て替え、改修の費用の増加が見込まれること、社会保障費の増など、社会情勢の変化に伴い多様化するサービス等に要する経費の増加が見込まれることなど、主な財政課題として挙げられているところでございます。

これらを抑制していくということが具体的に財政の歳出を抑制するということになることとございまして、まずもって、その辺を中心に財政計画の中で取り組みをしていかなければならないというふうに思っています。

**○3番（野村広志君）** この抑制策が効果的に機能して、どれほどの削減の金額が出るかというのは非常に気になるところでございまして、いずれにおいても財政計画に基づいた歳入の確保と歳出の抑制をバランス感を持って長期的な展望で取り組みをして進めていかなければならないことが見えてきたところでございました。

様々お聞きしてまいりましたが、やはりいろいろな財政についても論調があろうかと思えます。例えば、自治体の借金は民間とは性格が異なるもので、ある程度の公債費の残高はありつつ、

うまく回転、回していけば良いなどという考え方や、交付税措置がある合併特例事業債分などは、公債費には有利な起債分も含まれるので、そう心配することはないであるとか、あまり引き締め過ぎは禁物である。また逆に、かなり厳しい状況なので一刻の猶予もならない、などの様々な意見や論調がございます。そういったことを踏まえながら、市長、志布志市の財政の状況を長期的に見て、総括として最後に、どのように判断をされているのか、もう一度市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで答弁いたしましたように、本市の財政状況につきましては、類似団体と比較しまして、一般的に平均的な数字を示しているのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、そのことは平均的に、また更に財政状況が厳しくなっていくということが一方ではあろうかというふうに思いますので、ただいま申しましたように、様々な行財政改革を進めなければならない。そして、事業についてもスクラップアンドビルドをしながら、市民の皆様の負託に応じていかなければならないということでもあります。

そしてまた、先程来ありますように、合併特例債の有効な活用、それから今あるふるさと納税の最大限の活用というものについて、積極的に取り組みながら、少しでも長期にわたって、そのことが影響があるような形に持っていきたいなというふうには思っているところでございます。

○3番（野村広志君） 類似団体と比較しても、平均的であるということはあるにせよ、様々なことに取り組んでいかなければならないということ、市長としてもどちらかといえば楽観視はできないということは見解であったのかなと思います。私も同感でございます。なかなか楽観はできないのかなと思っております。

しかしながら、最後に少し違う見解、視点の中から見解をお示ししたいなと思いますが、市長の答弁の中にも本市が依存財源に頼らざるを得ないと、不安定な歳入と依然として増え続ける扶助費などの歳出を抱え、厳しい状況であることは分かりましたけれども、しかし財政難だからといって、福祉を切り捨てたりとかはできないわけですし、また市民の負担や市民サービスの質の低下も極力避けなければならないはずです。

本市においては現状、まだ財政的にひっ迫するような状態ではないと思います。だからこそ、今のうちに財政の健全化に向けた、できる限りの方策を検討していかなければならないと思います。

また、市民との共生・協働の推進の観点から、官民との共同や民間の力の活用をスムーズに実現するための、システムづくりも必要であると言えます。第2次総合振興計画においても、計画的な施設更新と公有財産の有効活用が示されましたが、行政が行うよりも効率的で安価で行うことができるような市の事業は、民間の活力を十分に活用すべきであると考えております。それによって市の職員の余剰が生じるようであれば、時間外勤務手当の生じているような課への適正配置であるとか、様々な人材の活用は可能であるかと思われま。

2006年に成立した競争の導入による公共サービスの改革に関する法律で、市場化テストのシス

テム導入によって、一定の効果を挙げている自治体があるようでございます。ぜひともこういったことについても、この点についても更に取り組みを深めていただきまして、効率化を図っていただければなと思っておりますが、この市場化テストについての市長の見解、少しお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 公共の仕事に競争原理を導入しまして、効率的でよりよいサービスを提供する者を選定する趣旨としまして、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が、平成18年7月に施行されております。

本市におきましては、従来から財政抑制策としまして、行政評価や指定管理者制度、民間委託等の取り組みを行ってまいりましたが、ただいま議員から紹介ございました市場化テストの内容等につきましては、担当課においても詳細に理解、把握していない状況でございます。

御提案いただきました市場化テストの手法につきましては、今後の財政抑制策の一つとして捉えまして、今後国・県の動向を見極めながら、他の自治体の情報収集にも努めまして、本市にとっていかなる適切な対応が必要かということを図ってまいりたいと考えております。

**○3番（野村広志君）** 積極的な取り組みを期待したいなと思っております。

あと、財政縮減のことばかりを気にしまして、節約や歳出カットなど、緊縮財政的な対策だけでは、将来に向かっての志布志市の持続性が期待できないと思います。真の財政健全化は先ほどとは真逆になりますけれども、財政規模の拡大が、しかるべき将来には必要であると感じております。経済が活性化して市民の所得も上がり、税収が伸び、人口も増加していく。そのような将来予測や目標が、これは27年度に策定されました「まち・ひと・しごと人口ビジョン」の中や、また第2次総合振興計画の中でも策定されているように、更なる施策の推進の必要があると考えております。

本市は、市長の方からもありましたけれども、現在東九州自動車道、都城志布志道路の2本の道路の整備や、急ピッチで進められております志布志港における国際バルク戦略港湾としての事業化が決定をし、予算化もされました。また、市長が積極的に進められてきました日本一施策においても、様々な成果が市内各所で表れております。

まさに南九州においての地の利を得たすばらしい環境やタイミングにあると思われれます。どのようにすれば、市の歳入、とりわけ自主財源を増やすことができるかを念頭に、経済の活性化に伴う財政規模の拡大が、これからのまちづくりを考えていく上では、大変重要になってくるのかなと強く感じております。

そこで最後にお聞きします。志布志市の将来への投資について、市長のお気持ち、お考えをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本年3月議会におきまして可決いただきました第2次総合振興計画では、まちの将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」を目指し、まちづくりの基本目標として無駄の無い行政経営ということもあげているところでございます。そしてまた、行革大綱と連動する最小の経費で

最大の効果ということで、非常に極めてこれは、前向きになるのかなというような形での取り組みになるところでございますが、しかし、今お話がありましたように、やはり自主財源を確保しながら、より予算規模をどんどん拡大していきながら、その拡大された分について、有効的な将来のために、どういった投資が必要かということについては、本当に同じ思いでございます。

ということで、その自主財源の確保について、どのような形で取り組むかということで、無駄の無い経営とか、効率的な行政運営というような面から捻出するというのもございますが、先程来申しますように、今ふるさと納税制度というものを最大限活用、そしてまた、全国の皆様方に志布志を応援してもらおう態勢というものを作っていくのが今の緊急の課題じゃないかなというふうに思っています。これは今現在、志布志に対しまして、ふるさと納税を寄せていただいた方が全国で10万人を超えるという人数になっております。このことが更に10万人を20万人、30万人に拡大することによりまして、将来的にも志布志の応援団が増えていくことになれば、更に私どもが自らのまちで収入としている財源よりも、多くの日本全国から寄せていただける応援によりまして、この志布志が更に発展していく源を築ける大きな財源になっていくのではないかなというふうには期待しているところでございます。

そのようなものを確保しながら、その確保できた財源を更に市民の皆さんや議会の皆さん方から新たな知恵をいただきながら、より有効な形での投資というものを考えてまいりたいというふうに思っています。

そしてまた、そのことが結果として、市民の皆さんが本当に志布志に住んで良かったなど、志布志のまちというのは誇りあるまちなんだよねというような形になっていくまちにしていきたいというふうに思うところでございます。

**○3番(野村広志君)** 活発に活性化されまして事業推進することにより生まれる資源や資産は、次の志布志を築きあげる大きな原動力になろうかと思えます。市長の舵取り、手腕が大いに試される場面でございます。冒頭、市長が決意を述べられましたけれども、そのことを踏まえながら、このことは決して失敗の許されない志布志市の将来でもございますので、全ての英知をもって最良の最高の決断をし続けていただければなと思っております。かかる市長への期待は非常に重いものでございますので、ぜひともお願いしておきたいなと思っております。

当然、我々議会においても、そのことについて、しっかりと将来を見据えて判断をしてまいりたいと思えます。

財政運営について、様々お聞きしてまいりましたけれども、歳入の確保と歳出の抑制、あわせて長期的展望に立ってバランスを持ちながら経済の活性化を図り、ひいてはしっかりとした財政確保の見通しをもって拡大戦略に転換をし、長く将来的に持続可能な志布志市を構築していかなければならないと更に感じさせられました。

経済情勢を踏まえながら、まだまだ予断を許さないところもございますけれども、今後とも適正な財政運営に心掛けていただき、市民が、今市長からありましたように、安心して暮らしていけるような市のために尽力されますことを大いに御期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、11時40分まで休憩いたします。

○  
午前11時27分 休憩

午前11時39分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、8番、西江園明君の一般質問を許可します。

○8番（西江園 明君） では、午前中ですけれども、少しでも一般質問をさせていただきたいと思えます。

私ども議員の任期も残すところ、市長と同じ、先ほど表明がありましたけれども、わずかになり、このように一般質問をする機会も今日を含めて、今回を含めて3回しかありません。市民の切実な思いを市長に質問し、今後の政策に反映されることを期待しております。

通告しておりましたので、市民に分かりやすく、そして、喜ばれる答弁を期待いたします。

まず最初に、志布志港さんふらわあフェリー乗り場付近の、正式名称は若浜運動公園といいますが、この公園管理について伺います。

志布志港の港内の公園管理については、前回も同僚議員から管理が悪いと一般質問がありました。鹿児島県の管理ですから、市として即答ということは厳しいことは理解します。しかし、我々議員というのは、県であろうが国であろうが、市長の政治力、行動力を期待して質問をしております。

志布志港は整備の歴史の中でも公園については、海側を埋め立て、そして、港を造り、背後の市街地との間に、2級河川であります前川から体育館付近にかけて細長く大浜緑地という名称ですけれども、公園が整備されました。市民の憩いの場として整備されたのですが、時間の経過とともに樹木が大きいうっそうと茂り、犯罪の発生も懸念されました。そこで、県の方も管理が追いつかず、合併のかなり前、志布志町時代ですけれども、財産も譲渡するから管理もしてくださいということから、志布志町で管理するようになりました。その後、毎年大きくなった樹木の間引きを繰り返し、やっと今のような形になり、今では端から端までグラウンド・ゴルフの愛好者で、御存じのとおり毎日にぎわっております。ここの管理は市の建設課が直営で行っておりますから、いつ行っても、それはきれいです。

一方、冒頭に述べましたように、若浜運動公園、さんふらわあ乗船場一帯の公園は、うっそうと茂っています。まるで原生林みたいですよ。さんふらわあを利用して帰ってきた人が「数年に一度さんふらわあで帰ってくるけど、降りた時の風景は、何十年経っても同じだ。我がふるさとがさびれていくようで寂しい」と言っています。私も担当課や県の港湾事務所、今は出張所と言っておりますけれども、所長さんと何回か話をしたところでした。

そこで、この公園の管理の在り方について、一般質問を今回しようとしたら、補正予算が

提出されているようで、昨日も議案上程の時に、相当突っ込んだ質問もあったようですけれども、今回の補正の経緯と内容について、まず伺います。

○市長（本田修一君） 西江園議員の御質問にお答えいたします。

志布志港周辺は、例年みなとまつりや、サッカーフェスティバルなどのイベントが行われ、市民や観光客の憩いの場としても利用されております。更に平成30年4月、来年4月には、さんふらわあの新船の就航が予定されることから、今後観光客の増加が見込まれ、ますます本市のイメージアップ、認知度の向上に努める必要があるかと思えます。

しかし、そのような中で県をはじめ、関係団体や地域住民を含め、安全で景観的に美しい港づくりに努めているものの、良好な景観づくりに至っていないのが現状でございます。このことから、志布志港を市民にもっと身近に感じてもらい、更に観光客の増加に向けて志布志港のイメージアップを図ることを目的としまして、県と一体となって志布志港の魅力ある景観を保つ事業にしようとするものでございます。

○8番（西江園 明君） 昨日も出たんですけれども、今市長が、そういう魅力ある事業にしようという大まかなあれは分かりましたけれども、その内容ですよね、今回の補正予算の中で、900万円という事業だったんですけれども、どういう計画、内容なのか、その辺をお伺いいたします。担当の方でもいいです。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 事業の内容でございますが、港湾区域内の緑地、そして歩道等の樹木のせん定、除草等々の作業を考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今まで県がやっていた、県管理の道路ですよ、そういうところの道路沿いの緑地帯とか、そういう分のせん定、伐採も行うと、昨日の説明だと。この公園内はどの程度なんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 運動公園の公園内についても、やはり同じく樹木の伐採、除草等を考えております。

○8番（西江園 明君） この公園の中には、御存じのとおり、ソフトボール場とテニスが整備されております。港に勤める人たちの憩いの場所として整備されているもので、県内では志布志港だけにある施設のようですが、残念ながらほとんど利用されておりません。テニス場の方は、フェンスも倒れかかっている状態ですが、尚志館高校が有料で練習場として利用されているようです。

しかし、一方ソフトボール場の方は、とてもじゃないが利用できる状態ではありません。ソフトボール場は外野にもフェンスがあり、学校などでソフトボールをしますと、外野を抜けますと、即ランニングホームランになってしまいますけれども、フェンスがあることで全然違ってきます。ちびっ子の選手にとっては、フェンスがある球場ですることは気分が違うのです。この場合は、ダッグアウトとして、ベンチもあり、本当にもったいない施設です。周りにはあずま屋もあり、トイレも水道施設も整備されています。更に、今年度教育委員会の方で、体育館前に

人工芝によるサッカー場をはじめ、グラウンドの芝をサッカー用に張り替える工事をしおかげ公園等を含めて行っていますが、この一帯のグラウンドの利用目的の見直しにより、ソフトボール場として整備したプール南側のふれあい広場をグラウンド・ゴルフ専用会場とするということでソフトボール関係者と協議し、その結果、納得した人もおれば、「なぜソフトボールを追い出すのか」など納得しない人もいます。この人たちのためにも、すぐほんの近くにこのように使われていない施設があるのです。冒頭に言いましたが、大浜緑地みたいに市が管理するから、県から引き取るぐらいの志布志市の姿勢が欲しいのです。

子育て支援では、他の自治体を大きくリードしている志布志市です。子育て支援の一つとして、スポーツ少年団の子供たちへ会場が無くなったことへの代替案として提示すべきぐらいのことだと私は思います。夢を与えるのも政治家の仕事です。

そこで、今回の予算では、ソフトボール場はどのような計画なのか、その辺を伺います

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話がありましたように、この港湾施設の若浜運動公園の整備につきまして、市と県と共同で維持管理をするということの流れになったことについては、ただいまお話になった内容で今後進めようということでございます。

志布志の運動公園再整備計画がございまして、そのことによりまして、現在使用されている多目的グラウンドの中でのソフトボール場の会場についても、大会等については、こちらの有明の方で開催してもらえないかというようなことで野球のチームの方々、そして、ソフトボールのチームの方々に御相談を申し上げながら進めてきた内容でございます。

しかしながら、志布志のソフトボールチームの方々が現在あちらの多目的グラウンドの方で練習もしていると、そしてまた、バックネットもあるというようなことで、そのことについて何らかの対応をして欲しいというようなお話がございましたので、この港湾施設の中でのソフトボール場の整備というものをしながら、そのチームに対しましての要望にお応えしようというようなことで、取り組もうとしているところでございます。

現在の段階では、この若浜運動公園内にありますソフトボール場につきましては、周辺の除草、そしてまた樹木のせん定や、ソフトボール場内での除草という内容で、市の方で管理するというようなことを進めておりますが、今後また、この内容についても更に県と協議を重ねながら、ソフトボールチームの方々がより使いやすい形での場所にしてまいりたいというようなふうには考えているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今の市長の答弁を聞けば、スポーツ少年団の人も少しは喜ぶ、というのは、整備して子供たちの代替案として要望に応えたいということで理解してよろしいわけですね。

はい、分かりました。

先ほど言いました港湾事務所の所長も、「志布志市は志布志港を自分の港のように位置付け、いろいろ心配してくれていることにびっくりすると同時にうれしく思う」とおっしゃって言いまし

た。そしてまた、「志布志市はとても活気がある」というふうにもおっしゃっていました。

そこでお尋ねしますが、今市長は今年の予算も含めて、これからも県と協議をするというお答えですけれども、来年以降このような、今年は県が600万円、市が300万円負担して、そういう維持的なことを行うということですので、来年以降はどのような計画で県の方と協議しているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民が親しむ港づくり推進事業につきましては、志布志港を市民にもっと身近に感じてもらい、また、観光客に向けて志布志港のイメージアップを図るということを目的として、景観を保つ事業でございますが、来年度以降の事業につきましては、県が行っている「みんなの港サポート推進事業」等のボランティアによる活動の状況や、イベント、今年度の事業の結果というものを踏まえた上で、県と共に協議を重ね検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

今、協議中でございますが、先ほど申しましたように、この事業につきましては、特に来年の4月、7月にさんふらわあ号が新しく新造船で志布志港に来るということで、大きな観光推進の一翼になるのではないかと期待するところでございます。

そのような方々が志布志港を訪れた時に、現在のような県の管理の状況であるならば、非常に落胆されるんじゃないかなというふうにも考えておりましたので、そのことについては、特に今港づくりのサポート事業の方々も、そのようなことで、さんふらわあの船着場、あるいはフェリーのターミナルビル周辺について積極的にボランティア活動もしていただいているところでございますが、それでもなかなか十分とはいえないという状況でございます。

ということで、本市としましては、本格的にこれを良い契機と捉えまして、本市の観光振興のために更なる事業を計画してまいりたいというふうに思っております。

また、県においても、そのような考えをお持ちであるようでございますので、県とも十分協議をしながら、そのことについては、取り組みをしていきたいというふうに思っています。

ということで、今お話が出ておりますグラウンド、運動公園につきましても、観光客の方々が見られても決しておかしくないような状況にしておきたいと、当然使用される方が満足して使用していただけるような状態にはしておきたいということでございまして、来年度以降についても、そのような方向で協議を重ねたいというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時ちょうどから再開いたします。

○

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○8番（西江園 明君） では、午前中に引き続き、一般質問をしてまいりたいと思います。傍



聴の方も増えまして、市長も張り切って答弁をされると期待しております。

引き続き先ほども少し触れましたけれども、若浜運動公園のことですけれども、昼の委員会の中で今回の総務委員会の方でも、現地調査がされるということをお聞きしましたので、非常に期待をしているところでございます。

先ほども言いましたが、この一帯の若浜運動公園を市の方で引き取って、冒頭に述べましたように大浜緑地のように、市で管理する気持ちはありませんか。先ほど市長は、県の方と今後を協議するというようなことで、今後検討ということで、ちょっと不安のある答弁でしたけれども、後ほどは本格的にソフトボールにも取り込む、子供たちが満足する施設として取り組むという答弁がありました。

しおかぜ公園でも、県が造って市が管理しております。このように、この若浜運動公園も市の方で、これからの協議もありますけど、それを含めて市の方で管理する気持ちはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、このことにつきましては、本市の志布志運動公園再整備計画の中で、このような流れになってきたということでございます。

そして、もう一方、さんふらわあ号が来年4月、そしてまた、7月に新造船が就航するということがございまして、志布志港における観光振興というものをきっちりと、目に見える形でしなければならぬという背景がございまして、今そのことがあり、県と協議を重ねているところでございます。

大浜緑地公園のように、全面的に市の方に移管をして、それで、その地の管理をするということについては、まだ協議が進んでいませんので、そのようなことについて、現在では考えていないところでございますが、少なくとも先程来お話ししますように、その施設において、利用される方が十分納得できるような状況にして使用をしていただくというところまでの原形復旧みたいな形の整備はしてまいりたいというふうに思います。

その際に、やはり費用等の問題もございまして、そのことについて、どのような形で協議が整えられるかということについては、今後の協議を重ねながら検討し、十分に本市の思い、そしてまた、管理者である県の県有財産に対する管理規則の問題もございまして、そちらとの整合性ということ踏まえながらやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○8番（西江園 明君） 今市長がおっしゃいました「来年さんふらわあの新船が」というところで、今回こういう補正予算が計上されて、市でやるということで、ただ心配するのは、市長は先ほど「来年の7月」とかおっしゃいましたけれども、今回の補正予算であっても、例えば、1回の仕事で終わってしまっただけでは、当然また秋には雑草は茂りますよね。ですから、先ほども言いましたように、こういうところは公園というのはしょっちゅう管理が必要なんです。ですから、単発的に1年に1回程度の除草、伐採では、とてもじゃないけど追いつかないと思います。ですから来年の7月に向けてとなると、また来年早急に今回のような予算措置をしなければならないと思います。その辺のところは、県が相手ですので、十分協議して、ここにある施設が市民にも、

そして子供たちにも喜ばれる施設になることを期待しております。ここがきれいになれば、こんな施設があったのかと、スポーツ少年団も喜ぶと思いますので、先ほど市長は、来年選挙4期目を目指すと言いました、表明をされましたので、非常にこのことについても子供たちも期待をしていると思いますので、よろしく県の方との協議をお願いいたします。

では、次に移ります。

福祉タクシーについてであります。地域によっては、これを福祉バスと呼んでいるところも多いようですが、ここでは同じ意味として、福祉タクシーとして質問してまいります。

まず、現状についてお伺いします。

高齢化が進み、テレビなどで最近高齢者による交通事故のニュースが、よく報道されています。そして、運転免許の返納のことも話題に上がっています。しかし、私どものような、こういう地方に住んでいますと、どうしても車の運転は生活の一部であって、無くてはならないものです。高齢になり車の運転に不安を持って生活の必需品であり、これに代わって市民の足となって活躍するのが福祉タクシーです。

まず最初にお伺いしますけれども、福祉タクシーの現状についてお伺いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

福祉タクシー運行事業でございますが、本事業は自動車が無く、日用品の購入、通院等に不便を強いられている高齢者等の交通手段を確保し、もって、高齢者等の移動の利便性の向上に寄与するというを目的に運行しているところでございます。

この事業は、市内タクシー事業者に委託しておりまして、現在土日、祝日、年末年始を除き、市内旧町を区域としまして、4ルートの運行を実施しております。

また、平成25年11月から有明地域、松山地域から商業施設や医療機関の多い志布志地域への乗り入れを週1回、水曜日に運行しております。利用対象者は、市内に住所を有する者で70歳以上の者、また身体の障がい等により、自動車の運転が困難と認められる者等を対象にしているところでございます。

**○8番（西江園 明君）** 大まかな現状、全体の状況については、今答弁がありましたけれども、その利用状況というか、利用者数などを含めて、統計的なものが分かっていたらお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まず、各地区の登録状況、延べ利用者でございますが、平成28年度実績で、有明地区が登録者は348人、延べの利用者が1,805人。松山地区では、登録者が658人、延べの利用者が4,489人。志布志地区では、登録者が495人、延べの利用者が4,272人となっております。

各地区の基本的な運行形態は、有明地区では伊崎田を起点としまして、旧有明町内巡回コースで、運行回数は午前と午後、それぞれ2回運行しております。

松山地区は、新橋と尾野見地区を往復するルートで1日4回運行しております。

予約者の乗降地点から最適なルートを判断しまして、自宅から目的地までという運行でございます。

志布志地区においては、四浦地区、田之浦地区を経由しまして、志布志支所までのルートと、八野地区からサンポート志布志アピアを経由しまして、ボルベリアダグリまでの2路線で、午前と午後、それぞれ1往復の運行をしております。

○8番（西江園 明君） 全体的な状況は、今答弁をいただきましたので理解できました。

では、ここでちょっと具体的にお尋ねします。細かいことで一般質問にはそぐわないのかもしれませんが、市長がどこまで理解しているのか分かりませんから、比較するために、あえてお尋ねしますので御理解ください。

市長が答弁できなければ担当の方で結構です。

では、まず伺いますが、今市長が答弁がありましたように、志布志市の場合は、松山地区、有明地区、志布志地区というふうに旧町ごとに分かれています、例を挙げてお尋ねします。

例えば、有明地区を例に挙げますと、野神地区に住んでいる人が押切にある病院に薬をもらいに行きたい場合、その人は連絡すれば、福祉タクシーがその人の家まで迎えに行き、そして病院まで送ってくれて、時間を見てまた迎えに来て、自宅まで送ってくれるというサービス。いわゆるドアtoドアですね、玄関から玄関までというサービスが現在行われているんですかね、伺います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（折田孝幸君） ただいまの件につきましては、議員がおっしゃるとおりドアtoドアというのが、有明地区、松山地区は原則というふうになっております。

ただ、路地の小さい所、細かい所につきましては、当然、近隣の道路まで出て来ていただくということもあるというふうになっております。

○8番（西江園 明君） 道路事情と、原則的にはドアtoドア、玄関から玄関までという送迎を行っているという。では、今課長の方から答弁がありましたが、例えば、松山地区の場合も、新橋の人が尾野見の公民館の生涯学習教室に行きたい場合に電話すれば、その人の所まで迎えに行き、公民館まで送ってくれるというサービス、帰りも同様に迎えに来るというサービスをやっているというふうに理解していいんですね、確認のために伺います。

○福祉課長（折田孝幸君） はい、委託しているタクシー業者の方に利用される方が直接電話をされまして、出発時間等については確定しておりますので、その行程の中で最適と思われる行程をタクシー業者さんの方で考えていただいて、その行程どおりに運行するというような方式ですので、今議員がおっしゃったように、そういった形で運行しているということになるかと思えます。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。

では、今そういうドアtoドアのサービス、非常に喜ばれるサービスを展開しているということです。分かりました。

今年の4月に教育委員会では、人権や現場を無視したような人事異動が行われ、役所に勤務している人で一番弱者である嘱託職員や臨時職員が大幅に入れ替わりました。このことについては、

おいおい一般質問をしてまいりたいと思いますが、私が言いたいのは、香月の公民館に所属していますので、よく行きますけれども、ここには尾野見の公民館主事が異動で来ました。この主事の人でも香月の場合、公民館の講座にタクシーで来る人がいることにびっくりしていました。そして、もちろん帰りもです。「タクシーを呼んでください」と言って、尾野見から見えた主事ですから、松山では考えられなかった场景だったそうです。

では、もう1点お尋ねしますけれども、先ほど市長からもありましたけれども、この散らしを見ますと、今年から週に1回ですが、旧3町間の乗り入れのサービスが始まりました。更にサービスが拡大されてということで、非常に市民からは喜ばれると思います。

そこで、例を挙げてお尋ねしますが、このサービスは、先ほども言いましたけれども、野神地区の人が志布志町にある大型店舗、タイヨーでもケーズデンキでもいいでしょう、ここに行きたい場合に連絡すれば迎えに来てくれて、そこのお店まで送ってくれて、そして、ある一定の時間が来れば、また送ってくれるというサービスというふうに理解していいですか。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 先ほど市長の方からも答弁がありましたように、平成25年11月から旧町間の乗り入れを実施しているところであります。

毎週水曜日ということで、松山・有明地区から志布志地区の商業施設であったり医療機関の方へ福祉タクシーを運行しているということになっております。

**○8番（西江園 明君）** じゃあ逆に伺いますけれども、逆に志布志地区に住んでいる人が、この本庁にパスポートの申請をしたい場合は、送迎はあるんですかね、伺います。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 現在のところ、志布志地区から有明地区、松山地区への乗り入れというのはやっておりませんので、福祉タクシーによる申請というのは、できないというような形になっております。

**○8番（西江園 明君）** では、ちょっともう少し志布志地区のことをお伺いしますけれども、志布志地区の場合は、先ほど市長の答弁にありましたように路線バスがあったということで、田之浦とか八野方面には散らしを見ますと、志布志支所を起点、終点にして、福祉タクシーが運行されています。

例えば、この福祉タクシーを利用して、志布志支所に着きますよね、終点ですから。この乗った人が、先ほども言いました志布志高校前にあるタイヨーとかケーズデンキでも買い物に行きたいという場合には、支所から、こういうお店まではどのようになるんですか。何かサービスがあるんですか。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 志布志地区の二つの路線につきましては、先ほど原則的な始点と終点については、市長が答弁したとおりでございますが、志布志地区におきましても、終点が志布志支所、それからダグリという所になってはおりますが、そこは弾力的に委託業者さんと調整をしながら、例えば、志布志支所を通過してアピアに行くとか、そういったことは弾力的な運用をしてもらっているところでございます。

**○8番（西江園 明君）** その弾力的な運用をしてもらっているということですが、それ

は運転手の好意ということですかね、それとも行政側が、そういうふうにしてくださいというふうをお願いしているんですか。その辺、その弾力的というのはどういうことですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 委託しているタクシー業者さんとは、年に1回当初予算を編成する時において、現状の確認をしたり、それから市民の方の御要望とか、そういったものを連携して事業を進めていっているところでもあります。

今言いました「弾力的な運用」につきましても、当然市民の方からのニーズが要望等ございますので、それに今の委託の業務の中で対応できる分については対応してもらうように市の方からお願いをしているという内容でございます。

○8番（西江園 明君） いまいち、ちょっと理解できませんけれども、そういう対応をしてもらっているということですが、その日の運転手が変わりますよね、この日はたまたましてくれたけど、他の日には運転手が変わったから、いやそこは、うちの業務じゃないですよというふうにして、例えば、志布志支所には着いたけど、そこから先のサービスは受けられなかったということもあり得るということですか。

○福祉課長（折田孝幸君） 基本的には、タクシー業者の責任者の方と絶えず連携を図っておりますので、そういったサービスが、その時の運転手の方で変わるということは無いものというふうを考えております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、四浦地区からは、アピアは一つの経路になっております。それから、八野地区におきましても、アピアも一つの経路の中に入っておりますので、その路線を若干超える分については、弾力的な柔軟な対応をお願いしているということでもあります。

○8番（西江園 明君） 行政としては、そういう弾力的な運用というか、対応をしてもらいたいでしょう。もしですよ、先般も介護の運搬の事故がありましたですよ、ああいう場合に、もし運送業者が、契約している業者がサービスとしてやった区間外ですよ、役所は当然、先ほど志布志町の場合は志布志支所から、例えば田之浦なら田之浦まで契約しているわけですけど、それ以外で事故があった場合には、そういう場合の補償というのはあるんですかね。

○福祉課長（折田孝幸君） 契約の中では、その区間を全ての区間を定めた契約というのは定めてないというふうに理解しております。

ですので、福祉タクシーの運行全般を委託しているという、委託するという委託契約になっております。したがって、そういった事故の発生につきましては、委託業者さんが加入している保険で対応していくというようなことになろうかと思えます。

○8番（西江園 明君） はい、分かりました。補償はあるということで。

もう1点伺いますけれども、御存じのとおり、志布志区の場合は、上の高台ですよ、台地には大原とか町原とか人口が密集しております。私の個人的なことで申し上げございませんけれども、私の母親も数年前までは、クロネコヤマトがある、上の方の台地に住んでいました。高齢ですから、医療費は安いもんです。しかし、たった二、三百円の薬をもらうために病院に行く

のに往復2,000円以上のタクシー代がかかっていました。志布志地区の場合は、この大原とか町原とかという高台一帯に住んでいる人は、もちろん路線バスも通りませんから、福祉タクシーは利用できないのが現状です。確認のため伺いますが、現状は今言ったとおり、この一帯は福祉タクシーのドアtoドアのサービスは無いですよ、担当課長でいいですよ。

**○福祉課長（折田孝幸君）** 今議員がおっしゃるように、大原地区、町原地区につきましては、福祉タクシーの空白地帯というふうになっております。

ただ近隣の運行路線に近い方につきましては、その運行路線に向かって来ていただいて、その路線で利用される方がいらっしゃいます。

**○8番（西江園 明君）** 運行路線と言いますが、高齢70歳以上の方が対象で、その人がバス停まで何百mも歩いて行くというのは不可能ですよ、まして天気が悪ければ、片やドアtoドアです。玄関付近まで迎えに来てくれるわけです。こっちの方は、例えば、福祉タクシーを利用しようとすれば、1kmでも歩かないかんわけです。

市長にお尋ねします。今まで例を挙げて幾つかやり取りを聞いて、志布志市の3地区、松山、有明、志布志、この3地区の福祉タクシーのサービスは格差があると思われませんか。これからいろいろ聞いていきますので、格差があると思うか無いか、イエスかノーかでも結構ですので、答弁をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、担当課長も答弁いたしましたように、大原地区、そして町原地区においては、この福祉タクシーの運行外ということになっております。

そのような点を考えましたときに、この地区の皆さん方に対しまして、何らかの措置は必要ということで、差があるというふうに思っているところでございます。

**○8番（西江園 明君）** ここにお座りの課長の皆さんも、どの程度、こういう3地区で差があるのかというのを御存じかなというふうにも思っています。市長も現段階では格差があるというふうに認識されているようですけれども、建設課長、こういう三つの町で差があるというのは知っていましたか。

**○建設課長（假屋真治君）** 福祉タクシーにつきましては、そういう路線があったりとか、町原のあたりで空白があるというのは存じ上げておりました。

**○8番（西江園 明君）** いきなり通告もしてないのに申し訳ないですけど、差があるということは、さすがですね、知っていたようなんですけれども、今市長からありました、同じ志布志の市民でありながら住んでいる場所が違うことから、福祉タクシーのサービスは、本当0か100という差です。年金暮らしの高齢者にとっては、まさに大きすぎる格差です。数年前でしたかね、企画政策課において、確かに二、三百万円かけて福祉タクシーの見直しについて、コンサルタントに委託した経緯がありました。私は、これによって志布志地区の福祉タクシーのサービスも変わると、非常にその時は期待をしていました。しかし、その後、何も変わらずで、何のための委託だったのかと不信感を覚えたこともありました。委託した成果品、すなわち報告書どおりに行政

側が対応できなかったのか分かりませんが、今の現状が調査委託の結果だとしたら、調査したコンサルタントの能力を疑ってしまいます。

5月に私ども議会では「市民と語る会」という催しを行いました。その参加者の一人からも確実に高齢者が増えていく中で、高齢者の移動手段の確保が課題であるという質問も受けました。また、その後、最近も高齢者を含む約10人ぐらいの女性のグループの人から呼ばれまして、行政の在り方について、いろいろ聞かれました。ここでもメインは福祉タクシーの充実でした。高齢者による交通事故の多発から、車の免許の返納が話題になっている。私たちも近いうちに考えなければならないが、毎日の買い物を考えると免許の返納に踏み切れない。なんとか手段は考えられないのかと訴えられました。これらが今回一般質問をするきっかけでもありました。

では、ここで伺いますが、なぜ志布志地区の市民は、松山地区や有明地区と同様なサービスが受けられないか伺います。理由は何ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

福祉タクシーの運行につきましては、合併に際しまして、松山地区と有明地区が、この福祉タクシーの運行しているということで志布志地区にも運行しようということで取り組みが始まったところでございます。

しかしながら、その計画を練っている段階で、先ほどお話しましたように田之浦地区、あるいは八野地区、そしてまた、四浦地区から志布志駅、そして志布志駅から吉原入口、馬庭から串間仲町、それから志布志から野方、この路線が18年11月8日の日に路線バスの廃止が出されたところでございます。

ということで、とりあえずは、この路線につきまして福祉タクシーを運行するというので、その後、それからの福祉タクシーの取り組みが、それぞれの地域においてされたところでございます。

しかしながら、今お話がありますように志布志地域においても、やはりドアtoドアみたいな形での福祉タクシーの運行をして欲しいというような要望がございましたので、そのことについて対応が可能かどうかということにつきまして、関係課の方で協議を重ねたところでございますが、そのことにつきましては、現在運行しているタクシー業者の方々と協議をしながら、現在の福祉タクシーの運行状況に落ち着いてきたということでございます。

しかしながら、今お話がありますように、その後、町原、大原地区において空白地帯ということでございますので、このことにつきましては、今後新たなルートを設定しながら、また委託できる業者の方々とも十分協議を重ねながら取り組みをしてまいりたいと考えております。

○8番（西江園 明君） 市長は今、理由をるる述べられましたけれども、「空白地区」っておっしゃいましたけれども、路線バスの所、例えば田之浦にしろ八野にしろ、この沿線に近い人は行けるんですよ。例えば、主に県道を走っていますから、県道から500m入った所の方が、その所まで行って、バス停まで出てというのは、雨とか冬とか何とかというのは、現実には不可能なんですよ。いくら路線が走っていた、路線バスがあったからといっても、現実にはバスが通ってい

ますから、あの路線沿いの人は空白地区ではないかと言われても、とてもじゃないけど、一部だけでほとんどが空白地区です。

そのような所は、また図面を見ながら検討していただければと思います。

今、市長もおっしゃいましたけれども、もう合併して12年が経つんですよね。これだけの時間をかけて解決できないというのが、私は理解できないんです。ですから、市長もいろいろ要望は聞くと思います。でも、このことはできたら触れないで、先送り、先送りしているというふうに思われても仕方がないと思います。

路線バスに車両を使っているのであれば、合併して12年も経つんです。もう1台小回り用のタクシーを準備するぐらいのですね、私は有料でもいいと思っています。1回100円とか200円ぐらいの有料だったら、全く抵抗もなく、そのくらいで済むという問題だったら、先ほどもお話ししたグループの人たちの中でも、「そのくらいは大賛成ですと、自分たちの移動手段が、そのくらい確保できるんだったら大賛成だ」というふうにおっしゃっていました。

市長は、以前同様な私の一般質問に対して、「協議会を立ち上げるとか、検討をする」と答弁がありました。その後の取り組みについて伺います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この福祉タクシー事業に取り組む時に、旧町の取り組みを引き継いで行ったと。そしてまた、志布志地区においても、そのような形で取り組むことが可能かどうかについて検討していた中で、路線バスの廃止があつて、とりあえずは路線バスの運行について、そのものを引き継いだ形の福祉バスの運行になったということでございます。

そして、実はもう一方、NPO法人が運営する送迎のバスの事業が、その頃スタートしておりまして、そのことの方角も少し見守りながら、取り組みについては結果的にはしなかったということでございます。

現在、そのようなことにつきまして、改めて昨年一般質問の中で検討委員会を設置するという答弁しております。2月に関係課による検討委員会を開催しまして、現状の課題確認と、そしてまた、今後の進め方について協議をしております。5月から鹿児島大学との包括連携に関する協定を締結いたしましたので、この連携項目の中に「公共交通に関すること」というものが盛り込まれておりまして、今後鹿児島大学の先生方にも御来庁いただきながら協議を進めようとしているところでございますので、今年度中には、この協議を調べて、来年度から、できれば新しい福祉タクシーの運行についての事業を始められればというふうに思うところでございます。

**○8番（西江園 明君）** 先般、同僚議員から質問があつた時に、そのような答弁があつたんですけれども、今の市長、「設置している」というふうに関係課等で設置しているという答弁ですけれども、その協議会というのは、どのようなメンバーですか。

**○企画政策課長（樺山弘昭君）** 検討会のメンバーは、企画政策課、福祉課、教育総務課の課長補佐、係長で協議を行っているところでございます。

2月に開催しているところでございます。



○8番（西江園 明君） その協議会が今後活躍されることを期待しております。

ある自治体では、世帯数でグループに分けて、その中に個人タクシーのような役目の人を指名し、買い物や送迎、代行を行う仕組みをつくってサービスを行ってるところもあるようですが、もちろんこれも有料です。これには、ちょっと法的な整備も必要と思われませんが、職員も机の上だけで考えるのではなく、他の自治体の研修も大いにさせていただきたいと思います。私は、以前から職員はもっと研修すべきだと主張してきました。そのための旅費は、大いに計上すべきだと思います。

ところで、聞きますと、最近市長も福祉バスか福祉タクシーの件で研修に行かれたとお聞きしましたけど、その感想をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年第4回定例会の一般質問におきまして、近江八幡市の公共交通バスシステムがすばらしいという情報をいただきましたので、この5月、関西出張に合わせまして、私と担当課長ほか2名で行政視察を行ったところでございます。

当日は、市長とも面会いたしまして、各公共交通のみならず、多方面での取り組みについて意見をお伺いすることができたところでございます。

近江八幡市の公共交通システムにつきましては、交通空白地域を埋め、市民の利便性確保のため、市長の選挙公約としまして、平成20年度から市民バスの運行が始まったということでございます。

事業費につきましては、平成28年度決算で1億円程度でございまして、国庫補助等を活用されておりますが、減少傾向にあると。そして、それを補うために市内の事業者を回って、広告料を募るといふこと等も含めまして、大変努力をされているというふうにお伺いしたところでございます。

コミュニティバスを導入いたしましても、行き詰まっている自治体が多いわけですが、この近江八幡市においては、毎年利用者数も増加しているということ。そして、また交通対策協議会等で自治会からの要望による時刻や運行ルートの変更、バス停の増設等についても柔軟に対応されており、完成度の高い事業かなというふうに思ったところでございます。

本市においても、近江八幡市の市民バス事業を参考にさせていただき、財源の確保に努めながら、市民のための公共交通システムの構築を目指すための検討をしてみたいというふうに感じたところでございます。

○8番（西江園 明君） 近江八幡市、確かにこの場合は、いろいろ路線の数が多くて非常に細かく運行しているという自治体でございますけれども、先ほど私の質問に対して、市長は志布志市内の現状については格差があると感じていると答弁されました。

市民は、市長、あなたの政治力に期待して市長に選んでいるんです。先ほども表明されましたけれども、市長、あなたが志布志地区も有明、松山地区と同様なサービスをするように、先ほどもちょっと触れられましたけれども、志布志地区も同様なサービスをするように職員に指示すれ

ば、職員は喜んで検討作業に入るんです。あなたがトップなんですから、市民が喜ぶことに反対する人はいません。市民が喜ぶことをして誰が反対しますか。市長の意気込みを期待して伺います。ほんのまだ3時間前ですかね、一般質問で「4期目を目指す」と表明したばかりじゃないですか、市長の公約にするぐらいの答弁を、主に志布志地区ですね、この格差是正のために、どのように取り組まれるか、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これは私自身が4期目に挑戦するかどうかということとは関係なく、このことについては、協議を重ねてきたということでございます。という意味で近江八幡市にも視察をしたと。行きまして、若干やっぱり、まちの在り方が違うなというふうに思ったところでございます。特に志布志においては、中山間地域におられる方を中心に考えていかなきゃならないということ。そしてまた、本市においては、志布志地域において民間事業者があるということでございますので、その方々との協議を十分重ねながらしていかなきゃならないということでもあります。

ということではございますが、今お話がありますように有明地域と松山地域、そしてまた、志布志地域ということで格差がございますので、この格差の解消につきましては、取り組みをしてみたいというふうには思います。

○8番（西江園 明君） 他の団体との企業との協議も必要かもしれませんが、やっぱり市民ですよ、市民に格差があつては協議した結果、協議が成立せずに市民に格差が生じたままにならないように、市長の意気込みを期待しております。

職員も、先ほど私は大いに研修すべきと言いました。職員も良いアイデアを持っているかもしれません。いや、きっと持っているはずです。先ほど協議会が11人のメンバーでしたですかね、それを職員のアイデアを引き出すのも市長の仕事です。

私は、以前も「職員が意見を言える雰囲気、環境か」と聞いたときも、市長は「その辺が少し欠けていると思う」と答弁をされました。三、四年前のことです。

私ども議員も昨年秋田県の横手市に研修に行きました。先の議会でも同僚議員が、横手市の中学生の修学旅行で、旅行先である東京で地元の物産の販売を毎年行っているという紹介がありました。横手市は御存じのとおり、横手焼きそばB-1グランプリを獲得し、一躍有名になりました。私たちも食べました、横手焼きそばをですね。ごく普通の焼きそばでした。これだつて職員のアイデアで取り組んだそうです。最初は横手市役所内でも、「たかが焼きそばで」という雰囲気、意見もあったそうです。このように横手市役所では、職員からいろいろなアイデアが出て、それを実行に移す仕組みができていました。これは行けるぞというような非常に良いアイデアがですね、よし、これでいこうと思ったら、うまくいかなかったり、こんなのというのがうまくいったり、逆のパターンでですね。ですから、これは自信を持って取り組んだ事業がうまくいかなかった、そういう時は、さっさと手を引き次へという形です。ですから、職員の意見が反映される。ですから、職員もやる気が出ます。私も職員が研修が終わってから、廊下で横手市役所の職員に、ちょっと聞いてみたんです。「いろいろ研修の中で職員で簡単に意見を言える環境なのか」と尋ね

てみました。その職員いわく「そうですね、確かに職員間の風通しはいいと思います」と答えてくれました。ここなんですよね、私は以前何回も一般質問で言ってきました。職員が意見を気やすく言える環境です。

ちょっと長くなりましたけれども、福祉タクシーのことだって、行政が大きな課題として捉えているわけです。そういうふうに大きな課題として捉えているなら、捉えているからこそ、全庁にまたがってアイデア、意見を求めるぐらいの姿を見たいと思います。

今後に期待して私の一般質問は、これで終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

—————○—————

午後1時48分 休憩

午後2時00分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。食事後、もう1時間が経過して、だいぶ眠たくなってくるんじゃないかと思えますけれども、少し市長も今日は元気がなさそうな答弁が多いように見受けまますので、もう少し元気を出して、午前、市長もやり取りを聞いておられますと、4期目への意欲を示されましたので、そういったことを受け止めて、今日ここで質問に立つにあたって、そういった市長の思いというものを受け止めて質問した方がいいのかと、今はやりの付度（そんたく）をしてやった方がいいのかとか、いろいろ思いましたけれども、少なくとも任期、あと6か月はあるわけですので、この任期6か月をしっかりと全うしていただくという思いで、質問はさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、公明志民クラブの小野でございます。

はじめに地方公会計の整備促進の観点から質問をいたします。

総務省は一昨年、地方自治体の会計制度に関し、2017年度までに資産や負債の状況が分かる民間企業並みの複式簿記を導入するように要請をいたしました。そのねらいは、コスト管理を徹底し、地方行財政を効率化させることにあります。本年度は、その国が示した統一的な基準による地方公会計の整備促進の完了年度であります。

そこで、本市の取り組みの現状と、整備された財務書類を基にした財政状況を市民に分かりやすく開示するための在り方について伺いたいと思います。

次に、情報化の推進の観点から2点質問いたします。

情報化の推進については、本市は光ファイバーケーブル回線を市内全域に布設し、防災行政無線と連動した行政告知放送端末を全戸に設置するとともに、ケーブルテレビや高速インターネットの利用を可能とするなど、高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を行ってきておりますが、

来年度からは、これまでの志布志市情報化基本計画及び志布志市情報化実施計画を志布志市情報化計画へ一本化する予定となっております。

そこで策定に向けた推進状況について、まず伺いたいと思います。

あわせて、情報化の推進についての二つ目は、少し角度を変えて具体的な事例も含めて質問をしていきたいと思っております。

現在、各地の地方自治体では自治体が直面する課題の解決に貢献し、地域住民にとって役立つスマートフォン用のアプリやWEB用アプリを開発し、地方情報、観光、防災、健康、福祉等、便利な情報を住民及び観光客などに提供をしております。これまでも様々なアプリを使っの自治体の先進的な取り組み例を基に、この場でも何回か御紹介をいたしてまいりましたが、その後、市長は、このような自治体用のアプリについて、どのような認識を持たれたのか伺いたいと思います。

次に、文化芸術の振興の観点から質問いたします。

国の文化芸術振興基本法の成立以降、現在第4次基本方針、いわゆる2015年から2020年度に沿って施策が展開されている中、自治体の文化芸術施策の根拠となる条例づくりも各地に広まってまいりました。本市も文化芸術の振興については、その促進を図るために様々な施策が展開をされておりますが、今後更に充実した展開を図るためにはビジョンと柱が必要であると考えます。

そこで本市でも文化芸術の位置付け、理念、基本方針などを明確にする市独自の文化芸術振興条例のようなものを策定、検討してはどうかと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、読書環境の充実について質問いたします。

本市では、第2次子ども読書活動推進計画の下、全ての子供があらゆる機会と、あらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるよう社会全体で、その推進を図っていくことが極めて重要であるとして、多くの施策が展開をされております。

また、本年9月には蔵書の充実度や施設整備においても、市内外から評価の高い市立図書館が開館20周年の節目を迎えます。本年を契機に、本市の子供の読書活動が更に進むことを期待いたします。

さて、本市では子供の読書活動を推進するためのキャッチフレーズとして、「1日20分読書～いつも身近に1冊の本～」を掲げていますが、この取り組みの現状と、今後更に学校等において、子供たちの読書意欲を高め、読書活動を積極的に進めるための方策について伺っておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方公会計の整備促進についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

地方公共団体における財務書類につきましては、現在単式簿記、現金主義により行われているところでございます。近年、国、地方とも厳しさを増す財政状況の中、総務省から複式簿記、発生主義の導入により統一的な基準による地方公会計の整備の方針が、平成26年に示され、平成29年度までに整備完了するよう要請されているところでございます。

本市におきましては、平成26年度決算から段階的に統一的な基準による財務書類の作成を開始いたしました。平成27年度には、固定資産台帳の整備を行い、本年度において財務書類を整備、作成する予定であります。財務書類を整備の上は、本書類から得られるコストに関する情報を基に本市財務情報を伝える有効な手段として、市民に対して、より分かりやすく、課題等も共有できる広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、情報化推進について志布志市情報化計画についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

本市では、平成18年1月の合併以降、平成20年3月に第1次、平成25年4月に第2次となる志布志市情報化基本計画を策定いたしまして、市の最上位計画である志布志市総合振興計画との整合性を図り、情報化の推進に取り組んできたところでございます。

本年度は、この第2次基本計画の最終年度となることから、平成28年度に策定されました第2次志布志市総合振興計画との整合性を図りながら、本市の情報化をより一層推進するために、新たな情報化計画を策定することとしております。

また、これまで基本計画の翌年度に実施計画を策定していましたが、急速な発展を続けるICTに対応し、より実効性のある計画とするため、基本計画と実施計画を統合しまして、新たな情報化計画として策定するところであります。

進捗状況につきましては、4月5日に課長級で構成します第1回電子自治体推進会議を開催しました。計画策定の概要等の説明を行い、そして5月30日には、各課の推進リーダーによる第1回電子自治体推進リーダー会議を開催しまして、アンケートの実施や、今後のスケジュール等について協議を行ったところでございます。

次にお尋ねの情報化推進について、スマホ活用等についての取り組みについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

近年ICTの利用環境は大きく変化して、誰もが容易に機器を活用し、またネットワークを利用することが可能な状況が確立されつつあります。特にスマートフォンやタブレット端末等に代表される高機能なスマートデバイスが急速に普及しており、この動向に拍車をかけております。

総務省が発表している平成28年版情報通信白書によりますと、情報通信機器の普及が全体的に飽和状況の中、スマートフォン保有率が年々増加し、平成27年末の世帯普及率が72%で、平成22年末から5年間で7倍強になっている。そのような急激な変化もあり、平成25年度に策定しました情報化基本計画、そして、その後の実施計画の中では、スマートデバイス等の位置付けが明確に示されていなかったところであります。

情報通信機器の技術は、目覚ましく進展しており、いつでもどこでも日常のかつ手軽にインターネットに接続できることから、全国の自治体においても様々な行政サービスで活用されている状況です。

本市では一部ではございますが、広報誌をアプリで提供するなど対応を進めております。今後、オープンデータの推進や更なるアプリの活用を視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

次に、文化芸術の振興についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

国において、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術振興基本法が平成13年に施行され、平成27年5月に第4次基本方針が示されたところです。文化芸術振興条例の策定の趣旨といたしましては、文化芸術の振興を通じて、心豊かでうるおいのある市民生活及び活力のある地域社会を形成するための基本理念や責務等を定め、今後の市の文化芸術等の振興に関する基本的な施策等を示すものと理解しているところでございます。

本市においては、市の文化協会の支援、NPO志布志生涯学習センターを中心とした生涯学習の推進等、文化芸術の推進に積極的に取り組んでおります。

本市の文化芸術の推進の指針となる文化芸術振興条例の策定につきましては、県の条例を参考にしながら今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今議会においても、教育委員長から答弁の依頼がありますので、私の方で答えさせていただきたいと思っております。

まず最初に、文化芸術の振興についてでございます。

本市では、誰もが気軽に文化芸術を楽しめる機会の充実を図るため市文化協会が主体となって、市総合芸術祭を開催したり、古くから伝承されてきた民俗芸能を市民に広く周知するために市民俗芸能等保存会連絡協議会が主体となって、市民俗芸能大会を開催しております。

また、民俗芸能の出場機会の拡充のため、県で行われる「かごしま郷土芸能の祭典」や他自治体で行われる民俗芸能祭へ参加するなど、発表機会の拡充に努めています。

また、子供の頃から身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる環境づくりを推進するため、市内小・中学校を対象とした青少年芸術鑑賞事業、市内の吹奏楽部が出演する青少年音楽祭、鑑賞型自主文化事業を実施するなど、優れた芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めているところです。

議員御指摘の文化芸術振興条例の策定につきましては、県内の市町村の動向を見ながら今後の研究課題とさせていただきます。

次に、読書環境の充実についてでございます。

本市の読書環境につきましては、平成27年4月に策定しました第2次志布志市子ども読書活動推進計画に基づき、各小・中学校と市立図書館において充実が図られているところでございます。学校教育においては、各学校が読書指導の担当教諭を中心に読書指導年間指導計画を作成し、それに基づいて朝の読書タイムや読書旬間等の設定、またPTAと連携した親子読書の推進に取り組んでおります。

市立図書館におきましては、家庭での親子読書推進を目的に、生後3・4か月児の乳児の健康診査の際に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」や、小学1年生を対象に、子供たちが自ら選んだ絵本をプレゼントする「セカンドブック事業」に取り組んでおります。

また、図書館ボランティア養成講座を開設して学校のお話グループや学校司書、図書館ボランティアの方を対象に読み聞かせの実践方法や学校図書館の運営の在り方等について学んでいただ

いております。

本市においては、小・中学校と市立図書館が連携を図りながら、児童生徒の読書環境の充実を図り、本好きな子供の育成に努めているところでございます。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** それでは、質問通告に従って、順次一問一答で質問を行ってまいります。

市長の方に公会計の整備状況について通告をしておりました。その整備状況については、御答弁が無かったわけですが、その整備されたものを基に、市民と情報を共有しながら、今後模索をしていくと、情報公開にも努めるという答弁で終わっておりますので、その整備状況についてという質問を行っておりますので、そこに対する答弁を求めておきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

26年度決算の分から段階的に統一的な基準に基づきまして、財務書類の作成を開始しております。平成27年度に固定資産台帳の整備を行いまして、本年度において、財務書類を整備・作成する予定としているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 質問通告をよく見て欲しいわけですが、今市長が述べられたように、26年にスタートをし、固定資産台帳等を整備したと、そのやり取りというのは、僕は昨年12月議会、そして本年の3月議会と立て続けにやっていますよね。そういった中で、同じような答弁が返ってきているわけで、そういったものを受けて、本年度が完了年度であるということの場合に、今、その進捗状況は、この6月の時点で、どこまで進んでいるのかというのを問うてわけです。そこに対する回答をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

**○財務課長（仮重良一君）** 本市の取り組み状況につきましてでございます。

連結財務書類の作成まで視野に入れると、平成20年度から連結財務書類の作成委託をしているところでございます。

先ほど市長からもありました26年度決算から段階的に統一的な基準による財務書類の作成を開始いたしまして、27年度に固定資産台帳を整備をいたしたところでございます。

現在、平成27年度の決算におきます固定資産台帳と連携した財務書類の作成をするわけですが、27年度決算一般会計分におきまして、統一的な基準による財務書類の作成をするところでございます。

また、現在29年度におきまして、財務書類の完成まで行うわけですが、27年度決算を基に、まず27年度の期末残高の作成いたしまして、28年度の期首残高の決定を行います。そして、年度中の財産の増減を整理いたしまして、財務書類を作成するというようなことで、現在その作業中でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今作業中ということで、今課長の方から答弁があったように、まだ作成の途中ですよね。そういった意味では、固定資産台帳等を基にして、やっと昨年そこが整備がされたということで、それを基にして最後の仕上げにかかっているという状況だろうと思うんです

ね。

そういった中で、例えばリース資産であるとか、そういったものの整理というの、もう済んでいるんですか。

○財務課長（仮重良一君） すみません。ただいまの質問ですけれども、償却資産というようなことでしたでしょうか。

申し訳ございません。もう一度お願いいたします。

○13番（小野広嗣君） この公会計の整備を国が求めたのが一昨年（2017年）の1月でしたよね。それを受けて、本市はそれ以前から、そういう動向を見極めながら進めていっていただいていたというふうに理解するわけですが、そういったのを進めていく中で、昨年（2018年）の10月には地方公会計の活用の在り方に対する検討会、ここが報告書をまとめていますね。かなりの量になりますけれども、これをまとめて、一応ざっと私の方も読ませていただきました。こういった中にも、今言われました減価償却率といいますかね、こういった観点というものを捉えて3点言っているんですね。この理解、この研究会の報告書を読まれて、最後の完了年度にあたっての我が行政の中で、いろんな協議を各課とされる中で、そういった研究会の報告書を読まれた後の協議というのがしっかりなされているのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○財務課長（仮重良一君） 昨年度、公共施設の総合管理計画を整備する中で、もちろん今度財産におきます償却の部分についても計画書の中で示されております。そういう中で、現在財務課の方では、財政の方の係と管財の方の係ということで、委託業者より説明等もいただきながら、償却資産、それらについての整合性についての協議も行いながら作業を進めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） この報告書のポイントというのは当然あるわけですね。財政の関係を全部書類を整備して公開をなさいよって言われて、今、本市は、それを作っていくという段階ですね。作って見せるという段階に、今近づきつつあるというふうに言われてますね。

それはどこに自治体も横並びでやっているわけですよ。そのことを受けて、じゃあその物をどう活用していくのかという視点を持ちなさいよというのが、昨年（2018年）の10月の報告指針ですよ。ここをどう捉まえているのかというのをお聞きしているんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長が答弁いたしましたように、現在この報告書に基づきながら、統一基準に基づきまして、整備が進められているという段階でございまして、いわばやっと作って見せるところまでということになってるということでございます。

今後においては、活用するということが求められておりますので、いち早く作って見せられる段階を終了させたいというふうには思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 難しいことを問うているわけではないんですよ。その報告書、あるいはこの報告書は何のために作られたかというのは、当然市長も財務課長も御存じだと思います。

今かかっている作業、そして今後の見える化を図るための活用方法について、手助けをしたいと



いう観点から全国の先進的な自治体の三つの団体の例を捉まえて紹介をしているわけですよ。その件は後ほど言いますけれども、その中の三つのポイントというのがあるわけですね。これは一つが、先程来議論しています耐用年数を用いて算出される資産の減価償却累計額の割合を示す指標というのが今度でてきますね。それが地方公共団体の資産の現状をある意味で、今日午前中も出ていました。比較可能な形で見える化することができるということでしょう。そこに意義があるんですよ、今回の取り組みは。だから、この有形固定資産減価償却率として活用していくことが一番大事だというのが三つの中の一つですよ。

そして二つ目が、この有形固定資産減価償却率に加えて、ここがまた大事なんですよ。それぞれの判断、それぞれの各地方自治体の判断によって、資産を実際に使用できると考えている年数、年数ですね。いわゆる使用可能年数の設定です。これは地方自治体によって判断が違います。この設定や各種の老朽化対策の取り組みの公表を行う。そして、その資産の実態を市民に説明をしていくことが大事なんですよって言うふうに言って、その実例を挙げているわけです。今回の報告書の中でですね。

そして三つ目が、この有形固定資産減価償却率などのストック情報については、地方公共団体が住民にサービスを提供する観点から維持していかなければならない公共施設等の類型ごとに把握すると。そして、団体間比較を行っていくことによって、本日も午前中議論がされておりました本市の財政状況が類似団体と見てどうなのかと。これまでの比較とは中身が違うんですよ。そこを分かって、実は答弁をして欲しいんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年来固定資産の台帳の作成に取り掛かり、そして現在、私どもが合併後に、それぞれの町で同じような施設を抱えているということで、今後そのことについて、どのような形で、それぞれの地域の皆様方に、この施設についての考えを述べていくかということについて、今お話がありましたような形で地方公会計について取り組むとなれば、説明が可能だというふうには思うところでございます。

今後においては、先ほども申しましたように、まだ整備中と、やっと作って見せる段階まで、まだまだ至ってないということでございますので、このことの作業をスピードアップさせ、今後において、今お話がありましたように有用性の検証と、あるいは実態の説明というのものができるといった段階までいち早くもってまいりたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長が、そういう答弁ですので、多少理解はいたしますけれども、市長、今回のこういった事業を、事業といいますか、取り組みを地方自治体に国が促したというのは、当然地方自治体、国もそうですけれども、地方自治体の財政のひっ迫化というのがあるわけですね。人口減少社会、超高齢社会、こういった状況の中で財源の確保というのが難しいわけですよ。そういった中で、どれだけ無駄を無くしていくのかということをお我々も監視し、市長部局も職員も一緒になって、コスト意識を持って仕事をしていかなければいけないということをお、やはり推進するためにやってくるわけですね。それは共通理解と思うんですが、その中で、やはり作

って見せる、それを今度は活用する。そして、少ない財源の中で、どう賢く使うのかということが問われているんだろうなというふうに思うんですね。その意識をやはり変えていくためには、今財務課だけが中心になって進めているというわけでは無いわけですが、職員の皆さん一緒の共通理解の下で、今はそういう時代状況の中で特に財務課を中心に、このことに取り組んでいるという共通理解というのが、やはり必要で、そのことを市長が、多分言われているだろうとは思いますが、いろいろな課長会、あるいは職員会議、月曜日の朝礼、そういった中でしっかりお話をしていくというのは大事だろうと思うんですが、どうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日来この固定資産についてのお尋ねが小野議員からもあったところでございます。そして、そのことについての今後の整理の仕方について、台帳を作成しながら、その台帳を基に次の展開を考えるべきということのお示しがあったところでございます。

そのような流れの中でございますので、改めて先ほども申しましたように、様々な資産がございますので、それぞれの担当において、その資産の活用については、今後どうすべきかということ、それぞれの担当が、現実的に、そして深く認識して捉えて、財務課を中心にして協議が進められるよう取り組みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそのような方向で市長と一緒にあって、財務課だけが汗をかく仕事でもないですので、進めていただければと思いますけれども。

今回通告をしております、特に財政の見える化を図るということがすごく大事ですね。午前中の議論でも、やはりこの財政、地方公会計という世界というのは奥が深くてなかなか難しい。そのことをどう市民の皆さんに分かっていただくのかと、開示していくのかということが、議論をされていたと思うんですね。まさしく私も、その観点は同じだというふうに思っております。

私たちが納めた、市民の皆さんが納めた税金がどのように使われているのかということは、やはり関心事でありますね。そのことがなかなか見えない、情報として市もそれぞれに公開もしていらっしゃるわけですが、なかなか分かりやすく伝わらないという状況があります。

身近なところで、行政サービスにはこれだけのコストがかかっているんですよという、そういった見える化が図られていく。そして、無駄が省かれる。見える化が図られるというのは言い直せば、見えない部分が見えるようになったということですからね。それは職員の皆さんもそうですし、我々議員もそうなんです。そのことが分かって、より良い財政状況を作り上げながら、まちづくりをしていくということが大事なんですね。そういった意味では、このコスト意識に目覚めるといえるのは、見える化が図られるというのは、職員にとっても財政状況がよく見えるようになるということです。そのことが分かった上で、様々な事業に取り組んでいったりして、提案もしてきたりするわけですね。そのことがないと、今日本当に午前中議論がありましたように、一般会計予算が膨らんでいく、闇雲に膨らんでいるわけじゃないですよ、議論の中身は分かっていますので、ふるさと納税等のこともありましてね、そこを引くと、そんなに大きくはないと。しかし、やはり計画的に進めていかないと、そういったことになると、こういった冒頭言われたよ

うに、市長も全く一緒だと思うんですが、コスト意識をいかに持つかということが行政側にとっては大事。そして、市民の側にとっては、そのコストというものが、どれだけかかっているのかと、一つ一つの事業にですよ。それが分からない。その全てを公開しても、なかなか大変な量です。ので、分からないけれども、市民に身近なところから分かりやすくお知らせをしていくというのがすごく大事だと思うんですが、それこそ先ほど言いました報告書の中に三つの団体の紹介があります。その一番手にきているのが、愛媛県の伊予郡の砥部町という所ですね。ここが施設別とか、事業別の財務書類を活用するとともに、減価償却費等の中長期的なコストも見える化することで、中長期的なコスト削減を図る事業を積極的に進めているということが一つあって、これはいいでしょう。午前中も議論されましたし、今もちょっとやり取りをしました。

ここがやっている二番目が、その見える化を図るための方策として、広報誌「バランスシート探検隊」による広報活動というのをやっていて、砥部町の財務状況を伝える手段として、より住民が親しみやすいよう工夫をしているんだと、その財務書類を活用して工夫している中身に、具体的には、「バランスシート探検隊」という取り組みもやっている。参加者が町の財政や人口問題を研究し、付箋紙を使った仕分けから財務書類ができるまでを体験した後、施設別財務書類データが記載されたノートを持って、公共施設等をみんなで見学をし、そして、公共施設の現状についての理解の促進が深まったと。こういった取り組みをやっている例が先ほどの報告書の中に出ている。財務課長は、それは手元にあっては読んでいないはずですね。

そして、全戸配布している広報誌では、公会計の必要性についての、本市でもやっていますよ。時々やっています。ここでは毎月、1ページから2ページを割いて必ずやっている。そして、住民に理解を求めているということですね。

そして、このことによって「財政について住民、議員、そして職員が共通の土俵で様々な議論をすることが可能になった」となっているんです。そういったことをやり取りできる志布志市であっていただきたいと思うし、ありがたいものだなというふうに思うんですが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、公会計、また市の財政状況について、市民の方々はかなり分かりにくいのではないかなというふうに思うところでございます。

合併して10年経ったとはいえ、やはり旧町のことにつきまして、特に思い入れが高くて、その財産については、なるべく今後とも活用して欲しい、維持して欲しいという思いが強いのではないかなというふうに、昨年来、その公有財産台帳を作成する際には感じたところでございます。

そのことについて、今お話がありますように、その施設について、あるいは事業について、コストが幾らかかって、そしてまた、そのコストによる成果が幾ら上がっているというような形の指標が市民の皆様方に示せるということについては、本当に、その方向に持って行って、いろんな事業運営については生かすべきだというふうに思うところでございます。

今お話がありました先進地に少しでも近づくよう努力したいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 今市長答弁いただきましたけれども、多分本会議でのこういったやり取

り、一般質問、そして質疑、我々には委員会がございますので、例えば、総務委員会、あるいは決算委員会等で、このことは何回となく申し上げてきています。それは当局にも伝わっているということをお聞きしています。

しかし、なかなか改善が見られない。そのままに棚上げされたような状態で、毎年同じような情報の流し方をしている。だから、今回ちょっと我慢できずにですね、こういった質問もさせていただいているわけですが、ここで取り上げないと、なかなか進まないのかなと、委員会ではそのまま市長に報告が上がって終わってしまっているなど、そういうことが多々あるものですからね。委員の発言というのは、この場だけが重いんじゃないんですね。委員会での発言も重いということ、やはり市長、あるいは補佐する職員の皆さんも知った上で市長におつなぎをしていただきたいというふうに、これは要請をしておきたいと思います。

なぜこういうことを言うのかと、分かりやすくするためには、イラストを使ったり、あるいは志布志はBTVがありますね、ケーブルテレビを使って財務課の職員が分かりやすい志布志市の台所事情とかいってですよ、解説してもいいわけでしょう。毎月広報で、先ほども言いましたように、コーナーを設けて、イラストやら、あるいは漫画を使って、その市の財政状況を本当に分かりやすくやっているところがあるんですよ。そういった取り組みが他でできて、うちでできないわけじゃないので、財政的にもそんな負担がかかるような取り組みじゃないですよ。やはり、そこに気付きを与えないと、なかなか動かないなという思いがあって、こうやって質問をさせていただきます。答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、本市においてBTVがございまして、そのことについて地域情報として、しっかりと伝えていただいているところでございます。その中でも、今お話がありましたような公会計の中身について、取り組みをしようというような番組編成会議はされているところでございますので、今後そのことについては取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

先ほど委員会で、このような質疑があったのが私に伝えられているかどうかということについてのお尋ねもあったところでございますが、十分そのことについては、私にも報告があるところでございます。

しかしながら、現課の方で、まだまだ作業が進んでいないという状況があるようでございましたので、まだそのことについての活用までは行っていないというような現況でございます。

財政が年々厳しくなっていく時代で、そのことについて無駄を無くす、そしてまた、効率的な運営をするということの指標として、本当に市民にも分かりやすい形で作られるとすれば、作らなければいけないということでございますので、そのような形で取り組みをしていながら、市全体で市民の皆さん方の意識もいただきながら、市の財政の健全化について、そしてまた、恒久的な取り組みについてしていきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁、理解いたしました。どのくらい、市民にとって身近な予算といたしますかね、生活に関わるようなこと。そして、そのことに関してどのくらい予算がかか

るのかとか、そういったところから入り口は優しくしていかないと、最初から財政の難しいグラフを出したりして、ボンときても、なかなか見ないんですよ。ですから、そういった工夫も凝らしながら取り組んでいていただければと思います。

冒頭申し上げました職員の財政に対する意識改革、それをどう醸成していくのかという中の一つとして、例えば、地元には指定金融機関がありますね。指定金融機関以外にも、それなりに預けていますね、公金をですよ、志布志市が。そういった銀行、いわゆるそういった関係者の人たちと、懇談をするというのは市長はあるでしょう。あと会計課が時々御意見を伺うというのは委員会でもお聞きしていますけれども、いわゆる財務課を含め、職員の皆さんが地域のそういう金融機関の人たちと意見交換、勉強会をすることによって、地域の経済状況はどうかと、地域の企業の状況はどうかと。市民所得のことも議論になっていいでしょう。そういったことをすることによって、我が地域のことが分かりやすくなってくる。こういったことも大事なと思うんですが、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になられました金融機関の方々との交流会、あるいは意見交換会なるものについては取り組みはされていないようでございます。

お話がありますように、本市においては市民力によって財政が決まってくるということでございますので、当然市民の方々の現在の経済状況については、十分私どもは把握していなければならないという立場であろうかと思えます。

今後また担当課を通じて、そのような取り組みは図ってまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそういった方向で取り組みをお願いしたいと思いますが、この項について、もう1点だけ、いろいろと御提案したいことはありますけれども、時間の関係もあります。

この自治体職員のコスト意識の改革ということでいえば、多分当局が御存じかもしれません。もう25年度からスタートしているんですけども、自治体の財政運営が体験できるということで話題になっております「S I M2030」という取り組みがございます。これは「2030」というのは御存じですよ。いわゆる2030年問題、団塊の世代が80歳以上になると。そして、65歳以上の高齢者、いまだに65歳若いなと思うんですけども、今の65歳は。でも国の意義付けとしては、65歳以上が3分の1になるという時に、大変な時代を日本国は迎えると。この時の財政状況というのをしっかりそこをにらんで作り上げていかないと大変なことになるんだよというのがあります。これが2030年問題ですね。それを受けての「S I M2030」というのは、熊本県の県の職員の有志が作り上げたシステムです。これをやっていくと架空の自治体を舞台に、今後全ての自治体にのしかかるインフラの更新、そして扶助費の増に対応するために、いかに事業の、今日もずっと言われています「スクラップアンドビルド」この関係ですね。スクラップを行うかをグループワークで体験するシミュレーションゲームなんですね。これ今、25年に始まって全国的に多くの自治体で展開をされていて、この九州でも結構な回数で行われております。

そういった中に参加した職員の声というのが、行った自治体の所に載っているんですね。それを見ていくと、やはり「非常に興味深い取り組みであった」ということで、「事業の再構築の難しさや総合計画の大切さを感じた」等々、様々な意見が載っています。そういった意味では、こういった新しい取り組みに職員の皆さんに参加をしてもらって、当初は財務課関係でもいいでしょう。そういったところから取り組んでいただいて、持ち帰っていただいて、発表会等も行っていて、コスト意識に目覚めていただくと。これはぜひともですね、他の自治体の在り方に乗り遅れてもらっては困るなという思いで提案をさせていただいています。どうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「S I M2030」なるものを知っているかどうか、ちょっと確認しましたら知らないということでしたので、まだ意識としましては、非常にレベル的に低いなというふうに思ったところがございます。

将来的に人口が減少しまして、そして、高齢化社会が到来するということについては、言葉としてはあるわけがございますが、それが現実的な、どのような社会構造になっていくのか。それがまた、地方自治体にとって財政的にどういった形になるかということについては、まったく不勉強でございます。

今後、そのことにつきましても担当の職員を定めまして、勉強してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 自治体の仕事というのは、本当に市民ニーズに応えるために、やるべき仕事量というのが、私が当選させていただいて以降、本当に毎年毎年増えていくなということで、その大変さはよく理解をするところであります。

しかしながら、日常の仕事をしっかりやっていく以外に、今はインターネットを開いたり、スマートフォンを活用して先進自治体の在り方、施策、こういったものはどんどん学べますね。そしてまた、そういった自治体に関してのコーナーが設けてありますね、自治体専用の分が。そういったものをしっかり学んでいくと、今私が申し上げたものは当然当局が、昨年じゃないですよ、25年度からスタートしているんですよ。御存じだろうと思って提案したんですが、御存じでないということで、今市長が答弁あったように、そういったことを含めて、こと財政に限らず先進事例というものをしっかり学んで、取り入れられるものが我がまちにあるとすれば、市長にしっかりとつなぎをして、また市長と協議する中で、前を向いて進めていっていただきたいものだなというふうに思うところです。そういった方向で市長、要請をしておきたいと思いますので、前へ進めていただければと思います。

次へ移りたいと思います。

志布志市の情報化基本計画と、この実施計画、1年ずれですね。基本計画が本年29年度で終了と、そして実施計画が来年30年度で終了ということですが、この時に合わせて新たな情報化計画を策定するんだということで、市長が施政方針で述べられておりましたので、このことに通告をいたしたところでありますが、まず問いたいのは、この情報化基本計画、そして実施計画、5年ないし、4年経過して、その達成状況というかですね、そこでうたった、その全てをここで

述べていただく必要はありませんけれども、アバウトに言って達成状況、実効性の状況はどうだったのかをまずお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

情報化の推進につきましては、基本計画に重点施策を示しまして、実施計画にて具体的な取り組みを行ったところでございます。

各施策の進行管理につきましては、優先度の高いものから順位を付けまして、優先的に実施してまいりました。

また、毎年振り返りを行い、情報化の推進を行ってきております。進行管理に従って、おおむね取り組みができていっているなどというふうには感じているところでございます。

今後、新たな計画書策定にあたりまして、市民アンケートや職員アンケート等を実施する予定としております。その中で市民の意見や各施策の達成状況等も検証しながら、次の計画につなげてまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 良かったなと思いました。今市長の答弁を聞いてね。

実は全く同じことを考えていたんですよ。先ほど冒頭質問に対して答えていただいた時に、この情報化基本計画を策定したときには、「スマートフォン」というのは、あまり出てこないですね。

「携帯電話」という、「タブレット」はもう出ていますよ、読んでみると出ているんですけども、スマートフォンが急速に発達して72%まで来るという状況の中で、5年前に採ったアンケート調査というのは、もうあまり意味をなさないなというふうに思っていました。そういった意味では、今市長の方から、このICTというのは日進月歩で進んでいるわけですね。そういったことを捉えていった時に、しっかりアンケート調査も行って、市民ニーズに答えていこうという姿勢であったかと思います。そういう理解でよろしいんですよ。

○市長（本田修一君） 25年の情報化基本計画策定時にタブレットがあったということについては、多分この前の基本構想の中で、志布志市は平成23年に地域情報通信基盤整備事業を導入したわけですが、その時に既にタブレットというものがあまして、そのことを利用しながら、本市の情報化計画を進めたいということがございました。残念ながら、その時に事業化できなかったわけですが、現在でもそのことについては、本当に進めてまいりたいという内容ではございます。

ということで、本当にこの計画を定めたら、その日から陳腐なものになってしまうというような世界でございますので、なるべく今お話がありましたように、そして、先ほども申しましたように、市民の方々のアンケート等を採りながら、そしてまた、先進地の事例を参考にしながら、このことについては取り組みをしていかなければならないというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 先ほど冒頭に市長が答弁をさせていただいて、この4月、5月の情報化ICTの推進についての協議状況、推進リーダーの会議も開いたと、こういったのも第1回ということで、このリーダー会議なんていうのは、25年のこの段階でもうたってあって、うたってあるんですけども、実際この推進リーダー会議というのは、課長補佐級がなっていちゃいますね。このことが、どれだけこれまで開催され推進されたんだろうかなと思うんですけども、そちら

はどうなんですかね、今年第1回目を開いたというのは、先ほどありましたね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○情報管理課長（小野幸喜君） 電子自治体推進リーダー会議につきましては、毎年事業開始につきまして協議を行っているところでございます。

また、それにつきましては、年度途中でも問題等、あと新規の事業等が出てきた場合には、その都度開催しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 開催されているということで、一步一步ずつではありますけれども、進んでいると、情報管理課長とも、いろいろと立ち話程度でお話を聞く機会もありますので、ある程度理解はしているわけですね。

そういった中で、しぶし志（こころざし）ネット、名称をそう付けていますね、この有効活用ということが、すごく大事。地域情報通信基盤整備事業を行って、全戸に行政告知端末が入った。そして、ラジオ受信もできるとか、様々できますね。そういった状況の中で、一方的な情報というのは、かなり志布志はお伝えできる体制になったと思うんだけど、市民の側からの情報の吸い上げというのが、やはり弱いと。これまでも何度か述べてまいりました。ワンウェイだけで終わっている。ワンウェイからツーウェイへ、なぜできないのかという議論もしてまいりました。ここらについては、今どこらまで検討が進んでいるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の地域情報通信基盤整備事業による市内の光ファイバー敷設網については、極めてその当時は優れたものだというふうに思います。

そしてまた、導入当時、今お話がありましたように双方向を目指したサービスを提供したいということで取り組みを始めたところでございますが、残念ながらワンウェイのシステムになってしまったところでございます。

ということで、その双方向については、いつの時点においても取り組みが可能であればやりたいというようなことで、いろいろアンテナを張りながら事業についての提案を受けて、待っているところでございますが、なかなかそのような適当な事業に取り組むことができなかったということでございます。

このシステムにおいては、本当に双方向が果たされた時に初めて、すばらしいシステムというふうになるかというふうに思いますので、今後も双方向ができるような内容までに高めてまいりたいと思うところでございますが、現実的には非常にシステムを立ち上げるのに高額な予算が必要というような面もございますので、そのことにつきまして、様々な手立てを尽くしながら模索をしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今の市長の答弁、なかなか苦しいなというふうに思いますけれども、理解はするんです。こういったことに関しては、それなりに先進自治体の取り組みも、私の方でも学ばせていただいておりますので、理解するところですが、当初の目的に沿って進めていただきたいなというふうに思っております。



あと、この有効活用ということで、市の仕事として、福祉、教育、様々な分野があつて、その様々なあらゆる分野で、こういった「しぶし志（こころぎし）ネット」が有効活用ができるようにということで、こう書いてあるんですね、「利活用プロジェクトチームを設置して、継続的に利活用を行っていく」と、これ機能しているんですか、動いているんですか。

○情報管理課長（小野幸喜君） 光ファイバー等を使った利活用につきましては、一応組織がありまして、先ほど申しておりました推進リーダー会議等の中でも、そのような利活用については定義しておりまして、職員からも意見を求めながら進めているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっと答弁ずれていますよ、利活用のプロジェクトチームが立ち上がっているんですかということです。

○情報管理課長（小野幸喜君） 組織としては存在するところでございます。

内容的につきましては、職員の方に提案はしておりますけれども、実際のところは機能していないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長どうですか、今お聞きになって。

○市長（本田修一君） 今の答弁を聞きまして、本当にそのことについては、私自身の責任かなというふうに思ったところでございます。

先ほども少し述べましたように、双方向でのサービス事業をすとなれば、多額の予算を必要とするということでございますので、しばらくそのことについては取り組みができないというふうに、私自身が見送りというか、そのような気持ちで対応しておりましたので、そのことが職員伝わってしまっているのかなというふうに少し残念というか、申し訳なく思うところでございます。

ただ、今後本市においても学校の方でタブレット端末を入れるというような内容になっているところでございます。そのような学校現場の進捗に合わせて、この光ケーブルの活用というものも市民の皆様方に提案しながら進めてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 市長が双方向性の利活用というのを推進したいという中で、そういった推進のためのプロジェクトチームを結成して推進していくということをやっているわけですね、そのことが機能していない。一方では、課長会がありますね、先ほど冒頭述べられました。これも推進会議の一つですね。

そして、課長補佐級のリーダー推進会議、そういったものがいっぱい立ち上がってはくるけれども、どこが核になってやっているのということも気になったんですよ。ですから、こういう質疑をしましたけれども、しっかりそこを整理して、前へ進めていっていただければ有り難いというふうに思っております。

この質問の中で、スマートフォンのことをお聞きをしました。あるいはWEBアプリですね。WEBアプリについて、あるいはスマートフォンについてもだけど、ああ良かったなと思ったのは、タイミングが良かったというか、今日の南日本新聞、読まれましたか。市長、僕が質問していることに関わっているのが、そのまま出ているんですよ。市長、写真入りで出ていますよ。

これ暮らしの便利帳を発行すると、サイネックスと協定を結んで、市の窓口案内、防災ガイド、地域情報なども盛り込んだ冊子の構成からうんぬんというのがすごく出ていて、こういったものができるということですね。これがホームページ等にも掲載されて、情報を見れるというふうになると便利だなというふうに思って、まさか今日の質問に合わせてこれが載ったのかなと思うぐらいびっくりしたんですけれども、良いことだなというふうに思ったところでありました。

スマートフォンを使ったアプリとしては、たぶんいっぱいあります。勉強もいっぱいさせていただきました。ただ、今日言いたいのは3点ぐらいに絞りたいと思います。

1点は、この「ごみのリサイクル日本一」というのをうたっている志布志市ならではの、絶対に取り組んでいかなければいけないことだなと思うのが、いわゆるごみ分別アプリなんですよ。この「ごみの分別アプリ」を作っているところは自治体、本当に増えています。一番多いアプリじゃないかなというふうに思うんですよ。例えば、そこの例を挙げますと、収集日カレンダーというのがありまして、今日とか明日の予定、週ごと、そして、月ごとのごみ収集日を確認できると、優れものはアラート機能が付いてるんですよ。今日、明日の分別はこうですよと、収集日はこうですよというのを知らせる通知があるんですよ。だから、ごみ出しを忘れることが無いということがあります。

そして、当然うちは品目が多いですので、このごみ分別の辞典が本市もありますね、これがしっかり、このアプリの中に載っているということ。そして、よくごみのことであるQ&Aもしっかり検索でかけられる。そして、いっぱいあるんですよ。ごみ分別のためのリサイクルゲームも組み込んでるものだから、それをやることによって、志布志市が行う分別ごみの取り組みというのに対する理解が進んでいくとか。こういった形態は違っても同じようなアプリを提供している自治体がいっぱいあります。これ、すごく大事なものは、本市も増えていますけど、単身者、あるいは若い人たち、こういった人たちは、スマートフォンの普及率はもっと高いですよ、80%とか90%になりますね。こういった人たちが、スマホアプリを活用しながら、志布志市のごみの分別に対する理解が深まっていく、これはすごく良いことだと思うんですが、市長どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今、お話になりましたごみ分別アプリについては取り組みをしていないところでございますが、そのごみ分別に限らず、本当に今時代はICT活用が、まさしく花開いているのかなというふうに今思ったところでございます。

そしてまた、どんどんどんどん使い勝手も良くなってきているということでございますので、ごみ分別アプリについても、今後、担当と協議しながら進めてまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** 市長が担当課と協議しながら進めていくという答弁ですので、市レベルで「リサイクル率日本一」ということをうたっている我がまちでありますので、こういった取り組みには前向きにお願いをしたいと思います。

あと1点、防災アプリという観点、いわゆる東日本大震災が起こって以降、このごみ分別のアプリ、プラス多いのが防災アプリですね。今、示されましたこの中にも冊子としては載っていま

すので、有り難いなと思いますけれども、こういったものがスマホであるとか、あるいはホームページの閲覧で見れていくというのは大事な事かなというふうに思います。

防災アプリの中で、市長、一番大事なのは通信ができないところ、いわゆる通信がかなわないところでも使えるアプリなんです。だから災害時に一番困るのは、携帯を持っていても、つながらないということでしょう。そういった状況でも、このアプリだったら、我がまちのことですよ、あくまでも。我がまちの災害が起こった時の災害場所であるとか、医療機関であるとか、トイレであるとか、そういったことがすぐさま分かるというんですね。だから、すごく災害時に使い勝手のいいアプリだということでもあります。これは、すぐやれとか言ってるんじゃないで、こういったアプリがあることについての認識を問うているところです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災アプリ、その中で本市においても南海トラフの地震による津波の襲来が想定されておりますので、今お話になられた内容について、また勉強させていただきたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方で勉強してみたいということで、情報を情報管理課の方でも市長の方に入れてください。入れていただいて、市長の認識が、また更に深まればいいわけですので。

あと1点、市長が冒頭で答弁していただいて良かったなと思うのは、こういった情報化を推進していく中で、市長は冒頭に答弁でされたんですよ。「オープンデータの活用ということ視野に入れる」というふうに言われて、このことは僕は、この一般質問で行ってますからね、過去にね。その時に、まだ時期尚早的な答弁でありましたが、今回は、やはり日進月歩で進んでいるということですよ、こういうICTの推進にあたっては。だから、このオープンデータを公開する、いわゆるビッグデータともいいますね。これを公開することによって、市民あるいは企業、あるいは職員の中から、こういったデータを活用して市にとって資することになる取り組みが生まれるということになりますので。実は、この情報化計画の中に、そういったことを、いわゆるそういったデータのライブラリーと申しますかね、そういったものをしっかりうたって欲しいという思いがあって質問しているんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） アプリの活用についての提案書も届いているところでございます。そのような中で、当然メニューについては、様々なメニューがございますので、市民の皆さん方が使い勝手の良い形での提供というものを目指していかなければならないというふうに思っております。

今後、スマホ活用のアプリにつきましては、十分全庁を挙げて、そのアプリ提供が必要なものについて精査しまして、そして必要なメニューというのを提供してまいりたいというふうに思います。

オープンデータの推進についてでございますが、オープンデータの意義、目的につきましては、透明性、信頼性の向上、そして市民参加、官民協働の推進、経済の活性化、行政の効率化の3点が挙げられております。

既に、国や各自治体のホームページ上で各種データの公開が進んでおりますが、このような意義、目的に合致する形でもオープンデータと言えるためには、まずもって1番目に機械判読に適したデータ形式で、2番目に二次利用が可能な利用ルールということで、公開されたデータである必要があります。

それによりまして、人手を多くかけずにデータの二次利用が可能となり、市民への利便性が図られるということでございます。

現在の活用事例としまして、AEDの設置場所の一覧表、あるいは避難所等一覧表、あるいは町別人口、あるいは税金はどこに使われているかというような活用事例等がオープンデータとして出されているようでございますので、このような事例も参考にしながら、本市でできる取り組みを目指してまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** オープンデータの利活用については、市長の方でも情報を得られて理解が進んでいると思いますので、ぜひ前へ進めていっていただきたいと。

また、この情報化計画の中に、しっかりこれをうたって、ライブラリーとして、ため込んでいくということも、その中の計画に位置付けてください。これは要請をしておきたいというふうに思います。

次、文化芸術振興計画のところでは、市長の方からは県の状況、そして教育長の方からは県内の市町村の状況を見極めながら、今後の研究をさせていただきたいということですので、それはそれでいいでしょう。

しかしながら、この基本法の考え方というのを知っていただきたい。まず、この文化審議会が基本法を受けて、こういうふうに述べていますよ。「地方公共団体は、文化芸術振興のための基本方針を策定して施策を進めるべきである」という趣旨のことを述べているんですね。そういったことから言えば、本市も文化の香り高いまちだと、歴史のまちづくり構想というものもあったぐらいですから、本当に、そういう文化の香り漂うまちですから、こういったものに対して、早急に取り組みを開始していただきたい。

条例もそうですけれども、この文化芸術振興基本計画みたいなものですね、こういったものが、まずもって作り上げていかないと、様々な文化芸術に取り組んでいっちゃいますよ、こういったものを総合的に管理していくという、いわゆる上位法、こういったものがないとバラバラになってしまうんですね。

それで、そういったものをしっかりうたって管理していくと。タイムスケジュールで見て、どの事業がしっかり10年後、20年後を見据えて、ちゃんと着実に進んでいるのかと。こういったのが見えるんですよ。単年度ごとの捉え方ではなかなか難しい。今日も午前中ありましたね、事務事業のマネジメントシートをやって事業の評価等もやっていますけれども、それはやっぱり単年度ごとなんです。そして、それは引き継がれるんだけど、しっかり整理して見ていくということが大事ですので、そこに対する考え方をまず市長に伺いたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

文化芸術振興条例につきましては、今後、県の条例を参考にしながら取り組みをしてきたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、市長の方から、そういう答弁をいただきましたので、教育長の方もそういった理解でよろしいかなと思うんですが、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は志布志に来て4年目になりますけれども、志布志というところは、本当に文化・芸術ということについては、非常に関心が市民も高い、そういう所だと思っています。

今議員言われましたように、様々な文化・芸術を点で見るのではなくて、線で、あるいは面で見えていくという立場で言うと、そういう様々な取り組みをきちんと整理していくということは、すごく大切なことだろうと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 今回この質問をした背景には、3点ぐらいの角度があるんですけども、一つは市長、志布志のいわゆる中心市街地で、ジャズストリートみたいにして行って、いろんな若者を糾合できましたよね。その後もグルメストリートとかやった。そして、その流れの中で、本年もエアギターですよ、あれやって、市長が年齢を感じさせない、すごい若さで歌って踊ってというのを映像で我々も見させていただいて、それを取り囲む市民の皆様、あるいは市外の皆さん、すごく笑顔にあふれているんですね。

本市は1年を通じて4大イベントもありますし、その中に今言ったような、小さいといえますかね、細やかなイベントがあって、本当にいいなというふうに思っています。1年中そういった文化芸術、あるいはそこに現代アートとか、様々なものをもっと工夫して入れ込んでいくと、志布志に行ったら、いつも文化・芸術・歴史を学べるよねって、歴史的な遺産もいっぱいあるわけですからね。そういったものをしっかりリンクさせてまちづくりをしていく、そのためにも先ほど言いましたような長期的な展望、そして基本的なビジョンを持った取り組み、これが大事だと思いますので、これは先ほど答弁いただきましたので、そういった取り組みをしっかりと要請をしておきたいというふうに思います。

あと、いろんな知的財産といえますか、あるいは歴史的な財産、いっぱいありますね。国の資産もありますし、国指定もあります、県指定の文化財、市が指定している文化財、こういったものをトータルで件数では、今ここで何件で言えるんですか。言えますか。言えなければいいですよ。時間がかかりそうだからいいですよ、また分かったら後で述べてください。

どちらにしても、そういったもの一つなかなか出せられないんですよ。しっかりとした条例をつくり、それを基に基本計画をしっかりとつくって、そして実施計画というものを持っていないと、実施計画なんかを持っていると、すぐ分かってくるんですよ。そういったものを一つ一つの分野ごとに分かれて仕事はするんですけども、やはり整合性を取るために、まとめていくという考え方、文化・芸術、あるいは、そこに歴史も入れていただきたいというふうに思うんですが、市長、そういった文化財等がいっぱいあるわけですね、それは様々な公開もこれまでしているんですけども、うちはなかなかそれが旧町ごとに分かれたりとか色々しまして、もうそろそろ市

長も4期目への挑戦ということも、その意欲も述べられたわけですので、やはり、ここに歴史・民俗・芸能美術館みたいなですね、そういったものの構想というのも出てきてもいいのかなと、それはなるべく財政とも相談をしながらですよ。その辺のことを考えられたことはないのか、まず伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人口減少の時代で、そのまちににぎわいを創出するには何が必要かということ考えた時に、当然そこに住んでおられる人々の活性化でございます。そしてまた、そこに住んでおられる人々のまちに対する誇りの醸成だと思います。その誇りというものは何かというと、当然、自らがすばらしいというふうに認識することも大切でございますが、他の方々が、この志布志のまちにおいて、このことがすごいよねというようなお褒めの言葉等があって、そのことが生じるんじゃないかというふうに私自身はいつも思っていたりしているところでございます。

そのような意味合いからしまして、本市において、じゃあ何があるかということ考えた時に、様々な歴史的遺産がございます。そしてまた、そこに歴史的遺産の中で培った人々の風土というものがあるのではないかなというふうに思っています。そのものを具現化するということになれば、多分芸術・文化ということになるというふうに思っているところであります。

先ほど教育長が、県内いろんな地域を見たときにも、この志布志というまちについては、文化・芸術度が高いということについてのお褒めの言葉をいただいたということは、本当に率直に言うてうれしいお言葉でした。そのことを私は更に高めていながら、そして、そのことをまた誇りとして、いつも私が言うておりますように、日本一のものに仕上げていくということになれば、更なる文化・芸術の高いまちということになってくるのではないかなというふうに思っております。

人々の気持ちが前向きにということ、当然のことながら、人にも優しく、そして高い享受ができるまちということになれば、そのような文化・芸術がしっかりと息づいているまちになっていくのではないかなというふうに思っています。このことをどのような形で創っていくかということについては、本当に、まだ具体的にはお示しできないところでございますが、少なくともそういった思いをずっと持ちながら、まちづくりについて取り組んできたということを御理解いただければと思います。

○13番（小野広嗣君） 今お話を聞いていて、市長の思いがそのまま伝わってきまして、思いは一緒なんだろうと、その思いをどう今後具現化させていくのかということに力を振るっていただきたいと思っております。

教育委員会サイドで、学校を通じてとか、子供さんたちを通じて、いろんな事業に取り組んでいらっしゃることは、もう全部分かっていますので、もうここでは問いません。時間の関係もありますのでね。

1点だけ、これ考え方なんですけど、この文化・芸術の振興を図る上で、うちの場合は教育委員会、特に生涯学習課、こういったところを中心にやっていますね。ところが時代は変わって、

文化・芸術の振興というのは、志布志市が行っているあらゆる部門に関わってくる事業なんですね。そういったことからいくと、県レベルで言えば、四つの県を除いた残りの全ての自治体が教育分野から知事の部局へ移しています。そして、全国の政令指定都市、中核都市、こういったところの27団体も、その3分の2が教育委員会から市長部局へ所管を移しているんです。それくらい、この文化・芸術の振興というのは、まちづくりにとって欠かせない重大案件になってきたんです。いみじくも市長が今言われたように、我がまちのことを我々が知っているだけではなくて、よそからの視点、また見ていただく、そういったことにおいても、魅力あるまちをつくる点においても、すごく大事なんですね。ですから、首長の部局へ持ってきている。こういう流れが生まれてきています。ここに対する、そうしろと言える段階ではありませんので、認識はどうですか、市長も教育長も。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、常日頃、何かのイベントを行う時に、私の方の指揮下であれば、こういった形もできるのかなというふうには、いつもそういった思いで教育委員会に事業の遂行をお願いしているところでございます。

教育委員会の方では、教育委員会の方で、そのような立場から、そのような事業について、あるいはイベントについては、最大限の効果が出るような取り組みをしていただいておりますので、現段階で、そのような文化芸術等に関しまして、市長部局の方ということについては、まだ考えていないところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの市の文化財の指定状況について、ちょっと補足で説明を、国指定が七つ、国登録が2件、それから県指定が16件、市の指定が76件という数字でございました。失礼いたしました。

今後の文化・芸術の在り方について、市長部局の方との連携というのは、どんなふうに今後図っていくのかということですが、今議員言われましたように、県によっては市長部局の方が主だっやっているとというような状況もございます。これまで歴史・文化のまちづくりをずっと見ていきますと、平成20年度には、企画政策課の方で何かいろいろ事業検討委員会とか、そういうのを立ち上げてやった経緯があります。それは、あくまでも歴史・文化というのが単に文化遺産ということだけではなくて、観光とか住宅とか、様々なことを考えなければいけないという視点で、多分市長部局の方に移行した、そういう経緯があるんだろうと思います。

今、私の方としましては、生涯学習課として、文化・芸術の今後の検証、そういうことについては、きちんと踏まえながら、市長部局の方と、いろいろと相談をしながら、総合的に進めていくと、そういうことになるんだろうと思います。

今後のまた検討課題ということで、市長部局の方とも語っていきたくと、そういうふうに思っています。

○13番（小野広嗣君） 一応、例示として出しました。全国の県レベルで四つの県を除いて、全部、全てあとは知事部局、そして、さっき言いましたように政令指定都市でも3分の2が市長部

局へ移しているということ、これ文化・芸術による自治体間競争が始まっているということですよ。その競争に勝ち抜くためには、総合的な政策として、市長部局に置いて判断をしていかなければいけないという時代になったということをお示しをしておきますので、また今後のこととして検討を加えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に移りたいと思います。

この読書活動を推進する上での質問というのは、これまでもいっぱいしてきましたが、今回は特にこの市立中央図書館といいますかね、市立図書館に関しては、少し省いております。特に学校現場における読書の推進活動ということの主眼に置いていまして、そういった意味では、本市の児童生徒の学校図書館の利用状況というのは、どうなのかというのは、先ほど少し述べていただきましたけれども、今一度立ち入って詳しく述べてください。

**○教育長（和田幸一郎君）** 私は、教育長に就任しましてから読書活動の推進というのは、非常に力を入れたいなという思いがございました。具体的に言いますと、例えば、各学校の読み聞かせグループが、私が来た時には五つしかございませんでした。やはり子供たちが日常的に読書に触れる、そういう機会を持つためには、各学校全てに読書グループというのは必要なんだろうということで、各学校をお願いをしまして、現在全ての学校で読書グループというのが保護者、母親が中心になった読書グループというのが立ち上がっています。こういうことを含めて、各学校において、読書というのは非常に大事な要素がある。それは考える力、言葉を覚える力、それから感性、そういう全て総合的なものが読書にはあるので、この読書活動を推進することによって、子供たちの豊かな心とか、あるいは、ひいては学力向上、そういうのにもつながっていくんだろうという思いがございましたので、各学校において様々な取り組みをしていただいています。

例えば、朝読書、これについても毎日行っている学校もありますが、全ての学校が最低1回以上は行っているということがあります。それから、読書指導計画に基づいて、図書館の積極的な利用、こういうのも行っております。それから、保護者の読み聞かせを定期的に行っている学校もございます。

様々な、そういう取り組みによって、子供たちが本に親しむ、そういう機会というのが増えてきているのではないかなと、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 今教育長から述べていただきました。そのことは様々な読書推進法の書類であるとか、あるいは、この振興計画であるとか、あるいは教育行政要覧もこの度、頂きました。そういった中にも述べていただいています。

理解はするんですが、例えば、26年度までの1か月間の読書量の推移というのがあるんですね。これを見ていくと、小学生は当然高いわけですけども、これが小学生が高学年になってくると、当然減ってきて、26年度で14冊となっています。中学生になると、これが極端に下がってきまして、当然受験を控えた中学3年生というのは、極めて低いという状況にありますけれども、大体想像はするんですけども、この中学生の読書量が極端に小学生に比べると、3分の1以下に減るという状況をどう捉えていらっしゃるでしょうか。



○教育長（和田幸一郎君） この読書量を調査した時に必ず出てくる実態が、小学校においても高学年になるにつれて読書冊数が減る。中学生にいくと、もっと減るといような、そういう実態になります。

これは一つは、やはり子供たちが読む本の中身、低学年が読む本と高学年が読む本は、必然的に違ってくる。量的には、やっぱりどうしても差は出てくるんだらうと、そういうふうに思います。しかしながら、中学校においては、どちらかという部活とか、いろんなことで、なかなか本に触れる機会というのがどんどん少なくなっている、そういう状況はあるんだらうと、そういうふうに思っています、これは志布志だけではなくて、県も全国的にも必ず、この読書量を調査しますと、高学年になるにつれて冊数が減る。中学校になるにつれての冊数が減るとい、そういう実態は、どこも同じだらうと思います。

○13番（小野広嗣君） 当然こういう質問をするわけですから、そういった実態は存じ上げています。そういった中で、そういった現状を見て、じゃあ中学生は読書しなくていいのかと、読書推進をしなくていいのかという問いであります。

そういったことに対する取り組みを真剣に学校現場で行っているのか、魅力ある学校図書館になっているのか、最新の情報を捉えて、そういった書物を入れて、こういう本があるよって、中学生に呼びかけているのか、そういったことを問うてわけです。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 子供たちに読書環境を整備していくということが、すごく大事なことだと思います。そういう意味では、学級での読書だけではなくて、学校図書館との連携というのを非常に図る必要があるんだらうと思います。

本市で、例えば中学校で、学校図書館の利用状況とかというのを調べると、やっぱり小学校に比べて少ない状況というのがございます。かねてから、やっぱり学校図書館には司書補が全ての学校に配置されておりますので、司書補を中心として、特に中学校に対しては、本を読む機会、それから読書環境の整備、学校図書館との連携、そういうことについては、これからもっともつと力を入れていかなければいけないのかなと、そういうふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） 教育長が、そういう理解でおられるから安心はするわけですがけれども、やはり中学生、部活がある。あるいは受験を控える、当然3年生は減ってくるんでしょうね。でも1年、2年の時というのは、それなりの取り組みができるのかなという思いもあって申し上げますけれども、例えば、学校ごとの蔵書冊数を見ていくと、一つ一つやれませんが、特異なところだけ見ていくと、例年そうなんですけれども、通山小学校の充足率が本当に低い。これ、ずっとですね。これが、なぜなのかということと。あと田之浦小学校は、今度は逆に多い、これは廃棄する本が、まだ精査されてなくて残っていると充足率というのは高まってきましたね、そういう意味なのか、ますます120%、130%台で推移していると、ここをちょっと状況をお示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） この学校図書館の標準充足率というのは、学校によって、かなり変わってきます。今議員御指摘のように、通山小学校は、現在69%という充足率で、100%を目指し

て、それぞれの学校、充足率を目指すわけですが、通山小学校が、このような実態になったというのは、一つとして大規模改造があった折に、かなり、やっぱり整理して本を廃棄しようという、そういうことで、今こうして数字が低い所は、若干そういう大規模改造に伴って、この際、本をたくさん廃棄しようという、そういうこともあったんだろうと思います。

しかし、いずれにしましても、私の方の指導としましては、やはり子供たちが読みたい本をいつでも読める環境をつくっていかねばいけませんので、市から配置されてる予算について、自分の学校の充足率がどういう状況なのかということを見と見て、足りない分については補充をしていく、その分の予算を学校として、たくさん確保して本購入に充てる、そういうことが大切になってくるんだろうと、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 今お話を聞いていまして、いずれにしても、学校図書館の充足率というのが、やはり満たされていかないと、子供の読書の推進という魅力ある学校図書館にはなっていないのだろうなというふうに思います。

普通、お店を考えても品ぞろえがしっかりしていないと買いたくはないですよ、それと一緒にだろうと思うんですよ。

中学校においても、そういった取り組みというのをやはりしっかりやっていっていただきたいなど、これは思っております。

本題に戻りたいんですけど、この志布志市の子ども読書活動推進計画を作成をして、その中の主要な取り組みとして、先ほど教育長が言われた「20分読書」、いつも身近に1冊の本があるんだということですね。これは、どのくらい浸透して定着しているというふうに理解をされているんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 「いつも身近に1冊の本」ということでの取り組みを今進めておりますが、先ほどちょっと冒頭触れましたけれども、日常的に、子供たちが本に触れる機会をたくさん持って欲しいということで、朝読書ということについては、非常に力を入れてもらっております。朝読書で子供たちだけで読む、先生も一緒に読む、あるいは朝読書の時間に読み聞かせをしてもらおうと、そういうことで、どれぐらいの数字でということ、なかなか言えませんけれども、以前に比べれば、朝読書の時間を設定する学校というのも確実に増えておりますので、そういう意味では、「いつも身近に1冊の本」という、そのことについては、毎年毎年充実してきてると、そういうふうに私は理解をしております。

**○13番（小野広嗣君）** 朝読書等を通じてのお話であったと思います。すごく大事な視点だなと思うのは、やはり、こういったものを子供と一緒に読んでいく、先生たちも読む、もっと言えば学校職員の皆さんも、その時間は一緒に読むと、全てが一斉に、その時は本に親しむということをやったり徹底している所は、このことが定着化していきます。

本市も、それに近づきつつあるなというふうには今理解をしたところですので、今一歩ですね、そういった全職員、全教師、一斉に朝読書はやるんだという方向付けを教育委員会の指導で、やっていっていただきたいなど、これは別段、教育委員会の上から目線ではないと思うんですが、

どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、子供が読書に親しむというのは、例えば家庭であっても親の後ろ姿というのは非常に大事なとそういうふうに思っています。

あわせて、学校の職員がやはりそういう姿を見せるということが非常に大事なと思っっています。私は非常に印象に残ってる言葉として、森信三という教育学者が、「今の日本の教育で最大の欠陥は何かとしたら、教師が本を読まなくなったことだ」と、こういう言葉を残しております。そういうことも校長研修会等で触れたりしていますけれども、やっぱり教師自身が本に親しみ、そして本の良さということをきちんと感じないと、子供たちにはなかなか伝わっていかないんだろうと思いますので、今後とも今言われましたように、教師も子供も一緒に読む機会というのは、やっぱり大事にしていきたいなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） そういったことをお聞きして、実は何としても今日聞きたいことが1点あったんですよ。

実は、読書を推進することが、いかに大事かというのは、教育長は同じ認識ですよ。志布志教育振興基本計画が、これ27年度までのやつが、22年に策定されました。そして今、後期計画が策定されていますね。これを見ていった時に、僕はちょっとびっくりしたんですけど、この場で聞くしかないかなと思いましたが、この項目を見ていきますと、第4章で、今後5年間に取り組む施策というのが、この時と今回もあります、後期計画にも。

その中で、いろんなものが出ています。その中の大きな2点目として、「能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進」ということで、1から6までずっとあるんですね。この6の中から一つ抜けているのがあるんですよ。これ「国語力の向上」という件が抜けてるんですね。

前回の分に何て書いてあるか、「全国学力学習状況調査結果によると、本市の児童生徒の国語の学力は、他教材に比べると高い傾向にあります」と書いてあるんですよ。「児童生徒の国語力の向上には国語だけではなく、全ての教科における取り組みが必要であり、その際には学校図書館を活用した取り組みも大切であります」と。

そして、これからの方向性として、こう書いてありますよ「読書に親しむ態度を育成するための取り組みや、学校図書館等を活用した読書活動の推進などを通して、全教科の基礎となる国語力の向上を図ります」と言っています。そして、学習情報センターとしての学校図書館の充実に努めますと書いてあります。これ全部、今度の振興計画では抜いてあるんですよ、なぜなんですか。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後3時43分 休憩

午後3時52分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの議員の質問で、国語力の向上を含めた、そういう項目が抜けているのではないかという御指摘でございました。

今、ちょっと見ますと、確かに基本的な方策として抜けている部分がございます。

県の施策の中で、ここの項目のところに合わせる形で作った関係で、こんなふうになってしまいましたが、私が今るる読書活動の大切さということは述べてまいりました。

この新しい教育振興基本計画の中にも、「子ども読書活動の推進」ということで1ページを割いて現状、課題、それから主な取り組み等を示しておりますが、振興計画の、このことについては、今後また補足説明ということを進めていきたいなど、そういうふうに思っております。

失礼いたしました。

○13番（小野広嗣君） 読書がいかに大切かというのを教育長が語る述べていただいた中に、その読書が国語力を高めるための核になるんだということを全部それをうたってるんですよ。それが抜け落ちているというのは、何なんだろうと思って。坪田さんが国語の先生で一生懸命力を入れて、あえてそれだけ前期で入られたのかなという思いもあったんですけども、今お話を聞くと県のものを参考にして、そのまま作るという、行政の仕事の在り方として、一番気を付けなきゃいけないことだと僕は思うんですよ、どうですか市長、こういうやり取りを聞かれてて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育の面でも、そしてまた、人が人として生きる面でも国語力というのは、基礎的な能力ということが誰でも認知している内容だというふうに思います。そのことについては、読書を勧めながら、国語力を高めていくということの今教育長と小野議員とのやり取りがあった中で、まさしくそのようなものというふうには認識したところがございますが、その基になる国語力について、向上について述べられていないということにつきましては、少し残念というか、問題かなというふうには思っております。

今後、教育委員会において何らかの形で、また措置をされるということでございますので、そのことを待ちたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひともですね、あくまでも我がまちの教育振興計画ですので、県の教育を参考に、それはいいでしょう。それを基にして、我がまちの振興計画を作り上げていくというのが、本来の在り方ですね。それを考えた時に、後期計画の例えば改定版であるとか、あるいは今教育長が言われたように、補足資料として添付するとか、何らかの措置をとってくださいな。これは要請をしておきますよ。

○教育長（和田幸一郎君） 読書活動については、先ほどから私申し上げましたように、非常に大事な取り組みであるというふうに思っておりますので、今後各学校においても、この振興計画のこの部分については、また補足説明は確実にしていきたいと、そういうふうに思っています。

読書を通じて国語力を高める、あるいは豊かな感性を育てる、想像力を高める、いろんな読書の良さというのがありますので、そういうことを今後とも継続して子供たちに、あるいは学校の

職員に伝えていきたいと、そういうふうに思っております。

○13番(小野広嗣君) ぜひ、そういった取り組みをお願いしたいと思いますが、たぶん教育長、御存じかもしれませんが、山形県の鶴岡市の朝暘第一小学校、御存じか分かりません。ここが図書館活用教育を学校経営の中軸に据えているんですね。そして、学校図書館賞を受賞してるんですよ。うちもこういった学校図書館賞ぐらい受ける学校があったらいいなって、勉強しながら思ったんですけどね。ここは全国でも有名で、自学自習をモットーとしていて、そして学校のど真ん中に図書館が、改築に合わせて設置されて、結局本が好きな児童の割合が94%もいるというところまで高まってきている。

そして、読書課というのを全国初でつくるとか、様々な取り組みがあるんですね。本が嫌いな子供、本好きはいいですよ、本が嫌いな子供に対する手当てというのを一生懸命やっているんです。一人一人に合わせた取り組みを、本市でも多少やっているというふうには理解していますけど、その辺は教育長どうですか。

○教育長(和田幸一郎君) 本市においても学校経営の中心に読書を置いて進めている学校もございます。合言葉は「読書は主食」そういうテーマで取り組んでいる学校がございます。その学校の取り組みというのは、先ほど朝読書のことを言いましたけれども、毎朝全て月曜日から金曜日までの朝読書をする。あるいは読み聞かせということを保護者の理解も得ながらやる、先生たちも読み聞かせの機会をたくさん持つ、そういうことで、どこの学校にも負けないぐらいの取り組みというのをしている学校がございますので、そういう学校等については、更に充実した取り組みをして、できたら他のところにもアピールできるような、そういう取り組みにしていけたらなど、そういうふうに思っております。

○13番(小野広嗣君) 本市でも様々な学校で特色のある取り組みをされているというふうにはお聞きをしています。そういった中で、そういった学校を紹介していただきながら、読書大好き日本一だとかですね、市長が言われるも日本一にも沿うような取り組みだと思しますので、少しここにおいては力を入れて行って欲しいと、教育委員会を中心に指導して行って欲しいなというふうに思います。

2020年から学習指導要領が変わるという中で、「アクティブ・ラーニング」が本格的に導入されるというふうになっています。そういったことを考えたときに、本市が行っている「ブックトーク」、これはいったいどういう取り組みでしょうか。

○教育長(和田幸一郎君) 「ブックトーク」の取り組みにつきましては、お互いが自分たちの本を紹介し合いながら、本の良さということについてアピールしながら、自分の本がこんなすばらしいところがあるよというようなことをお互い紹介し合って、本のそれぞれが、また違った視点からの本に触れる機会をもっていくと、そういう取り組みであります。

○13番(小野広嗣君) 今お話を聞いて、少し今述べたことに対応していける取り組みかなというふうには思うんですが、もっと立ち入ると、いわゆる「ビブリオバトル」というのがありますね、この書評合戦をするわけですよ。本を読んだ人が、その本の魅力を語る。そのためには、そ

れを養う力がある。聞く側は聞く側で聞く力を養っていくと、こういったことを繰り返していつて本好きの子供、そして国語力を高めていく、こういった取り組みが、この2020年の学習指導要綱の改定にもつながっていくと思うんですけど、この取り組みは、本市ではどのぐらい進んでいるんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、「アクティブ・ラーニング」という言葉が出ましたけれども、子供たちが主体的に考えて、主体的に学ぶ場というのを各学校授業で取り入れていくということがあります。このことにつきましては、小学校は日常的に、この「アクティブ・ラーニング」といいますか、子供たち同士が話し合いをしたり、そして各活動をしたり、発表したりする機会というのは、かなり持っていますけれども、中学校は小学校に比べて、かなり弱い部分があるんだろうなと、そういうふうに思っています。

授業だけではなくて、今議員言われましたように読書の読み方を通じて、自分の思い、考えを述べる機会というのを持っていくことも非常に大事な取り組みだろうと思いますので、今後とも読書を通じて、子供たちが主体的に自分の考えとか、思いとか、そういうものを述べ合うことができる、言うことができる、そういう機会を今後ともつくっていきたいなと、そういうふうに思っております。

○13番（小野広嗣君） 本市の小・中学校を通じて、「ビブリオバトル」こういったものを通じて、そういった事例等も教育委員会の方から学校現場に御紹介をしていただきながら、その事例等も含めて研究を重ねていていただきたいと、そして2020年へ向けて対応方をお願いしたいなというふうに思います。

あと、もう時間がないので、読書オリンピックとか、クイズ形式でやっていって戦って金メダルを目指すとか、これ学校内でやっていたり、校区内でやったりとか、市全体でやったりとかいうふうな取り組みもやってる所もありますので、そういった情報も入れながら、こういった取り組みについての理解を深めていていただければなというふうに思っております。

最後になりますが、教育長はいみじくも言われました「子は親の背中を見て育つ」って、まさしくそうだろうなというのは読書においても言えますね。やはり本を読む親の背中を見た子供というのは、やはり本好きになっていくということがあります。

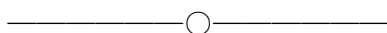
ただ、本を読める、本をたくさん購入ができるというのは経済力にもよるんですよ。やはり経済力が無いと本が買えないということは、読んでいる親を見るのが少ない子供というのが必ずあるんです。ここにも貧困の格差が生まれているんです。ですから、こういったことを解消するためには、学校図書館の充実というのが、すごく大事なんです。これだったら平等でいくんです。本当に。そのことをやはり違う視点ではありますけれども、理解をしていただいて、学校図書館の充実、特に中学生、中学校は少ないですからね、充足率も厳しい。これを高めていって、対応方をしていただきたい。そのためには、司書、あるいは司書補の皆さんの活用、そして研修会等にもしっかり行っていただいて、魅力のある学校図書館の整備というものを一生懸命やっていただきたいなと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 家庭環境あるいは貧困によって子供たちの教育を受けることの格差があってはいけないと常々思っています。

今議員言われましたように、確かに本を読む環境というのがなかなか整っていない家庭もたくさんあるんだろうと思います。そういう意味でいきますと、志布志の市立図書館というのは、非常に充実した取り組みをしてもらっておりますし、各学校の図書館には、志布志は全て司書補がおります。小さな学校にもおります。これぐらい読書環境の外の環境づくりには力を入れておりますので、なかなか家庭で読めない子供が、平等に読める環境をつくっていくように、今後ともまた努力をしていきたいと、そういうふうに思っております。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



○議長（岩根賢二君） ここでお諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、明日10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時04分 延会

## 平成29年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成29年6月15日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

平 野 栄 作

丸 山 一

市ヶ谷 孝



出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、上村環君と福重彰史君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議席番号4番、今回の一般質問、4番手となります。会派真政志の会、八代誠でございます。

さて、九州南部は6月6日に梅雨入りしました。ちなみに昨年の梅雨入りは、5月24日ということでした。今年は昨年より約2週間遅く、平年より約1週間遅い梅雨入りとなりました。このことについて少し調べてみました。志布志市での昨年5月から7月までの3か月間の降水量、約1,680mmでありました。過去の平均的な降水量、この3か月間約1,000mmということでしたので、昨年の5月から7月までの降水量は例年の約1.7倍というような結果になっていました。梅雨の期間では、大体1.5倍というような話があるわけなんです、実際数字を調べてみると、5月から7月まで昨年は平年の1.7倍というようなことでした。

ところが、今年は4月に約270mm、この降水量は例年より少し多めになっていました。しかし、5月の降水量は、例年の3分の1程度の70mmとなっていました。この降水量なんです、昨年のように多いと、本当に非常に困るなというふうに思います。しかし、普通稲作の植付けが始まる、まさしくこの時期、農作物への影響が危惧されない降水量なのかなというふうに思っています。降水量が多くて困り果てた昨年の梅雨、そしてまた、追い打ちに9月、台風16号が襲来いたしました。今年の梅雨の降水量は、例年程度であるだろうという気象庁の予想ですが、身勝手に虫の好すぎる願いになるのかもしれませんが、せめて私たち、この志布志市にとっては、あらゆる面で被害の無い、適度な降水量であって欲しいなというふうに考えているところです。

それでは、通告書に基づきまして一問一答により、質問してまいります。

最初に、告知放送端末管理事業についてであります。

まず、本市が平成22年度に導入した地域情報通信基盤整備推進事業の経緯、つまり、この事業導入に至った背景、根拠について、まずお示してください。

○市長（本田修一君） おはようございます。

八代議員の御質問にお答えいたします。

平成18年1月の合併によりまして、豊かな自然に恵まれ、広大な農地と海を有し、農林業、水

産業が盛んに営まれる本市としまして、誕生しました志布志市において、地域情報通信基盤の整備につきましては、経済活動の更なる躍進のために求められるべき重要な課題でありました。

加えて、志布志港が九州唯一の中核国際港湾として、また国の国際バルク戦略港湾となる中、その重要性は一層高まりを見せたところであります。

こういったことを背景に、市外からの企業参画や地域産業の活性化を図るためにも、市内外どこからでも情報の受発信が高速で行える通信網の整備が必要となったところであります。

地域情報通信基盤整備推進事業につきましては、市内全域に光ファイバー回線による情報通信基盤を整備し、産業、教育、防災、行政等、様々な分野において利活用を進め、市民の誰もが情報通信技術の便利さを実感できる地域づくりというものを目指しまして、総事業費43億円のうち、国の補助金や合併特例債などを活用しまして、わずかな一般財源で、平成23年7月に開始した事業であります。

現在、市内全域におきまして、様々な情報サービスに取り組みまして、特に行政告知放送端末につきましては、市民向けの情報発信手段の一つとして、市内一円、1万3,406台を設置しているところでございます。

**○4番（八代 誠君）** 今市長の方から、るる説明があったわけなんですけど、総事業費、約43億円かかったということでありました。国の補助金や合併特例債を活用し、わずかな一般財源で様々な情報サービスが可能になったということでありましたが、この事業の期間、工事期間と表現した方がいいんですかね、事業の期間、更に事業費の内訳、財源の内訳、この算定について示していただきたいと思います。

事業開始当初の事業の期間ですね、事業費の内訳及び財源、以上3点についてお示してください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

事業期間は、平成22年3月30日から23年7月5日の繰越事業であります。

全体の事業費は、43億2,031万7,100円でございます。設計・監理委託料が1億3,230万円、伝送路、センター設備、建築、電気の工事請負費が41億7,926万7,421円、共架申請に伴う電柱調査費が633万975円、事務費が241万8,704円となっております。

そして、その財源の内訳でございますが、地域情報通信基盤整備推進交付金が13億8,242万9,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金が26億2,675万円、地方債、合併特例債でございますが、これが3億1,110万円、一般財源が3万8,100円、合計で43億2,031万7,100円でございます。

**○4番（八代 誠君）** 総事業費43億2,000万円ちょっとの事業を一般財源3万8,100円でできたということで、本当に素晴らしい事業だなというふうに思っているところです。

それでは次に、この地域情報通信基盤整備推進事業が導入されてから現在に至るまでの経費、このことについては、どんな項目があるのか、またその項目に対しての金額を示してください。

**○市長（本田修一君）** 本事業の保守管理費等につきましては、IRU契約によりまして、ブロードバンド施設の貸付料と保守管理の業務委託料とで相殺するという事になっておりまして、この部分につきましては、年間で1億629万5,000円ということになっております。

そして、それ以外に行政告知放送端末の修繕料が718万56円、端末の設置委託料が8,243万7,767円、計8,961万7,823円が導入から28年度までの経費となっております。

○4番(八代 誠君) 端末の設置委託料が8,243万円ということで、これは導入から28年度までということによろしいですかね。

はい。

ということであれば、この端末設置委託料に関して、年度別に23年度から28年度までの年度別に設置された戸数といいますか、行政告知端末を設置された戸数が分かれば示してください。23年度からは28年度までの設置の戸数ですね。合計まで分かればお願いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

23年度で95台、24年度で156台、25年度で157台、26年度で112台、27年度で141台、28年度で236台、合計897台となっています。

○4番(八代 誠君) 今、23年度から28年度までの設置された行政告知端末が設置された数字について報告がありましたが、では、この897台を既存住宅、あるいは新築住宅別に分けた数字というのは出されておられませんか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

23年度から28年度までの合計で既存住宅が340件で新築住宅が224件で25.0%、転入が95件で10.6%、転居が233件で26%、その他が5件で、計897件というふうになっております。

○4番(八代 誠君) 既存住宅、新築住宅、その他にも、今、転入、転居という単語が出てきたわけなんです、この転入と転居、どんな捉え方をされているのか、言葉に定義があれば、そのことについてお示してください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

転入の場合は市外からの転入と、転居の場合は、市内において借家から借家への転居ということになります。

○4番(八代 誠君) それでは、先ほど言われた新築住宅ということについては、借家から新築住宅という考え方でよろしいですか。

○市長(本田修一君) 新築住宅の場合は、借家から新築というものもありますが、独立されて新しく新築を設けられるケースもあるというふうには思うところでございます。

○4番(八代 誠君) そちら辺は、ちょっと自分は分かりにくいところなんです、それでは、今報告のあった総体の松山地区、志布志地区、有明地区の地区別の設置率がお分かりになりますか。

○市長(本田修一君) 地区別の設置率につきましては、松山地区で96.2%、有明地区で90.8%、志布志地区で79.5%でございます。

数については、担当の方に答弁させます。

○情報管理課長(小野幸喜君) 行政告知放送の地区別の設置率の数を申し上げます。

松山地区におきましては、1,883台、有明地区におきましては、4,692台、志布志地区につきま

しては、6,824台となっているところでございます。

○4番(八代 誠君) 今、地区別の設置率があったんですが、志布志市全体としては設置率は何パーセントぐらいになりますか。

○市長(本田修一君) 全体では85.3%でございます。

○4番(八代 誠君) 分かりました。

では、ここで行政告知端末を新規で設置する場合、設置にかかる経費、1台当たりの費用は、果たしてどれぐらいかかるのかなということなんです、端末それから工事費等があると思うんですが、1台設置するのにかかる経費、どの程度かかるのか、そのことについてお示してください。

○市長(本田修一君) 行政告知放送端末の設置の場合、場所によるところでございますが、機器相当額が6万7,000円程度、工事費が3万円程度でございまして、1台当たり9万7,000円程度となっております。

○4番(八代 誠君) それでは、先程来質問しております行政告知端末と、本市では防災行政無線戸別受信機というものが存在しているわけなんです、これも総務課の方で担当されている補助事業であります、この二つの受信機、自分は受信機だというふうに思うんですが、意味合いが違うのかもしれませんが、相違点、何なんだろうということなんです、その相違点についてお示してください。

○市長(本田修一君) 防災行政無線の戸別受信機においては、主に防災情報をお知らせするものにつきまして受信するというところでございます。

行政告知放送端末は、防災情報に加え、行政情報や地域情報をお知らせするものであります。

また、これは光ケーブルによって受信されるということございまして、防災無線は文字通り無線によって受信されるということです。

この防災行政無線につきましては、もともと合併前から防災行政放送が、それぞれの町で実施されておりました。そして、それを平成27年度までにデジタル化をするということで、年次的に整備がされたところでございますが、現在の段階において、その機能が若干違うということございまして、二つのチャンネルを私どもは持って、行政情報としているところでございます。

行政告知放送端末機においては、先程来御質疑がございますように、地域情報通信基盤整備推進事業によって導入され、光ケーブルによって受信される事業による端末機ということでございます。

○4番(八代 誠君) 私の自宅には行政告知端末があります。自治会にも今市長が言われた防災行政受信機ではないんですが、大きなスピーカーがありまして、そういう放送がある場合には、自宅からと外からのスピーカーと、こだましてしまうんですが、同時に入ってきています。

回線が今、二つのチャンネルがあるんだよということだったんですが、その仕組みというか、防災関係の時だけ防災無線機器の方は反応するのかもしれませんが、行政告知端末も自宅と同じ放送が聴けるわけですので、例えば、総務課で案内する時、マイクが二つあれば、スイッチを同時に入れるのか、そこら辺が自分としても、ちょっとよく分からないので、そこら辺の仕組みと

いうのをうまく説明できる方がおられれば、そこをちょっと説明していただきたい。

行政告知端末と防災無線、消防署から放送されることもあるわけですので、地域別放送というものもありますよね。そこら辺をうまく、一般市民の方も分かるように説明できる方がおられれば、チャンネルが二つあるというのは分かるんですけど、放送する側は、どんなスイッチを切り替えしたりするのかというところが、ちょっとよく分からないので教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災行政無線同報系デジタル放送につきましては、親局が本所の方にございまして、そちらの担当の方で放送するというところになります。

地域情報通信基盤整備事業によります行政告知放送端末の放送につきましては、志布志のアピアの前に情報センターがございまして、そちらの情報センターの方で、今はBTVに事業の委託をしているわけですが、BTVの方から放送がされるということになります。

○総務課長（武石裕二君） お答えをいたします。

防災行政無線につきましては、今、先ほど市長が答弁をいたしましたとおり、平成25年度、26年度、27年度、3か年かけまして防災行政無線の同報系デジタル化の整備工事を行ったところがございます。

これにつきましては、主に緊急情報、火災、それから大きな災害等があった時に放送をいたします。それから時報が、今、各自治体で若干放送の時間は変わりますが、時報等。それから、1時に試験放送等もございまして、試験放送、そして、その他緊急を要する場合について放送をいたします。

屋外のスピーカーがございしますが、あれと同じような放送ということで理解をしていただければというふうに思います。

○情報管理課長（小野幸喜君） 行政告知放送端末につきましては、朝夕に2回ほど流れております市の情報につきましては、先ほど市長が申し上げたようにBTVの方に委託しまして放送しております。

また、グループ放送につきましては、今、自治会の会長さんが電話で申し込みをされて、その放送が限られた地区の方に流れるような仕組みとなっているところがございます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは、この防災行政無線戸別受信機の設置費用ですね、これは1台当たりどれくらいかかるんですかね、先ほどは行政告知端末の1台当たりの設置費用についてお聞きしたんですが、今度は防災行政無線戸別受信機の設置費用は、幾らくらいかかるんですか。

○市長（本田修一君） 戸別受信機につきましては、機器の代金が5万4,000円、そしてポールアンテナが必要となった場合には、工事費込みで2万1,600円ということで、合計で7万5,600円必要となります。

○4番（八代 誠君） では、ポールアンテナが必要でない場合は5万4,000円だけでいいということですかね。ということですよ。はい。

それでは、少し気になる点があるんですが、現在この二つの事業の仕組みです。行政告知端末については、今の制度でいきますと新規で欲しいんですよというふうをお願いしていただければ無償になっています。

しかし、事業所は有償だというふうに私は認識しているんですが、ところが今度は防災行政無線戸別受信機については、個人として設置したいんだけどということをお願いするというか、そういう個人としては設置はできないというか、設置されていないというふうに認識しています。防災行政無線戸別受信機ですが、主に沿岸部の事業所及び施設に無償で設置されているのが今の補助事業ということで認識しています。

目的については、それぞれ十分理解するんですが、補助の在り方について整合性が取れるのかなというふうに自分自身は思っています。

市長は、全然目的が違うんだよということなのかもしれませんが、この二つの事業の整合性というか、統一性というか、そのことについては、どう捉えておられるのかお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政告知放送端末は、市民への情報伝達を目的としているため、個人の場合は無償で設置、事業所については希望があった場合有償で設置というふうにしていただいておりますが、もとも今申しましたように、この事業自体が世帯に対しまして、個人に対しましての事業というように始まったという経緯がございます、その事業が進展するに従いまして、事業者の方でも設置して欲しいというような要望があった場合には有償で対応してきたということがございます。

防災行政無線の戸別受信機につきましては、個人でも事業所でも無償ということで、設置はできるところですが、現在は個人の場合、行政告知放送端末が無償で設置できるということがございますので、個人については行政告知放送端末の設置をお願いしているということがございます。

○4番（八代 誠君） そちら辺がですね、私もそうなんですが、多分議員の方々も理解されている方は少ないんじゃないかなと、防災行政無線については、個人としても設置はできる、けれども行政告知端末放送の方が無料で設置をしているので、そちらの方に案内しているということで理解すればいいですか。

はい、分かりました。

では、この告知放送端末管理事業の個人負担の在り方について伺っていきたくと思います。

この事業が始まった時に、私も自治会の説明会だったと思います。出席しました。地域情報通信基盤整備事業導入後、つまり平成27年7月5日に竣工したということでしたが、その以降、もし設置するのであれば、その説明会で、あとは有料になりますからねという案内を受けた覚えが、かすかじゃなくて、確かにあります。6年目を迎えた現在においても有料ではなく、無料になっているんですね。

まず、そのことについて、どうしてなんだろうというふうには私は思います。そのことについて、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域情報通信基盤整備推進事業は国の事業でございまして、導入時に市内全家庭に行政告知放送端末を設置するという計画で進められたところでした。

しかしながら、導入時の設置率が8割程度にとどまりまして、残り2割弱の家庭への設置や、転入者や新築住宅に対する設置というものが課題になりまして、初期の目的である各家庭に行政情報や地域情報等の発信を行い、市民の利便性向上を図るためには、引き続き無償での設置が必要であるというふうな判断で、こうした形での無償の継続事業となったところでございます。

ただいまお話ししましたように、導入時は市内全家庭に、本当に行政告知放送端末際は無料で設置できるんですよという広報を重ねたところですが、若干そのことについての理解が得られないところがございますので、そのことにつきましては、私どものそのような事業開始当時の案内が足りなかったのではないかなということも含めまして、設置されない方についても、引き続き設置して欲しいというようなことで、その後も無料ということになったところでございます。

この事業は、先ほど43億何がしかの予算で、ほとんど国の財源というような形で設置できたわけでございますが、その時に、この告知端末機の機器についても、そしてまた、機器を各家庭に設置する際の工事費についても、この事業の中で認められたということで、行政告知放送端末についても無料で各家庭に設置できたという極めて優れた事業だったというふうに思っています。

○4番（八代 誠君） 来年ですね、平成30年4月から一部有償化を考えたいということで、議会においても、議員全員協議会において説明がされました。様々な意見が出たところでした。更に、「市報しぶし」にも有償に向けて検討をしたいというような記事が掲載されていたわけなんですけど、この事業の見直しに向けての現在の取り組み、どんなことをされているのか、現状をちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年12月と29年3月の「市報しぶし」に、「現在有償化について見直しを検討している」ということの掲載をしてきたところでございます。

ということで、今後、具体的には来年度より、この事業については有償化するという方向性を定めているところでございますが、その内容については、今後検討して、そのことについて市民の皆様方に告知をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

○4番（八代 誠君） 今アンケートを採ったりして調査中というようなことでしたが、私も事業完了後3年間くらいは未設置者の方々への理解が得られないということで周知不足等もあったり、あるいは、いろんなパターンがありますので、新規転入者、あるいは新築住宅、そういった課題が出てくるわけですから、3年ぐらいいは、そういった事業の継続というのは致し方ないのかなというふうに思うんですが、6年経ってるわけですから、当初設置された端末等には、もうそろそろ修理・修繕、あるいは完全に新しい物と入れ替えというようなことが出てくるわけですので、そういった意味では、私は、さっき市長が言われたように設置される側の立場等を十分考慮されて、未設置者のうちの既存の家庭の方々の一部負担というのは、私はあってもいいのかなと。



そういった中には、先ほど言われた考慮しなければならないというところがあると思うんですが、6年も経って周知不足は、まず無いなというのが、大崎町あるいは曾於市の住民の方から、「本当いい情報網がありますよね」ということを聞きますので、「ケーブルテレビが映るんでしょ」ということも聞くんですよ。なので隣のまちに住んでいる方々が、そういうふうに使われますので、周知不足は無いというふうには私は思っています。ことについて、今後の方向性、市長はどんなふうにご検討されるのか、そこをお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政告知放送端末の設置は、先ほどからありますように、85.3%の家庭に設置ができて、事業開始から6年経って、一定の周知がされたのではないかなというふうにご検討しております。

合併から12年目になっているということでございます。また、合併特例法につきましても、合併算定替えによる普通交付税も段階的に縮小されているということで、この事業においては、合併特例債も活用させて取り組みをさせていただきますので、そのようなことも考慮しながら、今後は多方面の方々から御意見をお伺いしながら、社会的弱者等にも配慮しながらということで協議を重ねながら、一部の有償化に向けて検討を進めてまいりたいというふうには考えております。

○4番（八代 誠君） 私も配慮は本当に大事だと思います。いろんなケースがあるわけですので、議員一人ひとり、それぞれ考え方も違うと思います。多くの方の意見を聞かれて、集約されて、協議を重ねて善処していただければなというふうに思います。

ただ昨日もありましたように、財政のことが言われました。6年経ってるわけですので、設置されている端末は、やはり修理・修繕等が出てくるわけですので、これ以上お金をかけてやっていくんですかという意味で、今回この質問をしたところでした。

仮に100%ということを目指した場合に、何年かかるんだろうということで、私が考えれば、イコール多分無限大じゃないかなという気がします。ですので、やはりどっかで線を引いて、皆さんが納得できる形を示していただきたいというふうに思います。

それと、現在の設置基準、ちょっと調べてみたんですが、私は理解していません。例えば、相談があった時に、「息子が借家から新築の家を造るんだけど、どうなのけ」と聞かれた時に、あれ、ただだったっけ、どうだったっけというのが、よく分かりません。その設置に対しての基準、無償、一部有償、全額有償とかいうのが、どうもあるみたいですので、その部分をインターネットで志布志市を検索しても設置要件とか書いてあります。新しく取り付けたいよ、返還したい、でも問い合わせをしてくださね、ということで中身については公表されておられませんので、このことについては、担当課になると思いますが、公表は前向きにできませんかね。

○情報管理課長（小野幸喜君） 行政告知放送端末設置には、四つの基準を設けているところがございます。公共施設、先ほど議員が言われたように無償、一部、あと全額有償という段階的に区分けをしているところがございます。例えば、持ち家などを新築する場合には無償、それから、一旦持ち家に設置した物を別な持ち家に移す場合には、機器代を除く工事費を一部負担していただくなど、いろいろなパターンというのがあります。

それにつきましては、詳細については今ホームページには「情報管理課にお問い合わせください」ということでお願いはしておりますけれども、このようなパターンの詳細については、今後また市民の方にお示しできるような形にしていきたいと思っております。

○4番（八代 誠君） 私も携帯電話はガラケーだったんですが、壊れてしまってスマホにしました。出先でタブレットは持ち合わせていなくても、インターネットで検索できるんですよね、相談があった時に、ちょっと待ってくださいね、ということで、すぐ調べることができるんですよ。なので、やっぱりぜひ、そういった形で、聞かないと分からないというのではなくて公表できる分については公表していただければ、その場で回答ができますので、そういった形で、ぜひお願いしたいと思います。

行政告知端末設置の件については、以上で終わりたいと思っておりますが、先程来ありますように、熟議されて市民の方々が納得される方向性を出していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

市内農業者の雇用について質問してまいります。

まず、本市の基幹産業である農業、冒頭梅雨の話をしてしましたが、今年度は気候の変化により、春先が大分温度が低いということで、一番茶の収穫の時期が例年より遅れましたよということを聞いております。そういった理由もあって、収量が例年よりも、早生の品種が段々にあるということだったんですが、早生品種では少なかったというふうにお聞きしました。

4月中旬以降も気温が上がらず、その影響で早生品種では生葉収量が例年より少ない傾向にあったようです。しかし、生産時期の中盤以降については収量が出たようですが、「荒茶の単価については依然として厳しかったよ」という話を伺ったところでした。

当局が把握されている市内お茶農家の一番茶の実績が分かれば、お示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一番茶の生産概況につきましては、秋冬期から春先にかけて気温が低めに推移したということから早生の品種を中心に、ほう芽が遅れまして、昨年より5日遅く、23年ぶりの遅い時期の一番茶の生産開始となりました。

前半は、早場地帯や早生品種において、低温の影響から新芽の生育が進まず、収量は昨年より少なかったところですが、連休明けの気温の上昇とともに収量が増えまして、昨年を上回る1,397t、前年比112%の生産量になりました。

市況につきましては、前半は気象の災害も無く茶葉が順調に生育しまして、形状、水色、味など良好であったことから、市場からは極めて高い評価を得ておりましたが、連休以降は火山灰の影響や生葉原料が大きくなり過ぎたことから、1kg当たり1,000円台の取り引きとなりました。

引き合いの多い価格帯の茶が不足したことから、大きな下げもなく、平均価格は1,804円、対前年比95.3%となりました。

生産量が増えたことから、販売額につきましては、25億2,000万円、前年費107%と見込まれております。

また、生産者の皆さんは緑茶の消費停滞が影響しまして、荒茶の価格が低迷していることから、価格の安定したペットボトル用茶葉の契約栽培面積を増やしたり、収益性の高いてん茶を生産されるなど、産地の強みを生かした新たな販売戦略に取り組んでおられます。

○4番（八代 誠君） 平均価格は下がったけれども、収量が勝ったということで、総体として前年度を上回ったということです。

本当に農家さんそれぞれあって、聞く声がそれぞれ違うということで、「去年並みだったよ」という所もあるし、「大変だったよ」というような所もあったところでした。

それでは、2問目の方なんですけど、視点を変えて質問してまいりたいと思います。

本市では、市内への新規の企業進出、あるいは既存企業による事業拡大を可能にするために、企業立地促進補助金など交付事業という、すばらしい手法に取り組んでおられます。その制度について、内容を示していただきたいと思います。税の減免等もありますよね、そこら辺についても示していただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

企業立地促進補助金等交付事業につきましては、本市における企業の立地を促進しまして、産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大を図るため、市内で工場等を新設される、または増設される企業に対しまして、企業立地促進補助金の交付を行っております。

主な交付の要件としましては、まず設備投資額が2,000万円以上であること。2番目に新規の地元雇用者が5名以上であること。3番目に市と立地協定を締結することなどがございます。

補助金の種類としまして3種類ございまして、一つ目は、工場等の設備投資費に対するもの。二つ目は、用地取得費に対するもの。三つ目は、新規雇用促進に対するものであります。この新規雇用促進に対する補助金につきましては、新規地元雇用者1人当たり年間12万円を3年間交付するものであります。対象業種につきましては、製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、研究開発施設、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、旅館ホテル業、農林水産物販売業とされているところであります。

税の減免についてでございますが、設備投資に対する税制上の優遇処理につきましては、該当する条例が複数ございますが、主な2種類について御説明申し上げます。

一つ目は、過疎地域産業開発促進条例による固定資産税の3年間の課税免除でございます。対象業種は、製造業、旅館業、新たに追加されました農林水産物等販売業です。対象となるものは、減価償却資産の取得価格の合計が2,700万円を超えるものとなっております。

二つ目につきましては、半島振興対策実施地域産業開発促進条例によります固定資産税の3年間の不均一課税でございます。対象業種は、先ほど申しました同じになりますが、対象の取得価格が資本金に応じて500万円から2,000万円を超えるものとなっております。なお、その不均一課税の税率につきましては、初年度が100分の0.14、2年度が100分の0.35、3年度が100分の0.7というふうになっております。

○4番（八代 誠君） 今市長が本市が行っております企業立地促進補助金等交付事業というこ

とで、港湾商工課で、こんなパンフレットを発行されております。

この中に、裏面になるんですが、裏面の下段の方です。鹿児島県の制度ということで、これは鹿児島県が独自に企業立地促進補助金というものを補助制度を敷いてるというか、やられているわけなんです、ちなみに念のためにお聞きします。志布志市が実施している企業立地促進補助金等交付事業に申請して、鹿児島県にも申請して重複して、その交付金というのは受けられるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、同時に受けられるということでございます。

○4番（八代 誠君） それでは、ここでピントがずれるかもしれませんが、テーマが雇用ですので、お聞きしたいと思います。

去る5月13日、土曜日なんですが、志布志市就職合同説明会が開催されたと聞いております。パンフレットには、対象者の欄に中学1年生からも参加できますよ、ただ父兄同伴で来てくださいねということで案内がありました。この説明会、市内の企業が参加されたというふうに聞いておりますが、参加された企業の数、それから、その会に訪れられた就職希望者と言ったらおかしいですけど、その数、それと反応ですね、もしそこら辺を捉えておられるのであれば、示していただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

雇用促進事業の一環としまして、人材確保を目指す市内企業に集まっていただきまして、志布志市に就職を希望する高校生や市外に住む大学生、U・I・Jターンの方々を対象の中心にしまして、就職合同説明会を実施したところであります。

初めての取り組みであった昨年においては、ボルベリアダグリで8月7日、日曜日に開催しまして、参加企業数が30社、参加者が3名と、少数でございましたが、開催しました。2回目である今年は、日程や場所を変更しまして、5月13日、土曜日に市の文化会館にて開催しましたところ、参加企業が40社、参加者が約80名と、企業も参加者も増加しております。

高校生の求人につきましては、7月1日から解禁となり、企業からの求人票がハローワークや学校等へ提出され、9月より面接などの選考が行われる予定となっております。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 参加者の内訳といたしましては、高校生が4割、専門学校、短大、大学生が2割、社会人その他が4割であり、保護者のみの参加もあったところでした。

また、居住地の内訳といたしましては、市内の方が7割、市外、県外が3割であったところです。参加者の感想といたしましては、「地元企業を知ることができた」、それから「働きたい企業があった」、「雰囲気良かった」などの意見があったところです。

また、参加企業の感想といたしましては、「有意義であった」、それから「継続して開催して欲しい」、「もう少し広い会場で実施したい」と、こういった意見があったところでした。

以上でございます。

○4番（八代 誠君） 今課長の方から「働きたい企業があった」ということで、すばらしかっ

たんだなというふうに改めて思ったところでした。

私、今回この質問をしますよということで、説明会のパンフレットをいただいたんですが、中身を見てみますと、40社応募があったということなんですが、募集要項の中に賃金条件等もあり、志布志市も40番手に掲載をされています。賃金条件では下位の方なのかなと。民間は非常に条件が良く本当働きたいなって、もしかしたら思うのかなというぐらいの条件が記載されております。一番すばらしいところは大卒で20万円ぐらい、いきなりというようなところもありますので、びっくりしたところです。

ここで雇用についての本題に入りますが、2017年4月の有効求人倍率は全国で1.48倍だということで、ニュース等でも昭和61年12月から平成3年2月までの51か月間続いたバブル景気を本当にしのぐ数字だということで紹介がありました。鹿児島県においても1.15倍ということでありました。全国的に少しずつなのかもしれませんが、景気が上向いているのかなという感じがしているところです。

しかし、この志布志市においては、なかなか実感できるかという、そうなのかなというふうに感じるところです。様々な条件が重なったからということなのかもしれませんが、先程来、それから火曜日に朝一番で行われました全協の中でも数社の企業が本市に進出、あるいは事業拡大をされるというお話を聞きました。しかし、私は農家についての雇用について、どうかなりませんかというお話をしたいと思います。

一番茶の時期でしたので、農家さんにお話を伺いに行きました。現状は、じいちゃんがやっていましたと、お父さんが、その後を継いで、今自分で3代目なんですと、そういう生産農家が本市ではほとんどなんじゃないかなというふうに考えています。これまでの雇用形態という、時期的なものでありまして、臨時の雇用、自分の自治会の中のおじいちゃん、おばあちゃんに、「また一番茶が始まるので加勢をしてね、手伝ってね」、というようなことで声をかけられて、そういう形の雇用形態であったわけです。

しかし、そういった臨時雇用についても、最近では声をかけるおじいちゃん、おばあちゃんが高齢化ということもあって、なかなか人手を確保できないということでお聞きしております。ほとんどではありませんが、そうやって手伝いに来るおじいちゃん、おばあちゃんも生業農家だったりしてたわけですね。そういったところが高齢化をされて、最近では声を掛けても、「いや、もうちょっと無理だよ」ということで断られてしまうというようなことでした。

しかし、若年層の方にそういった話をすると、なかなか時期的だけの話になりますので、おまけにきつい、単価はいいのかもしれませんが抵抗があるのかなというふうに思います。

ですから、3代目の経営者たちというのは、本当に今、茶の価格は下がったり、今回は収量があったということなんですが、あえいでいます。課題が山積みになっているのかなというふうに考えているところです。

そこで雇用についても、若い経営者たちは何とか通年雇用ができないかというようなことで、いろんな形で取り組んでいます。中には自分のお茶工場で、こういうパンフレットを作って鹿屋

農工、あるいは鹿屋工業、曾於高校の方に、ぜひうちに卒業生を迎えたいというようなことで努力をされているところもありました。

また、インターネットでも自分でホームページを作って会社の紹介をしているというようなお話も聞いたところです。

ということで、正社員として迎えられるように、先ほど賃金のお話をしましたが、賃金条件、あるいは保険適用、就労時間、休日など、労働条件の改善に本当に取り組もうと、あるいは取り組んでいる農家も非常に多いです。

ということで、私は企業立地促進補助金など交付金事業の本当に小さな形でいいと思います。農業版を検討していただけないかなというふうに考えています。先ほど、念のためということでお話をしましたが、このパンフレットにある志布志市も補助金を出しているよ、鹿児島県も出しているよ、二重の補助制度を志布志市に進出されている、されてきた企業についても重複して利用が可能なんですよということでお話をお聞きしました。農家は5人、あるいは10人、20人なんて正規雇用できないんです。よくて今年1人採用したら、5年後また1人かなということになるかと思います。企業の農家さんのPR、あるいは雇用に対しての補助といたしますか、検討できないかなというふうに思いますが、市長、そこはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市内の農業者の状況を見ますと、農家戸数では平成17年に3,148戸ございましたが、平成27年には2,133戸まで減っていると。また、就業人口も4,098人から2,813人になっているということで、非常に農業を取り巻く環境は厳しくなっているということでもあります。

しかしながら、このような状況ではございますが、残っている農家を見ると、決してそんなことではないというようなことではないかなというふうに思います。

今お話になりました常勤の雇用ということから見たときに、平成17年で農家64戸131人が雇用されておりましたが、平成27年では農家133戸で713人の雇用が発生しております。臨時と常用というのを見ても、臨時雇用につきましては、平成17年に農家が409戸で2,209人、平成27年には農家304戸で1,283人ということでございますが、経営規模が大きくなっており、平成12年の10ha以上の大規模農家数29戸が、平成27年には76戸に増加しております。このような大規模化された農家においては、当然雇用というものを経営形態の中に取り入れて経営されているところでございますが、なかなか応募が無いということで苦勞されているということにつきましては、ただいまお話があったとおりであります。

ということで、このような農家においても通年での雇用を希望される方が多いと、臨時的な雇用ではいけないというような就労希望者の動態であるようでございます。

ということで、私どもの方としましても、このような農業者の雇用促進に対する補助事業につきましては、現在国の制度としまして、農の雇用事業がございまして、雇用就農者を育成するタイプの助成ということになります。研修生1人当たり年間最大120万円の助成額で、最長2年間というものがございまして、研修生の要件に45歳未満ということや、過去の農業経験が5年以内とい

うような条件がありますが、活用はされているということでございますので、このことをまずもって農家にはお勧めしたいなというふうに思っています。

ということで、雇用に対しての特段の助成策というのは、現在のところでは、市としては設けてないということでございます。

**○4番（八代 誠君）** 国の方で農業の雇用就労者に対して45歳未満、今はいろんな条件があるということでしたが、1人当たり年間120万円の、そういう制度があるということも、私も知りませんでしたので、そういったことは、ぜひ農家さんにつないでいただきたいというふうに思います。

そういった声というものが、なかなか出向いていかないと聞けないというか、わざわざ市の農政畜産課の窓口に来て、こんな制度はないかというようなことは、なかなか聞きづらいのかなというふうに思います。

市長は、この志布志市というか、市役所の中に志布志市雇用促進運営協議会というのがあるのは御存じですか。

**○市長（本田修一君）** 市の港湾商工課が事務局になりまして、鹿児島労働局との間で協定を結び、そのことについては設置がされております。

**○4番（八代 誠君）** この協議会を構成する課長さん方、企画政策課長、福祉課長、保健課長、農政畜産課長、耕地林務水産課長、建設課長、教育委員会、教育総務課長ということで、私が今お願いしております農政畜産課長も入っておられますので、ぜひそういう協議会の中で雇用促進運営協議会ですので、やはり課題として出していただいて、議論していただきたいなというふうに思っています。

先ほどの補助事業の件だったんですが、国にそういう制度がありますよということでしたが、市内の企業もです。市外から入ってきていただいた企業、本当に雇用の場ができてすばらしいなと思うんですが、本市だけではなくて鹿児島県の事業も利用できる二重にということなんですよ。なので、今農業については国がやっていますよということでしたが、ぜひ本市でもできることを検討していただきたいなというふうに思います。

市長、最後をお願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの協議会につきましては、本年の6月26日にも開会する予定となっているようでございますので、このことにつきまして農政畜産課の課長も、この議席に同席しておりますので、十分ただいま議員のお話になられた内容についての協議が進むのではないかなというふうに思っています。

それらのものを通じまして、本市としましても農業者に対する雇用の促進についての何らかの措置ができないかということにつきましては、今、改めて考えるところでございます。この農家を取り巻く環境で見ますと、農業自体は極めて厳しい状況ということになってるところでございますが、今、現存する一生懸命奮闘して残っておられる農家というものは、今後、企業的農家に育っていくというような形ではないかなというふうに思います。そのような方々が雇用の面から

安心して取り組める状況というのは、私どもの方としても当然取り組んでいかなければならない内容かと思っておりますので、ただいまお話がありましたように協議会、あるいは、そこに参画する担当課というものと、協議を進めながら雇用の条件が向上するような形の取り組みを協議してまいりたいと思っております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

11時30分から再開いたします。

○

午前11時15分 休憩

午前11時28分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、本日2番目になります。ちょうど一般質問も、私で折り返しになるかと思っておりますが、本日は3件、ちょっと質問させてもらいますが、最後までよろしくお願ひ申し上げます。真政志の会、平野栄作です。

今回は環境行政、有害鳥獣対策、公民館活動、この3点について、質問をいたします。

まず、環境行政についてですが、メリケントキンソウ、もう耳が痛くなるぐらい聞くようになってきました。この駆除についてなんですけれども、26年に私が質問をするにあたりまして、インターネットをよく見たんですね、全国の事例とか。その時には、県内においては、市町村においては、それを出しているところは、ほとんど無かったように感じました。

今回、また再質問ということで、新たにまたホームページを検索してみましたら、鹿児島県の方でも、私が質問したその年の若干遅れてからだったと思いますが、日付を見ますと。それと鹿屋市、指宿市、大崎町、錦江町のホームページに注意喚起を促すものがアップをされているようでございます。それと、また隣の曽於市のホームページを見ましたら、あそこは子ども議会を開催しているようで、子ども議会の中で、メリケントキンソウを駆除して欲しいという子供さんの意見が載っておりました。それに対して市長が「人々の生活に害を及ぼすような植物が身近に発見された場合は、できるだけ早く駆除したいと思います」というような回答をされているようでした。県内においても分布が相当広がってきているんだなというのをつくづく感じたところです。それと、この植物がもたらす脅威というものが大分認識が高まっているのかなと思っております。

さて、このメリケントキンソウにつきましては、平成26年6月に生態と国内における繁殖状況及び駆除の状況、並びに本市内における繁殖の状況についてを質問いたしました。

その後、27年9月に同僚議員が駆除に向けた取り組みの現状と進捗状況についての質問がありました。同僚議員につきましても、大分この植物に対しては危惧されているということと、早急



な撲滅に対する対策が必要だということを思われての質問だったと思っております。この時の「学校に対する周知は」という質問に対しては、教育長は「1年1年が勝負であり、取り組みとして、手抜き、機械での除草、薬剤散布、防草シートの活用、この四つがあり、今後徹底していく」と申されております。特に「11月が要の月」であると申されていたように思っております。

また、撲滅に対する市長の考えにつきましては、「2019年までに撲滅を目指す目標を立てているので、教育長の示す四つの方策を活用し、市民からの情報を十分に受けながら対応していく」と答弁をされているようです。

同僚議員の質問から約2年が経過しようとしておりますが、市長は「最初の質問時に2019年までには撲滅をする」と回答されました。

ところが、私も危惧はしていたんですけれども、なかなか撲滅に向けての足並みがそろっていないのと、所管が違うということで、統一性のない駆除方法になっているのではないかなというのを感じておりました。ちょうどその時に同僚議員の質問があって、これで前向きに進むんであろうと思っていたところです。

しかし、現状、多分お分かりのことと思いますが、市内を見ても、確かに個体数が減少している場所もあります。そこは私も確認をいたしました。しかし、一方、こういうマップに落とす以外の所に多数発生している状況もあるんですよ。そこについても皆さん方、市長も教育長もなんなんですけれども、お分かりなのかですね。そういうところがちょっと疑問に思ったものですから、今回4項目に分けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目といたしましては、市当局としては、これまで相当な年数が経過をいたしました、様々な取り組みを行って来ておられます。団体との協議をしながら、手で抜く、除草剤を活用する。いろんなことをやっていらっしゃるのによく分かっております。これを今までやってこられてですよ、今現在、駆除、これがどの程度進んでいて、その成果がどれぐらいあったのか、その認識をまずお尋ねをいたします。

極端に言えば、100あったものが50になっているのか、20になっているのか、はたまた120に増えているのか、そこらあたりでも結構です。認識をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員から御質問いただきました平成26年6月からメリケントキンソウに対する情報共有を図るための勉強会を始めているところでございます。

その後、撲滅対策会議を設置しまして、年数回の研修会や情報共有を行い、施設管理者及び施設利用者への撲滅対策をお願いしているところでございます。

また、環境省環境カウンセラーの窪健一さんの協力を得まして、撲滅対策マニュアルを作成しまして、各世帯への配布、更には広報及びホームページに掲載しております。その結果、施設管理者及び一般の市民を含めた施設利用者において、メリケントキンソウの生態理解は進んでいるのではないかと考えております。

駆除についてでございますが、完全に駆除するまでには至っておりませんが、一定の成果は出

ているというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

教育委員会の関係につきましては、まず指定管理者を通じての駆除の状況でございます。

議員お尋ねのメリケントキンソウにつきましては、生涯学習課所管の施設については、管理委託しております指定管理者を通じて駆除を実施しております。

主な実施内容としましては、1月中旬から5月にかけて、各施設において薬剤散布をしております。実施方法は、施設ごとに目視で生育状況を確認し、繁茂状況を確認のうえ、そこを中心とした箇所に薬剤散布をしたものです。

施設によっては、薬剤散布の実施月にばらつきがありますので、今後とも注意深く確認作業を行ってまいりたいと考えております。まだ十分な駆除には至っていないと認識しております。

学校敷地内によるメリケントキンソウの駆除実績につきましては、学校ごとの駆除対策の取り組み指導や、依頼のあった学校への専門業者による除草剤の散布、また改修工事によるグラウンド表土の入れ替え等の対策を行っているところですが、各学校においてもPTAや、おやじの会、スポーツ少年団育成会等によるボランティア活動や、除草剤散布の実績もあり、関係者の皆様に御協力をいただいているところです。現在、市内小・中学校21校中、18校で生息が確認されておりますが、そのうち9校から「昨年より減少している」との報告を受けております。

しかしながら、8校については、「昨年の同時期と比較して、繁殖している」とのことですので、実績としては約半分程の学校で効果が出ていると考えております。

まだ半数の学校においては、「昨年よりも若干繁殖が拡大している」という報告もありますので、今後も引き続き撲滅に向けた取り組み、指導を行ってまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 市長、市内のこの前でもいいです。繁殖状況というのは、分かっているじゃないですか。今現在と比べたときに、市民の方が分かりやすく、どれぐらい本当に対策をとって成果が出ているのか。100としたときに、市長としてどれぐらいだと思われませんか。概算でいいですよ。

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、取り組みを重ねておりますので、その取り組みによつての成果は、一定的なものは上がっているというふうには認識しているところでございます。

ただ、場所によって厳しい状況になっているという所もあるということについても認識はしております。

○7番（平野栄作君） なかなかつかめないと思います。

自分も質問してから、行く所、行く所で、やはり気になりますので、一つはお釈迦祭りで、踊り連で出たんですが、志布志小学校の近くの空き地に職員が車を止めておりましたので、そこで乗せて連れて帰ってもらいました。そこをたまたま見たら一面メリケントキンソウが生えております。学校の近くですよ。

ということは、子供たちが通学路で、そこで遊んで、もしそのまま学校に行ったら、今

の時期ですよ、種を持ち込む可能性があります。それが発芽するのは9月以降になります。そうすると、また新たなものが学校に侵入していくということになるんですよ。

だから、学校単体ではなくて、その周囲までも相当目配り、気配りをしておかないと簡単に入ってきてしまう。

今、実際に私も作業をされている所を指定管理のところで何箇所か見ました。これはすみません、名前を出しますけれども、有明の体育施設ですので、シルバー人材センターが管理してあります。会員さん方は、多分知識がまだ無いんだろうとっております。というのが、この前きれいに伐採をされました。一部なんですよ、2㎡ぐらい生えているんです、いつも。そこをきれいに刈ってあるんですね、全部持ち出されました。下は種が相当数落ちておりました。写真には撮っているんですけども。

そういうことなんですよ。意識が末端まで届いてないというのが実態なんですよ。指定管理の皆さんもですよ。メリケントキンソウが増えるのは何なんですか。今、種が落ちたものを人的に広げているんですよ、広がっていくんですよ。ということは、通り道があるんですよ、その通り道をふさげば、その先には行かないんですよ。

具体的な事例として、宇都鼻のグラウンド、あそこはシルバーさんが管理をしていらっしゃいました。ちょっと管理の状況を見せてもらって、特殊な薬剤を、特殊というか混合して試しにやられたということ。そして、人が通る所に足拭きマットを設置をされておりました。ただ一つ残念だったのは、なぜこれが設置されているのかということが書いてなかったのが、ちょっと残念でしたけれども、確かに減っております。

ただし、これが減ったかどうかというのが確認できるのは、多分9月以降になると思います。この時にどんだけ減ったのか、増えたのかというのは、多分一目瞭然だと思います。前、教育長が言われたように11月がキーになる月になるのかなとっております。

ですから、今の時期は種を広げない対策をすることなんですよ、そこしかないんです。駆除というか。まず今の時期は広げない、これをみんなが理解しないとですよ、どんだけ薬剤をまいても、全く一緒の繰り返しが毎年毎年繰り返されるんですよ。

私が、今回これを出したのは、志布志市は「2019年に撲滅をするんだ」という発表しているんですよ。多分全国的にも注目を浴びると思いますよ。ですから今、もう時間無いですよ、今までの経過をたどれば、何年経ちましたか。全く現状としては進んでいないのが現状ですよ。

だから、もう一回原点に立ち返ってですよ、今ですよ、今。今対策を講じて、そして、この後10月、また明けてからの2月薬剤散布、そういうのが可能になります。そういうのを繰り返していかなければいけないと思うんですが、その点どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、今年においても、撲滅対策会議を開催しているところでございます。

ただいま御指摘のとおり、の時期についてのそれぞれの対応がございますので、そのことについて

て、改めて対策会議を開催して、共通認識とさせてまいりたいというふうに思います。

また、10月が薬剤散布の適期ということでございますので、そのことについても改めて、それぞれの管理する団体が共通理解となるような対策会議を徹底してまいりたいというふうに考えます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今議員言われましたように、今が、この時期が種を広げたいいけないという時期なんですけれども、本来ならば11月そしてまた3月、花が咲く前までに駆除を終えてなければいけないんですけれども、そういう状況じゃなくて、結局花が咲き、今も種が飛び散る時期になってしまったということについては、まだまだ十分な駆除対策はできていないのではないかなと、そういうふうに思っています。

やはり何と云っても、このメリケントキンソウの駆除につきましては、やっぱり情報の共有というのが最も大事なかなと思います。

駆除対策会議におきましても、先ほど市長が申しあげましたように、シルバー人材センターの方々も参加はしているわけなんですけれども、例えば、具体的な例を申しあげますと、大会が近かったりすると、大会主催者から、「ぜひ草を払ってくれとか」、そういう要望もあったりして、そういう中で、今広げてはいけないこの時期に草を刈ってしまっているという状況もあったりして、なかなかやっぱり情報の共有ができてないし、理解が不十分ということです。

このメリケントキンソウの駆除につきましては、根気強い繰り返しへの対応が求められるんだろうと思いますので、今後とも、やっぱり危機意識を持って、このメリケントキンソウの駆除につきましては、繰り返し継続して取り組んでいく必要があるのかなと、今改めて、また感じているところでございます。

**○市長（本田修一君）** 補足して担当課長に答弁させます。

**○市民環境課長（西川順一君）** 先ほどの質問の中で、宇都鼻のグラウンドが、足拭きマットはあったけれども、その説明文が無いよねというような話でしたけれども、私も、ちょうどその頃、私もあそこに行って確認しまして、そしたら、ちょっとそこで、やはり説明書きが必要だなというようなことで、メリケントキンソウを持ち込まない、持ち出さない。そして、足拭きマットで足底に付着した種を除去してくださいというようなことを、こんなのを作ったらどうでしょうかということで、シルバー人材センターと打ち合わせをして、早速、今はこれが近くにあるところでございます。

そして、その後5月24日に、指定管理者をお願いしている担当課も含めて、みんな集まっていたので、今議員がおっしゃるとおり、今が一番、今しないといけない対策は、この種を持ち込まない、持ち出さないという対策が一番だということをもう一回認識してくださいというようなことで、みんな集まってもらって、ちょっと協議をしたところでございました。

以上です。

**○7番（平野栄作君）** それでは、教育委員会の方にちょっとお尋ねをしますが、前、指定管理者制度、この件とは別だったんですけれども、指定管理者の連絡協議会か何か、そういうものは

作れないのかというのを質問の中で言った覚えがあるんですが、そういう組織というのは、今現在できてないんでしょうか。

○生涯学習課長（若松利広君） 現在のところ、まだそういった組織は設置されておられません。

○7番（平野栄作君） 私が指定管理で言ったのは、指定管理全般もそうなんですけれども、維持管理については共通する部分が相当あるんですよ。

もう一つは、行った時には重機というか、大きな機械等を共有できれば、わざわざ二つ、三つ買わなくても済むということと、あと市内同じ所にあるわけですので、共通した管理をやはりやっていかないといけない。そういう中でノウハウをお互いに磨いていかなければいけない、そういう中で、そういう協議会を作った方がいいんじゃないかということで質問したんですよ。

今回は、そういうのがあればですよ、どうすればいいかというのを、指定管理者が一緒になって考えればいいんじゃないですか。図面を作って、ルートを作って、ルートを今押さえればいいわけですよ、10月以降は駆除なんですよ、もうそれしかないんです。今は、ルートをまず押さえて、そこをどう塞ぐかということをやらないといけない。

ですから、指定管理者だけでもベストじゃないんでしょうけれども、そういうことをやらないといけないと思うんですよ。そこに指定管理という形で任じてはいるけれども、そこに誰かが入って行って、やっぱりアドバイスやらですよ、自分たちでやっぱり、自分たちの施設なんだということ。そして、市民が安全に使うんだということをもう一回再度認識をして、この問題についても、今けがとかそういうのが無いからまだいいですけども、PTAの方からも、ぜひこれについては、「早めに撲滅を」というような意見もあるようですので、そこらあたりについて、もう一回お願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどから議員指摘されていますように、確かに指定管理者のそれぞれの認識に違いがございますので、今回のこのメリケントキンソウの駆除につきましては、何といっても情報の共有というのが最も大事だと思いますので、教育委員会としましても指定管理者のそういう協議会といいますか、そういう話し合いの場というのは持って、できるだけ共通理解を図った上で、いろんな対応をしてみたい、そうふうに思っております。

○7番（平野栄作君） それでは、担当課でもいいです。撲滅会議を開いていくということですが、私は、質問の後に何回かその会議に出してもらいましたけれども、その後、会議の案内も無いし、やられているんだとは思いますが、実際その中がどうなのかな、年々縮小しているんじゃないかというのを危惧するんですよ。

それと市の方として、撲滅に向けたマニュアル、そういうものを作成して、それを周知をしている、そういうところまでいっているんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 平成26年度は、勉強会を含めて3回ほど会議をしました。27年度は4回ほど会議をし、28年度は2回会議をしました。その中で28年7月に開催した時には、それまでの会議で出たいろんな知見とか技術とか、そういうのを整備したところでした。

今あったように、薬をまくんだったら11月、2月の頃がいいよと、4月以降は実になるから、

そういう、まいたり草を刈ったりしたら駄目だよとか。

あるいは、それを持ち込まない対策も必要だよとか、あるいはいろんな薬剤を散布する時には、いろんな種類をやった方がいいよとか、いろんなそういうこともまとめたところでした。それを共有したところでした。

また、昨年11月には、窪健一さんが、そういうマニュアルを作成していただいて、それを各世帯にも配り、あるいは今年2月号の広報でしたけれども、これにも掲載させていただいたところでした。そのような形で、そういう施設管理者には、そして施設を利用する方にも、そういう競技前後の「草取り運動もやってくださいますね、お願いしますね」というようなことも、その撲滅会議の中では話をしているところでございます。

また今年度においても、そういう撲滅会議は、2回は終わった今の時期、そして次の11月、あるいは2月、3月、またその頃にも会議を開催したいというふうに考えております。

以上です。

**○7番（平野栄作君）** 私がなんでこんなに強く言うかということ、最終年度を皆さん示したんですよ。それがなければ、私は長いスパンで見えていたんです、最初。

最終は、あと2年先なんですよ、2年先の多分今の時期には、もう撲滅されているんですよ。これが10月じゃないんですよ、実にならないわけですから。だから、もう2年無いぐらいなんですよ、最終。自らおっしゃったことの目標は、もうそこなんですよ。だから、私は今危機感を持って言ってるんです。それを理解してくださいね。

それと2点目ですけども、先ほども宇都鼻のグラウンドのことを言いましたけれども、ある程度個体数が減少している所もあります。でも一方では、1株2株しか無かった所が、相当面積広がっている所があるんですよ、具体的には野球場ですよ、ここの施設については、入り口が先ほど私が言いました草を刈ったという所、そこに2㎡ぐらいいつも水がたまるもんですから、水がたまっている所は枯れるんですよ。あとは、野球場の方は無かったです、26年度時点では。今年野球場の外野に入っています。開田の里に入っています。そして、先ほど言った志布志小学校の近くの空き地、そこも入っています。

だから、前は無かった所はずっと入っているんですよ。どこから入ってきているのか、ルートはちょっと私も分かりませんが、撲滅する期間、2年しかないですよ、2年弱なんです。そこらあたりは、よく認識をされているのかなと思うんですけど、どうですか。

**○市長（本田修一君）** ただいまのお話がありますように、撲滅につきましては、2019年までにするという宣言をしまして、現在のメリケントキンソウ対策が進められているところでございます。

担当の方と確認するところでございますが、50%、とりあえず減にしていくなだと。そしてまた、次の年に50%減にしていくなというようなことで取り組みが進められてきたような状況だというふうに思っております。

現状としまして、なかなかそのことについて、そのような形で推移している所もあるわけでご

ざいますが、それでない所も新たに発生している所もあるということについては、少し目配せする所の範囲が限られてしまったのかなというふうには思うところでございます。

改めて担当の方と協議をしながら、撲滅に向けての期間の設定、あるいは今後の駆除の方法について、市民の皆さん方の御協力をいただくということになりますので、そのことについての本市の基本的な姿勢というものを改めて示してまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） この窪さんが、前に示されたものが50何箇所だったのですかね。54箇所ぐらいですか、この地図には落としてあるようですね。ただ、この中で、まだ全部がこの中でも、窪さん自体も、まだ全部は回っていらっしやらない。一生懸命になってですね、感心ですよ、こんだけ一生懸命やっぴらっしやらないということ、そこは大変評価させていただきます。

ただ、それだけ個人の方々、環境カウンセラーということで一生懸命やっぴらっしやるわけですから、そういう気持ちも酌んで、市自体も、やはりもうちょっとスピードアップして一緒になってやっぴければ、まだ早い段階で解決していくんじゃないかなと思うんですよ。ただ、そこがちょっと見えないもんですから、ちょっと今回こういう質問をさせてもらっておりますけれども、今の中では確認はされていないということですね、あらたな所については、指定管理の方では、どうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 生涯学習課所管の施設のことについて御報告をしたいと思いますが、薬剤散布を実施した時期により、効果に差があったと感じております。

1月から3月に薬剤散布した志布志運動公園、しおかぜ公園等をはじめ、4月中旬に散布した城山総合運動公園多目的広場、4月下旬ではありましたが有明農村運動場について効果が上がっていると認識しているところです。

しかしながら、5月に実施した有明体育施設等については、散布の遅れから駆除の効果はあまり上がっていないと考えており、メリケントキンソウ撲滅対策会議が示している実施時期を守るよう指導してまいります。

また、特定非営利活動法人志布志スポーツクラブが使用している薬剤については、「根まで枯れるなどの効果があった」と報告を受けております。

なお、ビーバーでの草刈りについては、大会等の実施前に行ったものではあります。種を拡散させることから、今後とも情報提供を行っていききたい、情報の共有を行っていききたい、というふう考えております。

○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のためしばらく休憩いたします。

午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

○7番（平野栄作君） 十分エネルギーも充電しましたので、また昼から、すみませんが、よろしくお付き合いください。

それでは、建設課関係の所ですね、緑地等、そこについての認識はどうでしょうか。

○建設課長（假屋眞治君） お答えします。

建設課の方では鉄道記念公園、それから大浜緑地、下小西、大師公園、夏井公園等を管理しております。

今まで特に大浜緑地では、香月公民館の下の方の所が大分メリケントキンソウが繁殖しておりました。私どもの管理としましては、直営が6名いまして、それと産業建設課の方に公園の管理係長がいますので、研究をしながら鉄道記念公園につきましては、子供が多いので除草剤を使わずに、クエン酸と塩を使いながら、大分減らしてきております。

それから、先ほど申しました香月公民館の下につきましては、ちょうど芝の休眠期に除草剤を使ったりして撲滅を図っておりまして、今の時点では、先週も見に行きましたが、大分減っているなという状況で認識はしているところでございます。

それから、直接の管理ではないんですけども、志布志運動公園のプールの下の松林の所も落ち葉を拾ったりしている関係上、一緒に管理をしております。

ということで、そこも見ましたところ、大分昨年よりは減っておりまして、ただ温水プールの所が、少し残っているかなというふうに認識しておりまして、ただ安心はしておりませんで、未発芽の種が、また発芽する可能性がありますので、直営ではありますが、十分管理をしていきたいと思っているところでございます。

○7番（平野栄作君） ありがとうございます。

今それぞれの所管の状況なんですけども、若干は落ち着いているのかなとも思いますが、一方では、まだ拡散しているという状況もございますので、本当、今ですね、共通した取り組みをやはりつくり上げていかないと、これは、どこもマニュアルを持ってないわけですので、自分たちで今までやってきたノウハウを、どっかテーブルを一つにして、一つのものをつくり上げて、同じ方向を向いて駆除というものに当たらないと、それぞれが勝手に駆除をしても、なかなか成果につながらないのかなと思います。

3番目の方に記載しておりますように、連携の構築ということをおっしゃっておりますけれども、撲滅会議等で、そういう所は駆除しましょうという話は出ていても、共通したそういう統一的な撲滅に対する取り組みですか、そういうところがまだ無いんじゃないかなと思うんですが、今後そういうものについては、どうですか、考えるという気はございませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年7月の撲滅会議の中で、市内の高校のサッカー部監督から意見があったところがございます。「グラウンドを利用する私たちは、メリケントキンソウに気付いているが、一般市民はあまり気付いていないので、何とかして欲しい」というような御意見がありました。

また、他の市町村のあるグラウンドでスライディングをした際に、メリケントキンソウによる



けがをしたこともあったが、市内グラウンドでは、そういうことは無いと。他の市町村にも呼び掛けていただきたいと。それから、「グラウンドに入退室する際、足裏チェックをどこですればいいのか」と。それから「抜き取ったメリケントキンソウについては、どのように処分したらいいのか」という御意見等もあったところでございます。

ということで、こういったことにつきましては、十分その撲滅対策会議で意見として、協議内容として協議がされて、共通認識がされていなければならない、今まででされていなければならない内容かなというふうに思ったところでございます。

ということで、今後につきましては、今お話がありますように、いつコースを遮断するのか。あるいは薬剤をいつするのかということの共通認識が、まずもって必要ということでございますので、そのことの徹底を図るための撲滅対策会議に今後取り組んでまいりたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** 他の市町村ということで、私が26年に紹介したと思いますが、鹿屋の平和公園の所に、ちょっと行ったんですね。ものすごい格段の差でした。まだ志布志市の方は、まだ今から取り組めば大丈夫だなというのを思ったものですから、そういうのも混ぜてお願いしたところなんですけれども、でも今のままでいくと、ひょっとしたら、また拡大していく可能性も十分あるなと思って、できれば早い段階で止めていく。そしてまた、みんなが共通認識を持っていく。今、グラウンド・ゴルフ協会の方にもお尋ねしましたら、やはり声掛けをしながら抜き取りとかをやっているというようなことがありますので、そういう情報等を流しながら、そして後は適期適期の対応策というのが、やはりあると思うんですよ。今は本当こぼれている種というのも落ちているわけですので、それをその場所から動かさないということと、これはネットでちょっと見たんですけれども、ある業者は草刈りをするんですけれども、全てのものを吸引して、メリケントキンソウの種まで吸引すると。そしてまた、一方では薬剤による駆除、それを並行してやることで、短時間でなくすことができるというようなホームページもちょっと上がっているようでした。

そういう形で、そういう方面で新規参入してこられる業者さんもいるようですので、そういうところを活用、この地域じゃなかったですけれども、今後は、そういう業者さんも出てくるんじゃないかなというのを期待はしているところなんですけれども、できたらそういうところに委託をする。まだできていないわけですので、我々が同じ目標を立てて、同じ取り組みをやってみて、そして結果を反省しながら、そしてまた前に進めていく、その繰り返しじゃないかと思うんですよ。

それとも1点は、うちが完全に無くしたとしても、近隣にはたくさんありますので、必ず入ってきます。ですから、そこを今度はどうシャットアウトしていくかということになると思いますので、そこを十分考えて、対応を練らんないかなんかと思っているところなので、その点については、今までいろいろありましたけれども、また良い内容をつくり上げて対策に持っていただければ有り難いなと思います。

これで最後なんですけれども、本当に私1回目の時に、あの回答がくるとは思っていなかった

もんですから、そんな簡単なものじゃないと、自分では判断していたものですから、非常にびっくりしたのと、反面期待したというのが本当の実情です。

ですので、最後の質問のところなんですけれども、2019年撲滅も宣言されているわけです。あと2年弱になっております。今後、この後は最終年度から遡るしかないんですけれども、この間どういう駆除スケジュールをつくるのか。これは今すぐ回答ができるものではないと思いますけれども、私も来年また改選ということで、この場に立つ機会もなかなか分かりませんので、今後はですね。できれば、はっきりとしたものを回答としていただければ有り難いと思っております。こういうスケジュールがあるのかということは、多分無いと思いますけれども、作ることはできませんか、その点だけお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

しおかぜ公園や大浜緑地公園等において、芽生え時期である冬場を中心に除草剤散布を行い開花・結実前に枯死させるということで、生息密度を低く保つことができております。

今年度も秋口と春先の2回撲滅対策会議を開催し、繁茂している施設については、11月と3月の年2回の薬剤散布を推奨するとともに、足拭きマット及び啓発看板の設置をお願いし、拡散防止に努めてまいります。

また、トゲによる被害を受けることとなる施設利用者の皆さんにも、メリケントキンソウを知っていただき、自ら被害を防いでいただくために、施設を利用する前、または後の十分間の除草作業と、靴裏チェックを各競技団体に継続的にお願いしてまいります。

このような取り組みを継続的に実施しながら、1年1年、生息密度を低下させて撲滅につなげていきたいというふうに考えているところでございますが、2019年までに撲滅宣言ということについては、現在宣言をしておりますので、2019年までは精一杯努力をさせていただきたいということでございます。

○7番（平野栄作君） 私が聞いているのは、具体的に今年の何月にはどういうことをする、来年の何月にはどういうことをする、そういうものがないと、実際今もうやっぺらっぺらなわけですよ。やっているけれども、なかなか広がり止められないという現実があるわけですから、2019年から遡っていきますと、もうあと何回ですか、9月以降には発芽するんですよ、来年の2月から4月の間しか駆除はできないんですよ。9月から11月、2月から4月、2年しかないですよ。

だから、それがあるからタイムスケジュールが必要じゃないですかということを行っているんですよ。今の時期は移動させない。ですから、できれば松林等についても、簡易マットを敷いて、この時期はここだけ通ってくださいとかですよ、そういう対策をすれば広がらないんですよ。でも距離がありますから、何本もそういうのはできないと思いますよ。ですから、そこは協力ももらいながら、今の時期は移動させないために、ここを通路として使ってください、ただしマットを敷きますよ、今は、それしかできないわけですよ。種を駆除することはできないわけですから、だから、そういう意味でタイムスケジュールを作った方がいいんじゃないですかと。そうするこ

とで、市民にも、この時期というのは、こういう対策しかできないんだと。今、だって現物を見るといっても、枯れたものがちょっとあるぐらいですよ。そういう意味で、「タイムスケジュールを作成した方がいいんじゃないですか」と言ってるんですよ、どうでしょうか。

**○市民環境課長（西川順一君）** ただいま御提案のあった、そのような内容も十分検討しながら、例えば、今年の11月には、今撲滅会議の中には指定管理者ももちろん含んでおりますが、実際、指定管理を受けて作業をしている、そういう人たちにも参加をしてもらっているところです。

そこで今回、みんな11月には、こういう薬剤を散布をしていこうと、それをまた確実に実施していこうということをみんなで確認し、そしてまた、その結果をもって、また来年の3月あたりにも、またもう一回やっ払いこうというような、そういう施設については、しっかりと、そういう取り組みを確実にやっていくんだということを確認しながらやっていき、そしてまた、今のこういう種が枯死している今のこの状態には、今議員から提案のあった、そういう対策、あるいは足拭きマットの設置場所、そういうところの検討も含めて、しっかりと撲滅対策会議を中心にして再度取り組みし直しながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** 2019年度までに撲滅ということでの取り組みを進めようということで、意識を高く持って、今後取り組まなきゃいけないと思うんですが、特に学校の方は、やはり危機意識がやっぱり高くなってきているのではないかなと思います。それはなぜかといいますと、もし学校の敷地内にメリケントキンソウが、ものすごい繁茂した状態になると、子供たちの運動面、生活面に非常に大きな支障を来しますので、だから、学校は、そういう意味では奉仕作業とか、そういう時に人海戦術で抜き取るとか、そういうのが、ある程度できているのではないかなと思います。

したがって、1年1年がやっぱり勝負だという思いで、学校には絶対にメリケントキンソウが繁茂した状態は防がなきゃいけないという、そういう危機意識をこれからも校長研修会、管理職研修会等で啓発しながら、保護者、地域の方の協力をもらいながら、学校においては徹底して、また今後とも指導を繰り返し根気強くしてまいりたいと思います。

それから、生涯学習関係の施設のことにつきましては、確かにいろんな大会等がありますので、いろんな人の出入りというのが結構ありますので、なかなか駆除というのは難しい部分がありますけれども、しかしながら、やっぱりこれもメリケントキンソウの危険性、そういうことについては、今後とも指定管理者の方々も含めて繰り返しの共通理解を図って、2019年の撲滅に向けて気持ちを一つにして取り組んでいく必要があるんだろうと、今日改めて認識するところでした。一生懸命に取り組んでまいりたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** 建設課長、先ほど「個体数も減ってきた」と言われました。私の知っている作業員の方がいらっしゃるんですけども、非常に熱心です。ですから、自分の学校も徹底的に駆除をされています。そういう人がいるから個体数の減につながっているんだろうなと思ったところでした。

それと、やはりこの問題は一部が知っているも駄目ですので、実際、末端というとおかしいで

すけど、指定管理者にしても、作業をされる方までが十分そのことは理解されて、そして伐採が駄目というような、教育長のさっきの話があったんですけれども、伐採が駄目な時期というのは今の種ができた頃の時期ですので、そこを除いては伐採自体は何も問題無い。ただ、また切っても生えてくるということですので、そこをちょっとはき違えると、もう手入れができないじゃないかというようなことになりかねませんので、そこはちょっとやはり、このスケジュールの中で、この時期までは刈れるよなど、この時期はどうしようかというようなことをやはり考えていって、そういう年間の駆除スケジュール、そこを早急につくり上げていただきたいなと思っておりますので、難しい問題ですけれども、これが撲滅が達成できたときには、市長の言う「日本一」に多分なると思います。全国で今これで減ったところは多分聞いていませんので、ネット上でも26年見たところは、全部そのまま、まだ対策をやっていますので、これが本当撲滅できたときには、志布志市はすごいなということになるんじゃないかと思っております。期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移らさせていただきます。

有害鳥獣対策です。この後にも同僚議員が同じ質問がありますので、この分については軽く触れたいと思っております。

先の議会におきましても、3名の同僚議員が、このことを取り上げていらっしゃいました。どこの市町村においても、この有害鳥獣対策というのは喫緊の課題だというふうに取り上げていらっしゃるようです。

また、実際に被害に遭われている農家や民家の皆様方につきましては、これまでもですし、これから更大きな課題となり、負担の増加につながっていくのではないかと危惧しているところではあります。

先般、私の友人がフェイスブックに「今年もきたか」という見出しでかんしょ畑に侵入したイノシシであろう足跡と、防護網の倒されている様子がアップされておりましたけれども、近場でも、こういうことが起こるんだなというのを痛感したところでした。多分まだ植えたばかりの畑ですから、まだ、からいも自体は無いんでしょうけれども、下見のために来たのかなと思ったところでした。

耕作者にとりましては、作付けを行いながら、そしてまた、日常の管理、そしてまた収穫までの長い間、この鳥獣対策というものをやらなければいけないということで、非常に負担になるのかなと。また収穫後も、今このマニュアル等によりますと、「残さを残すな」というのが載っておりますので、そういう適正処理をしないとイケないとなりますと、面積が多くなると、その部分についてだけでも大変な労力になるんだなというのを痛感しているところではあります。

それともう一つは、高齢化という問題もあります。そういう地区については耕作放棄地の拡大ということに直結するということも考えられますので、これは早急に改善する方向に持っていけないとイケないのかなと思ひまして、今回取り上げさせていただきました。

今、市の現状を見ますと、猟友会の捕獲補助等に加えまして、新規狩猟免許取得補助等を実施

して、対策を講じておられますが、まず市内の方々に鳥獣被害の現状等を認識してもらうことと、被害地区の広がり等を目視できるような、鳥獣被害マップと言われるようなものを一覽に、今志布志市のここには、こういう被害があるんだよ、こういうもののイノシシとかカラスとか、たくさんあると思いますけれども、そういうものがこういう地域にまで来ているんだなというのが、そういうマップを作ると一目瞭然になるのではないかなと、個人的には思ったところです。

それと、そういうものを広く配布することによって、自衛策等も考えていかなければならないという意識が高まるのではないかと考えておりますが、その点について、お聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の農林業等への有害鳥獣被害につきましては、市の猟友会会員の絶大なる御協力によりまして、急激な被害の増大は無いものの、少しずつ増加するということをございます。

被害が発生している箇所でございますが、毎年同じ場所で集中して被害が生じているわけではなく、その年その年によって、ばらつきがあるのが現状でございます。

現在、担当課の方で管内図に年間の被害申請が出された箇所を概略示しました図面を作成しておりますので、今後ホームページへの掲載や担当課での閲覧も可能でございますので、このことの周知等をいたしたいと思えます。

○7番（平野栄作君） なぜかという、この前も野村議員の話であったんですけども、イノシシが街部に出てきてというのが、そういうのがあれば危機感が出るのかもしれませんが、今、志布志市の現状を見ると、そういうことまでは起こっていない。ただし、聞くと、やはり山間部については、相当な被害があるというのが実情で、この後も同僚議員がその分については詳しく説明されると思いますけれども、そういうことをやはり広く周知することと。この後の質問にもつながりますが、そこに参画してみようかという人をですね、やはり今後は集めると言うとおかしいですけども、そういう人を確保していかないといけない状況になるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、鳥獣被害がある所というのは結構山間部に近い所にありますので、そういう所は、大体が高齢化の傾向にあります。そこに若手の方々が、そういう対策をする。そういうことも今後は考えていく必要があるんじゃないかなと。ただ、それにそこまで持つていくには、ある程度の情報というものを適時示していかないといけないということなんですけど、そういう意味で、この鳥獣被害マップということを提案しているところなんですけれども、これは早急にできるということではよろしいわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今御指摘になりましたマップにつきましては、現在、被害申請が出された箇所を落とし込んだ図面というのは作成ができておりますので、今後ホームページ等への掲載や担当課で関係者に閲覧ということにしてまいりたいと思えます。

○7番（平野栄作君） このマップについては、印刷物、そういうものまでは考えていらっしや

らないですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今市長が言われたとおり、マップは28年度から作成しているところですが、印刷については、まだ考えていないところがございます。

当分の間は、ホームページとカウンターでの閲覧というようなことで考えているところがございます。

○7番（平野栄作君） というのが、やっぱりパソコンを使える方がですよ、若手はいいとして、今現在いらっしゃる高齢化している地区では、なかなか無理があるのかなど。そういう所にもですよ、今後、近場まで来ているのに、次はここですよということを本当考えないかんわけですよ。だから、そういう意味で、そういう所には、校区単位でもいいでしょう、他から急に飛び込むというのはカラスとか、そういうのは別として、イノシシとかアナグマとかいうのは、一帯に生育しているわけですから、そこからじわりじわりと入っていくという形になりますので、今来ている所の方は実感しているわけですよ。次はどっちに行くか分からないわけですよ。だから、そのエリアの方々には、そういうものを、ああここまで来ているんだということを実感させるためには、そういうものもあっていいんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員御提案されている、自分の所にどうい動物が来ているというのを把握する点でも校区の公民館とか、そういう公共的な場所への掲示は考えていきたいと思います。

○7番（平野栄作君） 個別に配るというのはなかなかでしょうけど、やはりそういう対策をしておかないといけないのかなど。特に私が気になるのが、サルがこの前もわなを見せていただいたんですけども、同僚議員が、「これでサルが捕まるの」ということだったもんですから、課長のところにちょっと伺いたんですが、体重が軽すぎて、これでは駄目というようなことでした。

となると、うちにある捕獲器について、また新しく更新しないと、サルには対応できないわけですよ。ですから、サルなんか、私が前、大崎にいる時に、よく高隈に行きよったんですけども、福岡という地区がありますけれども、結構あの辺までは、その時点で降りてきておりましたが、大分荒佐とか下ってきてるんですよ、ですからサルなんかは結構範囲が広がりますので、そういうサルなんかが入ってきた時ですよ、今まで無かったのが急に入ってくる可能性もありますので、そういうものが、どこまで来ているんだよというのは、やはり地域としては把握をしておいて、更に今度は、その先に来させないという対策をしないといけないわけですから、そういうものも早い段階で認識をしていただく、そういうものに活用するために、マップというものを提案しているわけなんですけど、できたら、詳しくというか、各公民館ごとの、地区ごとでもいいですので、そういうものを早急に作っていただきたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 地区の公民館等の掲示については、早急に対応したいと考えています。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしてください。本当、我々には関係の無いと思っている、もう背中の中まで、その脅威が忍び寄っている。それを全く気付かないということも考えられますの

で、早い段階で、そういう危険性があることに對して、来させないためには何をするかという防衛策も事前に早い段階で分かるようになりますので、被害に遭ってからとなると、相当また遅れますので、そのあたりは早急に整備をしていただきたいと思います。

それと鳥獣害対策につきましては、行動特性を理解した上で、まず近付かせない、侵入させない、捕獲する、を総合的に取り組むことが基本とされているということが、よく報道をされております。

いろんな形で我々議員の方でも研修会等で、そういう研修も受けたりするんですけども、私は農業共済新聞を取っております、この中に、これは共済組合なんかがやっている所もあるんですね。こっちの地域じゃないですけども、結構全国的にやっぱり被害が多いみたいですね。それと畑地については、うちは共済の方の制度にも乗っかかれないというようなのが、先般のやり取りの中であつたようですけれども、そういうことを含めて考えると、やはり、その被害に遭っている所だけが対策をするとしても、ノウハウを持たない。

そして、猟友会についても捕獲とか、最終的な手段になりますので、日常的なものをやっておくには、そういう知識をまず被害がある場所の人たちが、耕作者がまず知識として持つておかないといけない。そしてまた、自分たちが、その中に率先して取り組んでいかなければならない、そういうことが必要になってくると思うんですよ。この中では、そういうサポートをするという形での取り組みが紹介されておりますけれども、実際今後、先ほども言いましたように、山間部につきましては高齢化が進んでおります。そして、いろいろな電気柵とか、いろいろなやり方はあるんですけども、ただそれを設置しただけではなくて、寄せ付けない、その電気柵の間に何mかの緩衝地を設けないといけないとか、いろいろなことが言われております。ただ、それをするとなると、その農家の皆さん、大変な御苦勞をされるのかなと思つているんですよ。だから、そこをですね、そういう地域に行って、そのサポートをしていく一翼を担ってもらふような人材を今後は育てていかないといけないのかなと感じたところです。

御承知と思つますけれども、阿久根の有害鳥獣捕獲協会というところがあつて、そこでは最先端をいっているわけなんですけれども、食肉処理までやっているということですね。

それと、今後少子高齢化が進展する中で、この猟友会の皆様方も、先の質問の中で平均年齢が68歳というようなことが言われていたようですけれども、相当年齢が上の方にきていらっしゃるのかなと思つております。

今後は、猟友会の在り方もなんですけれども、猟友会とは、また別組織としても、こういう共済組合、農協、農業関連団体、そういうところとの連携、そして新規に捕獲をやろうとするような意志のある人材を集めてNPO組織の立ち上げ、そういうことを今後はやっていかないと、相当対策というものには苦慮をすると思つるんですけども、そういう連携、あるいは、人材の育成、そういうものを今後市として考えていく気はないかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、基本的には猟友会が主体的に取り組んでしていただき、そ

してまた、猟友会の方々が高齢化することになれば、その人員構成について、若返りが図れるような取り組みをしていけないかというようなお尋ねであります。

本市には、猟友会がございまして、基本的に狩猟免許取得の際に会員登録をしていただき、自動的に駆除隊員登録となっております。

そして、捕獲の依頼があった場合には、指示書によりまして捕獲を行っていただいております。捕獲を行うための他の組織との協力についてでございますが、地域等で有害鳥獣の対策を重点的に行う団体等が発足して協力体制が整うような機運があれば、そのようなことにつきましては、市としても強力に後押しをしたいということでございます。

そしてまた、現在わな猟資格の取得について、取得がしやすい状況になっておりますので、その資格の取得についても新たに取得、免許が取れるような取り組みをさせていただいているところでございます。

そして、市役所の担当職員及び各支所担当職員12名で鳥獣対策実施隊のメンバーとして取り組みをしておりまして、これらの方々のサポート体制をとろうということでございます。

**○7番（平野栄作君）** 気運が高まればというと、この後の同僚議員もどう反応されるか分かりませんが、そんな対応でいいのかなと、今ちょっと感じました。

実際、被害に遭っている所というのは、相当難儀をされていると思うんですね。ただそれを我々は、こういう出ない所にいるから、そのことを肌身になって感じられないというだけのことであって、実際はそういう被害に遭っていらっしゃる方、生活の糧を奪われるわけですので、せっかく汗水たらした物がですよ、出荷前になって無くなる、そういう状況にある中ですよ、そういう機運がということ自体はですね、もうちょっと積極的にここあたりは市としても、確かにそういう人が現れないことにはできないわけなんですけど、だったら、そういう方々を作り上げるようなシステムを何かやっておかないと、単年で、これできるわけじゃないんですね。だから情報としていろんなものを出しながら、こういう被害がある、こういうことに対しては、こういう形、わなとか、狩猟もあるでしょうけれども、免許を取ることによって駆除ができる。ただ、人が少ない、そこで加勢をしてもらえよう人はいないか、そういうところをどんどんどんどん情報発信していくと、実際他の地域では、そういうことを受けて、こういう団体が立ち上がっているんじゃないかなと思うんですよ。だから、そういうところをどんどん情報として出して行って、今駆除をすと言っても、一気に全部が駆除できるわけではないんですね。確かに減るかもしれませんが、今の市の現状では、多分減ってないんじゃないかなと思ってるんです。

それとあと、わなについて、今「取得がしやすくなった」ということを言われましたけれども、確かに、わなの免許を取るのに補助等も出ているようですが、今の話でいくと、わなの免許を取得した場合には、自動的に猟友会に加入して、猟友会員として活動をして、そして駆除した、認可を受けるといのが猟友会かなと今思ったんですけれども、そういう形で駆除に参加できるということで理解していいんですかね。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今、免許を取った場合、自動的に猟友会に入ること



ですが、これについては義務はありませんで、そのようをお願いしている状況でございます。

○7番（平野栄作君） 強制ではないということなんですね。

それとあと、今の現状として、被害を受けている地域で、そういう狩猟免許、わな免許を取って、自分たちで数人でそういうグループを作っている、そういう団体とか、そういうのは把握をしていらっしゃいませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 現在のところ、実際やっているという組織は確認してないところですが、多面的機能支払交付金事業で、過去その組織の中で箱わなを購入されて、自分たちで捕獲という組織は、1組織あったようでございます。

今度、また新規で、そういう免許取得、わなの購入等々を考えられている、予定されているのが一つあるということは聞いております。

○7番（平野栄作君） 分かりました。今は無いわけですね。

この場合ですよ、個人がわなの免許を取りました、自分でわなを用意しました、捕獲をしました。捕獲については、今は市の助成というか、1頭につき幾らとか、いろいろあるみたいですけども、その対象にはなるんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられるのは、通常一般捕獲ということでありますので、報償金の対象にはなっておりません。

○7番（平野栄作君） そういう人たちが、もしグループを作って、自分たちの所を自分たちで管理していこうよということができたとしたときに、そういう団体というのは対象にはならないんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） その場合、一般捕獲という取り扱いになりますので、報償金の対象にはならないところでございます。

報償金の対象につきましては、市が猟友会にお願いする法人捕獲、これが対象となっているところでございます。

○7番（平野栄作君） そうすると、どっちみち猟友会に加わらないと補助対象にはならないということで、一般になっていくということですね。今のところは猟友会だけですか。

そうすると、もしですよ、今後そういう団体が増えてきたと、猟友会以外にですね。そうした時に、そういう方々が各地域を回りながら、その地域の鳥獣害駆除をすると、そして、例えば頭数等も結構捕獲できると、そういう実績が出てきたとしても対象にはならないんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、法人捕獲を依頼しているところは、猟友会のみであります。

組織としても猟友会しか無いところでございますが、これが第二猟友会等々のそういう組織がまた形成されれば、その時は猟友会の減少もありますので、その時はまた考えていきたいと思えます。

○7番（平野栄作君） というのは、私は今のままでは、なかなか難しいと思うんですよ。猟友会自体が高齢化をしているわけですよ。わなの免許を取りたいという人は、結局被害に遭って

るから、あるいは被害を受けそうだから、自分で対応していくよという人たちですよ。そこに名目上そういう補助金を、そこに入れば、いろんな制約が出てくるわけですね。いわば団体ですから、あそこをやってくれとか、自分の仕事の関係でなかなかできないけど、自分の所は、もう切羽詰まった状況だからしないといけない。その地域についても切羽詰まっている状況だから協力をしていこう、だけど他までは行けないよという人たちが集まってグループを作って、そういう地域で対応しても、それが団体として認められないというのは、若干今後どうなのかなと。

それと今後そういう阿久根の例ではないですけども、そういう人たちを増やしていかないと本当に対応ができない、今市役所で10人ぐらいだったですか、チームがあるということだったけど、この方々というのは駆除までやられるんですか。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 実施隊につきましては、12名現在いるところでございますが、その駆除まではやれない状況でございます。

**○7番（平野栄作君）** ですよ、結局猟友会自体も、あと10年した時には、平均年齢が68ということだったですよ。その頃からすると、まだ上がっているわけですよ。

今の枠をそのまま持つとって、他にそういう団体を作っても、一般捕獲で対象にはなりませんよ、それでもいいかもしれません。ただ、そこは切羽詰まって作るわけですがね、やはりある程度の基準を持って、一つ何名以上の団体で構成できたときには団体として認めて、そういう枠の中に入りますよとか、そういうものも持つとかなないと、新しく参入する人もなかなかいないんじゃないかなと思うんですよ。

その補助金目当てということじゃないですけども、やっぱり第三者としては、それを捕まえても、結局その後が問題なわけですから、だから、その処理もできない、あと補助も無い、そういうことになりますね。今後は先を見据えた中では、やはりそういう組織を今後作っていくんだ、そういう人材を育成するんだという考え方と。そうしたときに、そういう団体というのは一般捕獲ではなくて、指定の許可というものを出すよというものもないとですね、若干間口が狭くなるかなと思うんですよ。

だから、そこらあたりを出しながら、こういう形で、ボランティア的な要素が多いですので、取り組んでもらえませんかという形で人を集めていく、そういう方法もありだと思えるんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどから答弁しておりますように、鳥獣被害対策につきましては、猟友会を中心に進めているところでございます。

しかしながら、昨年より事業推進についての内容が見直されてきており、有害鳥獣捕獲対策協議会の設置で、捕獲実施隊の設置、先ほどお示ししたとおりです。

それから、市の方の事務局の整備、あるいは鳥獣被害対策実施隊を設置して被害現場の調査確認、被害拡大防止での指導・助言というものを徹底していくと。

それから、被害防止のための啓発活動も、例えば、先ほどお示しになりましたマップ等も作成しながら作っていくということでございます。

そして、有害鳥獣捕獲対策協議会の設置に際しまして、市としての新たな方向性をお示してまいりたいというふうに思うところでございます。

有害鳥獣の個体の捕獲による被害の軽減を目標としておりますので、現在の捕獲報償金の上乗せ事業というのに取り組んでまいりたいということでございます。

そしてまた、今お話になりました捕獲のために地域で取り組んでいただけるグループが、今後発生するとすれば、その方々に対する何らかの措置も協議を重ねながら、計画はしてまいりたいというふうに思うところでございます。

○7番（平野栄作君） これ、先般の質問の中で、「鳥獣保護管理法の基本方針が見直され、狩猟免許を持たない農業・林業従事者による小型箱わなの設置が許可される。今年の4月から」というような答弁があったんですけど、この部分については、もうできるようになっているんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 県の第12次捕獲計画の中で、3月31日から公表となっているところでございます。

○7番（平野栄作君） こういうことは、市民には広く広報されているんでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 昨年、一般捕獲の拡大ということで、今年4月からなるということで、9月議会でも提案された所があったところでございますが、課内部で再度協議しましたところ、一般捕獲については、最終的な「止め刺し」、これについて一般の人たちは大変抵抗を感じるというところもありますし、またあとは、法人捕獲と混同するところもありますので、事故等ですね。法人捕獲については、ときには重機で夜捕獲も行いますので、そこら辺の事故等をいろいろ懸念しますと、もっと慎重に猟友会と協議して混同の無い、事故の無いような形ではPRはしたいと思います。

○7番（平野栄作君） 課長は見られたですよ、この新聞は。ここもですよ、結局止め刺し、そこが一番危ないということで、その部分を若手のグループが請け負っているわけですよ。捕獲はその地域でやる、止め刺しについては、専門の知識を持った方がやると。だから、そういう形でやっていかないと、結局免許を取ってやらないといけない状況です。ただ、その中で心配されるように事故というものが出てきます。そこで一番大きいのが、やはり止め刺し、生かしておく訳にはいかないのということなんでしょうけれども、そういうものも、やはり今のところできる人はいないわけですから、猟友会以外は。だったら、そういう人たちのノウハウを新しい若い方にもどんどん伝えていくべきだと思うんですよ。でないと、もし狩猟免許を取って、わなで捕獲しても、そこを個人ではできないということになりますので。だからその間口を広げていくためにも、そういう猟友会が捕獲だけするんじゃなくて、そういう地域との連携を取りながら、後継者育成、そういうものも考えた、先を見越しての取り組みというものが、これは非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） これから、それぞれの地域で組織が形成された場合のサポートということになりますけれども、猟友会のそういうノウハウを組織に伝えるということも大切でありますので、そこら辺はまた猟友会と協議して、そういうシステムというか、研修制度は

考えていきたいと思います。

こうして県に鳥獣対策アドバイザーというものが設置してありますので、そういうのを利活用しながら、地域の研修には努めたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** ぜひそうしていただいて、やはりうちから出ていっても、他の市町村に行くだけですから、個体は移動するわけですので、ですから、うちが油断すると、また他から入って来る。その繰り返しだと思うんですよ。だから、相対的に、じゃあどうするかということ、入って来れないような状況をブロックを造っていかないといけないんですよ。ただそこに物的なもので壁をするということではできませんので、やはり人的なもので、入って来れないようなシステムづくりを、そこの地域と一緒に築いていく、そういう形を採っていかないと、絶対これって前に進まない問題じゃないかなと思うんですよ。だから、その地域の方々と一緒になって、この問題を解決していく。そこに、その地域の方々も協力してもらおう。そして、そこに第三者からのサポートを加えていく。そういうものをミックスした形での取り組みをやらないと、これって全部駆除するという事は絶対できませんので、そこを今後も考えた形で対策を講じていていただきたいと思います。

最後に市長、どうでしょうか、今後長いスパンです、この対策について、もうちょっと強化するというような御意見等ございませんかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

猟友会の方々が高齢化していくということについては、深刻な状況というふうに思います。

そして、それが更に進んでいった時に、中山間地域における鳥獣対策、被害対策はどうなるかということ考えた時に、非常に憂慮すべき内容だというふうには思うところでございます。

このことにつきましては、本当に地域の方で食い止められる体制が作られれば、それは有り難い内容でございますので、そのことについて、まず取り組んでまいりたい。そしてまた、先ほども少し答弁をしましたように、今後その有害鳥獣を捕獲した場合の奨励金の額についても検討を加えながら、少しでも捕獲することが魅力ある内容にしたいというふうには思うところでございます。

**○7番（平野栄作君）** とにかく被害が出ないような形、そういうものを市内全域に作っていかないといけないのかなと、非常に思っております。

生活をしていく中で、やはり生産するという事は生活の糧ですので、そこが荒らされて収入も無くなるということでは、非常にせつかく努力されているのに台無しになるなと思いますので、そのあたりは、十分そういう人たちの気持ちに添って対策を講じていていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

これは公民館についてなんですけれども、ちょっと当地区におきましては、小規模地区でございまして、なかなか役員になる人もいない状況です。それと、市内を広く見渡しますと、人の多い所にはたくさんいらっしゃいますけれども、そうでない所は、どんどん減少をしているという

のが実情ではないのかなと思っておりますし、この傾向については、また今後も更に続いていくんだろうと思っております。

この大きな要因としては、農村部においては農地法等の影響によって家を建てる場所が無い。また、インフラ等の整備、畑かんですね、そういうものの整備によって建てられない状況が発生している。そういうものがあると思っております。

その中で、校区公民館は学校区を単位といたしまして、地域住民のコミュニティの構築及び地域活性化に加えまして、人のパイプ役として、これまで大きな機能を果たしてきたというふうに感じているところです。

今、教育委員会の方でもコミュニティ・スクールをつくられて、30年度までに全部を広めていくわけなんですけれども、その中でも一番の核となるのは、やはり校区公民館ではないのかなと思っております。

地域といえば、校区においては公民館というようなこととイコールになりますので、そういう意味で、またこの機能を今後も営々と維持していかないといけないと思っているところなんですけれども、私は35歳まで大崎町におりまして、その後地元に戻ってきました。その後20年間ぐらい公民館に携わっているんですけれども、最初公民館の役員になったとき、私は体育部長をさせてもらったんですが、その時に有明町時代ですよ、運動会だけでも母ちゃん運動会、そして校区公民館の運動会があって、小学校の運動会があって、町民体育祭がありました。市長も十分御存じのとおりです。体育部長の激務というか、6月から10月末までは何をしていたか分からないというのが、この頃の実情でした。

ただし、一番良かったのは地域の方と一緒に一つのものを作り上げていく、そういう中に携われるということが非常に良かったんだと思っております。だから、今まで携われたんじゃないかなと。それが嫌だったら、多分もう役員もしてなかったんだろうと思ってます。

そしてまた、文化部の方におきましては、年に1回か2回、役員全員で研修ということで、町のマイクロバス等を活用して少ない予算の中ではありましたけれども、研修等もやっておりました。これは市長も十分、その頃ですかね、公民館長をされていたと思うんですけれども、その後、合併とか、地域内におきましては就業体系が非常に変化をしてくれております。

それと農家におきましても、茶業農家等も規模拡大化をしております。それと校区民の高齢化、そういうことによりまして、我が校区におきましては、運動会も今や小学校と校区の運動会、一つになっています。昔を考えると寂しいなと思います、本当、これは仕方がないですね、二つに分けるわけにはいきませんので、人がいませんので。

そういう中で今回の第2次総合振興計画の中で「地域住民のコミュニティの構築に取り組むことができるよう地域住民の自治意識を高めていくことはもちろん、相談体制の充実や地域指導者の育成、活動拠点の整備などの支援が必要」との記載があったところなんですけれども、こういうのを受けて、まず1点目なんですけど、今、各地区公民館、いろんな活動をされておりますが、今後振興計画等にもありますように、ますます活性化を進めていかなければいけないという

ことなんですけれども、どのような活性化策を持っていらっしゃるのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

校区公民館は、市内に21校区ございますが、公民館の規模は大きいところで1,500戸を超える校区や100戸未満の小規模校区も2校区ありまして、様々であります。

また、校区公民館の運営につきましては、構成員である自治会の加入戸数の減少や高齢化等によりまして、校区によりまして活動内容に大きな差が生じているということは認識しているところでございます。このような中、校区公民館への支援策としましては、主に次の二つの事業を行っております。

一つ目は、市内21校区公民館の運営を助成する校区公民館連絡協議会支援事業、地域住民が安心して公民館行事に参加できるよう、また事故が発生した場合の保険加入を助成する公民館総合補償制度掛金補助事業がございまして、

今後とも公民館活動の低下を招かぬよう、継続的に支援を進めてまいりたいと思います。

活性化策につきましては、教育長に答弁させます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

先ほど市長の方が物的な支援のことについて、若干触れましたが、教育委員会の方としましては、校区公民館連絡協議会では、年2回の定例会、講師を招いての公民館長研修会、県などの研修会に参加をいただくなど、校区公民館の連携、活動を推進しながら、一つは公民館長さん方の資質向上を図っております。中でも九州地区公民館研究大会に合わせて実施する公民館長の自主研修においては、研修先の公民館の活用状況や特色ある地域おこしなどの研修をするなど、今後の公民館活動の活性化につながる研修となっております。

また、地域の活性化策としては、校区公民館、自治会、子ども会、高齢者クラブなどと連携を図る花いっぱい運動花苗配布事業を展開し、市内の景観づくり形成に貢献をいただいております。

更に市内全21校区公民館において、毎月第3土曜日、青少年育成の日を中心に、キラリ輝く「しゅしゅ子」育成事業土曜体験広場を実施し、地域ぐるみで青少年を育成する様々な体験活動を提供・実践しながら、心豊かでたくましい青少年の育成を図る取り組みを支援しているところであります。

教育委員会としましても、今後ともこのような活性化策を継続して支援してまいりたいと思っております。

○7番（平野栄作君） はい、ありがとうございます。

物的なものにつきましては、その規模によって枠が体系が敷かれておりますので、もう崩しようがない。この分については、後でまた質問しますけれども、今教育長の方がお示しいただきました活性化策なんですけれども、その大小ある中で公民館長さんも経験年数、そういうものも様々だと思います。その中で研修とか、いろいろあるわけですが、この資質向上を図るということで、今御説明がありましたけれども、この資質向上を図ることにつきましては、私、経験が無いことには、

なかなか資質向上は図れないのかなと思うんですが、そういう意味合いの中で、公民館長さん方に、これは最低何年ぐらいはとかぐらいのものが無いととか、そういうものというのは、その研修会の中では出てこないもんなんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 校区公民館の方々の総会とか、研修会等には私も参加する機会があります。その中で、いつも話題になるのが、公民館長の後を引き継ぐ方がなかなかいらっしゃらないという、そういうこと等についての相談というのは、よく受けることがございます。

したがって、何年で公民館長を終わると、そういうことは特段決まってるわけじゃないんですけれども、継続的に後を引き継いでくださる方がなかなかいないという、そういう悩みは、常々公民館長の皆様方からお聞きしている、そういう状況でございます。

**○7番（平野栄作君）** でも教育委員会としては、公民館活動のレベルアップを図りたいわけですよ。その中で、そういう研修会もやっていたらいいわけですよ。ということは、教育委員会としては、長くやってもらいたいという意向があるけれども、実際の公民館長さん方は、後がないから仕方なくという、これはちょっと言葉としては適切でないかもしれませんが、後継者がいないもんだから、今この職を辞すわけにはいかないから、今やっているんですよ。私、そういう理解をしたんですが、そういうことですかね。

**○教育長（和田幸一郎君）** 私は、公民館長の皆様方とか、あるいは自治会の役員の方々とか、民生委員の方々とか、いろんな方々に話をする機会がありますけれども、その時に、いつもリーダーの方々にお話していることがございます。

その一つは、やっぱり公民館長さんを含めて、その方々がやっぱり意欲を持って公民館長の仕事をしていただきたいなという思いがございまして、いろんなことを申し上げる中で、まず一つは、公民館長の皆様方、ぜひ前向きに受け止めて仕事をしていただきたいなということとか、それから、公民館長という立場に立ちますと、人を知る機会というのがたくさんありますので、そういうメリットというのもありますので、そういうことも非常に大事にして欲しいなということとか。

それから、公民館長という、人、リーダーの立場に立ちますと、いろんな方々と接触する中で、いろんな課題とか、悩みとかいっぱい聴く機会があります。これは、とりも直さず公民館長の皆様方にとってみれば、自分自身の人生経験というのが豊かになる、そういうメリットもございません。

それから、四つ目にお話しすることは、やっぱり人との出会いの中で、いっぱいお世話になったり、お世話をしたりという、そういうことがありますので、そういう公民館長として非常に厳しいつらい立場はありますけれども、ぜひ前向きに受け止めて仕事をしていただきたいなと、そういうことをお話しすることがよくございます。

今議員がおっしゃいましたように、私どもの方としましては、年月が経てば経つほど経験も豊富になって、リーダーシップも発揮できるんでしょうけれども、ただ、全体的にやっぱりかなり校区公民館長を引き受けられる方というのは、年齢的にも体力的にもいろいろ厳しい部分がございます。

いますので、そこは地域の実態、校区の実態というのがありますので、一概には言えない部分がございますけれども、いずれにしましても、教育委員会といたしましては、校区公民館長の皆様方の資質向上を図って行って、できるだけ校区の活性化、青少年の健全育成、地域の交流、そういうのが図れるように支援ができたかなというふうに思っております。

**○7番（平野栄作君）** リーダーとしての意識を持って臨んで欲しいと、私もそう思います。

ただ、公民館長になられた方は、通常であれば副館長から館長という形が一番望ましいんでしょうけれども、そうでない場合ですね、非常な激務だと思うんですよ。うちがたまたま今回そういう事例になってしまったんですけども、それを見ていく中で、中のこともまだよく分からない、外からは文書がどんどん来て、本当何回も電話が来るんですけども、それは私の方でやりますとかやるんですが、でも積極的なもんだから、土曜広場のそれにも毎回出席はしてもらっているし、いろんな行事にも、コミュニティの委員にもなってもらっているし、いろんなものに積極的なんですよ。

ただ、そうして今、数か月が過ぎていきましたけれども、それを見ていくうちに、これは2点目に移るんですが、校区公民館活動の中心となる公民館長、ここの位置付けというのは、その校区をどうやって運営をしていくかということ、今の実情を捉えて、この先この校区をどういう形で活性化なりやっていくんだと、それには今まで既存の行事等を実際ならば見直すことも考えないといけないだろうし、多分そういうことをたくさん考えられると思うんですよ。でも今回見とって、2番目の充て職問題になるんですが、公民館長になった途端に校区社協の会長も兼任、これは、うちの規定を変えればいいんでしょうけれども、他もろもろ充て職というものが発生してきて、その中で先ほどもありましたように、校区公民館の活動の中でも研修とか、今説明がありましたけれども、相当なボリュームですよ。その他に消防後援会の会もあるし、衛生自治会の会もありますよね。

そういう形で、公民館長イコール公民館のかじ取り役なわけなんですけれども、対外的に出る機会が多くて、なかなか中身を精査できないまま時間が経過している。そういう形になってしまっているんじゃないのかなと思うところがあったんです。

ですから、2点目におきまして、この公民館長の充て職、ここは公民館も館長、副館長、いろんなそういう組織がありますので、会合には、その校区を代表して行くわけですので、副館長が行っても書記・会計が行っても結局は、帰ってきて、こういうものであったということは、その中で打ち合わせをしていくことによって共通理解は図られるし、そしてまた、館長は館長として、なるべく時間をその校区、足元を見つめ直すことに裂いていただきたいと、私個人としては思っているんですよ。

というのが、小さな校区で高齢化率も高くなってきている、自治会によっては加入者も少なくなってきた、そして、物的な側面で補助をいただいている補助金についても、あと何戸数かが抜けた時8万円減します。そうすると、更に活動は制約をされてくる。そういうことが、もう目の前に来ている中で、やはり館長としては、その校区の今の現状を本当捉えるような仕組みという



か、余裕を持たせるべきではないかなと思うんです。そういう意味合いで、全部が全部とは言いません。そういう所もあるということで、そういう充て職的なものについて、館長ではなくて、公民館の代表という形で対応できないのか、その点お尋ねをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 公民館長さんの充て職ということでございますが、市長部局、また社会福祉協議会などにおきまして、公民館長さんに委員として出席していただいているという協議会が多々あるところでございます。

そのようなことで、今お話がありますように、本来は地域の校区の公民館活動に専念しながら、その地域のリーダーとして取り組みをしていただければというふうに思うところでございますが、実態においては、公民館長さんは地域住民の代表ということで、また、そのような市全体の会議にも取り組んでいただくということになっているようでございます。

本来の公民館活動に支障来すようなことがあるとなれば、公民館長さん方の御意見を賜りながら、その充て職については、別途その公民館の館長さん以外の方々にも交代で会議や研修にも出席してもらうということも共通認識として持っていけるような制度づくりというものも考えていかなければならないというふうに思うところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 気が付けば時間残り時間がありませんので、ぜひそういう方向へ持って行っていただきたい。全部が全部じゃないと思います。そういう所もあるということだけは認識していただいて、今本当、足元を見つめ直す時期に、私なんかは来ていると実感してるものですから、そういう対策も必要じゃないかなと思っておりますので、その点については十分お願いします。

それとあと、先ほども物的側面からの支援なんですけど、これは先ほど言いましたように、ある枠に達するとドンと下がってしまう。そういったときにコミュニティを作り上げようとしても、なかなかそういう予算的には配慮も無くなっていくということになりますので、今後そういうところも増えてくるんじゃないかなと思うんですが、そこらあたりの対応を市長は何か持っていらっしゃいますか。

**○市長（本田修一君）** 地域において、市としてのバックアップ体制でございますが、現在、各自治会に自治会担当職員や、それから校区には、ふるさとづくり委員会にサポート職員を配置しているということでございます。

このような支援を行っておりますが、まだまだ私どもとしましても、ふるさとづくり委員会のサポート職員配置がされている割には機能がまだ発揮されていない所があるのかなというふうには思っているところでございます。こちらの方の機能を強化しながら、それぞれの校区の公民館活動を支えてまいりたいというふうに考えます。

**○7番（平野栄作君）** 構成員数が少なくなると、会費で運営している公民館としては、自治会もですけども、非常に活動がしにくくなって来ていると、今自治会に納めている会費の半分ぐらいが公民館の方に来ているというようなことですので、今後、非常にこれは大変な問題になるなと思います。

このことについては、また今後、引き続き質問していきたいと思いますので、この点については十分、市内全域でたくさんではないかもしれませんが、そういう地域も出始めて来ているということですので、そこあたりは十分御理解いただいて、今後の対応策をぜひ検討しておいていただきたいなと思います。

最後になりますが、今回三つの項目について質問をいたしました。

私、今回の三つの項目を質問するにあたりまして一番思ったのが、市民と行政が、やはりタイプアップをして考えて、協働・共助しないと解決できない問題が山積しているんだなというのを非常に感じたところでした。

財政面から職員の適正化により職員数の増も見込めません。減少していく方向です。そういう中で、市民と市が一体となって様々な施策を展開していかないと、今後はなかなか打開策というのは出てこないのかなと思っております。

今後とも連携して問題解決に向けて取り組める市政の構築を祈念して質問を終わらせていただきます。

○議長（岩根賢二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、2時25分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時17分 休憩  
午後2時26分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 皆さん、こんにち。非常に眠たい時間であるかとは思いますが、頑張ってお付き合いをいただきたいと思います。

それでは、通告に従い質問をいたします。誠意ある答弁を求めるものでございます。

市長が、すぐやると言われれば、私の質問事項は、すごく短くなります。3月議会でありましたとおり、すぐやる課じゃないですけども、市長もすぐやると言っていたら、短時間で済むかと思えます。

さて、質問を始める前に執行部の皆さんに、ちょっとお尋ねしますが、我々が今、一生懸命取り組んでおりますコスモス祭り会場に1回でも来られた方はちょっと挙手を願います。

ありがとうございます。パラパラかなと思ったんですけども、結構多いんですね、ありがとうございます。

野井倉南部保全協議会におきまして、我々が主催するコスモス祭りも、本年度12年目になるところでございます。地元はもとより県内外より多くの人たちが来られて、去年は天気が良かったせいか、約2,000人ほど来られました。

次の週にありました有明町のふるさと祭りと同じような人員ぐらいになったんじゃないかと、

お釈迦祭りまではないですけどね、それぐらい増えてまいりました。

ところが、大盛況であったわけですけども、多くの人たちがいっぱい来られて、皆さん笑顔の中で、よく言われたのが「元気が出る」、「来て良かった」というのが多くの人たちですね、大体女性群です。男性群は、黙っています。そこはまた違いがあるかと思うんですけども、ただ、一昨年より人員が増えまして、駐車場の不足や交通渋滞が発生をしております。

そこで提案をするんですけども、現在我々が今駐車場を借り受けていますけれども、その前の農道を整備して、志陽集落の方へ農道が通っていますけども、この農道を整備をすることはできないか質問をいたします。

**○市長（本田修一君）** 丸山議員の御質問にお答えいたします。

野井倉開田のコスモス祭りにつきましては、地域住民の皆様の努力下で、県内はもとより県外まで、その名を広めるようになったところであります。また、コスモスロードの名は、いまや定着したものとなりました。改めて御尽力を賜っております皆様へ御礼申し上げたいと思います。

さて、野井倉開田のほ場は、昭和30年代に整備された10a区画で農道も狭く、大型機械の導入が困難であり、主要施設も老朽化が進んでいることから、再整備を急ぐ地域であります。

そのため、平成20年度から平成27年度にかけて野井倉下段地区を約48haの再整備をしたところであります。

また、平成22年度に野井倉土地改良区が水田の再整備についてアンケートを組合員に実施した結果、肆部合地区と上門地区を今後の推進地区とすることになりました。

その後、各地区の代表者を筆頭に耕作者、地権者の意向を取りまとめた結果、肆部合地区において、17haを平成27年度に、上門地区、約55haを平成28年度に事業実施の運びとなりました。

議員御質問の農道につきましては、野井倉開田の飛行場地区を東西に横断する道路で、志陽集落と肆部合集落を結ぶものですが、単独の農道整備では大型機械の導入や農地の集積、団地化が困難であることから、道路、水道、農地を一体で整備する事業導入が肝要であると考えております。

したがいまして、同地区につきましては、現在、整備完了の野井倉下段地区や、現在整理中の2団地をモデルとしまして、野井倉土地改良区と連携しながら、優先整備地区を確認した上で関係機関一体となり、早期実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

このように農道整備をすぐに市で実施することは困難であります。地域住民の方々の御苦勞を鑑みますと、同じ時期に市が開催するふるさと祭りの一環として、このコスモス祭りのお手伝いができるのではないかと考え、今後は地元の組織と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

**○9番（丸山 一君）** 我々はコスモス祭りをする祭り会場の前の道路、それと左側、こちらから向かって左側、3号水路の左側を駐車場にしています。その前の農道を一直線、肆部合から志陽部落へ抜ける生活関連道路でもあるわけです。ですから、この3mの農道をちょっと整備をしていただければ、すごく有り難いかなということであります。

実際、3月25日の協議会の総会におきまして、コスモス祭りは、もうやめようじゃないかということも実際出たわけです。

昨年のコスモス祭りの際に、交通渋滞が起きました。その交通渋滞はグリーンロードから市道へ降りていく方の3号水路側に車がずらっとつながっている。今度は通山方面から登ってくる市道の、いわば左側にも、またずらっとつながって行って、中間から駐車場に入る道がすごく混んだわけです。

交通整理は、消防団の若い人たちにやってもらったんですけども、そこでグリーンロードから降りてこられた宮崎ナンバーの車、50代そこそこの人が祭り会場まで300mぐらいしかない所を、多分30分以上かかったんじゃないかと思うんですよ。そしたら近くに来られた時に、すごい頭に湯気が出るというのは、あのことだろうと思ったんですけども、かなりがなり立てられまして、我々は何のためにやっているんだということが総会の席でも出たわけです。実際、その人が帰られて10分もしないうちに志布志警察署が来たんですよ、交通渋滞が起きてるじゃないか、何とかしないとイケないよという指導に来られた。そういういきさつがありまして、総会の席においては、「もうやめようよ、ばからしいよ」という話がいっぱい出てきたわけです。

ただ、我々とすれば市が発足してから、ずっとやっているわけですから、もう11回目ですから、しかも知名度がかなり上がりまして、県内外から来訪者が来られるぐらい実際知名度が上がって、お祭りを楽しみにしている人たちがいっぱいおられるわけです。ですから、そういう人たちのことを考えれば、やめるわけにはいかんじゃろうということで再度頑張ってみよう。そのためには前の農道をちょっと整備していただいて、ゆくゆくは市道として整備されれば有り難いんですけども、とりあえずは砂利道として志陽部落の方へ抜けるようなことをやっていただけないかなという提案でございますので、ひとつお願いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がございました祭り会場から志陽集落に抜ける道路につきましては、志陽集落の直前で右折する流れになっているようでございます。まっすぐ抜ける道路につきましては、やぶになっており通行が不可能になっているというようなふうに確認したところでございます。

この農道につきましては、まさしく多面的機能支払交付金事業で活動組織が取り組むべき農道ではないかなというふうに思うところでございます。その力が、まだまだ不足するというものでありましたら、市の方でも何らかの形で協力ができるということでございますが、まずもって多面的機能の営農事業になっておりますので、この組織で、まず協議をしていただければというふうに思います。

○9番（丸山 一君） 肆部合から我々がお祭り会場をしている所までの道路は舗装道路なんですよ、3m。5月14日に施設点検をいたしましたところ、図面を広げて、みんなで検討していたところ、肆部合からお祭り会場までの道路は、これは何で舗装がしてあるのかということになって、よくよく調べてみたら、そこは市道認定になっていたんですよ。なんで片方だけが市道で、片方は農道かよと。であれば残りの3mの農道の部分を市道として市の方で整備していただけれ

ば、この交通渋滞も起きないんじゃないかというのが、我々が施設点検を終えた後の役員会において出た意見です。

ですから、その段階として、とりあえずは今の農道を我々野井倉南部保全協議会におきまして、フラットに仕上げても振っています。ですから、そこをもうちょっと手を入れることはできないかと、今の答弁で我々の方にやっていただきたいということであれば、やりますけれども、多面的機能支払交付金事業の方は、もうある程度事業を展開していますので、それがあと財政的にどうかということはあると思いますから、後で検討はしてみます。

それと今、答弁にありましたとおり、志陽部落へ抜ける所が40mぐらいですかね、施設点検の時にも、ついでに行ってみようということで行ったわけです。現実は今答弁にありましたとおり、直線で抜けるのではなく、先っちょの方から右側へ抜けるのが現実です。

ところが、会場に来られる人たちは高齢者、もしくは女性がドライバーとして多いわけです。直角に曲がっている3mしかない農道で、女性群、高齢者が果たしてうまく曲がれるやろうかと、落っこったら大変なことやと。であれば、この残り30m部分のやぶになっている部分は何かという、そこを調べてみたところ、昔は道路であったということなんです。現実ここ30年か40年ぐらい使わなくなったから、やぶになっている。それと、隣の民地からの垣根の枝葉も生え放題なんです。民地の人たちにもことわりを入れまして、これを切っていいかということは、了解をいただいておりますので、やぶ払いと、多分相当高くなっていると思いますので、その分だけでも市の方でやっていただけないかなという我々役員会の意見でありましたので、答弁をお願いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

私どもも、今回この案件につきまして、一般質問がされるということで、現場を確認したところでございました。

今お話がありましたように、志陽集落の所で右カーブになっているところでございますが、結構カーブが広いなと思ひまして、よっぽどな方でない限りは脱輪はしないなというような話でございました。

ということで、少し支柱か何かを立てれば、そこはよろしいわけですが、しかしながら、道路自体は、まっすぐの路線が確保されているということでございますので、その路線について整備をしたいということであれば、私どもの方でも何らかの形でお手伝いできる場所はお手伝いしてもいいかなというふうには思ったところでございます。

そのようなことで、まずもって多面的機能支払交付金事業で取り組んでいる皆さん方で協議していただければというふうに思います。

**○9番（丸山 一君）** 今答弁にありましたとおり、志陽集落へのちょうど出口の部分になります。そこがもう30年、40年使っていないから荒れ放題になっていまして、草が繁茂している、枝葉が出ている。だから、そこだけでも市の方で対応していただければ、我々野井倉南部保全協議会において既設の農道を砂利散布もしていますので、そこをもうちょっと整理をして通り抜ける

ようにしたいと思います。

今市長が答弁にありましたとおり、「道路が広いから脱輪はしないよ」と言われましたけれども、実際、今の女性群が乗ってる車は、若い女性はステップワゴンのかいのに乗ってくるんですよ。あのボディーの長いので、あれで曲がるというのは、これは無理だろうと。そこの家の人にも断って、垣根も相当出っ張っているから相当切っていいかということは了解をいただいておりますので、そこはやっていただければと思います。落っこってから大変なんですよ、起こすのは。そのために今度は、我々はトラクターか何か持って行って走って対応しなくちゃいけないということになりますので、できれば直線で抜けるように市の方でやっていただければ、非常に有り難いかなと。今、市長が市の方で、そこだけは対応しようかということでもありますので、ぜひお願いをしたい。

この一般質問の後には、私が持ち帰りまして、みんなと協議をいたしまして、農道の砂利散布と整備についてはやります。

実際なぜ、そういうことを言うかといいますと、市道から3号水路を通り越した所の駐車場が結局入ると出るのが一緒なんですよ、1か所だから。それを裏に一方通行で抜ければ、相当交通渋滞の解消になるんじゃないかというのが我々の結論でありますので、ぜひ、そこをお願いをしたいと思います。

それともう一つ、3号水路の上にかかっている床板ですけれども、床板の片側には、保護パイプが斜めに打ち込んであります。反対側の方には、それが無いんですよ。ですから、そこの部分をぜひ対応をしていただければと思います。前は、じかに立っていましたので、今はトラクターが大型化して、またロータリーを上げながら渡ればいいものを下ろして渡った人がおりまして、パイプを駄目にしたもんだから、「せめて片側でもやってくれ」と言ったんですけども、今回ついでですので、そこの所もぜひ市の方で何とかパイプをやっていただきたい。なにせ右折、左折で入ってくるのは女性と高齢者ですので、その対応のことがありますので、そのところをひとつお願いをしたいんですけど。

**○市長(本田修一君)** コスモス祭りが盛大になって、本当にうれしく思うところでございます。その結果、道路が交通渋滞を起こして苦情が来る、あるいは最悪交通事故が起きるというようなことがないようにしなければならないということにつきまして、関係者の方々が随分心配されているということは理解するところであります。

ただ、今お話がありますように道路の整備につきましては、現在、事業に取り組んでおられる皆さん方から、まずもって協議をしていただきまして、その内容を受けながら、私どもは対応してまいりたいというふうに思いますので、今年もまた、コスモス祭りが、もうすぐ巡ってまいりますので、早めに対応ができればというふうに思うところでございます。

交通事故につきましては、それぞれ事故を起こす方も、また起こされる方も非常に面倒な内容になりますので、本当にこういった地区においては、交通事故については、自己責任でお願いしたいというようなことを、また関係者の方々から明示していただければというふうに思うところ

でございます。

○9番(丸山 一君) 祭りを主催する我々としても、通山方面から本庁の方へ抜けてくる道路の両サイドに車を止めないでくれということは、お願いはするんですけども、駐車場を今一反歩借り上げて、そこが大体車70台ぐらいなんですよ。であれば、さばききれないだろうということで、我々もじゃあもう1枚どっか借りようじゃないかということは、検討はしております。

今、市長が言われたとおり、砂利道の整備につきましては、我々多面的機能支払交付金の方で対応をしていきたいと思えます。それで大丈夫かなと思えます。あとは、先ほど志陽集落の方へ抜ける道だけを市の方で整備してもらおうのと、3号水路の上の保護パイプを市の方でやっていただければ、我々もそれなりの努力をいたします。市長どうですか。

○耕地林務水産課長(立山憲一君) 今、丸山議員おっしゃられる2か所ですけども、1か所につきましては、防護柵が無いということで、大変危険な状況が確認されれば、また現地の方で野井倉土地改良区等を含めて、現場は検証したいと思えます。

もう1点の普通って、ここ30年ぐらい通ってない部分の所につきましては、基本的にこの地域は、先ほど市長が言われるとおり、多面的機能支払交付金事業の区域で設定されていますので、基本的には、その組織が維持管理していく状況でありますけれども、その規模によっては市等で考慮する区間もあると思えますので、それについては現地の方で地元組織と現場の方で、また協議はしたいと思えます。

○9番(丸山 一君) 多面的機能支払交付金の方でやっている我々野井倉南部保全協議会の方でも、もう予算執行をしておりますので、あとあとのことも財政的なこともありますので、我々も極力努力をいたしますので、市の方も多大なる応援をしていただいで、実行していただければ、今年のお祭りも、また盛大になるんじゃないかと思えますので、ひとつよろしく願いをいたします。

次にいきます。次の道路行政についての質問であります、県営ラフォーレ松原団地横の市道ですね、ここは10分か15分ほどの強い雨が降りますと、30cmほど毎回冠水をいたします。この事案に対しましては、今まで3回ほど一般質問をしておりますし、市長は、そのために現地を調査をしております。私も案内をしておりますので、市長は認識されていると思うんですけども、市長の見解はどうでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

一丁田から通山・押切地域につきましては、豪雨のたびに冠水し、通行規制等を行っております。平成27年6月の一般質問におきまして、ラフォーレ付近の排水対策について、調査や測量を行った結果、高低差がほとんど無い、下流側の安楽河口付近、既設水路の高さを変更できないため、水路を増設しても効果については限定的であるというふうに考えるところでございます。

今回においては、関係各所の職員も含めまして、現地の調査をしながら、前回の調査の結果を基に協議をしたところでございます。

市としましては、今後も引き続き、一定以上の降雨が観測された時には、通行の規制をかける

対策や浸水深、深さが分かる目盛りを設置するなどの対策を実施してまいりたいというふうに考えます。

そしてまた、土砂が現在の排水路に堆積しておりましたので、この堆積している分について、それぞれの所管で、堆積物を除去しまして、この水路の機能性を発揮させたいというふうに考えたところでございます。

**○9番（丸山 一君）** ラフォーレ松原団地とふれあい広場の間の道路の排水を僕は雨が降るたびに見ているんですけども、柵（ます）が4か所あります。手前側は、今言われた排水路が国立病院との間に水路が通っていますね。水は全部こっちへ来るかということ、来ないんですよ。迂回して水が来るように、これはへんでこな柵やな、と僕はいつも思うんですけども。ですから、そういう所が直接こっち側に流れてくるようになっておけば、迂回する間に流れちゃうわけだからいいんですけども、それが手前から海岸の方へ向かって行って、流れて道路横断をして、また団地を通して流れて来るんですよ。だから、これは旧町時代にやった工事なんだろうけれども、なんか柵の排水路の水の流れの悪いというのが一つ。

それと、ふれあい広場の方から安楽川方面へのLPガス屋がある、あの途中まで排水路はできております。ところが、途中で工事中断をしております。排水路は無いんですよ、向こうは。ということは、多分浜砂等で、あの水路の中は、もう相当埋まっていると思うんですよ。ですから、あそこを水路延長をやりまして、下の方に約400mぐらい行きますと、水路がありますので、そちらの方へ水が流れて行くんじゃないかというので、今度提案をするわけです。

ただ、市長答弁の中にありましたとおり、前に僕が一般質問をした時に、「高低差が無い」と言われましたけれども、現実に測量されたんですかね、建設課においては。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

実際に測量を行ったところでございます。

その結果、ラフォーレ松原団地付近から安楽川の既設水路まで90cm程度の高低差がありましたが、安楽川の流末水路の高さを変更できないため、冠水し、水路を増設しても事業効果は上がらないものというふうに見られたところでございます。

既設水路につきましては、570mございまして、高低差が74.2cmでございます。勾配が0.13%、そしてまた、増設水路の方が470mございまして、高低差が93.7cmです。勾配が0.20%ということでございます。

**○9番（丸山 一君）** 470mで93.7cmも高低差があれば、水は流れますよ。手前の水路の底盤と、向こうの既設水路の底盤とを測った結果が、この93.7cmでしょう。ということは、約1m近くも高低差があれば水は流れる。逆勾配でない限り、レベルでも水は流れるんですよ、勢いがあれば。

ですから僕は、今入っている約400mのトラフが途中で工事中止になっていますので、そこから抜けるんじゃないかと。ただ、ふれあい広場の方をもうちょっと集水柵とか、高さを当たってみないと、水が手前側に流れて行くのか、安楽川方向、志布志方向に流れて行くかというのは、水路底盤の勾配を見なくちゃいけませんので、そこを含めてやっていただければと思います。



実際、今の答弁にありましたとおり、僕は1 mぐらいは絶対あると思っていました。既設水路は、約1 mぐら이의高低差がありますから、あの途中から落としていけば、水は流れるんですよ。あそこから今度は河口までは、約1 kmぐらいますから、向こうから大潮の満潮時に潮がきたとしても中間までは来ます、あそこまでは来ません。ですから、大丈夫だと思いますので、再度建設課の方で測量なりをやって、何か最良のいい方法があれば、やっていただきたいんですけども、どうですか。

○建設課長（假屋眞治君） 今の質問にお答えします。

測量を実際に行いまして、調査しました。その結果、市長が申しましたとおり、下流側の合流する所があるんですけども、そのこの出口の水路の底の高さと、それから、ちょうどラフォーレ松原の所の出の所の低い所の底を測った結果、0.937mという高低差がございました。この延長が470mということです。そうしますと、500分の1になりますので、500m行って1 mの勾配、普通は水路を設けるときには300分の1というような勾配になりますので、ですから実際には、本当に緩い、その辺の砂が溜まるような高低になろうかと思っておりますので、まずは、先ほど市長が申しましたとおり、中の堆積しているものを上げたりとかいうのをしたいと思っております。それでまず有明病院の下につきましては、既に担当課の方で堆積したのを上げてますし、建設課の方は、この押切通山線の草の伐採と底を上げまして、実際にどうなのかというのを雨が降った時に経過観察をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○9番（丸山 一君） 今、課長答弁にありましたとおり、ふれあい広場と医師会立病院との間の既設の水路、幅が1 m、高さも1 mぐらいます。あの水路の中も、よく草が入っております。市の方でも、今まで何回か対応はしていただいているんですけども、この間行ったところ、また草が生えていると。あそこがきれいに無くなれば、水の勢いが付いて流れるんですよ。そのためには、さっき言った既設の道路の中の水路も水の流れる方向を一方向にしないと、あんな巡回させるような方法をしているから詰まっちゃうんですよ。ですから、そういうことも対応していただければ有り難いかなと思ひます。

そこで、市長にお伺ひしますけれども、市長は3月議会におきまして、第2次志布志市総合振興計画を提案されて、議決された。その中で、基本目標2の中に「現状と課題」というのがありまして、「安心・安全に暮らせるためには、消防や救急、防犯をはじめとして日常生活のあらゆる場面における不安が解消されることが不可欠です」とあります。

もう一つ、基本目標2、生活環境の中で「現状と課題」というところがありまして、「市民が快適な暮らしを送るためには、生活道路の整備や」うんぬんとありますね。「そのためには、日常生活や救急活動を行う上で重要な役割を果たす生活道路では、日々道路パトロールを行うなど、安全管理に努めています」というのが、この振興計画ですよ。ですから、この振興計画は、すごくいいと思うんですよ。ただ僕が思うのに、あまりにも美辞麗句が多すぎて、うたい文句ばかりでなくて、実際されるのかなと危惧しております。

せっかく、この振興計画をつくられたわけですから、これが実行されないことには意味が無い。

だから、そのためにぜひ、この基本目標の中の生活環境とか、日常生活のあらゆる場面における不安が解消されると、この振興計画をぜひ実行するためにも、我々議員も一般質問をするたびに、他にもありますけれども、いろんな負託をされるわけですから、そのための対応というのは考えるべきではなかろうかと。

振興計画、計画をつくるだけでは駄目なんですよ、実際やっていただかないと意味が無い。ですから、この振興計画を踏まえて、もう一度、市長答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第2次の志布志市総合振興計画においては、3月に認定いただきまして、策定をしたところでございます。

もちろん向こう10年間で、この中に書かれている内容について、目標として達成しようという計画になってるところでございます。

当然、このそれぞれの目標につきましては、それぞれの課題として申し述べておりますような方向性で実現を目指してまいりたいということでもあります。

そのようなことで、生活環境につきましても市民の皆さん方が、安心して生活ができるよう、そしてまた、安全な災害に強いまちが形成されるよう取り組んでまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） せっかくですね、この10年計画の振興計画を出されて、それも認定されたわけですから、もう議決しているわけですから、この計画に沿って、できれば、できればじゃなくてやらなければいけないですよ、計画ですから。我々議員も、いろんな負託があつて、こうやって一般質問をしているわけですから、そのニーズに対しては、なるべく応えていただきたいというのはあります。

このラフォーレ松原周辺の冠水は、合併前からの問題なんです、通山校区公民館の総会とかでも出るし、公民館長なんかも御存じだと思うんですけども、いろんなところで、こういう問題が出てくる。特に、ラフォーレ松原団地は、  
——通山小学校の子供たちの5分の1ぐらいかな、6分の1ぐらいは、あそこに子供たちがいるんですよ。雨が降るたびに、あの子たちは、あの道路の側で遊べないんですよ。実際30cmも冠水しますと、見ると軽乗用なんかは、止まるんじゃないかなとハラハラしていますけれども、幸いにも止まりはしないですけども、そういう状況でありますので、ぜひもう一度建設課も含めて協議していただければと、対応をなるべく早くお願いをしたいと思います。

それでは、次いきます。

最後の質問になりますけれども、昨年9月議会において、鳥獣被害に関しましては3人質問いたしました。3月議会でも一人、今回も二人質問をいたします。

ということは、これは市内において、それだけ被害が増えていると、市民の負託が増加しているということにつながるわけですね。

前は、細かいところまで言いましたので、今回はそこまではやりませんが、我々9月議会から3月議会の中で質問をした結果、その後の対応と、効果が上がったのかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年的一般質問の中で答弁させていただきましたアンケート調査につきましては、本年2月、市内の認定農業者509件の方々を無作為に抽出しまして、201件にアンケート調査を実施したところでございます。

自由意見の中でも被害が広範囲で、農地だけでなく住宅地域でも出ているということ等を確認ができたところでございます。

担当課としましても、これらを各地区猟友会長さん等へお知らせして、地区ごとの初動対応を迅速にさせていただけるよう協議したところでございます。

効果につきましては、駆除依頼のあった地域での駆除活動を迅速に駆除隊員に指示を行い、駆除実績も年々伸びてきているところでございます。

また、今年度より、まず認定農業者の皆さんを対象に、県からの鳥獣対策アドバイザーを派遣依頼しまして、「耕作地に鳥獣を寄せ付けない対策について」等の講演会を開催したいと考えております。市としましても、できる限り対応は迅速に行い、猟友会の方々の協力をいただきながら、今後も進めてまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 市長の今答弁の中にありましたアドバイザーというのは、これは横田さんのことでよろしいのでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられるアドバイザーにつきましては、県の鳥獣被害対策協議会の方で設置しておりますアドバイザーでございます。

28年度につきましては、14人の構成でなっているところでございます。

○9番（丸山 一君） 本市の会派の人たちが研修に行った時に、鳥獣害対策アドバイザーとして、横田さんという人が講師として来られて研修会をしたということでありましたので、そういう質問をしたわけです。他にもいっぱいいらっしゃるということですね。研修会はやるということでもいいんですか。

分かりました。

先の9月議会におきましても、猟友会のお話もいっぱい出ました。先ほども同僚議員の話の中でありましたけれども、猟友会自体が68歳だと、平均がということであれば、先の9月議会においても、最終的には小型箱わなが一番いいであろうという結論になったわけですね。

その質疑の中で、小型箱わなは4月1日から解禁になりますよということで、そうなった時には、ぜひPRしていただきたい。ぜひ市報にも載せて広くあまねく皆さんにお示しをしていただきたいと言ったわけですがけれども、どうも市報を見ていると、それが載っていないような気がします。私の目が悪いのかどうか分かりませんが、載っていないような気がしますけれども、これは載せなかった理由か何かあるんですか。それとも載せたんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 先ほど平野議員からも同じような質問があつて答えたところでございますけれども、一般捕獲につきましては、普通の住民が捕獲するということでありますので、その最終的な止め刺し等々、危険があるということもあります。まして、精神的な負担

も大きいということでもあります。その他につきましては、市が猟友会に捕獲依頼して、法人捕獲を依頼しているところがございますが、それと混同するところもあると、これは事故等ですが、そこら辺も危惧しますと、なかなか率先してPRというのは慎重にならざるを得ないというところでもありますので、今後は猟友会と協議しまして、できる方向でPRはしていきたいと考えているところがございます。

**○9番（丸山 一君）** 市長、そのこの資料の中にお渡ししますけれども、今年植えた芋の、植えた所ですよ、そこがもう掘り返されとるわけです。ですから、私も芋の植付けをしていますけれども、植えただけで実も入っていないのに、もうほじくり回しているわけです。

ということは、マルチが破れて対応するのは大変なんですよ。もう一度、耕運しようかと思っても、そこにトラクターは行けませんので、できないんですよ。今度は破けたマルチをはぎ取らないかと、それを拾って歩かないかんわけですよ。例えば、隣接地に牧草地があったり、茶畑があったりしますと、そこへ風でマルチが飛んで行ったりすると、まためちやくちや怒られちゃうわけですよ。ですから、そういうことを含めて、ぜひ鳥獣対策は真剣にやらんくちやいかんと。

先ほど同僚議員も言いましたけれども、農家の人たちにとっては、やむにやまれずの対策なんですよ、これは。ですから、小型箱わなに関しましては、曾於市では、先ほど市長が言いましたけれども、認定農家の人たちだと思うんですね。その集落で団体に講習を受けたということなんですよ。それだけ集落で問題になっているわけですから、その人たちが団体に講習を受けて、免許を取って、小型箱わなで対応していくと。もう猟友会に頼ってたって、実際対応が遅いわけですよ。ですから、それも一つの今考えるベストな方法じゃないかと思うんですよ。

ですから、小型箱わなに関しては、今年4月から使えるのであれば、ぜひここをPRしていただきたいというのが、僕は9月議会で言ったわけですね。だから、もうちょっと市の方も真剣に取り組んでいただいて、先ほど御答弁にありました12名の対策実施隊がいると、ところがその人たちは、ただ現状はどうですかと調べていくだけで、実際捕っているわけじゃないわけですから、そういうところを含めて、もうちょっと市の方も真剣にやってもらわなくちゃいけないなと思います。

私の友達も伊崎田なんですけれども、今年になりまして、もう3匹捕ってるんですよ。それで、止め刺しの問題もありましたけれども、だから、鳥獣ですから殺すのは忍びないということもあるんですけども、一応猟友会に頼むまでもなく、安楽死させる方法もあるようでございます。簡単です。1分あれば済む。

だから、そういうことを含めて、もうちょっと我々の方とも、いろんな意見を持っていますので、対応の仕方もあるかと思えます。止め刺しに関しましては、1分で済む、猟友会のお手をわずらわせることもなく、そうでないと、猟友会に頼んだりすると、猟友会が申請をしたら、それに対して今度は補助金を出さなくちゃいけないということになるわけでしょ。一般捕獲に関しましては、補助金はないということでもありますので、そういうギャップが出てきますので、できるだけそういうことで、1分間で刺殺をできるということがありますので、そののところもちょ

つと協議していただければと思うんですけども。

○市長（本田修一君） 鳥獣被害につきましては、農家の方々が高齢化してきている。また、猟友会の方々も高齢化してきているということで、ますます中山間においては、影響が深刻になっていくということでございます。

そのような対策につきまして、そのことの対策につきましては、先ほども答弁したところでございますが、市の方でも支援組織をきちっと立ち上げて、そしてまた、組織隊の中で実際免許を取りまして、そのものが現地の方に赴いて、止め刺し等もできるような形にもっていきたいというふうなふうに考えているところでございます。

そしてまた、曾於市の事例も出されましたので、曾於市の事例等も、ちょっと勉強させていただきながら、本市においても鳥獣被害の今後の拡大を止めるような対策は採ってまいりたいと考えております。

○9番（丸山 一君） 先ほど同僚議員とのやり取りの中で、小型箱わなは3月31日から解禁ということで、これはいいんですね。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 解禁は4月1日、発表が3月31日で解禁は4月1日になります。

○9番（丸山 一君） その小型箱わなは、どこでどれぐらいの金額で売っている物なんですか。

今、芋生産農家の人たちは誰も知らないですよ。ですから、その情報発信をぜひやっていただきたいと思います。

とりあえず、お伺いしますけれども、どこで幾らぐらいで売っているんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 売っている場所は、ちょっと把握してないんですけども、ネット上で調べますと、大体箱わなにつきましては、1万円前後であるようでございます。これは、品によって、良い品というか、高級な品、それぞれありますので、ネット等々で確認はできると思います。

○9番（丸山 一君） 耕地林務水産課で、いろいろ聞き取りをした時に、耕地林務水産課は、確か10組持っているということであったですよ。このことも誰も知らないですよ。ですから、こういう情報を発信をしなければ、誰も受け取れないんですよ。その10組持っているのであれば、じゃあ申請があった時には、貸し付けてくれるんですか、その期間もお願いします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 議員おっしゃるとおり、今現在10個ほど所持しているところでございますが、貸し出しにつきましては、一般住宅、住居敷地内を対象に貸し出しは考えているところでございます。

[丸山一君「農家は違うの」と呼ぶ]

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今回4月1日から農林業も一般捕獲ができるということでありますけれども、2015年農業センサスによりますと、市内農家数が、大体1,393戸、林業農家が43戸と。それで、それぞれ事業地、畑、田んぼ等を所持して、そこで営農されるわけですけども、その数等々を勘案しますと、なかなか厳しいと考えられますので、一般住宅については、貸

し出しを考えているところでございます。

○9番(丸山 一君) 今の答弁にありましたとおり、1,300人も芋農家の方たちがおられて、草野の山から下りてきて、野神のあたりまで、それと向こうでつながっている安楽川の上流の前川の上流になりますけれども、伊崎田方面ですよね。こういう所が、かなり被害が出てきております。

実際、伊崎田中野に、私の友人が2町歩ほど芋畑を作りましたけれども、全滅です。もう頭に来て「やらねえ」と言って、地権者に返しました。

それだけ被害というのは、実際被っているわけですから、だから、市の方ももうちょっと真剣に考えていただいて、なるべくPRしていただければ。しかも市の方では、まだ1,300人と何十人かに対しまして、10組しか準備していないということで、とてもじゃない絶対数が足りんわけですよ。そのためには、曾於市がやったように認定農家団体さんに小型箱わなの免許を与えて、その人たちに対応していただくというのが一番手っ取り早い方法ですので、ぜひそこはお願いをしたい。

なぜ僕は鳥獣被害について、そう言うかといいますと、市長の一番上の写真ですよ。これがアナグマの死んだ写真です。これは、どこで死んでいたかという、伊崎田小学校近くのコンビニの横です。セブンイレブンがありますよね、あの横の芋畑の所に、これ死んでいたんですよ。よくよく調べてみると、これは疥癬(かいせん)という病気、ヒゼンダニですね。ヒゼンダニによって感染をして死んでしまったという。

ヒゼンダニによる感染は、今ちょうどうちの庭にも、まぐれ猫が1匹おります。これも、この疥癬にやられて、白い猫ですけれども、薄いベージュ色みたいな、妙な色になっていて、ヨボヨボ歩いている。もう末期に近いような感じの歩き方。疥癬というのは犬や猫とか、馬とか牛とか、アナグマとか、タヌキとか、どこでもあることはあるんですよ。

でも、こういうのが伊崎田小学校の子供たちの通学路のそばで死んでいたということは、これは何だろうかいと言って触ってしまうと、これは問題だなというのがありますので、僕らが躍起になっているのは、その人もPTA関係者ですから、子供たちに影響があるんじゃないかというので、心配、困ばいしているわけですよ。

ですから、アナグマを早く早く捕りたいというので、頑張っって自分は3匹捕っているわけです。

それから、何回も言いますけれども、子供たちに影響があったら申し訳ないというので、小型箱わなの方をなるべく早くPRしていただいて、その対応というのは急がれます。

畜産農家の人たちも、やっぱり僕がいろいろ調べましたら、牛とかにも、かなりこういう可能性が高いということで、かなり神経質になっておられるようでございます。

だから、小型箱わなに関しまして免許等が必要であれば、市の方でも今は補助をするわけですから、なるべくそこをPRしていただきたいというのがあります。

通告はしていませんでしたけれども、そこで教育長にちょっとお伺いしますけれども、通学路等でタヌキもいますよ。あと猫もいます。ですから、子供たちが見て、こういうのを触ったらい

けませんよということで、教育委員会においても、そこをPRしていただければと思うんですけども、通告していませんでしたけれども、どうですか。

○教育長（和田幸一郎君） 貴重な情報提供をありがとうございました。今、動物の死骸が学校のすぐそばで見つかったというようなことをお話しされましたが、その話を聞きながら、2年ほど前、実は出水で鳥インフルエンザが発生した時に、各学校に通知が出されました。その通知は何かといいますと、学校は鶏を飼っていたり、うさぎを飼っていたり、いろんな生き物を飼っている関係で、いろいろなことについて具体的な指示が出されたんです。

その一つは、飼育舎は鳥が入らないようにきちんともう1回点検をするということ。それから、もし動物が死んだ場合は、絶対素手でさわらないということ。それから、もし触った場合は、うがいとか、石けんで手をきれいに洗うと、そういう指示が出されました。多分2年前は、そういう意味で学校の危機意識というのは高かったと思いますけれども、今回今のような事例が、身近な所であったということでございますので、学校の方には管理職研修会が近いうちにありますので、そういうところで、動物の死骸を含めて絶対にそういうことには触れないということについては、また周知をきちんとしていきたいと、そういうふうに思っております。

○9番（丸山 一君） 昨日も、一般質問が終わりましたから、僕は都城へ用事がありましたので、ちょうどそのコンビニ前を通ってみたんですよ。ちょうど下校時でありまして、子供たちがいっぱい通っていたんです。ですから、ああいう子供たちが目について、わあ珍しいとか触ったら問題になるなど、ただ疥癬の場合はダニですから、死んだ母体からはパーッと逃げていくんですよ。実際僕が現場をやっている時に、わなでうさぎを捕った作業員の方がおられて、うさぎはあげるからと言われて僕は見に行つて袋を開けましたところ、袋の内側は、もうダニでいっぱいですよ。それぐらいのうさぎにも実際にいるわけですね。あれを見た時に食べる気もしないから、僕はふさいじゃったんですよ。

ですから、野生の動物ですから、そういうことは、多々あることは確かです。ただ、死ぬほどの事例というのは、あんまり目にしない。

今、教育長が言われましたとおりに、この子供たちのためにも、ぜひそこは対応していただきたい。

最後に、質問の中で「志陽部落」と言ったような、言わないような気がしますが、もしも言っているようであれば、「志陽集落」というのに訂正をお願いして、終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、3時35分まで休憩いたします。

○

午後3時25分 休憩

午後3時32分 再開

○

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

丸山議員から発言訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○9番（丸山 一君） 先ほど質疑の中でラフォーレ松原団地を「生産団地」と言ったようですが、削除をお願いします。

それと、「高齢者と女性が事故を起こす」ということ、それも訂正を「可能性が高い」というふうに訂正をお願いします。

○議長（岩根賢二君） それでは、次に1番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 皆さんお疲れ様です。本日4人目、最後の一般質問者となります。なお一層お疲れのことと思いますけれども、どうか、最後まで今一度ふんどしの方を引き締めて臨んでいただければと思っております。先におわびしておきますけれども、私自身気合いが入り過ぎて、ちょっと今ベルトが壊れまして、今ベルトをしていなくて、服装に乱れがありますことを、この場にいらっしゃる方々、そして傍聴席の方々、また今中継で見ていらっしゃる方々、もしくは録画で夜に見ていらっしゃる方々、申し訳ございません。

それでは、一般質問に入ります前に、今回婚活関係の一般質問の通告をしましたがけれども、この通告をするに当たり、事前に人口動態総覧という資料を見てきました。その資料によりますと、平成28年に1年間に結婚された成約数といえますか、の合計が私が見た時点では、推計でしたけれども大体62万1,000件、1年間で結婚された方がいらっしゃるそうです。これでも前年比で1万4,000組減ったそうですけれども、その62万1,000組を365日、24時間で割っていきますと、約51秒に1組が結婚されているという計算になるそうでございます。私が今話し始めて50秒ぐらい経ちましたかね、多分私が話始めて、今この段階で、また新たに1組、日本のどこかで新しく結婚された方がいらっしゃるのではないかと思います。その見ず知らずのお二人を祝福する私は、まだ独身でございます。

そんな私、35歳独身の独身の市ヶ谷孝、真政志の会に所属をしております。その独身の私が、独身の立場から婚活の当事者として、婚活についての質問をさせていただきます。

それでは、まず通告書の、1婚活事業につきまして、人口減少社会が随分叫ばれてから久しいことになっておりますけれども、この中で先ほどのデータにもありますとおり、婚姻率、婚姻数もなかなか減少傾向にあるところでございます。そのような中で、地方創生が叫ばれ、各地の各自治体において、婚活事業というものがますます盛んになってきて、重きを増しているところでございます。

本市におきましても、行政が企画をする婚活ツアーであったり、昨年度におきましては、地方創生の関係がありまして婚活セミナー、またはクリスマスパーティーというものが開催されました。

また、市内の各地域団体におきましても、様々な婚活事業が執り行われております。これらの婚活イベントにつきましては、ちょうど1年前の28年6月の一般質問の際に、市長からも各イベントの参加者数、もしくはカップル成立数等のお示しがございました。

またそれから1年経ちまして、先ほど申し上げました市の企画政策課、志布志ミライ応援団が



企画をいたしました婚活セミナー等々のイベントも新たに行われたようでございます。それらの市内様々な婚活事業、婚活イベントを総括いたしまして、現在市長がこの志布志市における婚活というものに対する手応えをどのように感じていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

婚活事業への取り組みにつきましては、少子高齢化や若者の人口流出などによる人口減少の対策や地方創生関連事業の一環としまして、各自治体や民間が様々な施策を講じており、本市におきまして、昨年度は4団体主催で婚活パーティーが実施されております。主催別に申し上げますと、志布志市地域女性連絡協議会主催の結いの集い、志布志I（愛）プロジェクトとJR日南線利用促進連絡協議会主催のリゾート特急海幸山幸d eカップリングパーティー、市主催の農林漁業従事者婚活ツアー、そして志布志市青年団連絡協議会主催のカップリングパーティーが挙げられます。

また、関連事業としまして、昨年度は志布志ミライ応援団事業として、独身男女のコミュニケーション講座を実施しまして、対人スキルや身だしなみなど、個人の婚活に関する課題解決に対して支援を行ってきております。

ということで、この婚活事業につきましては、年々様々な団体が活発に取り組んできていただいているなどというふうに感じているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 数字についての総覧はありましたけれども、その効果、どのように今現在の市内における成婚率ですかね、数字等に影響があるのか無いのか、どのあたりまで市長が思っているのか婚活事業の行く末、目標に対してどの程度達成度、市長御自身の感覚で構いませんので、判断をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚活事業につきましては、直近3年間の市が関係しました婚活パーティーでの定員に対する参加率を申し上げますと、26年度で男性が75%、女性が56.6%。平成27年度で男性が81.4%、女性が64.2%。平成28年度で男性が94.2%、女性が78.5%というふうになっておりまして、年次的に上昇傾向にあるということから、婚活に対する意識が高まっているというふうに理解はしております。同時に女性の参加割合が、男性に対して少ないなということも今後の課題というふうに考えるところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 一つ確認をいたします。参加率というのは、募集人員に対する実際の参加人数という認識でよろしいですか。

はい。そうなりますと、今市長が述べられましたとおり、確か年々参加率が上昇して行って、ここまでにつきましては非常にうまく、うまくといたしますか、事業を年々繰り返し行って行って、少しずつ改善が見られているのかなと思うところでございます。

では今し方、評価という形でお聞きしましたけれども、市長が、この婚活事業における効果測定、そのバロメーターとして見ているのは、今現在は参加率というお話がありましたけれども、この参加率をもって婚活事業の成否というものを判断されているという認識でよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚活事業においては、最終目標が成婚につながった方々が何組かと、できれば全員成婚になればいいということになるわけですが、それが最終目標でございますので、婚活事業を立ち上げて、それに参加された方々がこれこれですよということについては、それほど重要ではないのかなというような気はするところでございますが、しかしながら、まずもってその場に来ていただけるような事業にするということが、私どもとしましては第一義というふうには思っています。

そしてまた、その後に、その中で意気投合して、その後の交際につながっていくカップルが何組出たかということも大きな課題となってまいります。そして、そのカップルになったお二方が成婚という形になっていただいて、そして、その次には当然赤ちゃんを産んでいただけるという環境をつくっていただくということが私どもの取り組みのねらいでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） まさにそのとおりだと思います。まずは何よりも参加者ですね、参加率、ここはどうしても重要なのだろうと、どうしても婚活事業と申し上げますと、おっしゃるとおり最終の目標地点は成婚、結婚していただいて、この志布志に住んで子供を産んでいただくこととなりますけれども、まずもって入り口としては、いろんな商品もそうですけれども、良い物を作っても、お客さんがいなければ正直、意味が無いとまでは言いませんけれども、自己満足で終わってしまう部分が多々あるかと思えます。まずは、参加をしていただくと、その中で、そもそもおきまして、この結婚活動、婚活といいますものは、私もそうですけれども、本来であれば個人の問題でございます。私であれば私自身が努力をして、結婚できるように努力をしていくのが当たり前、当たり前といいますか、それが本義であって、そこに市であったりいろんな団体がサポートをするというのが、本来の筋であります。そういった意味では、参加をしていただいた時点である程度の目標地点はクリアしているのかなと思いますけれども、ここでもう1点、更に踏み込んでお聞きしたいんですけれども、市長の中で、この参加率でもいいですし、先ほどもお話になりましたカップル成立数であったりでもいいんですけれども、こういった婚活事業を評価するに当たっての、ここまではこの数字を持っていきたいという具体的な目標数値等のイメージ、もしくは実際の設定等はありませんでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○議長（岩根賢二君） 市長の考えを聞いているんじゃないんですか。

[市ヶ谷孝君「いや、担当課長でも大丈夫です」と呼ぶ]

○企画政策課長（樺山弘昭君） 昨年の事業を集約しているところでございますけれども、昨年四つの婚活事業を行いまして、それぞれ4回、それぞれのカップルの成立が全て3組ずつございました。3組、3組、3組、3組ということであったところでございます。

今年度、29年度事業計画を策定する中で、私どもの担当課の目標としましては、去年を超える各組4組のカップル成立を目指して事業を組み立てていこうということで、課では目標を立てているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 担当課の方から「去年を超える数字を一つの目標として」とありました。今、課長がおっしゃったとおり、3組を超える4組以上という形になるんですかね。もしくは、今年と同程度以上ということで、3組以上というふうに設定されているか、そのあたりの細かいところまでは分かりませんが、ぜひとも、それをできれば、ある程度みんなに見える形で設定をお願いしたいと思います。このみんなというのは、別に参加者に見せるわけじゃなくて、この婚活事業に対しては、企画政策課が当然所管課として一生懸命やっっているのは重々承知しております。昨年私も先ほど話にありました婚活セミナーの方に参加をさせていただきまして、この事業につきましては、非常に評価をしておったところです。交付金の関係で今年度は実施されないようで、その点につきましては非常に残念に思っているんですけれども、その点につきましては、また後ほど伺いたします。何をおきまして、この目標数値の設定というのが、当然政策というものは、特に、この婚活事業というものは、先ほどもありましたけれども、年々参加率が増加していっていると、毎年改善を重ねながらより良いものにしていくというのが本義であって、中長期的な視点から行っていくものであろうと思っております。そのPDCAを回す上で、毎年の目標設定というのは非常に重要な意味を、きちんと数字で出すことが重要なものだろうと思っております。

すみません、話が少しずれますけれども、先ほど冒頭でベルトが壊れたっという話をしましたけれども、この議員の職をいただいてから、毎年いろんな方にお会いするたびに体重の増加を御注意いただいてきたわけですが、正直私自身が、そこまで危機感を覚えていなかったといえますか、増えているんだろうなぐらいしか思っていなかったんですけれども、先日、ちょうど6月の頭なんですけれども、別団体の出張で旅館に泊まって温泉の体重計に乗りました。そこで実際に自分の体重が、なんと80kgを超えていました。この大台を超えたこの数字をですね、やはり見せられたことが非常に危機感を私に抱かせました。やはり、こういった数字で見るというのは大事なんだなということを今更ながらですけれども、改めて思いまして、35歳独身、私はこれから婚活をしてまいりますので、ぜひとも体重を少しでも減らして、私の婚活生としての人間価値を高めるように努力をしなければなと思ったところでした。やはり現在の自分の立っているところ、事業が立っているところをきちんと数字を見て、その目標地点を定めて、どうやってそこにアプローチしていくか、それがPDCAサイクルを回すということになるかと思っております。

ふるさと納税に関して言えば、市長も昨年度20億円という目標を設定されて、最初その20億円という数字を聞いた時は、途方もない数字かなと思ったところでしたけれども、やはり、その数字を達成するために、じゃあ逆算してどういった形でアプローチしていくか、どういった人員体制が必要かというのを整えた結果、見事に達成をされてあの数字があったのかなと思っております。同様な形で、この婚活事業につきましても、繰り返しになりますけれども、ぜひともその目標数値をしっかりしたものを担当課内、もしくは庁内全体で共有していただいて、ぜひともその目標を達成できるような形での事業遂行、または事業改善をしていただければと思っております。

それでは、市における婚活事業の様々な状況、または目指すところをお伺いいたしました。今回私が通告いたしました中にあります、今回は婚活事業について一番申し上げたいところになるんですけども、情報の集約と発信というところが通告書にあったと思います。この情報提供の在り方、特に昨年度、市が行われたクリスマスパーティーとかにありましたけれども、対象者が20代、30代の若手に限定をされていましたね。こういった若手の方々というのは、当然ながら情報収集ツールというものはインターネットか、もしくは今、急速に普及してまいりました携帯端末からの情報収集というものが、主たるものとなっております。総務省が発表したデータでも、こちらについては、年代の大きな差はなく、主たる情報ツールはインターネットを通じてのものであると、検索エンジンであったり、メッセージングアプリだったり、このデータ自体はインターネットでのアンケートなので、もともとインターネットを使っている方が対象ということをもろろんを忘れてはなりませんけれども、実際に我々も生活する中で感じている通り、やっぱりインターネットというのが、今もそうですし、これからはますますそのウエイトというのが、情報収集ツールの中に置いて比重を増していくのかなということを感じております。であるからこそ、これから、このインターネットを使った情報発信の在り方というのが非常に重要になってくるのかなという思いであります。

また、この情報収集、インターネットを使うと一言で言いますけれども、その見せ方も単純に、こういうイベントがありますよとかいうのをただ載っけるだけでは何も、何もとまでは言いませんけれども、ほとんど効果はないのかなと思うところです。同じような情報はいっぱいありますし、実際にいろんな事業をされていれば分かると思いますけれども、こういった婚活事業においては、市内の人だけが来るわけじゃなくて、いろんな近隣の自治体からお越しくださったり、中には志布志から近隣のイベントに行かれる方もいらっしゃるでしょう。そういった中で、この情報における優位性といいますか、いかに志布志の婚活事業に来てもらうか、そのためにどうやって他のイベントとの差別化を情報発信の段階で図るかというのは、非常にこれから、この事業を継続して行っていくんでしたら揺るがすことができないところなのかなと思うところであります。

私からの提案といたしましては、これは県であったり民間団体の事例なんですけれども、私自身が婚活者として、今活動をしている中で、いろんなサイトを見させてもらって、ああこういうのがいいなと思ったのは、これまで行われた市内のイベントの様子が、データが分かるような過去のイベントを遡って検索ができるような情報提供の在り方ができないのかなと思うところでした。その情報提供というのも、ただ単に参加者が何人でした、カップル数が何組成立しました、それでもいいんですけども、より視覚的に訴えるイベント状況が分かるような写真を載せた形での情報提供というのが、実際に参加しようと思って調べられた方々が、これに参加してみようと思うように心が動くのではないかなと。なかなか文字で伝わる情報というのは限界があります。様々な情報通信白書でしたかね、申し訳ありません。資料の元ネタを忘れちゃったけれども、やはり視覚情報というのが、人間の五感が集める情報の割合の中で一番視覚が多いんだということは、いろんなところで言われております。この写真、視覚情報に訴える情報提供の在り方、しかもこ

れがいつでもどこでも調べられると、そしてまた、できればこの情報が今市内でいろんなイベントがありますけれども、一つのページ、もしくはある程度固まった形で情報のワンストップ窓口とでも言いますか、このサイトページにアクセスすれば、この志布志市で行われている婚活事業のいろんな情報がパッと見れるよという形の集約、そういった意味での情報の集約というものを今回通告書の中で挙げさせてもらっております。

このことにつきまして、市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚活事業につきましては、新たな出会いの場でございますので、まずもって参加しやすいということのアピールをしなければならぬということで、今お話がありましたように写真等を活用した形で媒体に掲載するというようなことになろうかと思っております。また、その際にはプライバシーに配慮して、そのことについては取り組まなければならないというふうに思っております。

ということで、現在市では各事業を担当している所管ごとに、市のホームページの情報があるところがございます。そしてまた、都道府県においては、結婚・妊娠・出産・育児などライフステージごとに必要な情報提供できるような総合ポータルサイトの情報が提供されている所もあるということでございまして、鹿児島県においては、「かごしま出会いサポートセンター」を一般社団法人に委託しまして、婚活事業の情報の一本化を本年5月20日から取り組んでいるというような流れになっております。

このようなことから、本市におきましても、ライフステージごとに必要な情報が提供できるよう検討をしてみたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今の市長の答弁は、県の出会いサポートセンター等々のお話もありましたけれども、そちらを併用して活用しながらという認識ですか、それとも市独自でそういった取り組みをしていくという話でしたかね、もう一度確認をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市でしております周知の方法につきましては、自治会使送や市のホームページ、そして行政告知放送、FM志布志、市内コンビニの7店へのポスター配布、そして県のホームページ、南日本新聞などの媒体を活用させていただいております。そしてまた、婚活イベントについての情報につきましては、先ほども申しましたように、プライバシーの配慮のため、ホームページ上などでの公開をしていないところでございます。

そして、先ほども答弁しましたように、鹿児島県の出会いサポートセンターのようなものが県でつくられておりますので、市においても、このようなポータルサイトを立ち上げていきたいということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ポータルサイトを立ち上げていきたいという御答弁をもらってしまったので話が終わってしまいそうなんですけれども。

でありましたら、先ほど実はもう一つ話の流れがあったんですけれども、では先に、次に行かせていただきます。

先ほども情報集約という話をさせていただきましたけれども、その情報の集約、先ほどの説明でもありましたけれども、他団体の事業等の情報も得ていらっしゃるって数字も把握されていると、そういったもので、この他団体と申しますか、市内で類似事業を行ってらっしゃいます地域団体との連携の在り方は、今現在どのようになっているのか。以前、市長が同僚議員の一般質問に対して答弁された際に、原文のまま読みますけれども、「本市では少子化対策の入り口として結婚支援を位置付けている。今後の取り組みとしましては、他の団体と連携した結婚支援や単発のイベント開催に終わらない細やかなフォロー体制を整えることが必要であると考えております。総合戦略におきましても、相談員を委嘱しまして、相談会を開設することを盛り込んでおります」と答弁されております。また、あわせて別の答弁の中で「婚活に取り組んでいるが、かなり単発的な形になってしまっている。」と、そしてまた、「例えば、他の団体は婚活事業に取り組んでいると申しているということ、そちらの団体とのそういった連携というか、一連の流れの中でしているということになっていないと、そういうことにつきましては、どうにかしなきゃいけないなというふうには、常に思っていたところでございます」という答弁をなされております。

そこで、先ほどの最初の質問に戻りますけれども、この他団体との連携、もしくは志布志市内で行われる全ての婚活事業、一連の流れの中でそれぞれが単発で行うのではなくて、一つの流れを持って行えるように連携作業であるとか、それぞれの相互協力であるとかを進めている状況は現在あるのでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 現在、市の出会いサポート事業補助金を活用しまして、婚活事業を実施している青年団、志布志 I（愛）プロジェクト協議会、志布志市地域女性連絡協議会の 3 団体においては、婚活イベントの開催などで連携をしているところでございますが、他の団体においては、それぞれの事業費をもって開催されているということで、連携については、実施しておりません。

ただ、これまで、今お話申し上げましたように、本年度より今申しました 3 団体、そしてまた、他の団体ともスケジュールの調整やイベントの内容などについて、相互に調整をとりまして、そしてまた、それぞれの団体においては、それぞれの団体に力が発揮できる分野がございます。そして、対象者があるということでございますので、そのことは十分活かしてもらいながら、その内容については、十分相互に調整が図れるように、そしてまた、情報が交換されるように、そして、それぞれの取り組みがまた高まっていくような形での協議の場を設けたいというふうに考えております。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** はい、素晴らしい答弁をいただきました。おっしゃるとおり、市内でそういった事業を行われている団体それぞれが、それぞれにやっぱり構成人員の属性が違ってまいりますので、それぞれに得意分野、得意な対象というのが変わってまいります。それらをぜひとも十分に生かして、それぞれが相互に絶妙に相乗効果で絡み合うように連携を図っていただければと思います。

また、もう 1 点、先ほど私が情報集約を、この情報集約に関しましても、できればそういった

団体の連携で様々な情報を整理して効率よく公開をできる範囲でしていただければと思っておりますけれども、そこに合わせまして、おそらく市行政が行われている事業等でも参加者に対してアンケートを実施されていると思うんですけれども、そういった参加者の生の声、その事業に参加してどうだったかとか、そういったいわゆる口コミ情報というの、ぜひともですね、それもまたプライバシーの問題等もありますので、可能な範囲で構いません。そのイベントの紹介の所に、それも添えて載せていただければ、それが確実な効果になるのではないかと考えております。

実際に、これは民間の企業の調査ではありましたが、先ほど若い世代、もう現代となつてはシニアの世代もインターネットによる情報収集というもののウエイトが相当大きいという話はしましたけれども、こと私のような若い世代、ちょっと私が自分で若いというのは心が痛いんですけれども、大体20代、30代の方々、もっと言えば10代までなんですけれども、インターネットで情報を収集するといっても、検索エンジンであったり、メッセージングアプリであったり、いろんなツールの形があります。若い人は何を重視するかと言われたら、検索エンジンでいろんなホームページを見ろというか、メッセージングアプリ、SNSとかですね。知り合いとか、つながっている人の生の声を聞いて、それを一番大きな判断材料、指針としていろんな物事を判断されるそうでもあります。結局インターネットが終了になってきたとしても、やはり口コミという力の影響、またそれに対する信頼性というのは変わらないんだなということ、そのデータを見ながら感じたところでもあります。そういった観点から、このアンケート、実際に参加された方の声、こういったものを公開して知っていただくことで、これから参加される方々の良い指標になるのではないかと思います。そのことにつきましても、あわせて先ほどのポータルサイトというお話がありましたけれども、情報公開の中のメニューの一つに加えていただければと思います。

それでは、ここでもう1点、関連としてお聞きしていきます。1点じゃありません、何点かでした。

先ほど市長答弁を申し上げさせていただきました。その中に「相談員」という単語、もしくは別のところで「結婚コンシェルジュ」という言葉が以前も出たかと思えます。この相談員等についての取り組みというのは、実際動いていらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在そのような機能を持った人材というのは、育成されていないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先ほどの答弁にもありましたし、総合戦略にもこの文言は盛り込まれてはいらっしゃいますよね。では、これからこのことについては、取り組んでいかれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午後4時07分 休憩

午後4時16分 再開



○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 失礼いたしました。

結婚相談員等の関連の御質問でございました。

まず、県の世話やきキューピッドに登録をいただいている志布志市内の地域女性の皆様方に協力をいただきながら結いの集いというのを担ってもらっているところでございます。

それから、結婚相談員につきましては、昨年度、平成27年度に数名委嘱をしたいということで、お願いをしたところでしたけれども、結果的に委嘱までには至らなかったという状況でございます。

私ども市といたしましては、平成29年度からは地域おこし協力隊に1名、婚活担当を配置しまして、現在調査、計画を進めているところでございます。各団体と協力体制をお願いしながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○1番（市ヶ谷 孝君） 答弁をいただきました。それでは、今の答弁から、今後は相談員の委嘱を受けていただくかは、また別ですけれども、お願いは継続していかれるのでしょうか。それとも、県の世話やきキューピッド、もしくは結いの集いの方、また今おっしゃいました地域おこし協力隊で婚活担当の職員を1名配置、この体制で十分というふうに、これ以上は相談員等の委嘱はされないというおつもりなのか、お伺いします。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 現在は、地域おこし協力隊等で進めているわけでございますけれども、まち・ひと・しごと再生のプロジェクトの中でも位置付けておりましたので、結婚相談員については、引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

ぜひとも、この相談員、おっしゃるとおり、県の世話やきキューピッド等はいらっしゃいますけれども、直接身近になって背中を押してくれる方ですね、この方の存在というの、やはり同じように大事であろうと、この婚活事業がより成果を高めるためには、必要であろうと思っておりますので、この委嘱等につきましても引き続き努力をしていただければと思っております。

それでは、今回情報発信という形で、この婚活事業について、質問をしておりますけれども、この情報発信も先ほど団体の連携については、いろんな形で、「今後勉強していく」と、「最適な形を模索しながら」という答弁がございました。それと同様に、今現在、市で行っていらっしゃる婚活ツアーというものが、さんふらわあを利用したですね、ございますね。この婚活ツアーも地元の農林水産業従事者の男性と関西からさんふらわあでいらっしゃる女性の方とのカップリングパーティーなんですけれども、非常に地元の業者の方から好評をいただいております。昨日も別件で市内業者を訪れた際に、ぜひともこの事業は続けてくれと、やはりもちろん成婚もそうですし、やっぱり従業員が結婚をすると働きぶりが全然違うというふうにおっしゃっ



ていただいて、ぜひとも、この婚活について、この農林水産業従事者の婚活ですね、この点については、今後ともより一層の効果が上がるように努めてくれというふうにお言葉をいただきました。

このさんふらわあを利用した婚活ツアーなんですけれども、もう既に大分前から公表されていますけれども、来年3月、6月、新造船が就航しますね、「きりしま」と「さつま」でしたかね、この2船が新造船として就航することが、このイベントと言いますか、これが婚活ツアーにどういった形で影響を及ぼすのか。それとも何か良い影響を及ぼせるように企画等を考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度から農林水産業従事者婚活ツアーを、さんふらわあを活用しまして実施しておりますが、来年3月のさんふらわあ新造船就航イベントとして、都城定住自立圏において、婚活イベントを開催するよう現在計画しております。

内容につきましては、現在協議中でございます。多分さんふらわあの新船導入に合わせて開催するというので、多数の方が参加していただけるような盛大な婚活パーティーになるんじゃないかなと期待しているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひとも市長がおっしゃったとおり、相当な反響があるかと思えます。この新造船というのは、なかなかないことだと思いますし、またちょうど、さんふらわあを利用した婚活ツアーをやっているということで、先ほど市長がおっしゃったポータルサイトのみならず、本当に市報のトップを飾ってもいいぐらいの大きなイベントになるのかなと思っておりますので、この情報についても良い形で最大限の反響が得られるような形での情報提供の在り方を考えていただければと思っております。

また、この婚活ツアーについて、団体連携の話は何回も繰り返しますけれども、現状の婚活ツアーで、いろいろな現地体験、農業体験といいますか、ツアーを行っていらっしゃいますね。ピーマンの摘み取りだったり、いちごの収穫、またいちご大福の作成とかでしたかね、いろんな形でこの地域ならではの体験を通じてのツアーという形式を採っていらっしゃいます。やはりこの志布志という地域、いろんな自然の宝庫で、いろいろなネタといいますか、この婚活ツアー、体験ツアーに生かせる材料がたくさんあるかと思えます。やはり、この婚活事業、いろいろなパーティーであったり、お見合い形式だったりありますけれども、若い人、参加者の中には、このお膳立てをされた、どこかホテルの会場を借りて面と向かい合わされてフリートークをしてというような形式が、どうしても不自然に感じられて、いとう方が一定数以上いらっしゃるというデータも出ております。そこで各自治体、やはりこういった自然な体験の中で共同作業をしたりといったものが、より一層、変な作りものじゃなくて、心の距離が縮まって成婚、またはカップル成立に結びつく大きな柱であろうという捉え方をして、様々な体験事業を行っていらっしゃいます。ぜひとも、この体験ツアーのメニューも様々なやり方があるかと思えます。いろんな材料があるかと思えます。この材料を生かすためにも、当市では各地域に、例えば、ふるさとづくり委

員会があって、それぞれで様々な保全活動であったり事業をやっている所がございます。そういった所と連携をしながら、このメニューについてもいろいろなパターンを考えられると思いますので、その点につきましても、ぜひとも情報収集と、そういった横のつながりをより一層高めていただければと思っております。

あわせてまして、この婚活ツアー、さんふらわあにつきましても、関西から女性がいらしゃって地元の男性と結婚すれば、当然志布志に住んでもらうという形をとります。その成約のためには、その男性の魅力、またはイベントの盛況もそうでしょうけれども、この志布志市がいかに魅力的なまちであるか、ここだったら住んでもいいやと思えるように仕向けていくことが大事なのかなと思いますので、その点につきましても、この体験型ツアーの重要性というのは、なおのこと大きいのかなと思います。重ねて申し上げますけれども、こういった地元の魅力を生かしたツアーのメニューの幅、こういったものをどんどんどんどん広げていただければと思います。

ポータルサイトの作成をするという答弁から、るるいろいろな提言といいますかさせていただきます。この婚活事業、私が今この場に立っているのは、もちろん議員として一般質問を許可されたからなんですけれども、いろいろな提言をする思い、土台というのは、もちろん私自身が、その婚活事業の参加者といいますか、当事者という立場から質問をさせていただいております。

同様に、市庁舎内にも独身で若い職員の方、相当数いらっしゃるんじゃないかなと思っております。そういった方々も、できる限り庁内横断的という大げさですけれども、できる限り巻き込んで、そういった方々の意見を、その方々も当事者なわけですから、吸い上げてこの事業をより良いものにしていく原動力に変えていくような取り組みというのはできないのかなと思いますけれども、市長、そのあたりどうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

お答えする前に、先ほど答弁の中で「さんふらわあの新船の就航につきましては、来年3月」と答弁いたしましたが、来年4月、そしてまた、7月でございますので、よろしく申し上げます。

婚活事業につきましても、市役所の若手職員の声を生かした形で取り組みはないかということでございますが、現在若手職員の協議の場を正式に設けておりませんので、若者らしい考え方を婚活事業だけでなく、市の他の事業にも意見が取り入れられるような協議の場は今後設置を検討してまいりたいと思います。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** そんなに大げさな構えたものじゃなくてもいいと思うんですよ、以前うなぎの動画を作成したときに、庁内の職員の意見を聞いたりというような、確か動きがあったかと思うんですけども、ああいったようなレベルから始めてもいいと思います。

所管課でつくりあげたものを実際に庁内の若手の独身の職員の方に見ていただいて、どういうふうに感じられるか、自分が参加する立場になった場合、どういうふうに感じるか、そういった意見をいただくだけでも、全然恐らく出来上がりは変わってくるかなと思っております。今し方市長から答弁もありました。ぜひとも、そういった形で取り組みを進めていただければと思います。

ちなみに、この若手の独身職員の方、20代、30代という形でくくらせていただきましたけれども、こういった方々は市の今まで行っていました婚活イベント、婚活事業に参加はされたりはしているんですかね、そこまでは、もちろん個人の問題ですので、プライバシーの問題でそこまでは把握されてませんか。

○企画政策課長（樺山弘昭君） 参加者は、市内、市外なんですけれども、職員等にも声をかけておまして、実際に職員も参加しております。

○1番（市ヶ谷 孝君） その答弁を聞いて、安心したというか、納得させていただきました。当然市の職員も市内に在住、在住はもしかしたらしていないかもしれませんが、勤務先がある独身の成人ですので、その方々が婚約、結婚をされて、市内、もしも今市外に住んでいらっしゃる方がいらっしゃいましたら、できましたら市内の方に住んでいただいて、そういった行動も当然市内の成婚率の上昇につながっていきますので、もちろん個人の話ですので、職場の強要等があっては、もちろんいけませんけれども、その方々も気持ち良く婚活に参加できるように、そのためにも、やはり当事者からの意見というのが大事になってまいりますので、ぜひとも、その意見の聴取を積極的にしていただいて、先ほどの答弁のとおり取り組みをしていただければと思います。

もう1点、この婚活事業について、最後に質問をいたします。

今まで関連事業を行っている団体、もしくは市庁舎内等についてのお話をさせていただきました。

もう1点、市内企業、民間企業に対しての取り組みといたしまして、これは山口県になりますけれども、県庁の方で「山口結婚応援（おうえん）」応援の「えん」は「縁（えにし）」の方の「縁」です。援助の「援」じゃなくて、「山口結婚応援企業」を募集をしていると、この「山口結婚応援企業」というものは、その企業内に婚活に関するサポーターを設置をしている企業のことを指します。この企業を県が募集とするというか、そういった形で推進を図っているような事例もごございます。なかなか民間業者に対して、働き掛けるのは難しいところはあるんですけれども、こういった形もあるのかなというふう感じたところのごございます。

市長、もしくは所管課におきまして、この情報等は得てらっしゃいますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本日、御質問を受けるということで、その内容について、提供を受けたところのごございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） できれば、その事業を知った時の感想もいただければよかったですけれども、何にしても、先程来繰り返しますけれども、ポータルサイトを作るというような取り組みをしていくと、その中で、情報発信、情報集約のことについての質問、要請等でありましたけれども、同じように、これらを組み上げていく中で、他の事業でもそうですけれども、先進事例の情報収集というのは、どうしても必要不可欠だと思います。こちらから発信するのと同じぐらい、もしくはそれ以上にアンテナを張って、いろんな所の事業を参考にし、取り入れるべきところは取り入れていって、志布志市独自のすばらしいものを作り上げていただければと思います。

これもちまして、婚活事業についての質問を終わります。

続きまして、通告書の2番項、自殺予防対策についてでございます。

今回、この質問させていただこうと思ったんですけれども、私自身が、この市議会議員という職を市民の皆様からいただいて3年半届かないぐらいけれども、経ちました。その中でいろいろな方と知り合ったんですけれども、私からすると、少しだけ年下ですかね、男の子の友人がいたんですけれども、なかなか仕事が忙しくて、一緒に遊びに行ったりとかはできなかったんですけれども、道端で会ったりしたら、笑いながら馬鹿を言ったり雑談をしたりする間柄ではございました。自殺をしました。その時は、信じられなかったというのが、正直なところでして、その方には家族もいらっしゃいましたから、いろいろなことを思いました。葬儀に顔を出させていただいて、子供さんの顔とか見たら、本当に得も言われぬ気持ちになったところでもございました。

国全体といたしましては、自殺の数というものは年々減少傾向にはあります。けれども、この自殺、人間の死というもの、特に自殺というのは自然なもの、もしくは不運なものではなく、御自身で死を選ばれて、いろいろな苦しい立場から、もう耐えられなくなって死を選ばれたと、もう死を選ぶしかなかったというような結果であります。

このことについては、日本全国としては減っているのかもしれませんが、やはり身近な問題として考えたときに、それでもあつてはいけないなということを強くその時も思いましたし、ずっとその時から心に残っていることでもございます。

今回この質問をさせていただいたのは、当然、自殺対策基本法等々の改正があつたり、きっかけはいろいろありましたけれども、大元をたどっていけば、その友人の死があつたところでもございます。あまり個別の案件をそうやって話していくと感情が止まりませぬので、一般論として改めてお聞きします。

まず、通告書の2番項(1)若者の自殺率の増加傾向というものが近年大きな問題となっております。増加傾向と申しますか、全体の特に一番多い中高年の方の自殺の数が減って、若者の自殺の数がそれほど変わらないと、横ばいになっていると、結果的には、相対的に若者の自殺率が増加しているという現状ではあるんですけれども、やはりこの若者の自殺率の対策というのは、今現在、日本全国的に重視され、重要性が上がってきているところでもございます。

そこで、まずお尋ねいたします。本市における若者に限らなくてもいいですけれども、この自殺というものの現状と、その数字、亡くなられている方のことに対する市長の認識というのは、どういったものになるのかお示してください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

若者等の自殺がテレビ等で報道されるたびに、私自身も本当に胸を痛めております。自殺対策につきましても、本市にとっても、とても重要な課題の一つというふうに認識しております。

自殺者の数につきましては、全国的には平成15年の3万4,427人をピークに、平成28年は2万1,897人と、減少傾向にあるようですが、年齢階級別の自殺死亡率につきましては、20歳代、30歳代の減少率が他の年代に比べて少ないようであります。

本市における現状としましては、最新の標準化死亡比では、全国平均を100としたときに、本県の男性は114.9、女性は92.9に対しまして、本市は男性155.6、女性は151.1となっております、県の数値より高い状況でございます。

自殺者数は、全国的な減少傾向と同時に本市では平成16年の18人をピークに減少傾向にありまして、平成27年は9人となっております。

若年者の自殺に限りますと、平成21年から27年までの7年間の本市の自殺者総数79人に対しまして、19歳以下はゼロ、20歳代が3人で3.7%、30歳代が6人で7.6%と割合的には少ない状況ですが、予断を許さない状況にあると考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり予断を許さない状況であるなと思えますし、私自身がそういった経験があるからか分かりませんが、特にとくと、もちろん死に規制はありませんし、優劣はないんですけれども、やはり自分と同年代、特に自分より若い人が、これから希望があって、この地域を担っていく若い人が自殺を選ぶ、選んでしまうという状況というのがとても看過できません。気持ちとしては、これは未来永ごうゼロにして欲しいという思いが根底にはございます。

そこで先ほど、かなり長いスパンでの数字等をいただきましたけれども、近年、市として、この自殺予防として取り組まれている取り組み等がありましたらお示してください。

○市長（本田修一君） 自殺の予防対策としましては、平成24年度から携帯電話やパソコンでストレス診断ができる「こころの体温計」を導入しております。

また、平成21年度から志布志保健所が主催する曾於地区自殺対策ネットワーク会議で、関係機関による連携や情報交換等を行うとともに、平成27年度からは志布志市自殺対策ネットワーク会議を立ち上げまして、福祉課、教育委員会など、庁内関係部署及び社会福祉協議会や、その地区障がい者等基幹相談支援センターなど、関係機関相互の連携、情報交換及び情報の共有化を行っております。

また、若年者向けの対策としましては、市内の中学生に対しまして、ゲートキーパー養成研修会を開催しております。平成27年度で2校、279人、平成28年度は2校、77人と小・中学校の生徒指導主任等、23人に対しまして開催しております。

今後、本年夏頃をめどに、国が新たな自殺対策大綱を策定する予定となっております。それを受け、県が自殺対策計画を策定いたしますので、本市におきましても、自殺総合対策大綱及び県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、平成30年度までに自殺対策計画を策定しまして、更に積極的に取り組みたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 今し方、これまでの取り組み、これからの流れについて説明をいただきました。

それでは、先にこちらからお聞きいたします。今し方、今後の見通しの中で国が定めて、県が定めて、それに伴って市としても大綱等を定めていくというお話がありましたけれども、その中で、この地域の実情に合わせて、応じてという文言がありましたね。この地域の実情というもの

は、どのように測るおつもりでしょうか。アンケート等、市民意識の調査等をされるおつもりがあるのかどうかお尋ねします。

○市長（本田修一君） 現在国の大綱及び県の計画は作成されていないということでございますので、自殺対策計画に定める内容等が分からない状況でございます。

今後それらが示された段階で、地域の実情を調査する必要がある場合には、市民への実態調査等のアンケートを実施をしたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

やはり対策というのは、先ほどの婚活の話じゃないですけども、まず自分の市が今どういう状況にあるのかをつぶさに調査をして、それでその実情に対して、じゃあどうしていくかという形での対策というふうになるんだろうと、筋としては思っているところですので、ぜひとも、その調査項目等が確定しましたら、そういった形で調査をしていただければと思っております。

それでは、もう1点、先ほど答弁いただきました中で、ゲートキーパーシステム研修について、より深いところで説明をいただきたいと思っておりますけれども、このゲートキーパー、これがどういふものかは市長は当然存じていらっしゃるじゃないですか。説明をお願いします。

○市長（本田修一君） ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声をかけ話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人ということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） いろいろな答弁がありますけれども、できればこの単語の意味については、何も見ずに答えていただければよかったなと思うんですけども、今し方おっしゃいましたとおり、このゲートキーパーは、自殺の予防対策というのは、非常に難しい、個人の心の問題であります。個人的にはあまり好きじゃありませんけれども、精神疾患がその根本原因にあるところで、これにいかに関心の方が気付き、的確な声を掛け、話を聞き、そして適切な支援機関、支援窓口等に案内をすると、そのための養成講座等が、全国各自治体で今開催を、開催というか進められているところであります。私自身も冒頭の話でありました友人の件ですけれども、正直全く気付かずにですね、亡くなる二日前ですね。残念ながら亡くなる二日目にしゃべっても、全然徴候を分からずにですね、普通に笑い合ってたんですよ。もちろん、その時ゲートキーパーの研修を自分が受けても気付いたかは分からないですよ、防げたかは、受けても分からなかったかもしれない。もしかしたら、気付けたかもしれない、でも、この自殺の予防って、その「かもしれない」を少しでも多く積み上げて、極端な話で言えば、市全体が、市民全員が、このゲートキーパー、見守り、もちろん現実的な話をすれば乳幼児とかは無理ですけども、できる限り多くの方が、このことを知って、それぞれにどういうふうに対応すればいいか、そういう意味で、その根本的なところを理解して対応していかないと、どこで誰が、こういった境遇に陥るか分からないわけですから、その輪を少しでも広げていくのが自殺の対策なのかなと強く思うところです。

そこでお聞きしますけれども、このゲートキーパー研修、先ほど市内中学生に対しての講習を行ったというお話がありましたけれども、例えば、所管課であります保健課、保健課の職員は、

この研修については、当然全員受けられているという認識でよろしいんですか。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしましたように、学校の方で関係する人たちに、まずもってゲートキーパーという形で取り組みをさせていただいているところでございます。

市役所自体としましては、今お話がありますように、担当につきましては、保健課になるということになるかと思いますが、保健課の職員においても現在の段階では講習は受けていないということでございます。

しかしながら、現段階で一番自殺予防対策としまして、効果的なものが、このゲートキーパーということでございますので、今後においては担当、そしてまた全職員に、この養成講座を受けさせてまいりたいと思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） おっしゃるとおり、全ての対応を研修を受けた方が担うわけではございません。

やはり、まず市保健課、もしくは保健所、そういった方々から、この研修を間違いなく受けて、それをどんどん広めていくと、それから担当課に限らず、市職員も様々な方が来庁されて、窓口で応対されたり、いろいろな事業、イベントに出向いて、いろんな方と触れ合う機会が多いと思います。

そして、このことにつきましては、せん越ながら、私ども議員もそうなのかなと、議員もいろんな所に顔を出して、いろんな方と接します。そういった意味では、議長、副議長、議運長、皆様には何も許可をもらっていませんけれども、私個人の思いとしては、我々議員も、このゲートキーパー研修というのは、マストで受けるべきものなのかなということをごく思っております。

今し方市長から、市保健課職員、また全庁的な市職員、この研修を少しずつでも広げていきたいという話がありました。

あわせて、できれば同じように市民の皆様と触れ合う機会、そういった業務が多い民生委員の方であったり、見守りボランティアの方だったり、そういった方々もぜひとも、この研修については受けていただきたいと思うところではあります。そのことにつきまして、市長の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 先ほど答弁いたしましたように、この取り組みにつきましては、今始まったばかりということでございます。順次その対象者を広げて、多くの方々がゲートキーパーとなられて、効果的な自殺予防対策ができればというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） ぜひともそのような形で進めていただきたいと思います。

それでは、今し方、このゲートキーパーシステムについて、市長から良い答弁をいただきましたので、1番項につきましては、これで閉じさせていただきます。

通告書の（2）ここにつきましても、先ほど市長から今後の流れについての説明はございましたので、最後に先ほど申し述べていただいた形で市としても取り組みを進めていくと、その中で、この自殺予防、自殺対策というものは、他自治体の事例を見ても、この事業に限った話じゃないかもしれませんが、やはり市全体で取り組むものであると、そういった中では市長が

どれほどこの事業に対して、この対策に対して本気で臨めるかということが非常に大きな鍵を握っていると思いますので、最後にいじめ対策、いじめ予防について市長の意気込みを聞かせていただいて、私の一般質問を終了いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児、介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因もあるというふうに思っております。

特に、20歳代、30歳代の若者の自殺の要因としましては、20歳代の有職者については、仕事疲れや職場の人間関係など、勤務問題の比率が高い傾向にあるようでございます。

30歳代につきましては、勤務問題に加えまして、夫婦関係の不和や負債といった経済・生活等の問題が多くなっているようでございます。

勤務問題に関しましては、長時間労働の是正や、メンタルヘルス対策に取り組む必要があると感じておりますが、現段階で一番効果的な自殺対策としましては、やはり家族や仲間の変化に気付いて、その変化を気付いたことに対しまして、声を掛けて、話を聞いて、早めに専門家につなげ、見守る役割を担うゲートキーパーというものをたくさん養成することだと考えております。

先ほども答弁いたしましたように、まずもって、全職員を対象に養成講座を実施してまいりたいということで、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、現段階では本市においては、19歳以下の自殺者がおりませんが、子供も自らが周囲に悩みを打ち明けやすい環境をつくっていくことも重要とされておりますので、今回の新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会が取りまとめた報告書を受けて、国が新たな自殺対策大綱を策定する予定となっております。

それを受けまして、県が自殺対策計画を策定いたします。そしてまた、それを受けまして、本市においても地域の実情を勘案しながら、実効性のある自殺対策計画を策定しまして、積極的に取り組みをしたいと考えております。

○議長（岩根賢二君） 更に質問がありますか。

○1番（市ヶ谷 孝君） 質問ではありません。

ありがとうございます。自殺、これを本当の意味で完全にゼロにするというのは、相当難しい、もしかしたら不可能かもしれません。でも、市長が今し方おっしゃったとおり、これからのことを考え、やはり亡くなられるというのは、当然市にとっても損失という面もありますし、残された家族の方の思いというのを考えると、たとえ難しくても、ここには最大限取り組まなきゃいけないのかなという、そういう問題であるというふうに思いました。

今し方、市長から答弁をいただきましたので、その言葉が本気度を持って実際の政策に反映されることを望みまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は終了しました。



明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これにて散会します。

御苦労さまでした。

午後4時57分 散会

## 平成29年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成29年6月16日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生 涯 学 習 課 長 若 松 利 広

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、上村環君と福重彰史君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

今朝の新聞を見てまして、全国紙、地方紙、それぞれありますけれども、昨日国会で行われました、いわゆる参議院でテロ等準備罪の審議、採決の在り方に対して、南日本新聞は、「議会史上に禍根を残す」というふうに表じています。

私たちも、それぞれ国会の様子を見ていまして、本当に真剣にされているんでしょう、実際はね。でも、私に高校1年生の甥っ子がいますけれども、「国会のこの有り様を見てどうだ」って聞いたら、「こんな面白いことをやっているといいのかね」って、そういうふうな表現であります。今まさに国会の有り様が、加計問題にしてもあったものを無かったと、そういうことにするという、国の政権のやり方ですかね。こういったものに対して、前の文部科学事務次官、事務方のトップの方が意を決して、やっぱり公務員としてこうあるべきだという教示したというふうに思います。大多数の国民が、あの前川次官の思いは、しっかり受け止められたのではないかなというふうに思います。

しかも、国会の審議の中で、審議をしないという、中間報告というまれに見るやり方で終盤国会の大事な法案審議を閉じてしまうという、こういうことで果たして民主主義というのが成り立つんだろうかという思いがして、本当に怒りにあふれています。やはり私たちは、真剣に私たちの代表である議員が、堂々と国民の間で真実を明らかにする、そういったことも含めて、真摯に議論をして、国の行く末をしっかりと作っていくという、そういう思いを託して1票を投じたはずです。その代表がああいうことをして、子供たちに与える影響というのは大変大きいなというふうに思ったところです。

そういった意味で、本市においても、私たちは住民から選ばれて、ここに立っていますよ。市長ももちろんそうですね、他の職員の方々は、公務員として全体の奉仕者として日々、一部の奉仕者ではない、その立場をしっかりと堅持しながらやられているというふうに思います。そういった意味で、私も長く議員をさせていただいて、町長だったり市長だったり、当局の課長方々と議論をさせていただいていますけれども、私たちは、あの今の政権がやっているような本当になっ

たものを無かったと、あくまでも押し通そうとしたところでもあります。それを止めたのが、元国家公務員であった方の勇気ある行動だったというふうに思います。そういった意味で、私たちは任期、残されているところ約半年ですけれども、いいものをつくり出すためにしっかりと議論をして、この4年間を終わりたいものだというふうに思います。市長ももちろんそういった思いであるというふうに思います。そういった意味で、ぜひ真摯に議論をして、事実に基づいていいものをつくり出していくための政策論争といたしますか、そういう議論をしていきたいというふうに思いますので、ぜひお互いに、そこを踏まえた上での答弁、そして私ももちろんそういう立場での質問というふうにしたいと思います。よろしく願いをします。

それでは、通告をしていました点について、順次質問をしていきます。

まず政治姿勢についてということで、庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況について問うということをお願いをしました。ここに3月議会の議事録を起こしていただいたものがあります。その中で、市長の方から答弁として組織機構の再編等々を含めて、福祉分野だとか、いろんなことで答弁がされております。庁舎の耐用年数の問題等々を含めて、「今そういう議論がされているところでございます」というふうにありましたので、まず、この間、研究委員会で、こういった答弁に基づいて、どういったことが議論されてきているのかと、そういう報告を受けておられると思いますので、お願いをします。

**○市長（本田修一君）** おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

庁舎等在り方研究委員会につきましては、平成27年5月27日に第1回目の研究委員会が開催され、現在まで計9回開催しております。

研究委員会では、当初市庁舎の現状と課題について研究が重ねられておりました。また、職員を対象に実施されました庁舎の在り方に関するアンケートの結果についての分析がされております。

平成28年8月29日に開催されました第6回目の研究委員会におきまして、研究の方向性についての検討がなされ、現在は庁舎等の在り方は組織の在り方と緊密なものがあるという視点から、将来に在るべき組織再編からみた庁舎について研究が重ねられております。

平成29年5月29日に開催されました直近の研究委員会におきましては、先に開催されました担当者レベルの共生協働分科会と福祉・保健分科会での協議内容についての報告が行われたほか、本年の12月までに研究委員会での研究の結果を取りまとめ、私に対しまして、研究委員会としての提言を行うということの確認がされたとのことでございます。

今後も提言に至るまで、研究委員会の開催が複数回予定されているということでございます。

**○18番（小園義行君）** 現状としては3月議会で答弁があったそこにおいて、前に進んでいるという状況でないということですね。そうした中で、市長からを研究しなさいということで、検討委員会だったものが、2年ほど前に研究委員会に変わって、その座長として、今後の進め方、ここであなた方がされた組織再編、組織機構の再編という、こういったもの等、福祉関係、地域コ

コミュニティ課の促進、自治会の環境対策、そういったものを共生・協働分野ということで少子高齢化の影響等々を含めて議論をしていきますよということでありました。

今後、市長の任期、私たちの任期も残されているところ少ないわけですが、市長から任されている座長として、この研究委員会の今後はどういったもの、今ここに出されたあなた方が議論している、そういったもので引き続き研究をしていく際に、大きな課題というのは、どんなものかというふうに座長として考えておられるんですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

この庁舎等在り方研究委員会につきましては、先ほど市長が答弁のありましたとおり、平成27年度から本年5月に第9回を開催しております。この間、私としては、当初27年度については、なかなか方向性も見い出せない中で、いろいろ議論があったと。昨年第3回目ぐらいから、いろいろ課長の皆さん方の意見等も集約ができて、将来にわたって、今の現段階において何らかの形で庁舎の在り方、それから組織の在り方について提言をしないとイケないだろうという方向で、今議員が質問の中にあつたとおり、組織の再編も含めて庁舎の在り方を検討していこうということで、今現在進めております。

大きな課題ということになりますと、やはり協議を重ねている中で、この研究委員会ということですので、ずっと研究をしていくということがいかなものかというのが一つ大きな課題としてございます。

やはり、将来を決めていくという大きな政策的な意味合いが強い内容ということもございまして、政治的な判断等も当然入ってきておりますので、私どもで判断というのはなかなか、提言ということも、どこまで提言をしていいのかということも、今この研究委員会の中でも出たところでした。

そういった意味でございまして、先ほど市長もありましたとおり、12月までには大方の、これは大方の方針というか、提言をさせていただくということで、一応5月のこの前の第9回の研究委員会の中では、本年度で、この研究委員会については役目を終えるべきではないかということがあつたところでした。

大きな課題といえば、これは私ども一行政だけで決められるような問題でもない大きな問題でございますので、課題としては、そういったところがあるのかなというふうには感じたところでございます。

○18番（小園義行君） そういうことだということですね、12月までには提言をまとめたいというようなことですが、基本的にはですよ、庁舎等在り方研究委員会ですのでね、この庁舎を例えば、本庁が松山に、志布志に、有明にあつたときに、その組織の再編をどうすべきかと、そういったことが本来はきちんと議論されないといけないんじゃないかと思うんですよね。

そして、その中で、例えば、松山に本庁を置く、有明に本庁を置く、志布志に本庁を置くという、そういった時に、組織の再編、組織はどうあればいいのかと、まず、そこら辺のものをきちんと据えた上での議論をしないと、場所はどこがいいのかということの結論には、僕は行き着か

ないというふうに思うんですよ。それをこれまで約10年間ほど言ってきたわけですけども、やっと立ち上がって、今2年ちょっとです。ぜひ本庁を松山に置いた場合にどうなのかと、これは耐用年数等々を含めてですよ、これから、もうさっきもいろいろ議論してきましたので、いろんなことを勘案して、松山に本庁があったらどうだろう、志布志にあったらどうだろうと、有明にあったらどうだろうと、今のままでいいということであれば、研究はしないでよいということですよ。そういうのをせっかく立ち上げて研究されているわけですから、そういったものをきちんと踏まえた上で、本市にとって、どの方向が一番いいのかという結論を導き出していく。

そして、それを受けて政治的な判断もあるでしょう、最後はね。研究委員会としては、そういうことを据えた上で、組織の再編だとか、住民サービスを低下をさせないという、そういったことが議論にならないと、少し何か足りないのではないかという思いがあるんですが、いかがですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

確かに今議員御指摘のとおりだろうと思います。研究委員会の課長さん方のいろんな意見の中で、今言われましたとおり、それぞれ庁舎については耐用年数があるということでございます。

それと組織再編を進めていく中で、絶対住民サービス低下を招かないということは、これは当たり前のごとでございますので、そういった状況の中で、例えば、今のそれぞれの庁舎の中で、交通の便とか、それから周辺を見た中で、のまちづくりの在り方等々を含めた形の中で、もう一つ論議をしないといけないということでも、今議論を進めていますし、それから、これはあくまでも研究委員会の中での議論ですので、これをいつまでも、ずっとこの3庁舎でということはないだろうということは、課長、この研究委員会の中でも出たところでした。将来、10年、20年、30年先になりますと、先ほど議員も申されましたとおり、耐用年数が来て、建て替えかどうかというところまでくるということもございますので、一方では、そういう財源の確保等についても議論しないといけない。

組織再編を進めていく中で、当然いろんな組織がまとまっていけば、職員もおのずからそこに集まってくると。臨時、嘱託の方々も、そこに配置するということになれば、今現在の三つの庁舎の中で大丈夫なのかということも意見が出ておりますので、そういった観点からも十分今議論を進めているところでございます。

そういったことも踏まえて、私ども行政の視点、それから市民の方々の視点、それから、それに携わるいろんな公共的な団体、商工観光、それから漁協とか、いろんな団体がございますので、そういったことも十分視野に入れながら進めていかなければならないということも意見としては出てきておりますので、そこも十分踏まえまして、今後もあと残された時間は無いですけども、取りまとめをしていきたいというふうには考えております。

○18番（小園義行君） それは良く理解をしました。

そこで、これまで場所の問題等々を含めていろんな議論を市長ともしてきました。建物の耐用年数のこと、そして、それに対して基金の設立をして造っていく、そういった問題等々をあわせ

て並行して議論をされてやっけていくんでしょ。

あとは研究委員会の中では、今座長の方からありましたように、そういうことを踏まえて研究していったら、どこかで提言といいますか、そういうことになるんだと、そのスケジュールについては、12月末までにはみたいところが先ほどありましたので、出していただければいいのかなと。

一方、今度は市長ですね、3月の議会で第2次の総合振興計画の中で、どう議論したのかということ等を踏まえて議論していく中で、今のこの庁舎の問題は、別の協議会や委員会を構成して、専門的な形で進めていく課題であろうというふうに、市長が答弁されたんですね、新たにですね。今市長が考えておられる、この別な協議会や委員会を構成して専門的な形で進めていく課題であるということで、少しやり取りさせていただいて、「早急に立ち上げたらどうですか」ということでやって、「早急というふうにはいきません」ということでしたけれども、座長が運営されている研究委員会と、市長が新たに答弁の中でおっしゃった、この別な協議会、いわゆる専門的な形で進めていく課題であろうというふうに、あなたが最後に答弁をされているわけですが、そことの関連性というのは、私たちは、どういうふうにそれを捉えたらいいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま総務課長の方で答弁しましたように、研究会の方では、12月をめぐりに取りまとめをするというような方向を目指してもらっているところでございます。

その取りまとめが、どの内容になるか、少し分からないところがあるんですが、しかしそれはあくまでも市役所職員の観点からまとめた内容になるかというふうに思います。そういう意味からした時に、先ほど少し御提案がありましたように、じゃあ松山支所を本庁舎にした時どうなるの、志布志支所を本庁舎にした時にどうなるの、その時に組織の在り方、機能の在り方は、どうするのという、いろんなパターンがございますので、そういったパターンを幾つも研究してもらって、そういった形で次のステップに提案してもらえれば有り難いのかなというふうには一応そのことは、そういった趣旨の申し出はしているところでございます。

ということで、それが12月までにまとまるかどうかというのは、少し分からないところがあるのですが、一応目標にはしているということでございます。

今後においては、時期というか、志布志市市政で4期目がスタートするということになるわけですが、そしてまた、いよいよ各施設の耐用年数も刻々と近づいてきているということになるかと思えます。そういったことを前提にした時に、次のステップに進むべき時期には来ているというふうに思います。それをするためには、ある程度市役所の職員のみならず、各界における有識者の方々の御意見、そしてまた市民の方々、それから議会の方からも御意見を賜りながら協議をしていく場というものを設置する流れになっていくというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君） 今市長が答弁されましたけれども、この問題については研究委員会は研究委員会でそういうことをされていく、市長が新たに、こういう別途専門的な形での進めをして



いかなければならない課題だというふうにおっしゃっています。

次、来年、選挙管理委員会の方で選挙の日程等々もちょっと報告をいただいたところでしたけれども、その後でということになるのか、それとも並行してこれはやっていかないといけない問題なのかなど。あくまでも最終的には政治的な判断というのが大きなことになるんじゃないかと思うんですね。そういった意味で、市長としても別途専門的な形での委員会をこの任期中に立ち上げるとか、そういったことについては考えをお持ちなんだろうかねという思いがあるんですが、そこについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議会の冒頭で、私自身4期目に挑戦させていただきたいということを申し述べたところでございます。

しかしながら、私の思わくどおりいくかどうかというのは、少しまだ不透明なところでありまして、新しい方が選出されるということもありえます。そういった意味からしまして、その方がどういった形で、この庁舎の在り方についてお考えになられるかということについては、その方の考えのもとでリードされていく内容ではないかなというふうに思います。

そういう意味からして、私自身、今期残された半年の間に次のステップの協議を始めるかということについては、少し考えさせていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） 少し慎重ですよ、そういうことも必要だと思います。でも、ここ10年を迎える際のいろんな議論の中で、「10年を節目として」という言葉もあったり、いろんなことをやってきました。この問題については、第2次総合振興計画の中で議論はしていませんけれども、あの振興計画のそのものが、場所はどこがいいかというのは、自ら示してあるというふうに僕は思うわけですね、あれを読み解いていけばですよ。だから、そういった意味で市長が4期目に挑戦をすると、したいということでしたね。そういう意気込みがあるのであれば、仮に選挙に打って出る時に、負けることをまさか予想して出る人はいないわけで、勝って、私はこういうのを堂々とやりたいと、そういったものがあるのであれば、思い切ってそういうことについても取り組みをしていくということが大事だろうというふうに思うんですよ。それがいわゆる選挙に対する真摯な公約だというふうに思いますので、そこについては明確に、この2年間の研究委員会のそれが12月に出るということですが、ぜひどういう形での提言になるのか分かりませんよ、それは。でも、次も挑戦して市長になりたいという人が、ぐらぐらしているようではいかんでしょう、これ。やっぱり行政は継続性があるわけですから、そこについては、仮に落選したとしても、新しい人に、こういう思いだというものは引き継ぎをしていくという、ここまで進んでいるんですよ、そういったものが必要だろうと思います。そういった意味で、この任期中には別の協議会とか委員会を立ち上げるとことにはちょっと慎重だということでした。

でも、やはりこれは、次の選挙を受けて4年間ずるずるまたやっていくものでないと思いますよ。ぜひ市長としても、まだあと私たちが9月、12月議会ありますけれども、この4年間の総括を含めて、12年間の総括をちゃんとした上で、本当に今の形が良かったのかどうかというのは、

市長の中でもよく思いを巡らせていただいて、いいものと、ちょっとまずかったもの、いろいろあるでしょう。そういうことをやっぱりやっていくべきだというふうに私は思います。

そういった意味で、これまでの研究委員会の結論が、まだこういうことですよという提言も出てないという状況の中では3月議会で、その流れを見ていきたいということでしたのでね。

ただ、この別途専門的な形での進めをしていかなければならない課題だと、これについては、この任期中には立ち上げないということですね。そういうことであれば、やっぱり市長、いろんな経済界の人たちから、また市民から、いろいろな形でやっと動き出したのかなという思いがして、陳情とかですよ、要望書とか届いていますけれども、そういった声を聞きたいということでしたので、陳情書が上がるということはそういうことですよ。でも、その陳情に対しては賛成か反対かは、ここで述べる立場にないんですけれども、ぜひ市民の方々の思いというのは、やっぱりちゃんと受け止めて、次も挑戦するということであれば、しっかりと思いを持って取り組むべきだというふうに思います。

そのことについて、もう4期目になったからこのことは終わりだよということじゃないですよ。

次に選挙に出るという意思を示された市長として、この庁舎問題については、きちんとしたものを持って選挙に取り組むという約束ができますか。

**○市長（本田修一君）** 私自身、4期目に挑戦するというところで表明させていただいたところですが、その中のまちづくりの具体的な内容については、まだ十分にはまとまっていないところがございます。

もちろん第2次総合振興計画を策定いたしましたので、それが基になるということは当然でございますが、新たな視点からのまちづくりについて、まだまとめてない段階でございます。

そのような段階ではございますが、今お話があります、この庁舎の問題につきましては、ずっと合併以来議論されてきた内容でございますので、私自身もこのようなふうにあるべきだなという思いは持っております。

ということで、そのことにつきまして、次期の市長選において、何らかの形でお示しはしてまいりたいというふうに思います。

**○18番（小園義行君）** 今市長の決意がありましたので、ぜひそういう形で選挙に向き合ったときに、お示しをされるということですので、理解をします。

その間は、ぜひ研究委員会の方も座長を中心にして、どういう形がいいのかとか、いろんな研究をされて提言をしていただきたいというふうに思います。

この問題については終わります。

次に、市長の退職手当は見直しをすべきと思うが、考えを問うということをお願いをしています。

昨年の3月議会で質問しました。当局から出された資料で、特別職退職手当試算ということで、任期ごとに支給されますよということで、1期4年在職の場合ということで、市長、当局が出さ

れた資料ですのでね、1,696万円、もちろん副市長も当然任期4年で、仮に4年された場合に747万円と、教育長は622万円の1期4年間の特別職の退職手当ということですよ。

そこで、これを何回か質問しましたね。そしたら、BTVケーブルテレビを見ておられた方々から、いろいろお電話をいただきました。「小園さん、市長って、あんなにたくさんもらえるんですか」と言って、それは仕事の責務上をいろいろと、市長もおっしゃいますよというようなことで、あれは事実ですよということでお話をしたところですよ。高いか低いかは、それぞれ感じ方はあるでしょう。全国の知事さんや、市長、いろいろな方々が退職手当の見直しということで、半額にしたり、受け取らないとか、そういう方々も、それぞれたくさんおいでになっているわけですが、市長自身については、考え方はいろいろお聞きをしていました。時間の関係もありますので、あわせて答えてください。

この退職手当について、1期4年間で、ここに支給額と書いてある1,696万円ということですが、職員の方々が40年して、約2,000万円ちょっとだと思えるんですけども、それは計算式が違うからですよ。この手当について、見直しをどういうふうに考えているのかということ、これまでもしてきました。その中で、副市長と教育長について私は問うてるわけじゃないですからね、市長の退職手当ということ言っています。それについて、どういうふうに思っておられるのかということとあわせて、さっきの時の1年前ですかね、議会で曾於市の五位塚市長が議会に条例改正を提案されて、条例の提案です。改正ではございませんでした。市長の退職手当を受け取らない条例を提出されて、曾於市議会は可決をしております。結果、7月の報酬をゼロですね。そして、市長と同じですよ、約1,696万円、この退職手当を受け取らないということを曾於市市民の意思として、それが可決されています。その時、市長は「曾於市での対応があれば、その時考える」というふうに答弁をされました。

曾於市は、現に五位塚市長が、そういう立場で退職手当を受け取らない、ゼロとするということで任期に関しては、そういう条例が可決しております。そのことを受けて、どういうふうな対応を考えておられるんですか。曾於市が動きがあったら考えるというという答弁でありましたので、そのことについて、あわせて答弁を求めます。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

これまでの質問においても、「今後も世論の動向や各自治体の動向等を踏まえながら考えていく」と。そして「また、それが一般的なものになっているかどうか、十分に考えなければならない」と答弁しているところでございます。

その後、世論の動向や、各自治体の動向を注視してまいりました中で、曾於市が条例改正を行い、退職手当の見直しを行いました。が、県内外の大多数の自治体において退職金の廃止等を実施していない状況を踏まえますと、まだまだ一般的なものにはなっていないと認識しております。

したがって、現在のところ見直しについては考えていないところでございます。

**○18番（小園義行君）** この退職手当については、もう1回聞きますね。これ変える気はないということですが、この4年間で1,696万円という、この金額については、市長はいかがな思いです

か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その数字につきましては、積算式がございまして、全員そういった形で受給されているというような内容でございます。

額の高低につきましては、今のいろいろな社会状況というものを考えた時に、本当に私自身にとっては有り難い内容だというふうには思います。

○18番（小園義行君） 市長、正直ですよ、それ。有り難いって、ですよ、思いますね、そうですね、そう思うんですね。

でも、私たちから見ると、いろんな職責というのはあるんでしょう。それは、重いか軽いかはそれぞれの立場でやられるわけで、私も議員に立候補する時、私を議員にしてください、そのために投票してくださいと言って、この退職金のことなんか考えずに、おそらく市長も立候補されたと思うんですよ。なってみたら、こんなのがあったのかねって、そういう思いだと思うんですよ。一住民から見た時に、私たち議員もそうですけれども、実際その立場に立った時、住民の目から見た時どうかということがとても大事だろうと思うんです。私たち議員もそうですよ。よく、私たち議員にとってとか、市長にとって都合のいいように変えていく、これは絶対おかしい、私から見たら、私たちも議員になる前は一住民でしたよ。住民から見た時に、議会を見たり、当局の市長、町長を見た時に、いろいろ思いはありますね。あれはおかしいね、こうねって、いろんなことを私も思っていました。それは、市長になっても、議員になっても変わらず、それは一貫していないとおかしいと思うんですよ。市長になったから、議員になったから、それに都合のいいように変えていく、それは違うと私は思いますけど。でも、市長が「有り難い」とおっしゃるんですから、それは住民の人たちが、どういうふうにそれを思われるかですね。私からしたら、これは見直しをすべきだというふうに思います。もちろん私も議員として、住民から見たら、こんなおかしいよね、ということについては、いろいろお願いもしながら変えていくべきは変えていく。その時に自分に都合のいいように、使い勝手のいいように変えていくって、それは住民の皆さんから見た時、おかしいよということだというふうに思います。私も、かつて一住民、今はたまたま議員という仕事をさせていただいていますけれども、住民の皆さんと語る時には、そういうことでないといけないんじゃないかなと思います。

市長は、このことについては、曾於市がそうしたとしても、他のところがやらないからしませんということですね。これにつきましては、今後またいろいろ議論をしていきたいと思います。

それでは、次にいきます。

嘱託職員等の待遇改善についてということでお願いをしました。

ここで、安心して働ける環境づくりをすべきと思うがどうかということで、現在がそうになっているか、なっていないかということではなくて、より良くしていくという立場が必要であろうというふうに私は思います。

そのためには、法律がありますね、労働基準法含めて、安心して働ける環境づくりというのは、

雇用関係を含めてしっかりとしたものがないと、いつも不安でしようがないということですが、安心して働ける環境づくり、雇用環境を含めて、どういうふうにその環境づくりをやっていかなきゃいけないかというふうに、嘱託職員の人たち含めてですよ、これは正規の人だってそうですよ。きちんとした雇用関係があるから安心して働けているわけですよ。そこを嘱託職員の方々、臨時職員、パート職員、この人たちも安心して仕事ができるという環境をつくっていかなんといかなんというふうに思うのですが、そこら辺については、どういう対応がきちんとされてきているんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

嘱託、臨時職員につきましては、一般職員の事務補助や円滑な業務の推進、行政サービスの向上のために一生懸命働いていただいているというふうに思っております。

待遇改善につきましては、これまで努力してまいりました。今後も同様に、国の最低賃金改正や県内状況を勘案して努力してまいります。

なお、賃金等の処遇改善は努力してまいりますが、嘱託・臨時職員の任用につきましては、期間は1年ということでございます。任用について、5年を限度に更新することができるとしているのは、5年が上限で5年を単位として、継続して任用していくということではないということでございます。

平成32年4月からの改正法律においても、会計年度任用職員という名称で1年ごとの任用が明確にされており、また、任用更新の上限は設定されておりませんので、今後につきましても、年度ごとに公募を行いまして、面接等による選考を実施していくということが必要だというふうに考えています。その上で、嘱託・臨時職員の方々が安心して働ける環境づくりを実施してまいりたいということでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会にも嘱託職員等いらっしゃいますので、教育委員会の立場からお答えいたします。

教育委員会におきましても、嘱託職員等の方々には、学校、給食センター、図書館及び幼稚園等、専門性の高い業務、あるいは免許・資格を必要とする業務もある中、教育行政向上のため一生懸命働いていただいている現状でございます。

嘱託職員の雇用につきましては、任用している全ての嘱託職員、あるいは臨時職員の方々を対象に年1回必ず面接を実施し、本人の意思や希望、職場の環境等の確認、そして、それぞれの仕事の特異性、及び小・中学校や地域の意見、要望等も参考にした上で、職員が意欲を持って働ける環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○18番（小園義行君） 今、市長の方から答弁がありましたね、地方公務員法に関する法律が5月に可決しています。今おっしゃったように、2020年4月から、いわゆる会計年度職員、任用職員という、そういうくくりをされるわけですよ。それは2020年度ですからね、まだ先ですよ、それはちょっとここに置きますね。

今、私たちが当局からいただいているのは、これですよ、平成28年度以降の嘱託職員、臨時職

員の勤務条件等に関する基準、28年4月ですよ、出されていますね。これで私たちは嘱託職員の人や、いろんな人から「役所で働きたいけど」とおっしゃったら、こういうことですよということを示しているわけです。これを見ると、これが基準にあるわけですよ。これ、もういちいち読みませんよ。

これに基づいて、2020年度までは、これで行くんですよ、今、私たちが持っているこれで。そうした時に、この基準で照らして、自分の都合とか、それでお辞めになった方はしょうがないですよ、それはね。それでなくて、現在嘱託職員であった人は、臨時職員になると、言葉が悪いですけれども、賃金が安くなりますね、そういった人、お辞めになった人、どれぐらいあるんですか、この直近まででいいですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この6月までに、お辞めになられた方が、教育委員会以外で32名、教育委員会分で13名、合計45名でございます。

○18番（小園義行君） 最初の数字は分かりません。合計で45名の方がお辞めになっているということですね。数は間違いないんですね。45名でいいんですね。はい。

その中で、お辞めになった理由というのは何なんですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

今、市長が答弁でありました45名につきましては、1月から5月までの間で退職をされた方になります。

理由と申しますか、主に、特にふるさと納税関係の短期で、例えば11、12、1、2月までとか、そういった方も含まれておられます。それから、任期満了の方、それと自己都合といいますか、新しく一般の会社に正式に採用がなされた方等もいらっしゃいます。

それから、更新がなされない、当然各課臨時の方については面接等がありますので、そういった方々もあります。

それから、臨時福祉給付金等についても、その時期時期で雇用をするという場合もありますので、例えば、この期間だけの任期で臨時として採用しますよということもございますので、それと今議会でも、いろいろ昨日も民間の企業の方々が地元の方々を採用したいという意向も強いというようなこともございまして、そういった意味ではハローワークを通じて嘱託・臨時でなくて、そういう民間の方を就職試験・面接を受けられて採用されるということで、辞められたという方もおられるということでございます。

○18番（小園義行君） 私が、なぜこれを言うかということ、この基準に基づいてやるよということですよ。これは何回も市長とも議論してきました。本市は、鹿児島県の中でも特に頑張っているまちなんです。通勤手当、手当と言ったらいかんです、費用弁償という形ですよ、忌引き、休みのこととか、時給見直し、夏休み、こんなのは鹿児島県の中でも本当に最先端のまちです。それぐらい安心して頑張っている環境だったのが、ここに来て急に嘱託職員だったものが臨時職員にということで、不安になって、生活できないから辞めたいとか、辞めなきゃいけないとか、

変わらなきゃいけない。そういう人の声って寄せられている状況の中で、これをきちんと読み解くと、そういうことにならないというふうに市長とも議論してきましたよね。5年を上限だけど、6年目に入ったときもハローワークに行って、応募して、それでオッケーだったら務められる。そういうことで本市の行政が回っているわけですよ。だから、市民の人たちを何の理由があつて、そういう形にせざるを得なかったんだらうねというのがあつて、今質問をしている。これを全て読み解いて、いいですか。2ページですね。平成21年4月からの運用、これは、いろいろやり取りして変わりました。平成20年4月からの運用、これもやり取りして変わりました。25年4月からの運用、これは基本的な方針ですよ、これもここを読みますと、「臨時職員についても嘱託職員と同様に5年という雇用期間の上限を設けますよ」ということ。

そして、平成26年4月からの運用、「嘱託職員の夏季休暇については、当該年度の9月1日以前に雇用開始になった職員に付与しますよ」と。これ、議会で議論してきて積み上げてきたものが、ここに書かれています。よく頑張っているね、志布志市はって思うんですよ。

これに基づくと、今私が言ったようなことは、起こり得ないはずなんですけどね、途中で、嘱託職員だった人が臨時職員になるとか、そういうことでお辞めに、辞めざるをえなかったというふうに僕は思うんですけども、それじゃあ安心して働けないじゃないですかということなんです。22年度からは、ここにおっしゃっているように確かにそうですよ。会計年度任用職員というのがあります。これも問題がありますよ。これはまた議論しますけれども、その時に、今はしませんけどね。

これが基準だというふうに思っているからですよ、地方公務員法に関する法律、5月に成立しています。それは、2020年度からですよということが変わっているんです。でも今は、これで行かんといかんわけですよ。

そうしたときに、安心して働けない状況が今つくられているということがあつて問題だと思うんです。

私は、この嘱託職員の人たちがおられて、長くお勤めになって、経験とかいろいろありますね。そのことで、とても志布志市の行政が円滑に回っている。この人たちが途端に5年になったから、はい終わりですよってしたら、どういうふうになると思いますか。おそらく行政は回らなくなると思うんですよ。約半数おられるんですから、600人ぐらいおられる中で、正規職員300人、臨時、嘱託、パートさんで300人、約半数ですよ。その人が急にいなくなつてごらんなさいよ、今やるような形でね。そこについては5年だからもう終わったよと、任期満了だと。そういうことにならないように議論してきたやつが、ここに全部載っていますよ、一つ一つ。その積み重ねをなぜ大事にしないんですかということなんです。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えいたします。

この嘱託・臨時職の勤務条件等に関する基準について今御指摘をいただきました。この6項目の中で、当然1年以内とし、必要と認める場合は、うんぬんということがございます。

御指摘がありましたとおり、途中で上限5年を限度に更新できるということがございます。私

どもは、これを5年にした経緯がいろいろその当時あったということも確認をしております。ただ、今議員が申されました5年経ったから、もう未来永ごうに駄目ですよということは、私も言っておりませんし、そういったことも各課長にも伝えてはございません。

5年経った時には、再度、最初決めたとおり、再度募集をかけて、それぞれの課が、また作業をしていくということですので、決してまたその方が非常に良い、一生懸命されるということであれば、当然また1年1年で採用をしていきますよと、また上限が5年ですよということです。これにつきましては、私、昨年の4月から総務課の方にまいりましたので、何回となく課長会と、それから、先ほど庁舎等在り方研究委員会もありましたけれども、そういう時に課長が集まりますので、誤解のないようにということで、そこはしっかりと伝えてございますので、今議員が申されます5年経ったから辞めなさいということではないと私は思っております。そういうふうには、ただ上限については、20年を超えられる方も今、現にいらっしゃいます。当時、同じ職員が、同じ方々がずっと未来永ごうにいるのかということもあったというふう聞いておりますので、非常に優秀な方は当然1年1年、その勤務を見て次、また1年リセットをしていくというようなことで、これまでできておりますので、そこについては、この基準どおり運用しているということでございます。

**○18番（小園義行君）** いいですか、雇用期間の更新及び、期間及び更新です。「1年以内とし、必要と認める場合は、60歳到達年度までを上限に5年を限度に更新できることとする」というね、「60歳を超えるもので、特殊技術などを必要とする職種については、65歳を上限に更新できる」というふうにして、総務課と合議しなさいということですよ。

この5年という限度を、上限は60歳までですよという、ここじゃないですか、これを読み解いたらね。「1年以内とする」ですよ、「必要と認めれば、60歳到達年度までを上限」ですよ。1年1年ずっとやっていっていいじゃないですか、これ。なぜ5年という、ここがね、非常に皆が不安になっている。5年で、なぜされたんですか。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えいたします。

当然、地公法上の任用につきましては、議員もそのことは十分御理解をされているというふうに思いますので、地公法の3条3項3号、それから17条、そして22条等で、非常勤、嘱託、そして臨時ということで雇用をするところでございます。

そこに関しましても、雇用については、1年ということもございます。今回、私どもの基準も1年以内として、先ほども申しましたとおり、決して1年されたから、次の年は未来永ごうに駄目ですよということは、言っておりません。

この5年につきましては、当時何年にしたらいいかということで、いろいろ議論があったようでございます。これについては、各自治体の中でも5年の定めのあるところ、それから10年という定めのあるところ、あるいは1年1年というところもあるところでございますが、地公法の中で定めをして雇用ができる条項がございます。この中でも5年というのがうたわれてございますので、そういったことも当時参考として5年というふうにしたというふうには聞いていますとこ



ろでございます。

ただし、先ほど申しましたとおり、雇用については当然1年の雇用で、よければまた次1年、次1年ということになるというふうな取り扱いでございます。

**○18番（小園義行君）** そのことは市長と本当に何回もここでやって、歴代の総務課長の方とも何回もしましたね。地公法の3条3項3号、それをまたもう1回やるんですか。もうしませんよ、そのことは。

そこで、あなた方がそうおっしゃるのであれば、いいですか。

平成26年7月4日に、総務省自治行政局公務員部長というところから、各都道府県知事、そういうところにきています。「臨時非常勤職員及び任期付き職員の任用について」ということで、その通知の中で、任期の設定等についてということであります。

今、課長がおっしゃった地公法の22条の2項、これは一般職、臨時職員。一般職、非常勤職員は、地公法の17条ですよ。特別職、うちの自治体は特別職、非常勤、嘱託職員ということで、地公法の3条3項3号ですよ。もうそんなのね、いちいちここで何回もやらないよ、もう。何年で、ここをやってきたんですよ、それを積み上げてきて、あなた方が作ったこれになっているんですよ、いいですね。

その26年7月に出された、ここにこう書いていますよ、いいですか。「任期の設定等について」ということで、「再度の任用の場合であっても、新たな任期と前の任期との間に一定の期間を置く」うんぬん、地方公務員法ですよ。いいですか、全部読むと長いから言いませんよ。「また募集にあたって、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則や成績主義の観点から避けるべきであり、均等な機会の付与の考え方を踏まえた適切な募集を行うことが求められる」、これちゃんとやってないからって、わざわざ公務員局長が出したんですよ。これを受けて考えた時に、今の嘱託職員や臨時職員、そういった人たちに不安な要素を与えるべきじゃないというふうに僕は思うからですよ。

2020年のそこからは、法律が変わるから、それでやっていったらいかがですか。今は、これまで積み上げてきたこれに基づいて、不安を与えないようにしないとイケないんですよ。そう思いませんか。

**○総務課長（武石裕二君）** 私も同じ答弁になりますけれども、決して議員が申されるように、これまでのこのことを変えたこともございませんし、ずっと制定どおり私もやってきているというふうに認識をしておりますので、決して不安をあおっているようなことはしてございません。

この総務省通達の中でも、何回も議員とはしておりますので、お互い理解をした上での答弁に私もなりますけれども、これは3条3項3号については、非常勤ということで、実際これは全国一律だろうと思います。違法とまでは言いませんけれども、この条項には沿っていない雇用の在り方だということで、27年でしたか、26年でしたか、一方ではそういう形でも通達が来てございますので、それをしっかりと是正をしなさいと。原則的には、今議員おっしゃるとおり1年と、1年1年でずっといきますよということですよ。この基準を定めたことについては、20年度からで

すので、多分19年度にいろいろ説明、それから議会とも多分、おっしゃいましたとおりの議論があったことと思います。

私も昨年の4月に来まして、この基準どおりですよ、ということで先ほど何回も申しますとおり、課長会の中でも申し上げてございますので、何ら私は変わっていない、不安をあおるようなことは無いというふうに思っております。

もし、そういった方々があるとすれば、また臨時、嘱託の方にもいろいろ説明、それから以前は、朝礼等も臨時、嘱託の方にもしたこともございましたので、そういったこともあわせて、説明会を含めてやっていかないとならないだろうと。

今、議員申されましたとおり、平成32年4月1日からは地方公務員法及び地方自治法の改正にもなっておりますので、そういったことも頭に入れながら、今後若干途中で条例改正も行っていかなければならない。その準備も進めていかなければならないとなりますので、そういったことにも不安をあおらないような形では、しっかりと直接説明をしていかないといけないのかなというふうには感じたところでございます。

**○18番（小園義行君）** 一つ教えて、嘱託職員であったにもかかわらず、その人がお辞めになっているケースがありますね、何件かね。無いの、ありますね。

それは、どういった理由でもって、そういうことになったのかと。あなたが、ちゃんとこのとおりやりますよということであれば変わらないはずなんですよ。でも、その人たちは、嘱託職員から臨時職員になると、日数とかいろいろ変わりますね、賃金が変わります、保険が変わります。やっていけないから別な所へ行かれるということが起きているわけですよ。そういうことの無いように、やっぱりやらないといけないでしょう。そういう不安を与えておいて、その人たちも志布志の市民ですよ。

本来は模範にならなきゃいけない志布志市役所が、そんなことをやっていたら、民間の人たちはどういうふうに思われるんですかね。違うと思うんですよ。

そこは、ちゃんと明確に守ってもらわんといかんというふうに、やっていると思うけど。じゃあ、そういう人は1人もいませんか。

**○総務課長（武石裕二君）** お答えいたします。

先ほど辞められた理由等については、若干説明をいたしましたけれども、嘱託の方で、確かに更新が無いというところもございます。

そしてまた、新たになされた方、例えば、先ほど言いましたとおり、新しい民間の企業に行かれた方もございます。この更新無しについては、関係課それぞれ理由があろうかというふうに思いますので、そこは、その嘱託として、事業が終わったということもあろうかと思っておりますので、そこはまた確認はしていきたいというふうに思いますが、ただ、この期限に基づいての採用の在り方については、私としては方針は変えてないということになりますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

**○18番（小園義行君）** 嘱託職員からそこに下がると、賃金とかいろんな条件が変わるから、出

で行かざるを得ないんですよ。民間に行ったって、勝手に行ったんじゃないと思うよ、僕は。ここで働きたかった、自分の力を発揮したかったと思うんです。それは現実にはそういう状況になっている。

今の働いておられる嘱託職員や臨時の人、そしてパート職員の人に、こういう不安を与えないように、ちゃんとやっぱりやるべきだと思うんです。

あわせて、これ市長部局にお聞きしますよ。

市長部局以外の嘱託職員、臨時職員、そういう人たちも同じように考えているんですか。

○総務課長（武石裕二君） お答えいたします。

この基準については、当然当局、それから各行政委員会等にも同じような形でお願いはしているというところがございます。

○18番（小園義行君） 一つ具体的に、図書館、学校図書室の読書指導員、条例公民館、この人たちについても市長部局としては、今課長がおっしゃったような、そういう立場で考えているんですね。

○総務課長（武石裕二君） この基準については、先ほどありましたとおり、これで20年度から確かあったと思いますので、その時の確認で、これまでずっときているというふうに私は認識をしております。

○18番（小園義行君） 図書館とか公民館、条例公民館ですね、学校図書室、そこも今課長のそれと全く市長部局と同じだという捉え方ですよ、その嘱託職員の人たちを含めてですね。これね、少し考えていただきたいと、捉え方ですよ、市長部局として。図書館や公民館、図書館でいいです。図書館は、どういう機関だというふうに、あなたたちが捉えているんですか。

○市長（本田修一君） 図書館につきましては、そこに図書がございますので、その図書がしっかりと市民の方々に、または学校は学校でするわけですが、利用していただけるような運用形態について、専門的に学んだ者が、そこに勤務しており、そして、その目的に沿ったような形で市民にサービスが提供できるような施設というふうに思います。

○18番（小園義行君） 今、市長がちょっと述べられましたけれども、この図書館というのは、公民館等々も含めてですけれども、図書館は、教育委員会が管理する行政機関じゃないんですよ。教育機関なんですよ。行政機関と同じように考えていたら問題ですよ、これ。国会のやり取り等々を含めて、私もこの問題は、ずっと図書館のことは取り上げてきましたけれども、委員会等々ですね。

社会教育法は、地方自治法に優先をするという、これを2003年の国会で、総務大臣が答弁をしています。それは何でかといったら、その後、いわゆる指定管理者の導入等々いろいろあった時に議論があったんです。その当時は、そういうことも含めて図書館を指定管理者にしている所がありますよ。でも、なかなかそれは進まなかったんですね。進まないはずですよ、行政機関じゃないんですからね、図書館は教育機関ですよ。

そこで、もう一つ言っておきます。

今、国がトップランナー方式、地方交付税を算定をする時に、同じ経費で少ない経費でやっている、頑張っている所に合わせて地方交付税の算定をするトップランナー方式というのを導入しようとして、もう始まっていますね。その中でいろんなことが起きたんですよ。このトップランナー方式をどんどん拡大していくという議論の中で総務省から経済財政諮問会議、ここが2016年11月25日、ここに検討対象とされていた図書館、博物館、公民館、児童館等の4業務の指定管理者制度導入については、トップランナー方式の導入を見送ることとするとの意見が示されたんです。それは、どういう理由かといったら、これまでずっと私が言ってきた図書館で働く嘱託職員の司書の人たち、司書補含めて、大事に長く頑張って資格を取ってちゃんと司書補として頑張ろうという、そういう人たちは大事にした方がいいんじゃないですかと、ずっと委員会等でもやってきました。この諮問会議が、こうしますよと、こういうふうにしたんですね。「トップランナー方式の検討対象の業務について」ということで、「図書館、博物館、公民館、児童館」、これは指定管理者制度を導入するということについて議論しているところですよ、こういうふうにしたんです。「以下の地方公共団体の意見を踏まえ、トップランナー方式の導入を見送ることとする」その理由ですよ。「教育機関、調査研究機関としての重要性に鑑み、司書、学芸員等を地方団体の職員として配置することが適切である」、図書館、博物館等ですね。「地域づくりの拠点として重要な役割を有しており、行政や地域との密接な関係を安定的・継続的に維持していく必要がある」公民館で、「専門性の高い職員を長期的に育成・確保する必要がある」と。いいですか、「社会教育法等の一部改正の国会審議において、社会教育施設への導入による弊害に」さっき私が言いましたね、「十分配慮することについての附帯決議」を含めて、このことをした時に、市長部局と同じように教育機関である図書館や公民館を一律に考えて、5年だから、はい交代ですよと。そういうこと自体については、おかしいよと。そのこともずっと言ってきました。あなた方がやっていく中で、一つだけここに図書館のことは書いてませんけれども、実際はそういう視点を持って市長部局はしないとですよ、教育委員会は言えないじゃないですか。市長部局がそういう姿勢だったらですよ。

もう5年経ちましたから、はい変えますよといって、そんなわけにいかんのですよ。教育機関なんですからね、教育委員会が所管する教育機関、行政機関じゃないんですよ、そこは認識いかがですか。

**○市長（本田修一君）** ただいま議員の方から、るる御説明がございましたとおり、図書館においては、教育機関という位置付けがあるということについては、改めて認識したところでございます。

今議論になっております臨時職員、嘱託職員の雇用ということにつきましては、市の一般職の嘱託、臨時職員の任用基準と勤務条件に関する基準というものをお願いしているというような形で教育委員会には対応していただいているところでございます。

**○18番（小園義行君）** ぜひですね、あなた方が示されているこの基準に照らして、今働いておられる嘱託職員、臨時職員、パート職員の人に不安の無いように、与えないような対応をしてい

ただきたい。これ仕方ないですよ、長くいるとですよ、その人は詳しくなりますよね。正規の人は異動してきて初めてだったら、それは長く経験されている人の方が詳しいことは当たり前であって、そこは自らが努力して詳しくなっていくという、いわゆる職務専念義務が課せられている地方公務員として努力をしていくべきだと、そういうふう思うんですよ。だから詳しい人を辞めさせていくということは、本市にとってもマイナスですよ、基本的には。だから、なぜわざわざこの60歳到達年度までということ「5年を上限に」としているのかと聞いたら、大事にしているということをやっているから安心していたんですよ。それが今回少し何か壊れているような気がしたもんですから取り上げましたけれども、この基準が求めている、ここに書かれているように今まで積み上げてきたものをずっと大事にして水道課、農業委員会、そして教育委員会等々を含めて、視点は間違わないでやっていただきたいというふうに思うんですよ。ぜひそのことを市長、きちんと分かってやってもらわないと、最終的に総務課と合議するというふうになっていますので、そのことについては明確に不安を与えないよということと、教育委員会や図書館とか、そういったところについては、きちんとしたその視点を持って、国が示しているいろんなものについてちゃんとやると。専門性の高い、継続して必要だという、そのことを含めてですよ、再度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育委員会が所管する部署における嘱託職員、臨時職員の採用に関しましては、原則的には教育委員会の方で、その内容については定めるわけでございますので、そのような方向性というものについては、今後も同じ流れということになろうかと思えます。

ただ、今議員がお話になられているように辞められた方の内容というものについては、まだ私も詳しくは把握はしていないような状況でございますので、今後においては、その内容について確認をしながら、嘱託職員の方々、臨時職員の方々に雇用についての不安が無いような形で勤務をお願いするような内容にしてまいりたいと思えます。

○18番（小園義行君） ぜひそういう立場で今働いておられる人たちが安心して働けるような、そういう状況をぜひ作り出していきたいと思えます。

そして2020年度、私も議員をしているかどうか分かりませんが、その時は、そういう会計年度任用職員という、そういう形で1年1年ということになってはいますが、その時それは議論をさせていただきたいなと、議員をしていたらですよ、そういうことですけど。

今市長の答弁で理解できましたので、ぜひ図書館や公民館等におられる、そういう形で働いておられる人たちについては、専門性の高いものが必要だという、継続して雇用すべきですよということを含めて、うたっております。そのことについても、市長、理解をしたということだったので、このことについては終わります。

次にいきたいと思えます。

本市の保健行政についてということで、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業の見直しと、介護保険で実施している家族介護用品支給事業について問うということで、お願いをしました。

この在宅寝たきり老人等介護手当の支給ですが、私は、平成3年に志布志町の町議会議員に立候補して当選させていただきました。

そこで選挙のとき、夏井地区だったと思うんですけども、そこで「いっと来てくれ」といって、呼ばれていたら、お母さんを介護されている方だったんですね。その時に、「いっと上がってくいやん」と言われて上がったんですよ、そしたら寝ておられて、「小園さん、我が家で介護しよったっどん、おむつとかいろいろ大変でな」という、そういう話があったんですね。その時、私一住民でしたからね、立候補して当選もしてない候補者でした。その時、幾らもらっておられるんだろうと聞いたら、その当時「5,000円もらっています」って志布志町から支給がされているということでした。おむつとか、いろんなことを考えたら、「これ、どうかならんどかい」っておっしゃって、その後、私も町議会議員に当選させてもらってから、いろいろ調べたりして、新しい町長になった時に、その問題を取り上げて「5,000円」から「8,000円」への引き上げがあったんですね。それがずっと、その後在宅寝たきり等老人介護手当というのは、要介護4と5の認定者の介護をされている人に8,000円と、同じ程度の障がい者を要する者を介護されているというのが8,000円ということで、全部で約100名近くおられるわけですが、これについても本当に20数年前からほとんど変わっていない状況で、少し見直しできませんかということをお市長にお願いをしているところですけども、提案をですね。

この介護手当、これについては少し引き上げというか、おむつとかいろいろそれはありますのでね、私もいろいろ見て回ったんですよ。1回、3回、6回まで、いろんなタイプがあります。尿取りパッドとか、いろんなことがあって、おむつ等々大変なんだなということを知って、金額もそれぞれ見て回りましたけれども、ここについては少し、そういう介護されている方々のことを思うと、20数年前とほとんど変わらない状況で推移しているわけですけども、ここについて見直し等々、いかなるものだろうかと思うんですけども、どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

在宅寝たきり老人等介護手当支給事業は、在宅で重度の要介護者を介護している家族の労をねぎらうため、月額8,000円、年額で9万6,000円の介護手当を支給しております。

介護手当は年4回、7、10、1、4月に分けて支給しているところでございますが、平成29年5月時点での支給対象者は、要介護4、5の方を在宅で介護されている方が92人、要介護4、5と同じ程度の障がい者を在宅で介護されている方が8人、合計で100人でございます。

平成28年度の支給実績としまして、延べ999人に799万2,000円支給しているところでございます。

ただいま議員の御質問になられました現状では介護者の負担は大きいと、そしてまた、苦勞は計りきれないということで、この金額について長く上がっていないがということでございますが、介護者の負担は大きいということであろうかと思えます。市としまして、国が事業を廃止しても事業を継続できるよう努めてまいりたいということでございますので、市なりの考え方を示したいと思えます。

○18番（小園義行君） 継続してやっていただくというのは、そういうことで、有り難いことだ

なというふうに思います。

今後、国が在宅へ在宅へと、介護保険法の見直しで、これ結構増えてくるのではないかという思いがあります。

一方で、介護施設がどんどんできていくという状況にもない中で、療養型病床分も削られていくという国の方向ですよ、名称が変わっていきますけれども。そういったものをした時に、この在宅寝たきり老人等介護手当、仮に2,000円引き上げて1万円ですよ、それぐらいは、市長、もう20数年変わっていないという状況ですよ。市長の給与報酬も上がっていますよね、その間ね。私たち議員の報酬も大変申し訳ないんですけども、その当時からしたら、すごい金額になっていますよ。ここについても、言葉が悪いけど、少し社会の流れ、経済の動向、そういうのを見たときに1万円ぐらいに最低するとかいうぐらいのことはあってもいいでしょう。おそらく、その金額2,000円引き上がると、どれぐらい買えるかと僕もしましたけれども、すごい数買えますよ、それだけでもね。そこについて、2万円とか3万円引き上げなさいと言ってるわけじゃないですよ。せめて1万円ぐらいには引き上げたらどうですかって、1回でね、例えば3回のやつ、4回のやつ、6回のやつっておむつありますね。そういったものがワンセット買えます。その2,000円引き上がるとね。

そうすると、介護される方々も慰労されるかなと思うんです。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありました内容で、2,000円上げた場合には、おおよそ240万円の負担増となるということでございます。

そしてまた、財源につきましては、平成28年度から一般会計で実施しておりますが、地域福祉基金を財源としているという内容でございます。

そのこともあわせて、年限的に考えた時に、かなり長い期間同じような形で対応していたということについては、少し疑問に私自身も思うところございますので、今申しました今後の財政負担、そしてまた、原資となる財源というものも考えながら対応してまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） 2,000円で100人ですからね、今、市長の最後答弁、よく聞こえなかったんですけども、対応するっておっしゃったんですか、今の。

ということは、そういう立場で理解していいですね。

はい、分かりました。

そして、あわせて、ぜひそういう介護されている方々の思いというのは、本当にどこにぶつけていいのかとか、そんなことをおっしゃらないですよ、ひたすらやっぱり頑張って介護されているわけで、ぜひそういう対応をしていただきたい。

あわせて、介護保険でやっている家族介護用品支給事業、これ今現在は要介護4と5ということでされているんですけども、事業が似たようなものです。ちょっと市長、違いますからね、介護保険でこれはやっている方です。

ここの要介護認定されてるという、ここの4と5という、ここはわざわざ4と5に限定してい

るんですけども、この事業も今後、さっき冒頭言いましたけれども、介護保険が変わって在宅に在宅にとくるんですね。そうした時に、別にこれはお金を増やしなさいという意味じゃないですよ。今後の対応として、この介護4と5、ここを外して要介護認定されてる3の人も実際にいるわけで、介護保険ですよ、認定をされている人。

利用は、ティッシュを買ったり、おむつを買ったり、何を買うかというのは、その人たちに任されているわけですよ、とても良い事業です。本市が頑張って2年ちょっとぐらい前に500円ほど引き上げているんですね。この事業も私が少しお店を回っている聞いた時に、「おたくは何の仕事をしているんですか」ってレジの人がおっしゃるものですから、「私は、ここで議員をさせていただいています」と言ったら、「志布志市は頑張っていますよ」って、本当にそうおっしゃったんですよ、よいしょで言っているわけじゃないですからね。「私が住んでいるまちは、ここですけど」って、そこは言いませんよ。「頑張っていない」とおっしゃっていましたから、それは言いませんけれども、本当に志布志市は、そういうのに頑張っているということで、私たちも有り難いというふうにおっしゃっていました。金額をどうしなさいとかいうことじゃないです。

今後、要介護4と5、ここを外して、うちの一般財源結構入れているわけで、そういったものを含めて、今後、要介護4と5と認定をした人で、市民税の非課税世帯としてあります。ここは動かさないでいいと思うんです。介護認定の4と5のところを少し外して、広げたらどうですかということをお願いしたいわけですよ。

在宅に帰されますので、そういうことを考えたときに、要介護4と5、ここを外すということを含めて今後検討してみませんかということですよ。

**○市長（本田修一君）** 家族介護用品支給事業につきましては、要介護4、5の認定者及び要介護4、5と同程度の障がい者を在宅で介護している方の経済的負担の軽減を図るため、月額7,500円、年額9万円相当の介護用品券を支給してございまして、市内の薬局でおむつなどの介護用品との引き換えができるようにしてございます。

支給対象者につきましては、要介護者及び介護をする方の世帯が市民税非課税であるということということが要件でございまして、平成29年5月の支給実績としまして、47人の方へ介護用品券を支給しているところでございます。

今お話になられました要介護を外してということにつきまして、ちょっと試算はしておりませんが、そのことは改めて試算をしながら検討させていただければと思います。

**○18番（小園義行君）** 過去に4だった人が3になったケースがあります。そうすると、4と5があるうちは、よかったんですけども、要介護認定で3になった時に、なんでこの人が3になったのって、5になるなら分かるけどと、完全な車椅子生活の人ですよ。それで変更申請をしたことがあります。1か月は仕方ないからということで、自前でしてもらって、1か月後に変更申請のそれで、また4に変わったんですね。介護保険組合がちゃんと調査し、審査してですよ、それだけ4と5で、3になったらおむつの支給とかそういうのが、言葉は悪いですけど、できなくなったんですね。だから、とても困られて、それは何年も前ですよ。そのことも取り上げるかね



と、ずっと思っていましたけれども、介護保険の仕組みが良くなるのではないかという思いがあって、していましたけれども、逆にどんだん、言葉は悪いけれども、国は悪い方に抑制とか、いろんなことをしていくという意味で、4と5のここを少し取っ払っていただいたら、少し楽になるのかなという思いがあって、今質問しているところです。

経費のこととか考えて、財源のことを考えて、今後と市長おっしゃっています。この4と5を外すだけです。1とか2、その人が簡単にどんだん私もちょうだいというふうには、おそらくならないと思うんですけれども、そこについては、4から3になったら本当に大変ですよ、対象にならなくなりますからね。そこについては、もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、今御提案になりましたケースについては、ちょっと試算がしていなかったもので、またそのことについて試算しながら検討させていただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） ぜひ検討していただいて、4と5があるがゆえに、3になったり、審査はいろいろ調査判定が変わりますからね。そこについては、今市長の答弁で理解をしたところです。

最後ですけれども、この敬老祝い金、これまでも何回もずっとやってきました。

私は、税金を有効に使うという意味で、ここに千何人ということで、節目支給されていますけれども、今の予算の中で75歳以上、全てにとという支給では、金額は2,000円とか、そういうことになるかもしれませんが、いい形で税金を使って、75歳以上の全ての方にとということの方が、言葉は悪いですが、費用対効果という感覚でいくと、たくさんの方が同じ思いができるねという思いで、隣の曾於市は、そのうちの1,000円を地域振興券じゃないけど、そういう地域で買ってくださいと、そういうことで努力をしているわけですね。

職員の方が感謝をされる、そういうこともあって、これまでも取り上げてきましたけれども、ここについては見直しは、市長いかがですか。過去には職員との思いもとか、いろいろありましたが、そういうのを含めて、時間もありませんので、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、過去にも議員より数回御提案いただきまして、最近では昨年第2回定例会において、御提案いただいたところでございます。

その際、節目支給の方が喜びは倍化されると、そしてまた、多くの家庭でも節目節目で大きな祝いをされているということがございますので、あわせて市でもお祝いを申し上げたいというようなことで、節目支給とさせていただきたいというふうに答弁を申し上げているところでございます。

そのことを踏まえまして、平成29年度の当初予算編成の際にも担当課とも十分協議いたしまして、現行どおりの方法で行うという形で予算計上をして承認をいただいております。

そのようなことから敬老祝い金の支給につきましては、現行どおり節目支給というものについて

て継続させていただければと考えておりますので、御理解くださるようよろしくお願いいたします。

[小園義行君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 本日の日程は、以上で終了いたしました。

明日から6月28日までは、休会とします。

6月28日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時39分 散会

## 平成29年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成29年6月28日（水曜日）午前10時13分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第36号 財産の無償貸付けについて
- 日程第7 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第11 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について
- 日程第12 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 発議第3号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議員派遣の決定
- 日程第15 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長)
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
副 市 長 岡 野 正	教 育 長 和 田 幸 一 郎
総 務 課 長 武 石 裕 二	財 務 課 長 仮 重 良 一
企画政策課長 樺 山 弘 昭	情報管理課長 小 野 幸 喜
港湾商工課長 柴 昭 一 郎	税 務 課 長 野 邊 孝 蔵
市民環境課長 西 川 順 一	福 祉 課 長 折 田 孝 幸
保 健 課 長 津 曲 満 也	農政畜産課長 重 山 浩
耕地林務水産課長 立 山 憲 一	建 設 課 長 假 屋 眞 治
松山支所長 今 井 善 文	志布志支所長 山 田 勝 大
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 徳 田 弘 美
学校教育課長 福 田 裕 生	生涯学習課長 若 松 利 広

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 吉 田 秀 浩	次長兼議事係長 中 水 忍
調査管理係長 西 洋 一	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時13分 開議

○議長（岩根賢二君） これから、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、上村環君と福重彰史君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第2、報告を申し上げます。

議会運営委員長から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思っております。

日程第3 議案第33号 志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回「緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合」が改正されるが、「環境施設」とはどのようなものを指すのか。また、「敷地面積」とは、例えば工業団地だと実際に販売した平らな部分だけなのか、その周辺の法面も含まれるのかとただしたところ、「環境施設」とは、レクリエーション施設のことである。また、工業団地での「敷地面積」には、事業者が購入された平らな部分に加え、敷地周辺の法面等の部分も緑地としてカウントできるよう設定している。港湾緑地については6社の飼料会社があり、その6社が工場立地法の対象企業になるが、現在は、それぞれが25%の緑地を敷地面積の中に保有している状況であるとの答弁でありました。

その25%の緑地だけで、環境施設として認められるのかとただしたところ、環境施設の中には緑地も含むという解釈になっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第33号、志布志市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

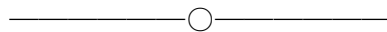
これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第34号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による条例の改正内容について説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で、配偶者控除と配偶者特別控除については、本人の所得金額で3段階に分かれ、1,000万円以上は不適用になる。この運用が開始されるのは、平成31年1月なので、平成30年中の所得から影響する。改正の中身は複雑であり周知が重要だが、周知のタイムスケジュールはどのように考えているかとただしたところ、今回は大きな改正であり、特に所得税については、来年1月から源泉徴収に関する事務が始まるため、税務署ともタイアップして周知に取り組んでいく。また、年末調整についての説明会の際に各事業所の担当者に周知

を図り、広報誌・ケーブルテレビ・ホームページ等で計画的に早い段階からの広報に努めるとの答弁でありました。

配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額が引き上げられたことはいいことだが、今回の改正とは別に配偶者の年収が130万円を超えた場合は、社会保険の扶養者に該当しないなど、市民の側に立った丁寧な説明が必要であると思うが、望ましい説明の在り方についての協議は行っているのかとただしたところ、現在までは協議を行っていない。今後、そうした点を踏まえて課内で協議し、周知に努めていきたいとの答弁でありました。

今回の改正に伴い、新たなシステムの導入は必要ないのかとただしたところ、現行のシステムの改修で対応できるか、今後課内で協議していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第34号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第35号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から、建設課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例改正箇所の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で連帯保証人2名のうち、1名を猶予できる緩和措置が講じられるが、連帯保証人の変更の対象となる既存入居者はどれぐらいいるのかとただしたところ、既存入居者のうち、連帯保証人が1名しかいない世帯は78件、2名ともいない世帯が25件であることから、条例施行に伴い、聞き取りをしながら進めていきたいとの答弁でありました。

市営住宅、市営単独住宅、市営特定公共賃貸住宅のそれぞれの違いは何かとただしたところ、市営住宅は公営住宅法に基づき、収入に応じて家賃算定される低所得者層向けの住宅のことで、市営単独住宅は所得制限の無い家賃固定の住宅で間取りによって単身者向け、世帯向けなどがあり、松山地域の定住対策として整備した住宅である。市営特定公共賃貸住宅は中堅所得者層向けの家賃固定の住宅であるとの答弁でありました。

入居の申し込みは市外や県外からであっても可能かとただしたところ、住宅に困窮している方であれば、地域を問わず、申し込みは可能であるとの答弁でありました。

民間の賃貸住宅などでは保証人を置く代わりに、家賃保証を採っているところもあるが、市営住宅では、そのような考えはないかとただしたところ、ホームレスや知的障がい者などへの支援を目的としたNPO法人のほか、民間の保証会社が賃貸住宅の家賃保証を行っているが、民間会社では市営住宅への対応は考えていないとのことであった。また家賃保証額については、市営住宅入居者の経済的負担にもなることから、現在、調査研究を進めているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

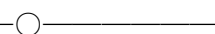
これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。





## 日程第6 議案第36号 財産の無償貸付けについて

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第36号、財産の無償貸付けについてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第36号、財産の無償貸付けについて、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、審査に資するため、旧田之浦中学校の現地調査を実施し、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧田之浦中学校の無償貸し付けの候補者の選定については、公募する必要はないのではないかという意見がある中、公募を行い、結果1件だけの応募となったが、この取り組みの在り方をどう考えているかとただしたところ、この件については、2～3年かかっているが、いろいろな提案もいただき、協議を重ね地元の理解を得ながら進めてきた。今回の応募の他に市内の事業者から1件の具体的な問い合わせもあったことから、調整会議を開き公募を決定した。現在、旧出水中学校も進行中であり、今回の件を検証して、公募をした方が良いとなれば、スピード感を持って取り組んでいくとの答弁でありました。

候補者を選定する際、その事業遂行能力や経営能力を問題無いと判断した資料は、どのようなものだったのかとただしたところ、応募者からは正式な経営状況等の資料を含む申請書類が提出され、それらの資料は、経営診断士等にも確認してもらった。選定委員会では、委員から資金計画についての質問もあり、経済産業省の補助事業の導入や、日本政策金融公庫からの借入を活用していく計画であるとの回答であった。収益性や持続した経営が可能かという点も精査したが、現在の新たな技術により第1期工事分で初年度売上が約1億円、経費が約5,000万円で、返済等を計算しても30%は残るといふ収支計算になっており、選定委員会での候補者の事業遂行能力の評価は72.95%を超え、総合的に評価された結果だと認識しているとの答弁でありました。

候補者の運営資金については、借入がメインになるのか。また、農業として捉えれば、国・県・市などの農業関係の補助事業の活用案は無かったのかとただしたところ、経済産業省の「地産地消促進事業補助金」を導入予定である。また、認定農業者でもあるため、その関係の補助金も活用する計画である。もし、借入ができなかった場合は自己資金で対応される予定であるとの答弁でありました。

現在、同様に八野小学校の校舎を無償で貸し付けているが、貸し付けた後に修理・修繕が発生している。今回の建物は耐震診断を受け、補強の必要は無いということだが、5年ごとに契約の更新はするものの、事業は長く続いた方が市にとっては良い。建物の老朽化についての事業者との協議はどうなっているのかとただしたところ、貸し付け物件は、募集要項の中で「現状のまま貸し付ける」としている。また、建物の改修等を行う場合は、事前の協議が必要としている。基本的に改修は借り受ける側が負担するが、一部の修繕なのか、大規模な改修なのかを精査する必

要があるので、本契約の中で整理していくとの答弁でありました。

第2期工事として、平成31年度に建物の改修予定がある。事業がうまくいかなかった場合の、建物の原状復帰については契約書で整理されているのかとただしたところ、募集要項の中では「貸付期間が満了した場合には速やかに原状に回復し返還する。ただし、市長が認めた場合は、その必要は無い。」となっている。貸付期間満了時の原状復帰については本契約の中で整理していくが、例えば教室間の壁を取り払うといったような場合は、その事業計画が出された段階で精査していくことになるとの答弁でありました。

現在、旧田之浦中学校にあるドクターヘリポートが田之浦ふるさと交流館へ移ってから工事が始まるとなると、稼動開始は相当遅くなる。31年度以降の校舎改修もあるが、本格稼動し実際に「キクラゲ」が出荷されるのはいつになるのか。また、予定されている従業員15名はいつから雇用されるのかとただしたところ、ドクターヘリポート移設分の予算は、今回の補正予算に計上しており、今年度中に工事が完了する予定である。7～8月頃に契約を締結後、具体的な測量設計に入る。平成30年度にビニールハウス等の第1期分の工事が行われ、実際に出荷となるのは31年4月以降になる見通しである。雇用も31年4月からの計画であるとの答弁でありました。

「キクラゲ」以外の栽培を行う場合はどうなるのかとただしたところ、今回の貸し付けの目的を「特用林産物」の栽培施設として使用するとしており、用途が変わったり、場所が変わったりすれば再度議決が必要であると考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号、財産の無償貸付けについては、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

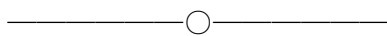
これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第37号 平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

本案は、それぞれの所管の委員長に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

**○総務常任委員長（平野栄作君）** ただいま議題となりました議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、審査に資するため、新規事業の市民が親しむ港づくり推進事業について若浜運動公園の現地調査を実施し、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財政調整基金繰入金の減額の理由についてただしたところ、財政調整基金では、歳入歳出予算の不足分の調整を行っている。今回、市町村振興協会からの交付金が6,731万9,000円あり、歳入超過の予算となったため、財政調整基金繰入金を減額しているとの答弁でありました。

市町村振興協会交付金の額は市側で積算して申請しているのか、あるいは、市町村振興協会側が計算して交付しているのかとただしたところ、平成28年度は2,752万2,000円の歳入であった。今回の補正予算はサマージャンボ宝くじの収益金による交付金である。サマージャンボ宝くじ分の交付金は、平成23年度に約8,900万円の交付金があったが、その後の交付は無く、今回、県市長会から市町村振興協会への要望によって鹿児島県内で約30億円の交付金が交付されている。通常の年はオータムジャンボ宝くじ分の交付金のみが交付されている。この交付金は市町村振興協会が計算しての交付であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業のような交付金を受けていくと、他の地区でも頑張る所が出てくると思う。今回は山重地区ふるさとづくり委員会だけが申請を行ったのかとただしたところ、結果的に今回は山重地区のみの申請であった。この事業は申請事務にボリュームがあり、会計事務もあることから6か月前からサポーターである市職員を含め申請の準備に入っていた。今後は、既に事業を実施した八野・新橋地区と今回の山重地区の事業効果を示しながら、サポーターを含め、他地区の事業実施に向けた支援をしていきたいとの答弁でありました。

山重地区では以前にも同様の事業で採択を受け、1,000万円程度の事業を行っている。また、新橋地区では2,000万円程度の事業となっているが、この事業は上限や下限が設定されているのかと

ただしたところ、以前、山重地区ふるさとづくり委員会が実施したのは、過疎地域等自立活性化推進交付金事業の中の通称「1,000万事業」を実施したものである。今回行うのは「まち・ひと・しごと創生関連事業」の集落ネットワーク圏形成支援事業であり、「2,000万事業」と呼ばれているものである。新橋地区は「2,000万事業」を申請し、約1,700万円の事業費となったところである。八野地区は約1,600万円に事業費を圧縮されて交付を受けている。今回の山重地区は2,000万円で申請したが、圧縮ではなく276万6,000円分は事業対象外ということで交付決定されているとの答弁でありました。

山重地区が前回実施した「1,000万事業」の内訳と、今回採択となった事業の詳細についてただしたところ、前回の「1,000万事業」については、グラウンド・ゴルフ場の芝刈り機の購入、ちんたら庵のそばまんじゅう用の加工施設整備などであった。今回は3事業を計画しており、1番目に「子供と女性のいきいきプラン事業」として、イルミネーション設置、ふるさと祭り、地域の風景を絵にしたカレンダー作成、子供の見守り隊などを計画している。2番目に「高齢者とみんなの健康いきいきプラン事業」として、高齢者の給食サービス、サロンの充実などを行う。3番目に「環境美化・営農6次化産品活性化いきいき事業」として、花いっぱい運動推進のための標柱、声かけの標柱、1a農園のためトラクター購入、そばまんじゅうや野菜の自動販売機購入などを計画しているとの答弁でありました。

コミュニティ助成事業については、どの程度の金額から申請ができるのかとただしたところ、コミュニティ助成事業の基準は100～250万円となっている。毎年2地区程度が採択されているとの答弁でありました。

各地区が地域おこしのため取り組まれることはすばらしいが、積極的な所と手を挙げきれない所があると思う。公民館長、ふるさとづくり委員長のこの事業に対する理解の状況についてただしたところ、コミュニティ事業については理解が進み、数件の相談を受けている。過疎地域等自立活性化推進交付金事業については、計画づくりに時間がかかること、会計処理は公会計方式で、事務量が多いと認識されている。他地区の事例も集まっており、今後は事例を示しながら、どの地区でも実施可能であることを伝え、またサポーターの支援方法についても整理していきたいとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消防団員の今年3月末の退団者数、4月の新規入団者数、定数に対しての現在の団員数についてただしたところ、今年3月末の退団者は21名である。新規入団者は4月以降14名である。平成29年4月1日現在の団員数は、松山方面隊が定数90名に対し83名、志布志方面隊が定数242名に対し205名、有明方面隊が定数148名に対し145名となっている。女性消防隊は定数15名に対し15名である。合計で定数495名に対し448名であるとの答弁でありました。

最後に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税過年度寄附返還金の補正予算について、積算根拠をただしたところ、平成29年3月の寄附申込者に対して、返礼品のいちごを送送できなかった事案が発生している。3月までに寄附キャンセルの連絡があった分については、5月までに返金した。それ以降に発生した分については、予算措置されていなかったため、今回補正予算を計上するものである。1万円の寄附申し込みに対しては、返礼品のいちごが2種類あり、それぞれ107件と、487件の寄附申し込みがあったため、合わせて594件分で積算しているとの答弁でありました。

ふるさと納税の返礼品のメニューについては、常時送できない物もあると思うが、その差し替えはどのように行っているのかとただしたところ、返礼品は主にインターネット上に掲載しているが、時期になればその商品を掲載し、時期が終われば「品切れ」の表示や、メニュー上から削除を行っているとの答弁でありました。

ふるさと納税の昨年同時期の額と、現時点での額についてただしたところ、平成28年6月末では3億2,875万8,700円。平成29年6月19日現在で3億2,664万9,600円であるとの答弁でありました。

「市民が親しむ港づくり推進事業」については、どういった経緯で、県と市で負担することになったのかとただしたところ、志布志港内の緑地の管理については、一般質問も受けており、県に対して繰り返し要望を行った結果、今回は増額予算での対応となった。これまでは県の予算だけでは対応が困難であり、港湾振興協議会・建設同志会等のボランティア活動等により緑地の管理に取り組んできたが、そういった取り組みでも良好な景観づくりには至っていなかった。平成30年4月には、さんふらわあ新船の就航も予定されており、市民に親しまれる港づくりのため、今回、県と市の財源で、志布志港のイメージアップを図ることを目的として、予算計上しているとの答弁でありました。

この事業について本会議での答弁は、「本年度の結果を見てから次年度の対応を考える」ということだったが、県からは来年度も継続して補助金を交付してもらえるのか、または市に全て管理委託してもらえるような方針なのかとただしたところ、現在の県費による港湾施設の管理は、部分的で年1回限りの管理しかできていない。県河川港湾課志布志市駐在と協議した中で、市が関与すれば、全ての区域の管理ができる。県の予算については、継続していただけることを確認しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました、所管分の

審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、伊崎田中学校特別教室棟、城南保育所プレハブ仮園舎建設予定地となる松山小学校、田之浦ふるさと交流館、宝満寺公園の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通常、小学校、中学校それぞれに関連する予算については、小学校費、中学校費に区分し計上されているが、今回の委託料については、中学校費で計上されている。来年度以降、小中一貫へ移行していく中で、小・中学校が連携していく内容の予算については、今後、全て中学校費で計上していく考えなのかとただしたところ、予算計上については、財務課も含めて議論したところである。今回は、中学校の危険校舎の跡地に建築するということが、整備する教室数も中学校の方が多ということから中学校費で計上することとした。今後、このようなことがあった場合には、財務課等を含め、その都度、協議していくことになるかと考えているとの答弁でありました。

委託料が2,000万円の高額となった積算根拠についてただしたところ、国の補助金申請をする予定であるため、国が示す積算基準に基づいて算出している。設計業務委託料が上がった一番の理由は、この数年で設計技師の単価が5,000円ほど上がったこと、設計する建物の規模が1,000㎡程度と大規模であるため業務量や経費等が上がるということが主な理由である。また、構造計算に必要なボーリング調査や外構関係の土木設計業務、構造計算業務、確認申請業務、適合判定業務など、行わなければならない業務が多数含まれていることも委託料が高額になった要因であるとの答弁でありました。

小中一貫型教育に取り組む伊崎田小、伊崎田中において特別教室等が共用される整備が進められることから有明地区の中学校の統合は無いと判断できるが、教育委員会として、有明地区の中学校統合に関する議論がされた上での予算計上なのかとただしたところ、伊崎田小・中学校については、小中一貫型の小・中学校としてスタートすることを教育委員会でも議決され、議会においても市長等が説明したところである。志布志地区の中学校については統合されたが、有明地区については、以前実施したアンケートの結果から機が熟していないという判断がされた。現状において有明地区の中学校の統合に向けた議論はされていないとの答弁でありました。

有明地区の中学校については、現状のままでいくという理解でよいのかとただしたところ、統合を望む市民の声も無いとため、統合を進める機は熟していないという判断の下で進めている。

伊崎田小・中については、市のモデルになる市内初の小中一貫型の小・中学校であり、運用していく中で、利点、改善点等を見い出しながら他の校区で活かせるものが何なのかを検証していく。今後、議論がなされる可能性はあると思うが、現時点において統合は考えていないとの答弁でありました。

小・中学校共に、特別支援学級の児童生徒への指導充実を図るためのiPad（アイパッド）や潤ヶ野小の転入生分のタブレット型パソコンが追加導入されるが、今後の導入計画はどうなっているのかとただしたところ、昨年度については、モデル校7校、潤ヶ野小、田之浦小、森山小、泰野小、安楽小、伊崎田小、志布志中、トータルすると153台を導入した。その他の学校については、2台から3台しか導入されていないため、来年度の8月いっぱいまでリース契約満了を迎えるその他の学校に導入されているパソコンを、昨年度導入したタブレット型パソコンに入れ替えていく計画であるとの答弁でありました。

教育総務費、教職員住宅管理費の中で維持補修用材料としての原材料費が10万円、小学校費、学校管理費の中で同じく原材料費が20万円、中学校費、学校管理費の中で原材料費10万円が計上されているが、6月補正で増額される要因についてただしたところ、今年度4月から小学校においては、森山小、潤ヶ野小、中学校においては、有明中などで新たに特別支援教室が設置されたことにより、特別支援のための教室を確保する必要がある。そのため、既存教室を二つに仕切る壁の設置に伴い、木材やボード類を大量に購入する必要があることから、学校管理費の原材料費に不足が生じたため増額するものである。また、教職員住宅管理費の原材料費については、4月の定期人事異動に伴い、老朽化の著しい住宅について、急きょ修繕が必要となったことから、既定予算でその材料等を購入したため、1年間を想定した既定予算に不足が生じたところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、伊崎田中学校特別教室棟改築事業については、小中一貫教育推進に伴う一体的な施設整備の始まりと理解できた中で、当面無いとされてきた有明地域の中学校統合の今後の方向性によっては、施設整備の必要性の判断に影響するのではとの意見等もあり、有明地域の中学校統合の今後の見通し等について確認するため、市長、教育長への総括質疑が必要との結論に至りました。

主な質疑としまして、伊崎田中学校特別教室棟改築工事に向けた実施設計業務委託に係る予算が計上されているが、今後の施設利用については、小・中学校が併用するという説明であったことから、小中一貫教育を推進するための施設整備と判断できるが、一方で、有明地域の中学校の統合については、アンケート調査結果や地域住民の声等から「機が熟していない」「当面は考えていない」との市長答弁がされてきた経緯がある。今回計上されている実施設計業務委託に係る予算の可否の判断に影響する、有明地域の中学校統合の今後の方向性についてただしたところ、市長からは、有明地域の中学校の統合については、坪田教育長の時代から協議してきたところである。その結果として、地域の方々が統合を望まれていないとの結論を考慮し、統合は考えない形で教育体系が存続していくという方向に基本的にはなっている。3期目の市長選のマニフェストに掲げた小中一貫教育の推進についても、保護者や地域の方々の理解が得られる地域でモデル的に取り組んでいくとしていたため、今回、伊崎田の小学校、中学校での小中一貫教育が進められる状況になったところであり、今回提案している予算についても危険校舎整備に資する実施設計業務委託に係る予算となっている。そのような経緯を踏まえた流れの中での取り組みであるため、

有明地域、もしくは、志布志市全体での今後の中学校統合については、今の段階では、考えておらず、近い期間においてはあり得ないとの答弁でありました。

教育長からは、小中一貫教育、コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民の意見を尊重した上で進めていくということを基本的なスタンスとしていることから、市内の全ての学校の意向を確認した結果、伊崎田小・中学校が選定されたところである。有明中と宇都中の統合については、川西地区、川東地区共に「統合は望まない」という声が多い状況や、教育委員会で試算した今後5年間の有明中、宇都中の生徒数の増加が見込まれることから、当面は現状のまま、統合無しで推移できるのではないかと考えている。学校は、地域の文化であり、要となる存在である。行政主導で統合等を実施している自治体もあるが、基本的なスタンスとしては、特に小学校の場合は人数が少なくても行政主導で統合等を行うものではないということを市長と共有している。最終的には保護者や地域の方々の統合や小中一貫教育推進を求める声があつてはじめて具体的な取り組みとなっていくと思う。今のところは、市長と同じように統合ということは考えずに進めていけたらと考えているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、体育施設費の財源が振り替えられる予算の補正についてただしたところ、当初予算では充当の無かった県補助金を1億円増額し、地方債の全額1億1,250万円を減額し、残りの事業費1億5,000万円のうち、スポーツ振興くじ助成金5,440万円、ふるさと志基金9,560万円をその他財源として充当することとした。

その結果、当初1億3,750万円の充当を見込んでいたふるさと志基金については、地方債の差額1,250万円を増額することとなったが、スポーツ振興くじ助成金5,440万円を充当し、当初より4,190万円の減額となったとの答弁でありました。

田之浦ふるさと交流館の駐車場舗装工事とあわせ、ドクターヘリの離発着場が整備されるようだが、社会教育費での支出に関する協議はされたのかただしたところ、地域振興課、総務課、企画政策課、生涯学習課の4課で協議してきたが、最終的に施設管理者である生涯学習課での予算要求がいいとの結論に至ったとの答弁でありました。

宝満寺公園園路整備事業石橋復元工事について、県の支出金が充当された経緯についてただしたところ、宝満寺については、県の指定文化財であることから、県の文化財保護の補助金を検討したが、文化財関係の補助金は150万円が上限となっているため、効率的な補助事業という観点から地域振興推進事業に申請していた。宝満寺の整備については、前年度も地域振興推進事業を活用し整備がされたこともあり、石橋の倒壊により宝満寺周辺の周遊が阻害されているという理由から採択されたと聞いているとの答弁でありました。

宝満寺公園園路整備事業石橋復元工事に関連し、復元工事を担う石工の存在と復元のための石材の確保についてただしたところ、平成21年度に実施した石橋の解体修復工事については、市内の造園工事を行う業者を指名に入れ入札したところであり、今回も市内の造園工事を行える登録



事業者を指名したいと考えている。石材の確保については、石橋の倒壊を受け、工事費の積算を依頼した市内の業者を介して鹿児島市内の石材を専門に扱う業者が来られ、石橋の詳細な寸法の計測をされた際、石材については日南市の鈇肥石が同一素材だろうということを聞いている。工事発注の際に同一素材による復元を条件に指定するのか、あるいは、同等のものとするのかについての協議が今後必要となる。発注の際、仕様書で条件付けていきたいとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、自動車騒音常時監視に関する調査委託料が計上されているが、調査路線の選定はできているのかとただしたところ、まだ選定していないが、県道志布志福山線を軸に、交通センサス等を参考にしながら交通量の多い路線、大型車の通行が多い路線等を考慮しながら選定したいと考えているとの答弁でありました。

自動車騒音常時監視に関し、限度超過があった場合の要請は県に対して行うのかとただしたところ、自動車騒音常時監視の調査路線については、市で選定することから国道、県道に関わらず選定可能であり、限度超過が確認されれば道路の管理主体に関わらず、都道府県の公安委員会に対して、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することになるとの答弁でありました。

パスポート発行事務について、年間の実績と件数に応じた手数料等の収入についてただしたところ、平成28年度については、256件の発行実績となっている。1件あたり993円が交付され、均等割り交付金が一律2万円交付されている。申請の際必要となる収入印紙については国の収入、収入印紙については県の収入となるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、保育所等整備交付金事業について、補助金978万3,000円の増額補正となっているが、全体事業費にも変更があったのかとただしたところ、国の補助限度額の改正により増額補正をお願いするところである。概算設計の段階で総事業費は算出されており補助金が増額されることで設立者の負担は減ることとなるが、総事業費についても細部の見直しがあったことや面積についても当初の段階よりも広くなった形で設計されているため、総事業費は増加しているとの答弁でありました。

保育所等整備交付金交付要綱の改正時期についてただしたところ、平成29年3月31日の改正である。同日付けで通知が来ており、4月1日の施行となっているとの答弁でありました。

最後に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康づくり費で嘱託職員1名が採用されるということであるが、志布志市の嘱託職員の採用基準では、年度途中の採用であれば、臨時職員として採用することとしている。年度途中で嘱託職員として採用する理由についてただしたところ、公用車使用の問題が

あった。基本的には、「公用車の使用は嘱託職員に限る」としており、臨時職員については例外的に「特段の事情があったときに配慮する」となっている。そのため、想定される業務については、公用車の使用が必要であることから、嘱託職員での採用をお願いしたとの答弁でありました。

嘱託職員の具体的な業務内容と嘱託職員としての採用に関する総務課との合議等の状況についてただしたところ、業務については、平成28年度の戸別訪問で面会できなかった方を中心とした訪問受診勧奨業務となる。面会できなかった対象者は、1,674人となっており、その方々の特定健診受診率向上を図るものである。今回の嘱託職員採用に関する補正予算については、総務課との合議によるものであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

先ほど、市民環境課分について、平成28年度分についてパスポート発行の実績について報告をいたしました。申請の際、必要となる収入印紙については、国の収入、収入証紙については、県の収入となる」との答弁でありました。これを県の収入について、「収入印紙」と報告しましたけれども、「収入証紙」の誤りでございます。訂正をお願いします。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、審査に資するために、耕地林務水産課関係について「地域振興推進事業（おおすみ山の景観ポイント整備事業）」の現地調査を実施し、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、空き家リフォーム助成事業について、今回、利用者の増加に伴う増額であるが、昨年度と比較してどれぐらい増えているのかとただしたところ、昨年度は5件の実績であったが、本年度は現時点で4件の実績となっている。今後も更に4件の申請が見込まれているとの答弁でありました。

空き家を将来的に貸家として利用するため、リフォームを行う場合は、助成の対象となるのかとただしたところ、貸家業を営む場合は対象にはならないが、建築時に個人が自己の居住として建築した住宅であれば、助成の対象となる。またリフォームを行う際には空き家バンクへの登録も呼びかけているとの答弁でありました。

昨年度実績の5件の入居率と市内、市外のどこからの入居かとただしたところ、5件全てに入居されており、全て市内からの入居であるとの答弁でありました。

橋りょう点検業務の財源を地方債から一般財源に振り替えた理由として、点検結果により翌年度に修繕工事を行う場合が起債対象で、点検のみの場合は起債対象外ということだが、事業化する際の判断はどのようになされたのかとただしたところ、当初は点検業務が公共施設等適正管理推進事業の起債に該当するとの判断で予算を計上していたが、その後、点検のみ場合は、通常の維持管理にあたるため、起債の対象外という結果となった。この結果を受け、職員対応による点検を行うなどして、できるだけ一般財源を抑えるよう努力していきたいとの答弁でありました。

本年度は何箇所かの点検を予定していたのかとただしたところ、本年度は40箇所の点検を計画しているが、小規模の橋については、なるべく職員による定期点検を実施し、コスト削減に努めていくとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、産地パワーアップ事業について、今回導入予定の被覆資材であるバロンスクリーンの詳細についてただしたところ、バロンスクリーンはいわゆる「寒冷紗（かんれいしゃ）」のことであり、遮光率も85%と通常よりも高く、これによりお茶の甘みを増す効果が期待できる。今回導入する面積は10.6haで耐用年数は約10年であるとの答弁でありました。

今年の1番茶、2番茶の状況についてただしたところ、1番茶については、早場地帯の収量は少なかったが、連休明けの生産で収量が回復し、前年度比107%の生産額となった。2番茶については、昨年より5%から10%ほど高い価格となり、厳しい状況ではあったが、まずまずの結果であったとの答弁でありました。

本事業の今後の予算確保の見通しについてただしたところ、抹茶については、海外でも需要が高く、原料となるてん茶の生産が本市の特徴を活かした栽培体系となっており、今後も事業採択が見込めるものと考えているとの答弁でありました。

煎茶とてん茶の1kgあたりの価格はどれぐらいかとただしたところ、1番茶の価格で煎茶が1,800円台、てん茶が3,200円台であるとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域振興推進事業について、国際の森周辺の草木の伐採等は年間どの程度行っているのかとただしたところ、除草作業については、お釈迦まつりやみなとまつりのイベント前の時期などを含め年4回程度行っており、展望台周辺及び林道沿いの法面の伐採を作業員で対応しているとの答弁でありました。

農業・農村活性化推進施設等整備事業のその他財源として、9万6,000円の地元負担が計上されているが、積算根拠についてただしたところ、この事業は山重地区の用水路改修工事であるが、用水路の改修の場合の地元負担率は事業費の5%となっており、地元の水利組合が負担すること

になるとの答弁でありました。

松枯伐倒駆除作業委託について、今回の対象地区は通山地区ということだが、他に伐倒駆除を予定している地域はないのかとただしたところ、保安林内に春先に枯れた松が残っているが、秋頃に伐倒駆除を行う予定で県へ予算要求しているとの答弁でありました。

伐倒駆除後の処理方法についてただしたところ、伐倒後に薬剤を散布してシートで覆い、2か月程度経過した後に持ち出しを行うよう、県からの指導を受けながら処理を行っているとの答弁でありました。

林道整備事業八野線の事業の完了時期についてただしたところ、当初予算で800mの工事費を計上しているが、県から来年度分の前倒しの内示があったため、今回の補正分で本年度中に事業完了予定であるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号、平成29年度志布志市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

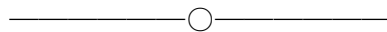
これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、各所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第8 議案第38号 平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第38号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第38号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経

過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長のほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、歳入、歳出共に延滞金が計上されているが、対象者は何人なのか。また、還付加算金については、厚生労働省のシステムのエラーによるものとの説明であったが、入力の間違ったのか、システムの不具合なのかとただしたところ、延滞金の対象者は、6月1日現在で10人となっている。還付加算金については、国が提供している軽減判定システムにおいて、設定誤りがあることが平成28年12月に厚生労働省から公表されたことに対応したものである。内容については、世帯主本人、又は、本人以外の被保険者である世帯員が、青色事業専従者給与を支払っている者や年金収入が120万円を超える青色申告者等について、当初からの軽減判定システムに誤りがあったことに起因するものであるとの答弁でありました。

軽減判定システムの改善状況についてただしたところ、軽減判定システムの設定誤りにおける対応については、現在、国から提供されたツールを用いて再計算をし、賦課している。標準システムの改修完了時期については、平成31年4月頃が見込まれているとの連絡を受けている。それまでは、応急的に使用している現在のツールを用いて賦課されることとなるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第38号、平成29年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第39号 平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第39号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第39号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの予算書による説明では、今回の補正は、国民宿舎ボルベリアダグリの温泉施設配管の修理に伴うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修繕料の既定予算額では不足するのかとただしたところ、今回の修繕は緊急性があるということで、緊急用として予算計上している修繕費100万円で休館日にあわせて対応するものであり、その緊急用の修繕費を元に戻すものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号、平成29年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（岩根賢二君） 日程第10、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分

の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月20日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、日本国憲法第26条第1項、義務教育費国庫負担法第1条において、教育の機会均等の保障や国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等と、その水準の維持向上を規定している。法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指すための教職員定数の改善や教職員確保と適正配置を行うためには、必要な財源を安定的に確保することが不可欠であるとする。

以上のような点から、義務教育費国庫負担制度2分の1復元等に関しては、お願いできれば有り難いと思っているとの説明があった。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、教育現場の課題解決や子供たちの適正な学びの環境を維持していくためにも、国の施策としての財源保障を求めていく必要がある。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致をもって、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

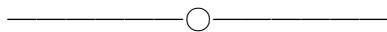
お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

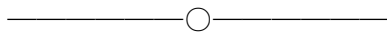
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告の

とおりに採択されました。



○議長（岩根賢二君） 日程第11、発議第2号から日程第13、発議第3号までの3件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。



**日程第11 発議第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について**

○議長（岩根賢二君） 日程第11、発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書について趣旨説明を申し上げます。

陳情第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会と別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、学校現場における教職員の働き方、労働時間に関し、7割から8割の教員が過労死ライン相当となる1月80時間の時間外労働となっているとの報告があり、その1割は既に精神疾患に罹患している可能性が高いことが明らかとなっております。

将来を担う子供たちを育む教育現場において、教職員の人間らしい働き方の確保に資する長時間労働の是正のための教職員定数改善については、国が施策として取り組むべき課題であります。

また、憲法が要請する教育の機会均等の保障に資する複式学級の解消については、独自財源による定数措置が行われている自治体もありますが、厳しい財政状況下においては、地方財政の圧迫は避けられず、自治体の多くは国の制度の下での対応を採らざるを得ない状況となっております。

全国どこに住んでいても、子供たちが一定水準の教育を受けられる憲法上の要請に応えるためにも、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率3分の1を2分の1に復元し、国の施策として財源を保障するとともに、豊かな子供たちの学びを国として保障する必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 伊達忠一、内閣総理大臣 安倍晋三、財務大臣 麻生太郎、総務大臣 高市早苗、文部科学大臣 松野博一、でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。



○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。  
お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました発議第2号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

（外山文弘君退場）

#### 日程第12 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 日程第12、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月30日をもって、任期が満了する外山文弘氏を引き続き副市長に選任したので、議会の同意を求めるものであります。

外山文弘氏の略歴につきましては、別紙の説明資料に記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第2号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

（外山文弘君入場）

ただいま、同意第2号において同意されました外山副市長が議場におられます。

再任に際し、一言ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、発言を許可します。

○副市長（外山文弘君） ただいま副市長の選任にあたりまして、同意いただきましてありがとうございます。

また、このような挨拶の機会をいただきまして、有り難く思います。

私、これまで4年間、重い責務の中ではございましたけれども、職員時代に経験できなかった貴重な経験をさせていただきました。また新たな知識もいろいろと学ばせていただいたところでございます。

この4年間の貴重な経験を次期就任にあたりましては、本田市長の補佐役として、この経験を十二分に生かし、本市の市政発展に寄与したいと考えております。

本市が定めました第2次志布志市総合振興計画の中で目指します「未来へ躍動する創造都市志布志」の実現のために精一杯頑張る所存でございます。

また、議会の皆さん方とも議論しながら、この実現のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。市民の皆様と議会の皆様、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。

〔拍手〕

○

### 日程第13 発議第3号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、発議第3号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明いたします。

提出の理由は、第2次志布志市総合振興計画基本構想の策定による、新たな市の将来像が定められたことに伴い、条例中の第1次志布志市振興計画における市の将来像を引用している部分を改正する必要があるため提案するものであります。

改正部分は、第1条中の引用部分である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を削除し、その後に「目指す」を加え、「本市の目指す将来像を実現することを目的とする」に改めるもので

あります。

詳細につきましては、新旧対照表のとおりであります。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

—————○—————

午前11時45分 休憩

午後1時13分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） それでは、会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第14 議員派遣の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定につきましては、会議規則第170条第1項の規定により、お手元に配布してある内容のとおり決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は、配布してある内容のとおり決定しました。

—————○—————

#### 日程第15 閉会中の継続審査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配布してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成29年志布志市議会第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後1時15分 閉会

—————○—————